
北陸大学教職員組合 二十年史

2015

北陸大学教職員組合

北陸大学教職員組合二十年史

巻 頭 言

北陸大学に教職員組合が結成されて、はや20年が経過しました。20年前の7月5日、周辺道路に職員を配置するなど、法人側の仰々しい監視をものともせず、多くの教職員が決死の覚悟でKKR会館加賀（現KKRホテル金沢）に集結し、教職員組合が結成されたのですが、当時の情景は今でも私の記憶に鮮明に残っています。初代執行委員長の土屋隆先生による結成宣言のご挨拶の中で、特に印象深いものは「本来、大学というのは、組合などがなくてもよい、真に開かれた場所であるべきではないでしょうか」というお言葉です。そう、まさに北陸大学では開学当初の頃に比べ、組合結成が必要なくらい、教職員は職場環境において自由を奪われ、日々の生活において不安を感じるような状態に変わっていたのです。経営の独裁体制が進む中、私たち教職員の身分が法的に保護されるには、組合結成以外に道は残されていませんでした。

組合結成当初は、大多数の組合員に支えられていたお陰で、法人も教職員への待遇を考えるようになったかに見えましたが、その裏で組合の切り崩しのために法人の画策が始まりました。その間、「裸の王様」を始めとする童話に例えられるような事例がいくつも生じ、組合のみならず北陸大学そのものが傷つけられました。当時の独裁者およびその取り巻きは、童話の教訓を身に付けていなかったのではないかと、と思われるほど、非常識な弾圧や陰謀が横行したのです。

「水を飲むとき井戸を掘った人の事を忘れてはならない」という中国の諺を、北元喜雄元理事長は公の席で多用されていましたが、ご本人はどの程度それを実践されていたのでしょうか。今となっては定かではありませんが、北陸大学を窮地に追い込んだ責任は、万人が認めるところでしょう。北元喜雄氏による理事長独裁体制構築後、後任理事長の北元喜朗氏はそれを加速して、その結果、北陸大学は暗黒時代を迎えたのです。北元喜朗氏は、本来なら反面教師とすべきヒトラーや金正日の独裁体制・恐怖政治を学んで気に入ったのか、北陸大学において実践していたと思わざるを得ません。少なくとも、水を独占しようとしていた人に対し、私は「水を飲むとき井戸を掘った人の事を忘れてはならない」の言葉を贈りたいと思います。

2013年2月26日、北陸大学に思いがけない転機が訪れました。多くの組合員を含む北陸大学正常化有志の思いがついに結実し、北元喜朗理事長退陣という形で独裁体制が崩壊したのです。組合の長年の苦闘が報われた瞬間でありました。物事が起こるのは原因があるからに外なりません。「過去があるから現在がある、組合があって本当によかった」と私は痛感しました。定員割れなどに苦しむ現在の北陸大学が真に正常化するには時間を要すると思いますが、「そうしたい」という意志がある限り、実現することを信じてやみません。幸いにして、現在では法人と組合の間に正常な関係が生まれています。小倉勤理事長も組合との交渉に参加され、妥結により教職員の待遇を決めるシステムができています。

歴史を学ぶ主目的は、先人たちの行動を教訓に、失敗を起こさず、よりよい人生や社会を築くためと私は認識しています。悪い事象については「歴史は繰り返す」とならぬようにしたいものです。本冊子は、組合活動で大変な思いをされてきた方々による寄与で成り立っています。ぜひ読者の皆様にも、そういう先輩方へ感謝の念を込めながらご一読いただきたいと存じます。また、本冊子が皆様の人生の糧になれば幸甚です。

平成27年(2015年)11月30日

北陸大学教職員組合執行委員長 荒川 靖

目 次

巻頭言

第1部 はじめの8年(1995～2003年)	1
はじめに	2
Ⅰ 教職員組合の概要	4
Ⅱ 組合結成とその背景	5
組合結成の背景	5
組合結成	8
理事会の対応	11
Ⅲ 組合結成の成果	15
賃金の大幅改訂	15
期限付き雇用の撤廃	16
オリンガー講師解雇事件	18
Ⅳ 理事会との軋轢	21
不当配転事件	21
名誉教授称号授与拒否事件	22
盗聴事件	24
緊迫の2年と「組合ニュース」	25
文部省(当時)の行政指導と上申書	27
スト権確立と街頭行動	31
スト権確立	31
街頭行動	33
北元理事長退陣要求	35
学生の北元理事長退陣要求	36
Ⅴ 大学民主化(大学正常化)運動	38
「学長・学部長公選制」要求運動と衛藤問題	39
学長退陣要求	41
次期学長の理事会決定無効確認訴訟(1)	41
裁判に臨んで	41
裁判	43
原告の主張	43
被告の主張	44
学長候補者自主選挙	45
和解協議	50

「学長・学部長公選制」運動再開と学部の動き	52
全学教授会の学長・学部長選任規定審議(1) 審議経過	53
「大学正常化を目指す教職員有志の会」の運動	56
全学教授会の学長・学部長選任規定審議(2) 議決	59
学長選挙	59
学長・学部長等の理事会決議無効確認訴訟(2)	60
判決	60
訴訟の総括とその後の経過	61
VI 賃金及び労働条件交渉	65
組合の基本的要求	65
要求(交渉)項目	65
交渉経過	66
賃金	66
2002年度までの賃金交渉総括	70
教員業績評価導入	70
労働条件	71
雇用契約・休暇	71
育児休暇	72
 第2部 あとの12年(2003～2015年)	 73
 I 外国語学部・法学部の2学部廃止	 76
略年表	76
「教育改革」と学部廃止	77
法人理事会の廃止理由	77
「教育改革」と検証	78
学部側の見方	79
「教育改革」と組合	81
学部廃止と入学志願者減	81
2学部廃止と薬学部定員増に対する「組合ニュース」の見方	82
II 新学部設置と解雇問題の発生	84
新学部設置の問題	84
解雇問題の発生	85
法科大学院不認可と理事会刷新要求	87
学部廃止と新学部 組合の総括	87
理事長一元化体制	92
新学部設置後の経過	93
III 不当労働行為救済申し立て事件 ―6年制薬学部担当外し問題	98
事件に至る経過 ―6年制薬学部担当外しのプロセス	98
薬学部刷新準備委員会、6年制薬学部設置準備委員会、人事委員会	98
担当外し	99

石川県労働委員会における救済申し立て事件	101
「組合ニュース」の報告	106
中央労働委員会再審査	108
私大教連の支援	111
IV 雇用契約上の地位確認等請求事件	113
事件に至る経過－2学部廃止から組合員整理解雇へ	113
「組合ニュース」が伝える解雇問題	114
地位保全・賃金仮払い 仮処分申し立て	119
「雇用契約上の地位確認事件」 第1審	123
「雇用契約上の地位確認事件」 控訴審	128
「組合ニュース」の報告	130
解雇撤回裁判の全体を通じて	132
支援活動－「田村・ライヒェルトを支援する会」	133
勝利的和解と理事会の責任	134
V 賃金交渉	136
2003年以降の賃金交渉	136
賞与概念の変遷	137
損害賠償訴訟	138
不毛な給与改定交渉	139
VI 大学正常化への希望－北元理事長の失脚－	140
特別寄稿	142
寄稿	149
資料編	157
北陸大学教職員組合歴代執行委員	158
北陸大学教職員組合規約	163
組合年表	169
編集後記	174

第1部

はじめの8年

(1995～2003年)



はじめに

初代委員長が語る北陸大学教職員組合結成の理由は何ともユニークである。というのは、「組合が必要でない大学にするために組合を作った」というのが、組合パーティ挨拶等での口癖だった。この逆説的抱負が示すように、本教職員組合は「恥ずかしいくらい政治性のない」組合として誕生した。しかし、それは決して穏健の意味ではない。組合は自分たちの大学のあり方に対する一人ひとりの危機意識から出発しており、組合は生い立ちから経済的要求以上に大学正常化を強く希求していた。事実、組合は、大学の私物化を一貫して批判し、異議を申し立ててきた。その歴史は、大学の私物化に反対する真剣な取り組みゆえに、大学法人理事長独裁体制との絶えざる闘いの歴史であった。

この組合史は、結成10年の節目に「組合十年史」として企画された。それは組合史であると同時に、もう一つの大学史を意図したものであった。つまり、理事会は10年ごとに大学史を発行してきたが、それはあくまで理事会側の視点から記録した大学の記録にすぎない。組合の視点から見た大学史はある部分で必然的にそれと対立する。しかし、批判的に補完するものがあって初めて北陸大学のリアルな歴史の実録となり得る。見方によっては、裏面史の要素を含む記録によって大学に幻滅を感じる向きもあるかもしれない。逆に、恐れずに真実に向き合った教職員たちに誇りを見いだす向きもあるかもしれない。いずれにせよ、組合は自らについて大学について、組合の視点から見た事実を記録する。その目的は、組合と大学の次なるステップへの道標となることである。

ところで、「組合十年史」の執筆に取りかかった矢先に深刻な労働争議が発生した。組合所属の薬学部教員排除事件と旧外国語学部教員及び旧法学部教員の解雇事件である。組合はOBの力も借りて総力をあげて事件に取り組んだ。事件は労働委員会及び裁判所の係争事件となり、直接の当事者のみならず組合関係者も膨大な量の陳述書を作成しなければならなかった。この事情から、当面組合史の執筆を延期せざるを得なかった。加えて、その後の労働委員会や法廷における闘争も、組合の重要な歴史として記録されることが必要となった。

労働委員会や裁判所に提出された陳述書では、事件の背景を示すために組合関係者により組合の闘争史が詳細に記述された。また、創刊以来300号を超える「教職員組合ニュース」（以下「組合ニュース」と略記）は、組合の歴史資料そのものである。新たに構想された組合史ではこれらからの引用を多用する。なお、労働委員会（石川県労働委員会）及び裁判所（金沢地方裁判所）ではそれぞれ組合の主張を認めた決定、原告組合員勝訴の判決が出され、上級審においてもその延長上の和解が成立した。代理人弁護士は原告の陳述書及び提出証拠を基に弁論を展開したので、陳述はその真実性が大筋客観的認定を得たものと思量される。

その後、2013年2月26日に、組合設立の契機となった北元喜朗氏が言わば側近の内部告発により大学を追われた。大学では稀な事件である。北元体制の崩壊によって大学がどう変わるかはまだ明らかではないが、大学のみならず、組合の有り様にも大きな影響をもたらすものと予想される。しかし、この小史では北元退任事件の詳細には触れず、概ね裁判終結までを一つの区切りとして記述することとする。

第1部は大学正常化・民主化運動の激しかったはじめの8年の記録である。



I 教職員組合の概要

教職員組合の加入者が所属する私立北陸大学は1975年に「自然を愛し、生命を尊び、真理を究める人間の形成」を建学の精神として、薬学部（薬学科・衛生薬学科）の単科大学として設立された。その後、1987年に外国語学部（英米語学科・中国語学科）、1992年に法学部（法学科・政治学科）が増設され「日本海側唯一の私立総合大学」となった。しかし、増設された2学部は2007年に廃止され、その4年前の2003年に未来創造学部が新設されて2学部から成る大学として現在に至っている。

教職員組合は1995年7月5日に結成され、翌年の3月上旬に私大教連（日本私立大学教職員組合連合）から加盟を承認された。結成時には約160名の加入者（当時非公開）があり、教員に関しては実に7割以上、事務職員を含めても5割以上の組織率となった。当時の全国的な教員組合の組織率からすればこの組織率は驚異的である。この組織率は教職員の思いと期待の現れであり、組合の性格を規定した。

組合の具体的な目標及び活動は、学内民主化運動、給与、研究・労働条件の改善、理事会による不当労働行為に対する闘争であった。これらに係わる要求実現のため、歴代委員長及び執行委員のリーダーシップの下、年次ごとの組合大会や臨時総会により活動方針を採択し、団体交渉を基本に、大学には珍しい街宣や署名活動なども含め、各種の要求活動を精力的に展開した。また、「組合ニュース」を発行して大学の現状と組合活動を報告し、組合員の団結を固めた。

しかし、組合活動の主要な場となるはずであった団体交渉では、設立初期の給与交渉こそ「大幅な昇給」を以て給与是正に成功したが、その後の給与交渉や不当労働行為は団体交渉によってはほとんど解決しなかった。それゆえ、多くの深刻な問題は地方労働委員会（石川県労働委員会）、中央労働委員会、地方裁判所、高等裁判所に持ち込まれた。

「組合ニュース」は随時発行され、2011年末までの17年間に300号を超えた。この数字は、組合、あるいは北陸大学がいかに多くの問題を抱えていたかを物語る。執筆、編集は主に執行委員が担当し、組合員の眼となって問題の所在を報告した。

労使間の諸問題は、公的機関を通じ組合の主張に沿って解決したものもあり、いまだに解決の見通しの立たないものも多い。また、民主化闘争においては全学的な運動として「大学正常化」に取り組み、学長、学部長の選任方法では一定の成果を上げ、学部運営が改革された。しかし、これはその後一方的に元に戻された。現在、任期制の導入などにより新規加入者が先細りし、定年退職、他大学転出とともに組合員は減少傾向にある。

II 組合結成とその背景

組合結成の背景

北陸大学は教育界、政財界の多くの人々の様々な思いを集めて石川県金沢市に発足した。初代理事長の林屋亀次郎氏は、それを代表し、開学式典の式辞で創立の高邁な理想と大学の有るべき姿について訓示した。そこで述べられた、『『地上にあるものの中で、大学ほど美しいものはない』』といった言葉をそのまま本学に具現したい」とする願いは、北陸大学の正統性の根拠となるべきものを内蔵している。そして、ある意味、組合の不要な大学にするのが目的、という初代執行委員長の抱負と符合する。

このような創立者の願いの下に、各地から参集した教職員は新しい天地で学部の実を目標に邁進した。薬剤師国家試験合格へ向けてスクラムを組み、同時に、大学院修士課程、さらに博士課程の設置へ向けて文字通り昼夜を分かたず努力し、大学院前期（修士）課程は最短期間で実現した。同後期（博士）課程はその頃発覚した理事会の不祥事によって予定より2年遅れたものの、金沢大学に先んじての認可であった。

しかし、創立者が他界し、創立に関わった理事たちが退任した頃から、大学経営が変質してきた。即ち、1991年頃から一部理事、正確には後に実父北元喜雄氏から引き継いで理事長となった北元喜朗氏と、その意を受け追随した直属部下たちの専横が、教学を含む大学経営全般にわたって顕著になってきた。

事務局においては、深夜に至るサービス残業などの過重労働のみならず、大学においてはあり得ないようなハラスメント事件が頻発し、職員の退職者が急増した。正確な数字として、1994年5月の職員名簿記載の日本人一般事務職71名中、翌年の組合結成までに11名が退職している。教員についても退職者は同様に多数に上った。教職員組合の初代執行委員長によれば、教職員270名の職場で組合結成前数年の離職者数は80名超に上った（「組合ニュース」97.10.2号外）。外国語学部教員についてみると、1991年から1995年までに定年退職者を除いて17名が退職している。

就業規則の改悪、給与・退職金規定の改悪、教員人事規定の改悪等による教授会の形骸化、一方的な勤務条件の改悪、サービス残業の横行等が続発した。例えば、組合結成後、申し立てを受けた監督官庁の命令により回復した事務職員の残業報酬は数千万円に上った¹。教学面においては、専横的大学運営に批判的な外国語学部学部長、学科主任が任期半ばにして辞任を強要される事件があった。さらに、外国語学部学生に対するいわば私的懲戒事件（ビラを掲示・配布して理事長世襲を批判した学生に対して、学生委員会等の学内機関の手続きに拠らず理事長主導で監禁調査・懲戒）が発生した。こうしたことから大学を護るために教職員の中で組合結成の気運が高まった。

¹ 残業報酬に関わる組合の申し立て及び監督官庁の命令は、その後2009年まで数回に及んだ。

初代委員長土屋隆氏は後年発生した不当労働行為事件（石川県労働委員会係争事件、以下「石労委北陸大学事件」と略記）の陳述書で組合設立の動機について陳述している。

昭和50年に薬学部のみで開学した北陸大学では、当初は理事会と教職員との間にはさほどの対立もなくお互いに協調しつつそれぞれの職分に応じて大学運営が行われていて、昭和62年には外国語学部が開設され、比較的順調に発展していた。ところが、当時の理事長北元喜雄氏の長男で代議士（石川県選出）の秘書をしていた北元喜朗氏が昭和62年に突然法人部長として事務局に入り、事務局長を経て法人の専務理事となった平成2、3年頃から、北元父子は今までの理事達を次々と辞めさせて自分たちの意に沿った人達だけで理事会を固め、平成6年には理事長職を世襲的に息子に譲ってしまった。それと平行して、理事会は教職員に対して抑圧的になり、就業規則をはじめとする諸規定を矢継ぎ早に変更して理事長に権限を集中させ、教学事項にまで理事長の個人指導が強化されるようになった。その結果、研究・労働条件や待遇が極端に悪化の一途を辿った。受験人口は、間もなく激減することは確定的であり、当時のまだピークに近い状態のうちに大学を正常化しておかなければ、今後の本学は生き残れないのではないかと危惧された。しかし、建設的な意見であってもそれを聞く耳を理事会は持たず、「文句があるなら辞めていただく」と言論の自由までも封じられつつあった。個人で正常化・改革を唱えると懲罰の対象とされる恐れがあったので、法で保護されている労働組合を組織して、その組織で職場環境の正常化活動をするのがよいとの外部からのアドバイスも受けて、教職員組合の設立に踏み切ったのである。（石労委平成18年北陸大学事件土屋陳述書）

組合結成前の教学の状況については、外国語学部英米語学科主任及び教務委員長の経験者であり、長く組合書記長を務めた岡野浩史氏も、石労委事件において、主に外国語学部教授（当時）の経験から教授会の形骸化、教学を運営する学長・学部長の、理事会選任による弊害、大学運営民主化の必要性について具体的に陳述している。

《教授会の形骸化》

教授会からは人事権が剥奪されました。規定を理事会が勝手に変えてしまったのです（正式決定は平成3年10月4日の第86回理事会においてでした）。北元（喜朗）現理事長が大学運営の中心となるまでは、人事の最終決定権は理事会にあるとはいえ、採用・昇任いずれにおいても、他大学と同様に、教授会において人事委員会を組織し、教員が主体となって行ってきました。それがいつのまにか、法人側が教員の人事までも行うようになり、特に新任教員の採用については北元現理事長の意向が強く反映されるようになったのです。そして、教授会は、採用については、法人側が採用を決定した新教員を形式的に承認するだけの機能しか持たなくなりました。書類の上ではあくまでも教授会が審議をして教員として認めたかようになっていても実質は理事会の押しつけにすぎない人事が頻繁に横行するようになりました。そして、その人事に反対することは許されませんでした。（石労委平成18年北陸大学事件岡野陳述書）

陳述内容は、組合結成前の異常な事態だけでなく、間もなく起きる学長・学部長公選を目指した民主化運動にも係わる証言であるので引用を続ける。

《法人の選任による学長・学部長体制の問題点》

平成5年に、私は英米語学科の主任および外国語学部教務委員長を命じられました。また、同時に久野学長の直属の自己点検・自己評価の専門委員会の委員も命じられ、北陸大学の状態について中枢部に近い立場で知ることになりました。そこでわかりましたことは、法人側に対して、特に北元理事長に対して、久野学長がほとんど何の力もないということでした。それどころか、教学の代表であるはずの学長が平気で教員を裏切るようなことをすることがわかりました。典型的な例がタイムカードの導入です。

タイムカードは平成5年の秋に導入されました。これにより全教員の勤務時間がすべて記録され、教員がキャンパスにいるかいないかが電光掲示板により示されることになりました。この導入については、各学部の代表の教授からなる全学教授会の席上、久野学長からは「学生の便宜を図るため」という説明がありました。これに対して、勤務評定の手段ではないのかという質問が教員側からあり、学長は、あくまで学生のためであり勤務評定には使わないと明言をしました。ところがその後まもなく、「タイムカードの状況で教育に対する姿勢を見る」という趣旨の通知が学長から全教員に対して出されました。つまり、勤務評定の手段としてタイムカードを使うというのです。ここで私たちはきわめて遺憾ながら、全学教授会という教学側の最高議決機関の会議の席で学長が私たちを欺いたことを確認したのです。しかし、勤務時間で教員を評価するというのは、ふつうの大学で行われることではありません。それによって正当な評価ができるとは考えられませんし、大学にふさわしいものでもないからです。にもかかわらず、理事会に選任された久野学長は理事会の意を受けて教員を欺いてまでタイムカードを導入したのです。

そして、外国語学部の三役、山田隆一外国語学部長、英米語学科主任の私、中国語学科主任の櫻田芳樹教授は、平成6年の3月に、任期半ばでしたが辞表の提出を強要されました。表向きの理由は組織の変更でしたが、3名とも理事長・理事会の大学運営に表立って批判をしてきた結果でした。退職にまで追い込まれなかったのが不幸中の幸いでした。それほど当時の空気は厳しいものがありました。学科主任の制度は廃止され、それまでは三役が中心となって学部運営にあたっていたのが、以後、学部長一人が学部運営にあたることになり、山田学部長の後任となったのは北元理事長の意を受けた、大学での教育・研究歴が1年しかない教員でした。大学のことをよく知らない人間が長となった外国語学部では当然、様々な問題が生じることになりました。教員会・教授会では学部長が議長となります。これらは本来、教員の意見を集約して、よりよい学部運営をしていくための場所ですが、それが単なる、上部の組織である理事会や全学教授会の決定事項の報告の場と化し、そして、学部長による法人の命令伝達の場としてのみ機能しているかのようにになりました。教員会・教授会の本来の機能が衰弱し、法人側の教員軽視が以前にもまして露骨となり、法人批判も許されず、外国語学部はきわめて殺伐としたものになっていきました。教員の仕事の量が増え、授業の担当コマ数が増え、労働条件の悪化が進みました。(中略)

教員の仕事を決めるのはかなりの部分が教授会です。カリキュラム、担当授業、授業のコマ数など、他に教育に関する多くのことが教授会で決定されます。雇用のセキュリティに直結することが決まるのです。そして、北陸大学には学部の教授会のほかに、前述の全学教授会があります。学部教授会では学部長が、全学教授会では学長が議長となって会議を行います。また、学部運営の全体の責任者は学部長であり、大学全体の責任者が学長です。学部長・学長は学生の教育に対して責任を持つだけでなく、教員に対しても責任があります。教員がよりよい研究・教育活動を行っていくための環境を作るのも学部長・学長の重要な責任です。ところが、当時、理事会—正確には北元理事長—の意を受けて任命された学長・学部長たちは、そういうことには著しく無頓着であり、理事会の意向反映に汲々としていました。このままでは、十分な教育も研究もできなくなるという危機感が次第に全学的につのっていきました。（石労委平成18年北陸大学事件岡野陳述書）

岡野氏は、「事務局の職員も苦しんでいました。悪化する労働条件を何とかできないかという焦燥感の中から、次第に組合設立の機運が高まっていきました」とこの項を締め括った。そして、このような背景から土屋氏を中心に組合設立の核となった教職員有志は組合設立を密かに周到に準備した。（p149 菅野昭夫氏及びp152 鴨野幸雄氏寄稿参照）

組合結成

結成大会は1995年7月5日会館加賀（現KKRホテル金沢）で挙行された。結成大会当日には設立趣意書が配付され、組合加入が受け付けられた。そこでは組合設立の意義として教職員の身分保障とともに大学民主化が強調された。

《設立趣意書》

北陸大学で働く教職員のみなさん、今回私達は、教職員の経済的、社会的地位向上を計るとともに、大学の自治と学問・思想の自由を確立し、本大学の教育・研究の発展、振興を通じて社会に寄与することを目的として、北陸大学教職員組合を結成することにいたしました。

現在の北陸大学では、私達の基本的人権の擁護及び勤務条件の改善と生活向上、教育・研究の充実並びにその条件の改善、大学運営の民主化、教職員の福利厚生など、その真の確立が急務となっています。それらの確立なくしては、真の教育・研究はもちろん、現在社会的課題の一つとなっている大学改革もなし得ません。しかし、これらの問題に立ち向かうには、私達個人の力だけでは困難であります。教職員が団結して、はじめて経営者と対等に話し合うことが出来るのであり、諸要求の実現が可能になるのです。憲法28条には、労働者の団結権と団体交渉権が認められ、これを具体化した労働組合法では、私達働く者が組合を結成し、その組合員となり、対等な立場で経営者と交渉する権利が保障され、その行動が守られています。

今の北陸大学では教職員が学内民主化のために組合に結集することは、学問の府としての大学を築き上げていく上でも重要かつ緊急を要する事態であります。

真に開かれた大学、社会に誇れる大学をめざし、発展するために、私どもの趣旨に賛同され、組合に積極的に参加されるよう切に希望するものであります。

1995年7月吉日

北陸大学教職員有志一同

結成大会では結成宣言と組合役員が承認された。「組合ニュース」は組合の主張及び情報を公開する重要な手段であるが、その記念すべき第1号は結成大会の様子を真っ先に伝えている。

多くの人の参加で、北陸大学教職員組合は結成されました。開会の言葉（橋本）、議長選出（岡野）に続いて、経過報告（土屋）がなされました。大学変革の時代、教職員がまとまり、改革をめざす基本姿勢に則って、1）北陸大学の現状と諸規程・規約等が改訂された実状、2）法的に守られた組合の必要性、等が報告されました。続いて労働組合規約の提案（島崎）に移り、各章の概略説明の後、組合費の額については第一回総会で決定することを含め、規約は承認されました。

役員の選出（櫻田）に移り、以下の三役と執行委員（計12名）が選出・承認、決定されました。

執行委員長 （薬）土屋 隆

副執行委員長 （法）島崎利夫

書記長 （外）櫻田芳樹

会計 （薬）田端淑矩

執行委員

（薬）浅野直樹 （薬）寺西正憲 （外）岡野浩史 （法）西尾林太郎

（薬）木津治久 （薬）橋本 忠 （法）田村光彰 （外）三国千秋

土屋隆執行委員長より、活動方針の提案がなされ、要求書（教職員に郵送致しました）を理事長に提出することが承認されました。この後、参加組合員の声として、大学運営の民主化、給与体系の問題点等が出され、論議されました。

労働組合の結成宣言（三国）に続き、激励の挨拶が三人の方々から寄せられ、念願の結成大会は盛況のうちに終わりました。参加の皆様、会場の設営、受け付け等にごんばってくださった方々にも支えられて誕生した組合です。皆さん、共に守り育てていきましょう。

《結成宣言》

私達は今ここに、北陸大学教職員組合の結成を宣言します。

それは私達の生活を守り、社会的地位の向上を図り、大学の自治と学問・思想の自由を確立し、教育・研究の発展、振興を通じて、社会により貢献し得る大学として北陸大学を発展させる原動力の一つになるものと確信します。

最近、就業規則や給与規程をはじめとした諸規程や制度が矢つぎ早に変更されましたが、これらの規程の変更は私達の教育、研究生活に、直接間接を問わず重大な影響を及ぼしています。しかるに、これらの変更は、私達教職員の声を反映したものとは到底考えられません。また、私達の意見や提案等を聞くことなど殆どないのが実状です。

そこで私達の生活と身分が守られ、安んじて教育と研究生活に専念し、教育という社会的にも責任のある職務を遂行するためには、私達教職員の正当な要求を大学当局と直接話し合い、お互いの信頼関係を確立し、それを通じて北陸大学の発展に寄与するのが私達の責務であると考えます。

そのために大学当局と私達教職員が自主的に話し合う機会を制度的に保障するには、教職員組合が最も適切であるとの結論に達し、本日同じ考えをもつ者が相寄って北陸大学教職員組合が実現したのです。

今後私達は、良識と節度ある大学の教職員組合活動に当たり、現在社会的課題の一つになっている大学改革を円滑に推進し、北陸大学の真の発展に大きく寄与するために努力することを誓うものです。

願わくば、大学当局、学生、卒業生、ご父兄の皆様のご理解と心からのご援助を期待するものであります。

1995年7月5日

北陸大学教職員組合参加者一同

当然のことながら、「組合ニュース」1号には組合結成当初の期待感と使命感が躍動している。同号には執行委員長の率直な感想も掲載されている。

予想以上の加入者で結成できたことに胸を撫で下ろしています。結成宣言の主旨に沿って活動し、皆様と共に目標を達成させる責任を改めて痛感しています。しかし、本来、大学というのは、組合などがなくてもよい、真に開かれた場所であるべきではないでしょうか。（以上「組合ニュース」1号、95.7.12）

結成にこぎつけたリーダーの一人、橋本忠氏（当時薬学部教授）は、最初に企画された「組合10年史」に結成当時の様子を伝える回顧記を寄せた。

《あれから10年》

情熱が感じられた。薬学部だけではなく。他学部にも熱気があふれていた。学内をまわって、多くの方々と話をして意気込みを感じた。全く新しい体験であった。

大きな疑問が徐々に確信に変わっていった。前途多難と思われたが、結成の時には感激もし、感謝の気持ちでいっぱいだった。（橋本記2005年）

二人の証言からは結成に至るまでの、いわゆる井戸を掘った人たちの不安と覚悟が伝わってくる。

これら結成当時の記録や回顧からわかるように、組合は、大学に対する社会的要請に応えるために北陸大学を本来あるべき姿に戻すことと、著しく損なわれた待遇の改善を目指すことを結成の大義名分とした。一方、経営側法人理事会の対応には模様見状態ながら、これまでのやり過ぎに対する見直しの色が現れた。しかし、民主化要求と北元体制は当時もその後も相容れなかった。北元体制は強権的大学運営の陰で経営上の闇が深すぎたのである。

理事会の対応

石川県労委に提出した土屋氏の陳述書は、組合設立当初の理事会の反応についても生々しく証言している。

組合結成が事前に漏れると理事会からの妨害や処分が予想されたので、最初は数名で慎重に準備を進め、次第に人数を増やし、平成7年7月5日の結成大会数日前までには100名以上の教職員に大会開催の日時・場所を通知したが、前日までその情報は理事会側には漏れていなかったはずである。ところが、前夜に一教授が事務局幹部に電話で組合結成を問い合わせた（もしくは知らせた？）ことによりはじめて組合設立の情報を得た理事会側は、半信半疑で翌早朝から結成準備代表の私を事務局員に命じて監視させたのである。大学院生から「朝から事務員が研究室と教授室の周りをウロウロしているがなにかあったのか」と聞かれたことから監視されていることが分かった。午後6時ごろに車で一旦帰宅しタクシーで会場に向かった私に別な事務職員を尾行させ、会場を確認させてから事務局員を動員して会場に入出入りする教職員をチェックさせたのである。当時薬学部長だった現学長の河島氏までも会場周辺に来ていたのを多くの教員から目撃されている。なお、当日監視・尾行などを担当した事務職員はいずれも特定されている。さらに、組合結成後の最初の理事会メンバーの会合では、複数の理事が、「執行委員を全員クビにすべき」と発言したとの情報が、かなり確かなものとして伝えられた。（石労委平成18年北陸大学事件土屋陳述書）

土屋氏の陳述からは、大学当局が相当慌てたようすが浮かび上がる。監視は委員長に対してだけではなく、とする証言もある。しかし、理事会は組合設立当初は組合に対してそれほど対決的ではなかった。「組合ニュース」2号は7月17日に行われた初めての団体交渉について「冒頭、法人側からこれまでの大学運営に反省をしているとの発言があったこともあり、交渉は終始、おだやかに進みました」と報じている。ある組合執行委員によると、組合結成後間もなく前理事長が研究室を訪れ、現理事長の大学運営に対する反省の弁を述べ、今後の協力を求めた、ということだった。

一方、「組合ニュース」2号は同時に組合員の高揚した期待を伝えている。「会議室前の図書館談話室には、大勢の組合員が集まり、交渉の進行状況を見守りました。執行部委員が会議の途中経過を報告に出て来ると、その内容に組合員が熱心に聞き入り、そして激励をしました。交渉終了後、会議室において交渉結果の概略が、執行部からホットな情報と

して報告されました。長時間の交渉にも関わらず、執行部の皆さん、そして長時間外で待っていた組合員の皆さん、本当にご苦労さまでした。」これほどに、組合員つまり、大多数の教職員は大学の改善を望んでいたのである。

「組合ニュース」2号は、また、理事会に対する当初の組合の基本的要求と理事会の回答について記録している。

I 「大学運営の民主化を行うこと」について

組合側から種々の問題を提起し、これらについては今後具体的な要求を行うことを申し入れた。

II 「給与の大幅アップを前提とした給与規定の見直しおよび就業規則の改正を行うこと」について
上記の組合側の要求に対して、法人側から「給与については、組合の要求を前提として、見直しのための協議を組合と行う」と回答があった。就業規則の改正については、今後具体的に改正を要求することとした。（「組合ニュース」2号、95.8.3）

組合結成後、北陸大学法人理事会は組合の出方を窺う気配であったが、対応の変化に時間はかからなかった。理事会は急遽一旦退任した前理事長を常任理事として復活させた。そして、はやくも8月24日発行の「組合ニュース」3号の記述を機に対決姿勢を鮮明にするようになった。

この3号には給与、就業規則、大学の民主化、その他にわたる組合員に対するアンケート調査結果が掲載され、それに対する組合の解説や、選択した項目の理由、その他の自由な意見も付記されている。そこでは給与体系に対する不満（約90%）や、大学運営に対する不満が際だっている。自由意見として「大学を私物化するものではない。」「理事長及び理事会は今までの責任をとり、勇気ある態度を見せるべきだ。」「教授会の権限がなくなり、教員の立場は地に落ちている。」「大学の資産は個人のものではない。」「理事会は独裁的に事を運んでいる。教職員の意見が反映されるシステムにするべきである。」「理事の言いなりになる学長・学部長。教職員と理事会が対等な立場で真剣に取り組まないと更なる発展はない。」等の厳しい意見もあった。

理事会はこの「アンケート調査結果として紹介された意見が、相互信頼にもとる故、取り消せ」とし、突如第3回団体交渉を拒否した。

さらに、理事会は団体交渉を拒否した翌日の1995年8月31日に「北陸大学ニュース」第1号を発刊した。その冒頭には、「北陸大学が発展していくために、今一番必要なことは、正しい情報に立脚した相互理解です」と、組合をかなり意識した発刊の辞がある。同号の「給与改定」と題する欄では、先ず、「健全な財務体質づくりを優先」してきたあまり、「本学の給与水準はかなり低くなっており、改定の必要性を痛感し、鋭意検討作業を進めてまいりました」と、1992年の給与規程改悪を自ら反省したかの如く弁明した。一方で、組合との交渉は、「組合ニュース」第3号に、結成宣言から逸脱した記載があり、取り消しを求めても対応がなかったので、予定の団体交渉には応じられなかった、と早くも宣伝戦

を開始した。「北陸大学ニュース」はその後の号でも給与改定について一方的に説明したが、「組合ニュース」は、教職員組合が闘争の成果である給与改定を「恩恵であるかのように粉飾するものである」として抗議したことを報じている。

1996年10月に「北陸大学ニュース」を引き継いだ「With」は、創刊号に次期学長予定者であった衛藤藩吉氏の挨拶を掲載している。衛藤氏は、当時8割近い教員が要求した「学長公選」を無視し、理事会が独断的に決定した学長予定者であった。以後、理事会は「With」を舞台に組合や大学民主化運動を攻撃する論調を展開するようになった。

ところで、後年、2006年の不当労働行為事件（石労委平成18年北陸大学事件）において法人理事会の推薦により長く学長を務め、当時は常務理事の一人であった河島進氏は法人理事会側に立って陳述書を提出し、組合側の申し立てに対して全般的に反論した。その中で、組合設立に対する理事会側の見解が公的に披露された。

本学に組合が結成された平成7年7月は、私が、薬学部長として2期目に入ったばかりの時期です。平成4年4月開設の法学部が完成年度を迎え、いよいよ総合大学として大きく飛躍しようとしていた時期でもあります。それこそ、学部や職種を問わず、ほとんどの教職員が本学の第二の草創期として、期待と希望を心に抱いて職務に精励していました。そうした明るい雰囲気満ちたキャンパスの陰で、組合設立に向けた準備が進んでいたとは思いませんでしたので、組合結成を知らされた時は、本当に驚愕いたしました。

しかしながら、執行委員長が土屋教授（当時）であることを聞き、組合結成は労働問題というよりも、土屋教授の理事会に対する怨恨が根底にあると直感したことを覚えております。

というのも、土屋教授は、私が薬学部長を拝命する直前の平成3年4月から同5年3月まで薬学部長の任にあり、理事として大学運営にも参画されていました。本来なら学部長任用規程に定める二期4年を務めるのが順当と思われますが、土屋教授は、一期2年でその職を終えることとなったのです。

また、土屋教授は次期学長職を窺っていたとも言われ、一期2年で薬学部長を終えたことに強い不満を持っていたとも聞き及んでいます。（石労委平成18年北陸大学事件河島陳述書）

この陳述に対しては組合側から名指しされた土屋氏本人が反論した。

そのような平和なキャンパスであったのなら、組合結成と同時に教職員7割、薬学部では8割もの大勢の人が加入するだろうか。また、ではなぜ組合結成後に組合との交渉で20%を超える驚異的大幅ベースアップがなされたのだろうか。

平成5、6年頃の世間では毎年3-4%のベースアップが行われていた時期に、本学では数年間ほとんどベースアップはなかった。これほど大幅アップしてもまだ私大の平均よりも低かったのである。事務職員はいわゆるサービス残業で苦しめられていて、組合結成後に労働基準監督署に申立てて、その結果2度に亘り合計6183万円もの遡及支払いが行われたのである。……

個人の野望の為に、これほど多くの人達が大学の正常化を目指して活動するだろうか。公選制の要望も全教員の8割もが署名して行われた。（石労委平成18年北陸大学事件土屋陳述書、甲132号証）

Ⅲ 組合結成の成果

組合結成による効果は絶大であった。何よりも抑圧による閉塞感が一掃され、大学の雰囲気が一気に明るくなった。団体交渉の場はもとより、教授会においても、教員は自由にものを言うことができるようになった。具体的な成果としても、大幅な賃金上昇や雇用条件の改善、公的機関に提訴して争われた数々の不当労働行為事件の勝利があげられる。しかし、法人理事会の組合敵視は結成後すぐに露わになり、労使交渉は必ずしも順調ではなかった。以下は、組合の努力による主な成果を記述する。

賃金の大幅改訂

北陸大学の賃金体系は、開学以来国立大学の賃金体系に準じていた。しかし、それは1992年4月に就業規則の改悪に連動して一方的に改悪された。旧給与規程では、教育職員の俸給表は5等級に分かれ各等級はさらに号俸に段階づけられ、12ヶ月勤務したときは1号俸昇給させる、とされ、1号当たりの昇給幅も相応のものであった。また、昇進ごとに昇給幅の大きい上位の等級に移行した。しかし、改定給与規程では年令給と職能給に分けられ、職能給は7等級、各40号俸に細分化された。当然1号当たりの昇給幅も狭くなった。その昇給に関しても、改訂給与規程では「人事考課に基づき、昇給を行うことができる」となり、通常存在する「定期昇給」と「ベースアップ」という概念がなくなった。年令給は定期昇給に当たると言えなくないとしても、給与額の4割前後を占めるに過ぎず、その昇給幅は旧規程と比べ概ね3分の1を下回り、しかも58歳以降は昇給がなかった。したがって、この上昇率と世間の定昇率の相場を比較すると、生涯賃金の格差は悲惨なものになることが予測された。さらに、「理事長は必要に応じてその額を決めることができる」という条項が入り、実際に理由開示なしにかなりの減給となった教員もいた。

このように極めて恣意的な運用が可能になり、全体の給与が相当大幅に抑制されたのである。給与を受ける側からすると、自分の俸給表上の位置づけが不明確になり、将来の昇給の見通しも見えなくなった。賞与や入試手当などの諸手当も同時に改悪された。入試手当は「努力賞」となり大幅減額となったのである。研究活動には欠かせない研究費についても同様に減額された。この頃、第二次ベビーブームの波に乗り薬学の志願者が順調に増え、外国語学部、続いて法学部が開設され、志願者数、学生数が大幅に増加していた。したがって、確かにその後の少子化は予測されていたが、この時の賃金体系の改定は極端な賃金抑制であり、組合結成の大きな要因の一つとなった²。

² 一方で、1993年の常勤役員退職金規程の改定により、前理事長北元喜雄氏の退職金は、それまでの規定による9千万円から3億円に増額され、終身年金として推定月額230万円が支給されることになった。同時に法人役員功労年金規程が制定され、他の創設時役員及び配偶者（遺族年金として）に高額の功労年金が支給されることになった。（「組合ニュース」54号）

組合は結成直後の第1回団体交渉から、学内民主化とともに教員の不満の大きかった給与改訂の交渉に取り組んだ。第2回交渉で組合は全国私大（全国75私大の給与実態調査による）の平均程度の給与を要求し、およそ2ヶ月後の第3回団体交渉で法人理事会は具体的に昇給の改訂を提案した。1995年9月29日発行の「組合ニュース」5号は、団体交渉の結果法人理事会が提案した昇給について報じている。

《平成7年度給与改訂について》

- ① 年収ベースで平均21%増とする。ただし、職位・年齢・勤続年数・現給与等を考慮に入れて個別精査を行い、改訂する。
- ② 今年度の賞与は、人事考課のうえ平均6ヶ月支給とし、扶養手当を算定基礎に入れる。
- ③ 扶養手当は、配偶者を除く扶養家族の3人目以降を1,000円から5,500円に改訂する。
- ④ 住居手当は、最高限度額を20,000円から27,000円に改訂する。
- ⑤ 一般職員の管理職手当について、改訂を行う。
- ⑥ 入試に係わる業務に対し、別紙のとおり手当を支給する。（裏面参照）
- ⑦ 初任給について、教育職員修士終了助手の場合を221,100円、一般職員大卒の場合を180,500円とする。

《実施について》

- ① 給与の改訂は、平成7年10月度給与より実施する。
- ② 改訂給与は、平成7年4月1日に溯って適用し、給与および夏季賞与について差額を支給する。
- ③ 今年の年末賞与は、人事考課のうえ平均4ヶ月分の支給とする。（「組合ニュース」5号）

組合は、この提案を受け入れ、10月25日付で確認書を交わした。さらに「人事考課」について、明確な基準のない人事考課は実施しないように要求した。組合設立と団体交渉の最初の大きな成果であった。しかし、元々の給与ベースが低かった若い世代の給与は、この大幅改訂によってもなお全国水準（組合調べ）には及ばなかった。翌年の5月上旬に実施された意識調査によると、基本給、各種手当とも「他大学平均に近づいたが、依然格差は大きい」という集約結果であった。著しく運用の不安定な給与体系の改訂は、その後毎年のように団体交渉のテーブルに載ったが実現せず、昇給幅が細分化された職能給は恣意的に運用され、やがてそれは昇給なしの据え置きとなって、年令給以外は現実に定昇の概念が消滅した。（p66以下及びp136以下参照）

期限付き雇用の撤廃

ところで、組合が組合員の加入を呼びかけた過程で、1994年以降の新規採用教職員は法人理事会との間で「覚え書き」なるものを交わさせられたことが明らかになった。この「覚え書き」は、3年後に採用の見直しがあり得る、と読める内容のものであった。この「覚え書き」は採用条件の中には入ってなくて、着任してから強いられたものであることもわ

かった。いわば後付けで従来と異なる秘密の契約を結ばされたのである。さらに外国人の雇用の場合は、後に団体交渉により明らかにされた「外国人職員の雇用に関する取り扱い基準」では、1年の期限付き雇用契約と明記されていた。当時大学における採用は通例期限の定めはなかった。北陸大学においても就業規則に従えば同様と認識されていたので、期限付き契約の存在は相当期間当事者以外に全く知られていなかった。組合は1995年11月の団体交渉でこの問題を取り上げ、「覚え書き」の提示を求めた。法人側は提出を拒んだものの、それは3年契約を意味するのではなく、3年経って何かあれば希望を聞く程度のもの、と明言した。これと関連して、「覚え書き」の基となった「雇用に関する取扱内規」の存在が明らかになった。組合は1996年1月の第8回団交でその提示を求め、その「取扱内規」はようやく3月6日の第9回団交で「外国人職員の雇用に関する取扱基準」とともに提示された。これらの内規は、北元喜朗理事長就任後に就業規則に追加された有期の雇用に係わるものであった。従来は「職員の採用については、理事長がこれを行う。ただし、教育職員については、理事長は、学長の意見を聞きこれを決定する。」となっていたのを、「理事長は、必要と認めたものについて、期限の定めのある雇用契約を締結することがある。」という1項を追加し、それを拡大解釈して一般の採用にも適用したのである。「組合ニュース」12号は、教職員の大量退職を踏まえ「今回、初めて公表された『職員の雇用契約に関する取扱内規』及び『外国人職員の雇用に関する取扱基準』は何を意味するのでしょうか。教育職員の人事については各学部教授会、教務委員会の重要な審議事項であるにもかかわらず、このような内規等を一人歩きさせれば、適当な人材は確保できるのでしょうか」と憂えている。

「覚え書き」については、第8回団交で理事会は、該当者には他の教員と変わらないことを説明する、と約束し、第9回団交では改めて「覚え書き」は三年契約を意味しないとの明言(11月団交)を確約したが、文書化は拒否した。しかし、この団交を経て「覚え書き」は該当者ごとに個別的に破棄された。外国人教員の雇用に関しても、3月19日から3月29日にかけて実務担当者の交渉が行われ、外国人教員の当面の問題も解決した。「組合ニュース」14号は、外国人教員雇用契約書に関わるこの間の交渉について報告している。

3月25日を皮切りに3月25、26、28日と交渉が続けられ、契約書モデル①の前記のような非常識な部分を削除した契約書モデル②が提出された。(中略) 組合側は、この契約書モデル②の前文にある「職員の雇用契約に関する取り扱い内規に基づき」という文言や、第7条「本契約は第1条に定める契約期間満了によって当然に終了するものとする」などいつでも切れるといった表現を削ることを要請、双方の協議の上契約書モデル③を経て、さらに懸念箇所を削除した受け入れ可能な契約書モデル④を作成した。

契約書には盛りこめなかったやりとりを記録する合意書作成には至らなかったが、三年目の人はあと一年通常の勤務が持続されれば終身雇用に移行するとの確言を得て双方の記録した議事録を互いに交換して後日の参考とすることにし、3月29日、新契約が成立し、組合の当初の要求は全て貫徹さ

れた。（「組合ニュース」14号、96.4.8）

「組合ニュース」14号は「今後の問題は組合の認めていない新しい内規によって4月より教員の採用が行われ始めたことである。既採用者に対してとった今回の法人側の措置と精神は当然新採用にも及ぼされるべきもので、期限付契約についてはその基準を示し、範囲を明確に限定するべきである」と危惧も表明した。全国的な大学における雇用環境の変化に伴い、北陸大学においても、やがて組合の危惧通り教員の任期制が導入された。

オリンガー講師解雇事件

この事件は、組合結成後最初の解雇事件、それに対する組合の闘いとして記録されるべきものである。これは、組合員に対して理不尽な処遇を繰り返す法人理事会と組合の対決、という図式の嚆矢となった。岡野氏は石川県労働委員会係争事件の陳述書において、この事件についてその基となった学生監禁事件にも触れて詳しく陳述している。

外国語学部専任のスコット・オリンガー講師に突然、解雇を意味する通知が大学から送られてきたのは平成7年12月27日のことでした。平成8年4月1日からも講師として教壇に立つという契約の更新を12月19日にしたばかりなのに、平成8年3月31日をもって契約を解除するというのです。

オリンガー講師は平成4年10月1日に北陸大学に着任し、平成7年には日本人の夫人との間に長男も誕生し、大学教員として教育に研究に順調な日々を送っておりました。子供が生まれて最初のクリスマスを過ごした直後に突然「解雇」を宣言されたオリンガー夫妻の心痛は察するにあまりありません。

組合員であったオリンガー講師－法人理事会は同講師が組合員であることは知っていました－は大学側から通知を受け取るとすぐに組合に相談をし、さらに組合も顧問弁護士と今後の対応を検討しました。

この解雇通知は、通訳のいない場でのオリンガー講師の発言を曲解して行われた、卑劣なものでした。（それまでは私が契約更改交渉の場では常に通訳として同席していました。）また、理事会は、オリンガー講師が国際関係論の授業担当を希望したことを「講義編成上の都合を無視」しているとして解雇理由としました。しかし、これはまったく筋のとおらない主張でした。なぜならオリンガー講師は「国際関係」の教員として北元理事長がアメリカ大使館に直接依頼して紹介してもらったからです。国際関係の教員として着任した教員が国際関係論の授業担当を希望して解雇されるというのは不合理極まりない話です。

理事会側との口頭での交渉だけではまったく進展がなかったので、そのままでは埒が明かないと判断した組合執行部は法人理事会に対して解雇撤回を文書によって要求しました。平成8年1月31日のことでした。法人側はこれに対して、2月7日午後6時に、組合三役を呼びつけ、通知書を渡しました。理事会はその中で解雇撤回の拒否を言い、さらに、組合の支援活動に対しては「本学の諸規定にもとる行為があった場合は、断固たる対応を取る」という脅迫まがいの文書を入れて、その通知書

を結びました。

結局、法人理事会の解雇撤回要求拒否により、オリンガー講師はやむなく金沢地方裁判所に仮処分申請をすることとなりました。2月13日でした。組合は、その前の2月5日に臨時大会を開いてオリンガー講師の全面的支援を決定しました。

大学側は2月23日に裁判所に答弁書を提出し、オリンガー講師の解雇を正当化しようとしたのですが、その正当化の根拠として恐るべき事実を法人理事会自らが明らかにしました。

事は解雇通知の出される1年以上前に遡ります。平成6年11月17日の朝8時半ごろ、一人の学生が大学批判のビラを教室に配布しているところを事務職員の一人に発見されました。この学生は何種類かのビラを配布していたのですが、そのうちの1枚は北陸大学の理事長職が親から子へと受け継がれたことを風刺して、北朝鮮の金日成・金正日親子の写真と並べて北元喜朗理事長の写真に掲載していました。学生は法学部棟の事務室の奥にある部屋に直ちに連れて行かれ、そこで7時間半にわたって「取調べ」をされました。トイレに行くときにも事務職員が同行し、昼食もその部屋で取り、授業に出ることも許されませんでした。監禁状態での取調べには元警察官であった職員もかかわっていました。学生が解放されたのは4時過ぎでした。しかし、その後、数日間にわたって大学側は学生を呼び出し、ついに父親も呼び出し、ビラに書いた内容を誰から聞いたのか白状するように迫りました。(北元理事長が放学ということばを使って脅したことが後に学生自身から明らかにされています。)すべては教員のいないところで事務局だけの人間で行われました。父親のいるところで退学処分を示唆された学生は、教員に害が及ばないことが理事長により確約されたので、ついに「影響を受けた教員」の一人としてオリンガー講師の名前を上げたのでした。その際に学生はビラはあくまで自分が独自に作成・配布したものであり、オリンガー講師は無関係であることを強く主張しました。

しかし、大学当局はすぐにオリンガー講師を呼び出し、事の説明を要求しました。オリンガー講師は学生の前で大学の運営方法に批判的な意見を述べたことはあり、その非は認めましたが、ビラの作成・配布とは無関係であることを言明しました。これに対して大学は詫言状を強要しました。そして、法人理事会は、この詫言状を、実に1年3ヶ月以上も経過してから、裁判所に提出した答弁書の中で解雇の重大な根拠としてあげているのです。虎視眈々と解雇の機会を窺っていたとしか思われません。

オリンガー講師がビラの作成・配布に関わりがなかったことは、当の学生が宣誓供述書の一部として裁判所に提出した、日記を元に作成された文書が証明していました。大学の批判については、当時、誰が見ても異常と思われる状況があり、学生自身いろいろなところで情報を得ていました。しかし、法人理事会はビラ配布に関わったとしてオリンガー講師を解雇する趣旨の解約通知を出しました。みせしめであることは明らかでした。批判をする者は許さないのです。

組合は支援の一環としてインターネット上でも不当解雇を訴え、日本のみならず、アメリカ、カナダ、韓国などから多数の支援メールをもらいました。

さらに、組合は学内で署名活動を行って148筆を集め、カンパ活動では185,922円が寄せられ、裁判の資金援助にあてられました。また、アメリカ大使館から「問題の良識ある解決を望む」という趣旨の文書が北元理事長に届けられ、さらには、オリンガー講師着任当時アメリカ大使館1等書記官

であったチャールズ・ウォルシュ氏もオリンガー講師の主張の正しさを裏付ける宣誓供述書を出してくれました。学生たちもオリンガー講師支援の輪を広げ、大学側が答弁書の中で同講師の授業を非難したのに対して、6名の学生が北元理事長宛にオリンガー講師擁護の嘆願書を提出しました。

結局、この件は裁判所から4月に和解勧告が出され、6月にオリンガー講師は全面的に職に復帰しました。組合側の完全な勝利でした。（石労委平成18年北陸大学事件岡野陳述書）

岡野氏の陳述書にもあるように、組合は2月5日に臨時総会を開催し、オリンガー講師の全面支援を決定した。「組合ニュース」13号（96.3.25）は、団体交渉、裁判申し立て、文部省（当時）高官との話し合い、解雇撤回の署名活動、インターネットを通じた支援の呼びかけ、父兄への協力依頼を行ったこと、それに対し、海外も含めて多数の支援メッセージが寄せられたこと、支援署名の総数は学内を主として148名に上ったこと、カンパは18万5千円余になったこと、等を報告している。また、4月26日発行の「ニュース速報」は、金沢地裁において、解約通知を撤回し、担当科目は外国語学部教授会の審議を経て学部長が決定する、という内容の和解が成立したことを報告している。

IV 理事会との軋轢

オリンガー事件のあとも、組合員に対する攻撃は後を絶たなかった。組合員の事務職員に対する不当配転や、組合員であった退職教授に名誉教授の称号授与を拒否する事件などである。また、理事会は執行委員長への尾行だけでなく、執行委員会に使用した教室に盗聴器を仕掛けた。盗聴器事件である。岡野氏は石川県労働委員会係争の不当労働行為事件でこれら三事件についても陳述しているので、当時事件に直接かかわった組合書記長の証言として3事件の陳述を再び抜粋する。

不当配転事件－岡野陳述書から－

北陸大学教職員組合は平成8年10月30日に石川県地方労働委員会に、二つの不当労働行為に関して救済申立書を提出しました。一つは、法人理事会が平成8年度の給与改定交渉において財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）を提出することを拒否していることについて、もう一つは事務職員で組合執行委員をしている吉田和弘氏に対して不当配転を繰り返し、さらに賞与の差別支給を行ったことについてでした。

ここでは吉田氏の件にだけ絞って略述したいと思います。同氏に対する不当労働行為については、二つのことが救済申請の対象とされました。一つは、平成7年の冬季賞与及び平成8年の夏季賞与において他の職員より0.05ヶ月少なく支給されたこと、もう一つは不当配転を繰り返されたことです。

吉田氏は平成7年8月1日に薬学キャンパス学務部から太陽が丘キャンパス学務部に配置換えとなり、学務部次長となりました。ところが、その後同氏が組合の執行委員として選出されると平成8年4月1日にライブラリーセンターに異動となりました。これは同氏の学務に関する豊富な知識と経験とを考えれば全く不可解な配転でした。そしてさらに法人理事会は、その4ヵ月後に突然「入試資料調査室長」という職を新設し、吉田氏をそれにあてたのです。この「入試資料調査室」は吉田氏ただ一人の配属で、同氏は次長でありながら部下が一人もいないという異常な部署で、これは明らかに執行委員吉田和弘氏に対するハラスメントでした。理事会は、特に吉田氏が事務局の組合員の中心的存在であることを承知していたからこそそのハラスメントでした。

組合はすぐにこの人事異動に関して理事会に説明を求めました。しかし、理事会は誠実な対応をまったくしなかったので、組合は質問書を提出し、文書回答をするか、あるいは団交で理事長が自ら理由を説明するよう求めました。平成8年8月7日のことでした。しかし、理事会は一切応じようとせず、組合の再三の催促を受けて松村理事が口頭での「説明」をしたのはやっと8月28日になってのことでした。「吉田次長の件については、突然のことではあったが、それなりに事情説明を本人にした。私学にとっては18歳人口の減少、少子化の傾向、それに伴う臨時定員増の停止等、学生確保の対策は緊急の課題であり、入試資料調査室はそのための重要なポストとして新設した。学校法人の建学の精神、教育理念の実践のための業務目的を最大限に遂行するため、人材の表現、潜在能力を見定めて適材適所に配属するという人事異動の原則に従って、今回の異動を行った。吉田氏のこれまで

の実績と高い能力を評価しての異動で、組合員であるとか執行委員であるからということとは関係ない。」

この説明がいかに欺瞞に満ちたものであるかは多言を要しません。18歳人口の問題など、早くからわかっていた問題ですから、「入試資料調査室」などを新たに設置するよりはるか以前に入試課で検討し対策を講じていなければならないはずです。また、吉田氏が学務に関して自他共に認めるエキスパートであることを考えれば、平成7年8月1日に学務部に配置されたのは当然の措置でした。それなのに執行委員となったあとの半年で2回も配置換えするというのは、松村氏が「説明」しているような理由でそうだったのではないことは明らかです。吉田氏を本来の領域とはちがうライブラリーセンターに配属してハラスメントを行うだけでは法人理事会は満足せず、さらに「いじめ」を徹底するために新たなポストを設置し、そこに吉田氏を配置したのです。

組合は団交を通じて吉田氏に対する賞与の差額支給を補填し、不当配転をやめて学務部次長に戻すよう求めましたが、法人理事会は拒否を続けました。これだけあからさまな不当労働行為を組合としては放置することはできなかったのも、やむなく石川県地方労働委員会に平成8年10月30日に救済申請をしました。

地労委では上記の二つに関して4度にわたって調査が行われ、最終的に、吉田氏に対する不当労働行為については組合側の主張がほぼ全面的に認められました。不利益扱いが存在したことが認定され、法人理事会は賞与の差額を支払うべきではないかとされました。また、不当配転についてもそのまま組合の主張が認められ、吉田和弘氏を学務部次長に戻すのが至当であるという判断がなされました。地労委から正式の和解による解決の文書が届いたのは平成9年3月12日のことでした。（石労委平成18年事件岡野陳述書）

名誉教授称号授与拒否事件－岡野陳述書から（続き）－

北陸大学教職員組合は平成9年7月8日に石川県地方労働委員会に対して、二人の定年退職教授に対して大学が名誉教授の称号を与えないのは組合員であったことに基づく不利益取り扱いであるとして救済申立をいたしました。

組合員であった二人の教授松井勝彦氏および数邦彦氏は平成9年3月31日に定年退職をしました。両教授とも北陸大学の「名誉教授称号授与基準」とそれまでの慣行に照らして、十分に名誉教授の称号を授与される資格がありました。ところが法人理事会は称号を与えませんでした。組合は5月に団交において説明を求めましたが、理事会から納得のいく説明は皆無でした。結局5回の団交を重ねても理事会の不誠実な態度に変わりはなく、組合は、これは組合員であったことを理由とする不利益取り扱いであり重大な不当労働行為であるとして地労委に救済申立をせざるをえなくなりました。

この件は当然薬学部教授会でも問題にされましたが、当時の学部長からは意味不明の無責任な発言があっただけで、解決しようとする意思はまったく感じられませんでした。

組合の出した不当労働行為救済申立書に対して、およそ1ヵ月半が過ぎてから、法人理事会より8月28日に答弁書が出されました。その答弁書において理事会は「仮に大学の名誉教授の称号の授与基準に当てはまるとしても授与の決定は理事会に委ねられている」との主張を展開し、申立の却下を

要求しました。しかし、「授与の決定は理事会に委ねられている」としても、その決定をする際は既存の基準に則ったものでなければなりません。法人側の主張は、言い換えれば、基準などはどうでもよく、要するに自分たちが恣意的に決めるということを行っているにすぎません。理事会による、そのような決定権の濫用が認められようはずはありません。事態は組合の主張の正しさを裏付ける方向で推移いたしました。

第1回の審問が平成9年12月4日に行われ、土屋隆元執行委員長が証言台に立ちました。この第1回の審問以後、8回の審問を重ねて平成10年9月4日の第10回審問のときに地労委は申立人組合の主張に沿った形で和解勧告をしました。地労委が和解の一つの根拠として指摘したのは、法人理事会が途中から「学部長や図書館長、学生部長などの役職を二つ以上歴任していないと名誉教授称号を与えないという運用基準」で行っていると主張をしはじめたことについてでした。法人理事会がそのような主張によって役職を二つは歴任していない松井教授、藪教授の名誉教授称号の拒否を正当化するのには「過剰運用」であるということです。つまり、明文化されている基準を脇に置いて、明文化されていない運用基準で行うのはおかしいという指摘です。明文化されている規定に基づいて授与決定を行うのが正しいということです。これはきわめて常識的な、当を得た判断でした。理事会は明文化された基準に従って大学運営を行うべきで授与もそれに従って行えと地労委は和解勧告を出したわけですが、理事会はそれを拒否しました。そのため、さらに審問が続くこととなり、再度の和解勧告のあとも、理事会側はすぐには和解に応じようとせず、最終的に問題が解決したのは平成12年1月20日のことでした。理事会側の引き伸ばしにより解決まで2年半かかりましたが、結果は組合側の全面的な勝利でした。

この事件で改めて浮き彫りにされたのは法人理事会の強権体質とルール無視の大学運営のやり方でした。二人の教授に名誉教授の称号を与えなかったのは、明らかにみせしめとしての処罰でした。組合員および非組合員に対する脅しです。そして、法人理事会は、そのような違法行為を正当化するためには大学運営の基準など歯牙にもかけないということです。

なお、被申立人は、答弁書・主張書面1の15ページにおいて、名誉教授の称号を「特に功績顕著であった者」に対して授与されるとして、その決定は理事長・理事会の裁量にゆだねられているということを繰り返し、授与基準など存在しないかのように主張していますが、「特に功績顕著であった者」の基準については、前述のように明かな基準が規則としてあります。学校法人北陸大学栄誉称号授与規程第5条に「名誉教授の称号は、北陸大学の学長または教授経験者で、教育研究上特に功績のあった者に授与することができる」とあり、それを受けて北陸大学名誉教授称号基準があり、そこには「学校法人北陸大学栄誉称号授与規程第5条第1項に基づく栄誉称号の授与は次の基準によるものとする」とあって、4つの基準を明記しています。上述のように、理事長・理事会がいかに気に入らなかろうと大学運営の拠るべきはまず大学の規則であり、慣習として確立されたルールなのです。被申立人は地労委の和解勧告の精神をまったく汲み取っていません。(石労委平成18年事件岡野陳述書)

盗聴事件

事件の概要－岡野陳述書から（続き）－

教職員組合の執行委員会はほとんどは学内の教室で開かれます。そして開催の教室はだいたい同じところですよ。事務局に届け出て使用します。理事会は、学内では組合の執行委員会がいつ、どこで開かれるのかを知っています。しかし、組合設立後、執行委員会を薬学部のキャンパスにある320Pという教室で何度も開いているうちに執行委員会の内容が理事会に漏れているという疑いが出てきました。団体交渉に出席している法人側理事の発言などを聞いていますと、執行委員会の内容を知っているとしか思えないことが多々あったからです。これに気がついたのが平成8年12月上旬ごろのことでした。そこで、盗聴器を探知する器械を借りてきてその部屋を調べましたところ、教室内に置かれた延長コードのテーブルタップの一部が盗聴器であることがわかりました。さらに平成9年1月10日に弁護士立会いのもとで調査をし、電波が薬学部にある事務局までも達する性能の盗聴器であることが判明しました。

この件で組合は警察などの法的権力を持つ第三者を入れて調査することを理事会に申し入れましたが、理事会はあくまでも内部の委員会による調査に執着したので、組合はやむを得ず、金沢地方検察庁に告発した次第です。被申立人は主張書面1の15ページにおいて「必要であれば、第三者機関の関与を求めることも予定していた」としていますが、今頃になってこういうことを言い出すのは噴飯物としか言いようがありません。

「大学内に盗聴器」は組合のみならず北陸大学の教職員に大きな衝撃を与えました。北陸大学理事会の、大学人とは思えぬ卑劣な違法行為にうすら寒いものを感じたのは私だけではなかったと思います。オリンガー講師解雇のときもそうでした。そして北陸大学理事会のこのような体質は今も変わっていないということは衆目の一致するところでしょう。（石労委平成18年事件岡野陳述書）

岡野氏が陳述した3件目の事件について、理事会は、事務職員の聞き取りをしたが、その結果関与した者はいない、として否定した。それだけでなく、「With Plus」で、マスコミの報道に対し、組合は大学の名誉を傷つけた、と非難した。自らも理事会側による尾行を経験した土屋氏の陳述はこの間の事情を詳述している。

その後の経過－土屋陳述書から－

1月14日の理事会側との団体交渉の席上この盗聴問題を激しく追及したが、理事会側、事務局職員共に全く関わっていないと否定し続けた。そこで、教職員に「学内で盗聴器を発見した」ことを尾行事件と共に知らせるべく「組合ニュース」号外を1月16日に発行配布した。それがマスコミの一部に漏れて新聞でも報じられることとなった。この「組合ニュース」号外に対しては1月18日付、新聞記事に対しては1月22日付の法人の広報誌「With Plus」で、大学の名誉を傷つけ、侮辱し、信用を失墜させるものであると理事会側は激しく組合を非難した。1月24日に理事会側から盗聴器の調査結果を報告したいとの連絡で、理事会側（中川、西谷、松村）から組合3役（土屋、島崎、櫻田）に 1）薬学部職員に事情聴取したが、盗聴器を設置したものはいなかった、2）テーブルタッ

ブにテープを巻き、学務課と書いたのは杉本職員である、との報告がなされ、引き続き翌 25 日に法人の広報誌（乙第 6 号証）が発行された。1）については、全く耳を疑う回答であった。理事会側の誰かが事務職員に指示して盗聴させたのではと疑われているのに、その理事会側が事務職員に聞いて、やっていないと言ったからシロだ、では世間でも通用する話ではない。2）の杉本職員については、学生が彼の行為を目撃しており団交でも組合が指摘したので認めざるを得なかったのである。当初から組合は、理事会側がやっていないとすれば、学外者が侵入して設置したことになるから、警察などの外部の第三者に調査を依頼すべきと主張してきた。ところが、理事会側はまず自分達だけで調査（？）し、組合からその不当性を指摘されると今度は自分達が主導して第三者を加えてと主張したのである。さらに、学内の学生の為に使う教室で起きた問題なのに、教学の責任者であるはずの学長や薬学部長（河島氏）は全くの知らん顔であった。理事長から恣意的に任命された彼らは、理事会側に不利になることには関わりたくなかったのではないかと推測すると、益々理事会側への疑惑が増すばかりであった。前述の法人広報誌と理事会側の対応について組合は組合ニュースで反論した。（石労委平成 18 年事件土屋陳述書）

告発－土屋陳述書から（続き）－

理事会側の不誠実な対応では解決しないと判断して、組合は 1 月下旬頃から警察と検察関係者に今後の対応を相談していた。これらの司法関係者から、調べてみるのではしばらく動かないようにとのアドバイスを受けていた。さらに、疑惑を持たれている側の法人側主導の調査など無意味でしょうとのことだったので、組合はそれに応じなかった。結局、組合はその後 4 月 15 日に金沢地方検察庁に盗聴器の件を告発することになった。

組合側に対しても担当検事から数回に及ぶ事情聴取があり、それに基づいて数名の大学事務職員が事情聴取された。その結果、担当検事から「事務職員はいずれも関与を否定しているが、状況、心証等総合的に判断してクロと思われる。強制立ち入り捜査と被疑者を逮捕して調べる手段があるが、強制捜査しても時間がかなり経過しているので、証拠品は処分しているだろうから物証を挙げるのは難しいだろう。事務職員を逮捕して調べれば否定できなくなるだろうが、そこまで強行するののもどうだろうか」とのことだった。実際にその事務職員らが盗聴を担当していても、それは大学幹部からの指示で行ったはずであるが、それでもトカゲの尻尾切りでトップにはたどり着かず、良心の呵責に苛まれながら引き受けざるを得なかった者のみを犠牲にするのは本意ではないし、凶悪犯罪でもないことから、これらに関わった人達が反省し今後このような不法行為をしなくなることを期待して、あえて強行せずに取り下げることにしたのである。（石労委平成 18 年事件土屋陳述書）

緊迫の 2 年と「組合ニュース」

1996 年秋からの 1 年間と、それに続く 1998 年 12 月に実施された大学学長選までの 1 年余りは組合だけでなく全学的に最も緊迫した期間であった。この 2 年余りの間に「組合ニュース」は 33 号から 130 号までの 97 回と臨時号が 1 回、号外が 7 回発行されているが、96 年秋の第 1 回のスト権確立から 98 年春の学生有志による理事長退陣要求までの主な見出しを拾ってみる。

1996年10月～1997年3月

- 33号：「スト権確立に向けて」「圧倒的支持でスト権確立される！」
- 34号：「法人側団交軽視！定昇1.7%の説明に終わる」「学長選任手続き、人事遅滞問題は労使交渉事項ではないと断言」
- 号外：「不当労働行為を地労委へ訴える」
- 38号：「法人側情報公開あくまで拒否する＝次期学長の白紙撤回はないと言明＝」
- 42号：「教授25名 次期学長決定・人事権の濫用を法廷へ」
- 43号：「教員の過半数 久野栄進学長の退陣を要求」
- 号外：「学内で盗聴器発見」
- 48号：「公選制有志の会 学長・学部長の選出規程（案）承認される」³
- 49号：「第23回団交 法人までも譲歩 平均3.84%UP＋一時金10万円」
- 50号：「民主化へ全教員の結集を！ 法人の不当介入に嚴重抗議」
- 51号：「学長・法人の一方的な『通知』は横暴」
- 52号：「平成8年度賃金交渉妥結す（財務諸表開示については引き続き協議）」
- 54号：「法人役員の退職金規程と功労年金贈呈規程について 本学のあり方を問う」⁴
- 55号：「北陸大学学長候補者『自主選挙』が行われる 全教員の73%が投票」

1997年4月～1998年4月

- 64号：「歴史は繰り返された 文部省から行政指導再び」
- 65号：「文部省が北元理事長へ異例の行政指導」
- 70号：「正常化に取り組まない佐々木『学長』に辞任勧告書が提出される 全学教員の3分の2の114名が署名」
- 71号：「前代未聞！学長に続いて三学部長も辞任勧告される」
- 79号：「人事考課を強行するならスト、街頭ビラまきも辞さない」
- 80号：「地労委へ救済申し立て M、Y両教授への名誉教授称号の授与拒否は不当」
- 83号：「文部省からの『厳しい行政指導』を公開せよ」
- 85号：「『衛藤氏問題』の責任をどう取るのか」
- 86号：「スト権確立投票 7割以上の賛成を得る！ 第36回団交法人側の応答なく、交渉ならず！文部省に提出した『顛末書』に再び“虚偽”の疑惑」
- 96号：「マスコミ各社一斉に報道 文部省が再び行政指導」
- 99号：「北元喜朗理事長に要求書 虚偽報告の内容と責任を明らかに」
- 105号：「推薦入試での教職員の不当な配置 法人中川専務理事が組合に謝罪する」
- 106号：「理事会刷新など組合要求事項 一刻も早く問題解決、行動を起こそう」

³ この選出規程案は、教員による学長・学部長候補者選出の自主選挙のために「公選制を求める教員有志の会」が独自に作成したものである。

⁴ P15注2参照

107号：「『学園の協働関係』をこわすものは誰か 理事長は全学教授会の議決を尊重せよ」
号外：「キャンパスの信頼回復に今すぐ行動を！学生の行動に教職員は深く反省しなければならない」

号外：「北陸大学改革にご理解を」－「経営者は文部省の行政指導に従え」他、小見出し4項目

109号：「拝啓北元喜朗殿 私たちは何故理事長の退陣を要求するのか」

113号：「またもや説得力のない文書！佐々木学長が父母に送付する」

114号：「新学部長に初谷良彦教授就任 法学部教員の意思が尊重される」⁵

「学生有志による『理事長退陣署名』活動 学生の署名者1200名を超える」

「組合ニュース」が報じたように、教職員組合設立後最初の3年間は組合の迫及により法人理事会が胚胎していたさまざまな問題が露呈した。それに対し、大多数の教職員は組合に結集し、「大学私物化」に抗して悪化を辿った待遇の改善と大学の改革・民主化の闘いを展開した。民主化に関しては後述の「学長公選制を目指す有志の会」と表裏一体の運動を展開し、組合独自の闘いとしては要求実現のために二度にわたってスト権が確立され、ストそのものは結局決行されなかったが、4日間の街頭行動が決行された。

文部省（当時）の行政指導と上申書

組合結成の翌年、1996年11月に130名の教職員有志が「学校法人北陸大学」の業務や会計に問題ありとして、当時の文部省にそれらの調査を求める上申書を提出した。上申の理由に挙げられた疑惑は①理事長の一族企業「太陽企画」と大学を巡る不明朗な不動産譲渡や資金の動き、②大学のスポーツ施設「サウンド・トラック」建設に伴う疑惑及びその運営会社「フォワード」に関わる疑惑、③理事長一族による大学資金の濫費（私的不動産購入、極めて高額な退職金の支払い、功労年金贈呈規程の制定）であった。①に関して、太陽企画は、学生寮の管理運営・食堂の経営等を業とする会社として出発したが、その後何度も名称を変更し、次第に不動産事業を実質的に経営するようになった。しかし、経営規模の拡大に伴いバブル期に負債額が激増し、大学との資金的な関係の疑惑が深まったのである。②の「フォワード」は、大学が実質的に資金を支出したペーパーカンパニーであり、教育のために建設した「サウンド・トラック」を利用して収益事業を営んだ。従業員は北陸大学の職員であった。これら二社と北陸大学の関係から、北陸大学は法令及び「寄付行為」を逸脱する違法な収益事業に関わっている疑いが濃厚であった。上申人は、種々の疑惑の真相を解明し、北陸大学を本来あるべき姿に戻すために、監督官庁に厳正な調査を要望したのであった。上申書の最後には、「上申に至った経緯」として、恣意的な学長・学部長の任命などにより、理事長専断の弊害が教学にまで及んでいる危機的状況と、それ

⁵ 法学部は法学部長決定に先立ち学部長候補者の全教員投票を実施し、教授会決議として投票結果を承認した。理事会は「現行規程による任命」としたものの、初めて教授会審議を経た候補者を任命した。

を自分たちの力だけでは打開できない閉塞状況から上申に至ったと、述べられている。翌1997年1月にはさらに上申理由の補足書を提出し、諸疑惑を生じさせた理事会、評議員会の構成及び教育・事務組織の執行部を刷新する必要性を訴えた。この上申書提出は組合員の教職員が中心となって全学的に呼びかけて実現した⁶。これを受けて1997年3月18日に文部省から北元喜朗理事長に対し厳しい行政指導がなされた。新聞、テレビで再三報道された。当時の執行委員長で上申人代表の一人であった土屋氏によると、上申した教職員有志の代表も文部省に呼ばれ、法人に対する行政指導の趣旨と内容の説明を受けた、とのことであった。「組合ニュース」65号は報じる。

《文部省が北元理事長へ異例の行政指導》

北元喜朗理事長が卒業式翌日の3月18日に文部省に呼ばれて、「異例の厳しい行政指導」を受けました。このことは、4月2日から4月4日にわたってテレビや新聞などの報道機関が、「運営体制の見直し指導」や「国に虚偽報告2度」などの見出しで一斉に報じたことで皆さんもご承知の事と思います。これは、昨年11月に130名の本学教職員が連名で上申書を提出したのを受けて、文部省が法人を調査した結果行われたものです。同省では、今後も理事会がどのように改善するかを報告させ、引き続き指導するとのことで、4月上旬に理事長と学長が再度呼ばれています。組合では、今回の行政指導のかなり詳しい内容を入手できましたので、それらをお知らせすると共に、学園の正常化を目指して指導事項の改善を厳しく要求して行く予定です。

《学校法人北陸大学に対する文部省からの指導事項》

文部省は、本学理事会に対する「基本認識」として次の3点をまず指摘したうえで、この認識に基づいて以下の「5項目の指導事項」を挙げ、さらにそれぞれの項目についてかなり多くの例をあげて厳しく指導している。

「基本認識」

- (1) 理事会と教学との意思疎通が円滑でない。
- (2) 理事会が大学運営を独断的に処理している。
- (3) 理事会および評議員会の構成に問題があり適正に機能していない。

「指導事項」

1. 理事会等の運営体制の見直しと法人の管理運営の適正化

この項目については、たとえば次のような事項が例として挙げられている。なお、()内の文章は、本文執筆担当者等のコメントです。

- (1) 理事会と評議員会の構成員が特定のグループに偏っている。また、学外の公正に発言のできる理事や評議員、特に学外の学識経験者がいない。(それ故に、理事会、評議員会共に適正に機能しないことになる。)

⁶ 上申人数は上申書（1996.11.12提出）には130名、上申理由補足書（1997.1.28提出）には136名、追加上申書（1997.4.5提出）にも136名、と記載されている。

(2) 役員退職金、役員退職功労金、役員報酬などが理事長一任になっていて、これらを理事長が専決できるのは宜しくない。(これでは、理事等の役員は理事長の意のままにならざるを得ないことになるとの指摘。)

(3) 役員功労年金制度などは「異例」である。(これについては、3月末の理事会で廃止を決めたとのことである。しかし、役員退職功労金に関する規程はそのままであり、金額は理事長が決めるというのが気に懸かる。)

(4) 法学部開設時の施設、設備に関して文部省に虚偽の届出を行い、平成8年5月にもまた、虚偽の変更届出を行ったこと、およびこれに係る理事会議事録も不備であること。(太陽が丘キャンパスの体育施設サウンド・トラックの二階部分と株式会社フォワードに関するものであり、これらについては一昨年来組合でも団交や組合ニュースなどで厳しく追求してきた。文部省もこの件を特に重視している。)

(5) 学校法人が全額出資している会社が、大学に無関係な企業グループに出資、資本参加し、役員を兼務させる等、関連企業との関係が不明朗である。(太陽グループのことで、特に同グループの負債が膨大であることなどを含めて、文部省はかなりこれらの企業と大学との関係を危惧しているようである。)

(6) 大学運営と直接関係のない不動産などを関連企業から購入するなどしているが、その決定過程が理事会決議によったり、あるいは理事長専決によったりで、不統一であり、また、不明朗である。(前項に関連するものである。)

2. 理事会等と教学組織の協働関係の確立

学長選任等につき、理事会と教学とが適切な意思疎通を図りつつ、速やかに次期学長等の選任を行うべきである。

(この文部省の指導を完全に無視して、教学との意思疎通を全く図ることなく、理事会が一方的に佐々木氏を学長に選任したばかりではなく、各学部長までも多数の学部教員の意向に反する人物を独断で決めたことは、言語道断である。)

3. 内部監査機能の強化

監事に係る適切な体制を整備すること。顧問弁護士が監事を兼任することなども問題である。また、評議員会が監査機関として機能していない。

(もう一人の監事も問題である。それゆえに理事会が独断専行できるのである。)

4. 諸規定の整備

不動産取得に関する規程、役員への金銭貸付に関する規程、役員報酬や役員功労金などに関する規程などを整備すること。理事長一任などは他に例がない。

(経理の不明朗感の基になり、理事会が経理の公開をあくまでも拒むのも第一項目とこの辺が原因か?)

5. 事務処理体制の改善、事務処理機能の充実強化

今後虚偽の届出が生ずること等のないように体制の改善を図ること。

(管理局ではなく、事務局として誠実、迅速に事務処理ができるような体制にすべき。担当の事務

局員は板挟みになって苦悩しているようです）。

6. その他

組合が昨年から地労委に提訴までして要求している「経理の公開」については、文部省は各学校法人に対して経理は公開するように一貫して指導しているとのことである。

今回のこのような多項目に亘る行政指導は異例で、かつ厳しいものであり、学内外の識者や報道関係者から注目されています。特に、文部省への虚偽報告は本学にとっての重大な不祥事であり、今後これらの責任の所在を明らかにする必要があります。（「組合ニュース」65号、97.4.18）

上記の行政指導に関し、法人理事会広報紙「With」（1997.7.18）は「行政指導とは一定の行政目的を達成するため、私人または公私の団体に対して勧告、助言、指導等の非権力的、任意的手段をもって働きかけ同調させる行為で、口頭による場合と書面による場合があります。そして、こうした指導に従わなかったことを理由に、不利益な取り扱いをしてはならないとされています」と解説している。したがって、「重要な指針として真摯に受け止める」との言説にかかわらず、その本気度は疑わしかった。組合は、「With」のコメントを受けて、執行委員長名で北元喜朗理事長宛に「公開要求書」を提出した。文部省の指導から4ヶ月経ってやっと出てきたコメントが上記のような解説であったこと、指導を受けた本人が自らの責任において全情報を開示し、率直に非を認めることが焦眉の急である「正常化」の第一歩であること、それゆえ、行政指導内容をすべて即刻開示することを要求するものであった。組合は、他にも、「フォワード」の実態を問う質問書や経理の公開を要求する要求書を出し続けた。その数は合計7通に上った。

しかし、それらはすべて無視され、そればかりか、文部省の指導もまったく無視同然であった。特に、「理事会等の構成・運営体制の見直しと法人の管理運営適正化」及び「理事会と教学側との協働関係の確立」はほとんど改善が進まず、再度の行政指導を招来することとなった。それ以前、1997年4月の段階で、上記上申人は追加上申書を提出していた。学長選任に対して如何に不適切な対応をしたか、また、大多数の教員からなる教員有志との話し合いを反故にした実情を報告し、監督官庁の指導を求めたのである。二度目の行政指導についてもマスコミ各社が報道したが、朝日新聞は以下のように報道した。

《文部省改めて行政指導》

学長選出問題などで理事会と教授側が対立している北陸大学（金沢市、北元喜朗理事長）に対し、文部省が今年3月に続いて今月、あらためて行政指導をしていたことが27日までに明らかになった。

同省私学部によると、理事会、評議員会の構成メンバーが学校法人側と関連企業関係者に偏っている点などを指摘し「理事会と教授側の協力関係の確立」など5項目の改善を求めた3月18日の行政指導以降、指導が続けていたが、教授側との関係改善が見られないことなどから、今月3日、同様の指導をあらためて行ったという。（「朝日」石川版1997.9.28）

組合は、折しもスト権確立の投票最中であったが、10月1日に「声明」を発表した。

《声明》

学校法人北陸大学理事会が文部省より再び行政指導を受けたとの事実に対し、教職員組合は驚きと遺憾の念を禁じ得ない。短期間に2度も行政指導を受けることは異例のことであり、北陸大学の存立にかかわる重大問題である。

組合は本学理事会に対し、前回の行政指導後に理事会がとった改善措置を含めて一連の行政指導の内容と、それらに対する責任の所在を明らかにすることを要求する。また、法人理事会がこの行政指導を真摯に受けとめ、遵守することを強く要求する。

平成9年10月1日 北陸大学教職員組合

理事会当局は、行政指導について10月中旬になって初めて説明会を行った。文部省から急がされている「教学との協働関係の確立」、とりわけ学長選考に関して教職員の理解を得るために行政指導について説明しておく必要がある、ということであった。当時の組合執行委員長の土屋氏が証言するところによると、経理内容を教職員や父母らの関係者に公開することも新たに付け加えられた、とのことであったが、しかし、2度にわたる行政指導でも、特に重要であった「教学との協働関係の確立」は、紆余曲折はあったものの、結局実現しなかった。その他のことも同様であった。

スト権確立と街頭行動

スト権確立

北陸大学教職員組合は一般の労組とやや趣を異にする。それは元々大学全般の運営に関して理事長専制下にあった経営者理事会にもの中申す組織として出発していた。組合は結成以来、単に組合員の要求というだけでなく、大学の本来のあり方を求める教職員全体の要求という自覚の下に理事会当局と交渉を続けてきた。しかし、北陸大学理事会は、1990年代に入ってから理事長専断の特異な理事会であったので、要求は絶えず解雇を覚悟した闘いであった。その闘いは構成員個々の信念と良心に基づき、専断体制に風穴を開けるために労働組合法で認められている先鋭的な手段も採用し、時に社会に訴えかけることも視野に入れた。

事実、ストライキ自体は実行されなかったが、スト権は二度にわたって確立された。1996年9月と97年10月である。翌98年2月には4日間にわたって金沢市内の街頭で大学正常化と理事長退陣を市民に訴えた。公益法人としての大学はクリーンな大学として市民とともに発展していくべきとの認識からである。他方、潜在的には、衆人環視の中で大学にとって好ましからぬ人物に対し強権的な処分を強行できるかどうかを現実問う、という戦術的な意味もあった。

最初のスト権確立は1996年10月4日で、「組合ニュース」33号はスト権投票とスト権確

立について以下のように報じている。

（スト権投票）

9月26日、組合大会が行われ、スト権確立の投票実施が決定されました。

本大会では、3つの議題（1. 給与の改定 2. 次期学長の決定 3. 理事会の人事権濫用）が上げられ、これらについて、書記長、委員長より経過報告と提案が行われました。

1. 給与改定については、「組合ニュース」23号で報告済みであるが、7回の小委員会交渉とその後の2回の団交では、法人側は独断で決めた定期昇給のみの平均1.7%案に固執し、その根拠となる算定基準、経理の公開、将来の見通しなど我々が要求していることには一切応じず、論議を尽くして結論を見いだすという交渉の基本的理念が欠如した無責任で、不誠実な対応しかしていないことが報告された。かかる交渉権無視の態度を改めさせ、納得のゆく給与アップを実現するには、団結を裏付けとした争議権の行使以外にないとスト権確立の提案があった。

2. 次期学長の決定では、組合の設立趣旨にある大学民主化の指向や、有志による公選制要求に真っ向から挑戦するかのような法人のやり方が問題にされ、我々と真摯に話し合うという意志がない法人側に、組合は労働組合に与えられた正当な手段を行使して反省を促さなければならないと結論づけられた。さらに、教学の長である久野学長も教員の切実な要求を無視したばかりか、全学教授会（9月9日）の席上で虚偽の発言をしたのは許せない行為であるとされた。

3. 人事権濫用については、昇任人事の異常遅滞、新採者への1年契約の強要、薬学部教授会無視の教員採用など、一連の信じ難い事態について説明があり、教員の人権、教育権を無視する法人の体質が糾弾された。

以上3点の理由で、スト権確立投票を実施することが全会一致で決定され、各部会の投票管理委員が選出されました。

（スト権確立）

圧倒的支持でスト権確立される！

10月4日午後5時半より3学部の投票管理委員立ち会いのもとで、スト権投票の開票が行われた。投票者140名のうち、賛成126、反対12、白票2、の圧倒的支持でスト権が確立されました。組合は今後このスト権を背景に、以下のスローガンの実現に努力します。皆様のご支持をお願いします。

- 1 今年度8%アップの給与改定を実施すること
- 2 次期学長の選任を白紙撤回し、学長、学部長の公選制を実施すること
- 3 人事権の濫用を即時停止し、民主的で公正な人事運営を行うこと（「組合ニュース」33号、96.10.11）

第2回のスト権確立は約1年後のことであった。それは1997年9月18日の臨時総会で提案され、1997年9月25日に約90%の賛成投票により確立した。臨時総会で配付された提

案書（非公開）によると、このときの要求事項は6項目にわたっていた。

1項：賃金等

財務諸表の公開、賃金・賞与の改定要求、私学助成金が減額されるような高額役員報酬の引き下げ等に関するものであった。

2項：諸就労条件の改善

内密に実施されていた教職員の1年契約の廃止、一方的に改定された退職金支給率の原状回復、時間外手当の支払い、理事長によるパワハラ（差別・脅迫・暴行）についての釈明と再発防止誓約等に関するものであった。

3項：前理事長の退職金の一部返還

約3億円のお手盛り退職金のお手盛り部分の返還、に関するものであった。

4項：理事長退陣

「労働関係法令を破り続け、文部省から異例の行政指導を受ける等の不祥事を起こし、大学を混乱させた北元喜朗理事長は、責任を取って退陣せよ」というものであった。

5項：組合への不当な干渉の排除

盗聴、尾行、組合委員長中傷文書配付に関する釈明と再発防止誓約、名誉教授称号授与規程の授与基準を満たしていた薬学部2教授に対する名誉教授称号の授与等に関するものであった。

6項：法人及び大学運営の正常化

文部省の指導内容の明示と遵守、理事会・評議員会の刷新、学長・学部長の即時退陣と公選制の実施等であった。

非公開の議事録によると、臨時総会ではストをめぐり、初めての経験に対する不安も含め、種々議論された。しかし、4番目の項目以外は既に団体交渉を通じ法人と交渉したり、質問書を提出したりしているが、まったく進展していないので、「法的に認められている争議権」を行使するしかない、という考えが支持された。

街頭行動

街頭行動は4日間にわたって繰り広げられた。初日は1998年2月24日18時から約1時間、金沢市香林坊にあるアトリオ前、第2日は同市片町にあるラブロ片町前、第3日は同市堅町入り口、最終日は同市片町スクランブルにおいて。岡野書記長を中心に事前の計画に従い組合員がビラを配布し、北陸大学改革に対する理解を呼びかけた。理事会側からは事務職員が連日監視に来て街頭行動参加者をチェックした。

期間中配布された「北陸大学改革にご理解を」と題する青色のB4版のビラは冒頭で

「ニュース等で報道されていますように、現在、私たちの大学では、経営側のあまりにもひどい「学生・教職員無視」「独善性」「金権体質」の状態が続いており、教育環境が著しく悪化しています。私たち北陸大学教職員組合は、学都金沢にふさわしい大学にするために、また、学生の教育環境の向上をめざして、正常化と改革に努力して参りました。市民の皆様のご理解をいただければ幸いです。」

と問題点を訴え、続いて具体的に4項目の要求を掲げた。

- ①「経営者は文部省の行政指導に従え」
- ②「大学に表現の自由を」
- ③「経理を公開せよ」
- ④「学生の授業料を浪費するな：教育環境を整備せよ」

4番目の要求項目では「高額な役員報酬」と「退職金三億円」の問題を取り上げ「私物化」を批判した。ビラはこれらをアピールして

「私たちは、以上の要求を掲げてこれまで様々な運動を行ってきました。しかし、経営者の「学生・教職員無視」「大学の私物化」は、いっこうに改まる気配を見せません。もはや事態を打開し、大学を正常化するには、経営の中心にいる北元喜朗理事長の退陣以外にはありません。」（「北陸大学改革にご理解を」1998.2.23）

と結んでいる。

これに対し、理事会側は街頭行動最中の26日「With Plus」紙上で

「学内で解決すべき問題をなぜ、街頭運動にまで及んで強く外部にアピールする必要があるのでしょうか。学内事情を知らない外部の人たちに一方的な情報を流し、意図的に世論を形成して自らの主張を押し通そうとする行為は、何ら学内問題の解決につながらず、かえって障害にさえなりかねません。本筋の教育・研究とはかけ離れた問題で、「北陸大学」の文字が画面や紙面を賑わすのを目にする卒業生、父母の胸中を察し、これ以上大学のイメージを落とす行為は止めるべきです。

諸問題について学校法人は、真摯に取り組んでおり、今月23日には団体交渉において問題解決に向けた話し合いをしたばかりです。まだ、その結論が出ず、話し合いが続いているさ中に、こうした手段に訴える行為は信義に反するものです。学内の問題は、当事者同士で粘り強く、誠意をもって話し合い、解決していくほかありません。大学人としての良識と冷静な判断に基づく行動を切に求めるものです。」（「With Plus」1998.2.26）

と教職員組合を批判した。

教職員組合は3月10日付の「組合ニュース」で、「経理公開」、「学内正常化」の進展状況および問題解決に対する「理事長の態度」の矛盾を挙げて反論した。

組合が街頭にまで出てビラ配布をせざるを得ないのは、法人理事会がまともな話し合いをせず、誠実に問題解決への努力をしないからである。おのれの怠慢と無責任を棚上げにしておいて一方的に組合を非難するのは不当である。そもそもビラに書かれているような問題を引き起こすことになった原因に思いをいたし、解決策を早急に提案し、実行できるものはすぐに実行すべきである。これ以上の

遅滞は許されない。〔組合ニュース〕110号、98.3.10〕

教職員組合の街頭行動がその後の学内民主化の進展にどのように影響したかの判断は難しい。ただ、理事会の種々の不祥事に対する責任ある対応は見られなかった。組合が要求していた給与改定は当初の一時的改善以後制度的な改革に至らず、街頭行動の2年前に教員の8割に及ぶ有志が要求していた「学長・学部長公選」も最終段階での双方の主張は平行線を辿り、学内の自主的な解決は困難な状況になりつつあった。組合は北元体制下での話し合いによる大学改革の展望が描けず、北元理事長退陣要求に踏み切った。これは組合が組合員のみならず教職員の厚い支持に支えられ、退陣要求に対するリアクションに耐えられる体力を備えていたことを意味する。同時期、学生による理事長退陣要求の署名活動も活発になっていた。

北元理事長退陣要求

北元喜朗理事長に対する退陣要求が組合内で公になったのは、1997年9月18日の臨時総会である。「労働関係の法令を破り続け、文部省から異例の行政指導を受けるなどの不祥事を起こし、大学を混乱させた」ことに対する責任を問うとされた。これはスト権確立のための要求項目の一つであり、7割の組合員により支持された。同年10月14日には、土屋組合委員長名の北元理事長宛要求書が提出された。ここで組合は、再度の厳しい行政指導に至ったことの直接の責任者を中川幸一専務理事及び松村幸男常務理事と断定し、その責任を明らかにし、理事長としての対処をすることを要求した。さらに、この要求が受理されない場合は「真の責任者を追及せざるを得ない」と付言した。

その後、11月25日の定期総会で、委員長は土屋氏から櫻田芳樹氏に交代し、運動方針の最後に理事長退陣要求を掲げた。教職員の不当な待遇、文部省への虚偽報告などの不祥事、異例の行政指導を受けるなどの学内混乱を招いたことの責任は明らかで、退陣要求は当然の帰結とした。翌1998年2月24日からの街頭行動でも、大学を改革するには理事長退陣しかない、とした。〔組合ニュース〕109号（98.3.3）は「拝啓北元喜朗理事長殿 私たちはなぜ理事長の退陣を要求するのか」の記事を掲載した。そこでは端的に

「北元理事長、私たちは昨年来、あなたの退陣を要求しています。私たちは、なぜあなたに退陣を要求しなければならないのか。それは、あなたが北陸大学の理事長にふさわしい大学運営を行ってこなかったし、今も行っていないからです。」

と語りかけている。そして、衛藤氏問題での不誠実な対応、文部省に対する虚偽報告と異例の行政指導、経理公開要求無視、一方的な佐々木吉男学長任命と新たに任命された学部長の下での教育現場の混乱、全学教授会において成立し、3学部教授会においても支持された学長任用規程案の拒否を退陣要求の理由として挙げ、北元理事長の大学運営を認める

ことはできない、と結んでいる。

学生の北元理事長退陣要求

学生の北元理事長退陣要求の署名活動は1998年2月20日マスコミ4社が一斉に報じている。そのうち概要を伝える北陸中日新聞朝刊第2社会面の記事と「学生有志の会」の署名依頼の文章は以下のものであった。

<北陸中日新聞1998.2.20>

北陸大 理事長退任求め署名 681人分

学生が文相に提出

北陸大学（金沢市太陽が丘）の学生有志2人が19日、金沢市内で記者会見し北元喜朗理事長の退任を求める学生681人の署名を町村信孝文相あてに郵送したことを明らかにした。北陸大では学長選出をめぐる教員が理事会を提訴するなど混乱が続いているが、学生側がこうした行動を起こしたのは初めて。

署名では、1994年に大学職員が学生を監禁したとされる事件の事実関係の公表・謝罪や、大学経理の公開、学費の減額などを要求。学生約20人が1月中旬から署名を集めた。

北元理事長にも退陣要求書を送ったとしている。

会見した学生の一人は「理事長は監禁された学生を『放學』という言葉で脅した。学生の自治会活動もない。理事会が独断専行している体質を変えたい」と主張。今後は学生の過半数の2000人の署名を目指すとともに、教員とも連携したいとしている。

これに対し中川幸一・同大専務理事は「要求書が届いたかどうかは確認していない。いきなり記者会見したのは乱暴な気がする」と話している。

<学生有志署名依頼文>

北元喜朗理事長退陣の賛同を求める署名について

突然のお手紙、失礼いたします。

現在、私たち学生有志の会は、学生の過半数である2000人を目標に、理事長退陣を求める署名を集めております。2月19日に中間報告として、学生の2割にあたる681人の署名を文部大臣宛てに送付いたしました。同日、記者会見を行ったところ、石川県内の民放全てがこの問題について報道し、翌日には新聞各社も県内ニュースとして取り上げました。なお、その後も署名活動を展開し、現在708人に達しています。

ここ数年、北陸大学は学生が監禁される事件や学長任用問題、経理の未公開、教職員組合や大学正常化を求める教職員有志の会に対する様々な嫌がらせ、前代未聞の2度にわたる行政指導、文部省からの補助金カット…などで大きく揺れております。これらについては、同封した資料やインターネットの北陸大学教職員組合ホームページなどをご覧ください。私たちはこれら諸問題は、理事長をはじめとする理事会の独断専行による大学経営にその原因があると考えております。私たちの趣旨に、少

しでも賛同して下さるのであれば、ぜひ同封したハガキにご署名の上投函していただきたいと思っています。

「愛すべき」北陸大学を守るために、ぜひご協力下さるようお願いいたします。

1998年3月吉日 北陸大学学生有志の会一同

「組合ニュース」114号（98.4.17）によると、その後署名者は学生1213名、父母署名者751名とのことであった。この事態を受けて、大学法人理事会は佐々木吉男学長名で、署名活動を非難する手紙を父母宛に送付し、学生宛には「学生諸君へ」と題する見解を掲示した。それは、署名活動を一部の学生によるルールに反する行動と非難し、「学生諸君の要望をできるだけ大学運営に反映していこうとする姿勢と努力があることは理解してほしい」と訴えるものの、学生有志が問題としたことにはまったく答えていない内容であった。

このように北元理事長退陣要求は広範な拡がりを見せたが、教職員組合に理事長辞任に追い込む決め手はなく、理事会刷新も理事長退陣も実現しなかった。しかし、後年、2013年2月に北元理事長は役職教員グループによる内部告発と辞任要求により失脚し、北元体制を支えた幹部理事も退任に追い込まれた。その時の内部告発では、教職員組合が既に問題にしたスキャンダルに加えて、彼らが把握した理事長個人のスキャンダルが詳細に取り上げられ、それを許した幹部理事の辞任も要求されていた。

V 大学民主化（大学正常化）運動

教職員組合は、労使交渉を通じて待遇改善を要求し、不当労働行為に対しては、労使交渉で解決されない場合、労働委員会や裁判所へ提訴して解決を図った。一方、民主化に関しては組合という立場ではなく、組合員が母体となってより広範な教員有志の会を組織し、その運動をサポートする立場を取った。というのは、「大学正常化」をスローガンとして大多数の教員及び教職員組合が取り組もうとした大学民主化は、法人理事会の拒否により、労使交渉の場では議題になり得なかったからである。

この民主化運動は、大学の運営に関して経営陣に異議を申し立てる運動であった。この運動が目指したものは一貫して教える者の主体の確立であった。学ぶ者と教える者の全人格が触れ合う人間形成は、教師の主体的な教育によって初めて実現する。それは創立者の念願するところでもあった。北元体制下の教学はそれが脅かされていた。大学教員は、たとえ雇用されている身としても、設置者の道具ではない。大学に夢を託した創設者たちは決してそんなことは望まなかったはずである。教学を含め経営の中樞が意のままに動く部下たちで固められた強権下での運動は、大学人としての個々の決意の現れであった。

ところで、正常化運動は、具体的には学長・学部長の「公選制」を求める運動として出発した。北陸大学では、開学期においてこそ学長・学部長・教養部長（当時）は任命であったが、その後1981年の寄付金問題を機に1983年から教員が学長候補者を選挙する制度になった⁷。しかし、1987年の外国語学部開設を理由に臨時的に選挙によらない任命が復活し、1988年に規程としても任命制に移行した。1993年北元喜雄理事長の子息北元喜朗氏が副理事長兼理事長職務代理に就任してから、学長以下の教学役職は彼の意のままの任命となり、恣意的上意下達が日常化され、教学の主体的運営が極端に損なわれ、様々なひずみが深刻化した。それゆえ、大学に山積している問題を構成員の選挙により信を得た学長・学部長の下で力を合わせて解決し、厳しい時代の流れの中で教職員がのびのびと力を発揮できる環境を作ることが期待された。

学長・学部長公選の要望に始まる運動は、大学を揺るがす異議申し立てであったが、学長・学部長の「公選制」を求める運動には大きく分けて三つの局面があった。「公選制を求める教員有志の会」（後に発展的に解消して「大学正常化を目指す教職員有志の会」となる）による運動、理事会による次期学長決定無効を訴えた裁判訴訟、および全学教授会を頂点とする教授会での候補者選考規程の改定であった。それぞれは互いに連関しており、ほぼ同時進行した。

⁷ 1977年に北陸大学運営規程が制定され、薬学部長及び教養部長は教員の選挙による選出となった。学長は任命制であったが、1981年度入試時の寄付金問題により文部省の指導を受け、当時の荒田義雄学長と越浦良三薬学部長が責任をとる形で辞任し、暫定学長期間を経て1983年に学長選出も選挙制となった。

「学長・学部長公選制」要求運動と衛藤問題

教員有志による「学長・学部長公選制」要求運動は、1996年1月31日の発起人34名（薬学部18名、外国語学部10名、法学部6名）による「公選制」要望呼びかけから始まった。この年の12月に当時の久野栄進学長の任期が切れるので、それに合わせるタイミングであった。大学の社会的使命に鑑み、臨時教育審議会（臨教審）答申や大学審議会（大学審）、大学基準協会の考え方を参考に、北陸大学においても理事会と教員組織の正常な関係を構築するために、学長・学部長という教学を代表する役職者の選任に教員による選挙制の採用を求めたのである。

呼びかけ文は「大学存在の根幹である人事から、カリキュラム、研究予算の決定まで、肝心の教学の主体性が著しく損なわれていると言わざるを得ません。このことの根本的な原因は、実質的に理事長に任命される現行制度そのものにある」とし、学長、学部長選挙の即時実施を求めよう、と訴えている⁸。

この呼びかけは大きなうねりとなり、要望書の署名者は136名、当時の在籍全教員の76.8%に達した。中国からの3名の派遣教員と、当時非公開の採用内規により実質任期制を強要されて自由に意思表示できなかった6名の新採教員を除くと81%であった。要望書は「本来のあるべき姿を模索する中で、学長・学部長の公選制が大学の基本的なシステムであるとの考えに達し、その実現に向け、ここに有志の氏名を添えて、学長・学部長の公選制を要望します」という前文を添えて2月23日に提出された。

この要望に対しては大学法人も無視できず、各学部有志を代表する3名の教員との会見に際し、中川幸一専務理事が「多数の要望の事実は真摯に受け止める」旨発言し、先ず話し合いの環境作りが先決との見通しを語った。同席した当時の久野学長も現状の不備に対する認識を表明し、全学教授会で取り上げるとコメントした。しかし、全学教授会での議論は、全学教授会で取り上げることの是非を巡る議論が繰り返されるなどではかばかしく進行しなかった。ところが、9月に至り突然次期学長に衛藤藩吉氏を選任したことが学内掲示され、同日の全学教授会において理事会報告として報告がなされた。衛藤氏は当時「一芸入試」で有名だった前亜細亜大学学長である。久野学長の経過説明によれば4月以来衛藤氏に接触し、8月の理事会で自分が推薦したということだった。新聞で報道された衛藤氏の談話によると理事長がたびたび自宅を訪問するなど熱心な勧誘があったので6月頃受諾したということだった。この事実は明白な背信行為であった。また、久野氏が果たした役割は任命学長の限界を示すものであった。

「公選制」要望有志世話人は、理事会報告の翌々日9月11日に厳重な「抗議声明」を発し、衛藤氏選任の白紙撤回と「公選制」を要求した（このときの記名世話人は薬学部：富森毅、吉藤茂行、外国語学部：林敬、法学部：島崎利夫、田村光彰）。理事長宛の「抗議

⁸ 「学長・学部長の公選制を実現しよう！」（学長・学部長の「公選制」を求める北陸大学教員有志発起人、1996.1.31）

声明」は冒頭に

「1 我々は学校法人北陸大学理事会が平成8年8月22日の理事会で、抜き打ち的に次期学長の選任を決定したことに対し、嚴重に抗議します。

2 理事会決定を白紙撤回し、学長・学部長「公選制」を承認することを要求します。」（「抗議声明」平成8年9月11日付）

と抗議と要求を掲げ、理由としてそれまでの経緯と不誠実な決定に言及している。

それに対し、大学法人は10月になって広報誌「With」を発刊し、その創刊号で衛藤氏の挨拶と久野学長の歓迎の辞、中川専務理事の選任問題に関する見解を特集した。久野学長は、いろいろ思いはあるだろうが新学長の下で魅力ある大学造りに協力をお願いすると述べ、中川専務理事は、理事会の選任は「違法ではない」と主張し、今後は相互信頼をつくるために具体的な努力を始めると述べた。

同年11月18日、有志世話人は法人理事会に理事会決定を白紙撤回し、対話に応じるよう申し入れた。それに対し法人理事会は11月22日に対話に応ずる回答をしたが、衛藤氏の着任が前提との姿勢を崩さず、結局会談は実現しなかった。

11月25日に有志世話人は再度学長選任の白紙撤回と対話を申し入れ、法人理事会は応じず、「With」紙上で学校教育法59条の理事会側解釈を主張し、規則に基づく決定だと主張した。

公選制を求める教員有志世話人は1996年11月18日北元理事長に対し「次期学長に関する理事会決定を白紙に戻したうえで、学長・学部長公選実施のために、（教員有志との）対話の席に着くことを要求」した。このときの世話人は、橋本忠、吉藤茂行、岡野浩史、林敬、島崎利夫、田村光彰の各氏であった。それに対する法人理事会の回答は11月22日に提示された。中川教学担当理事名で、学長・学部長選出のための「円満な話し合い」を申し入れる、というものであった。しかし、この話し合いは実現しなかった。中川理事の言明により、回答書提示の席で衛藤氏着任を前提とすること、が確認されたからであった。11月25日教員有志は北元理事長に対し、先ず理事会決定を白紙に戻すことを要求し、白紙撤回の上話し合いができないなら「できる限りの行動」を取る旨通告した。その後、法人理事会は「With」紙上で、規則に基づいて決定した、との主張を掲載した。教員有志世話人は12月4日付の活動報告で、それまでの交渉経過を顧み、さらに「ものの道理を曖昧にしたままの話し合いは、何の解決ももたらさないばかりか、事態をますます紛糾させるだけと考えます。従いまして、私たちは重ねて、8月22日の理事会決定を白紙撤回した上で話し合うことを要求するとともに、今後の活動として理事会決定の既成事実化を考え直してもらうための条件造り」を提案したい、と報告している。

そしてこの後、教員有志の活動は当時の久野栄進学長退陣要求、理事会決定無効確認訴訟、学長候補者自主選挙へと続いていった。

学長退陣要求

12月19日に教員有志は署名付きで「退陣要求書」を北元理事長及び久野学長宛に提出した。署名者は教員の過半数を優に超える106名に上った。要求書記載の理由は、「学長・学部長公選制」に関する多数の教員の要望並びに全学教授会の議論を全く無視し、次期学長候補者を常任理事会に推薦したことや、教授会審査による昇任人事を恣意的に歪めたこと、など7項目であった。要求書は、それらの理由をあげて「我々は、教学の主体性を回復し、北陸大学を教学の意思が十分に反映される真の教育の場に改革するため、久野学長の即時退陣を要求します」と結んでいる。また、提出時に要求書と別に添付された理由説明文は、久野学長の下で如何に教育の現場で教学の主体性が損なわれてきたか、学長公選問題で彼が如何に不可解な態度を取ったか、について補足、糾弾している。さらに「大学法人が事務機構を『管理局』あるいは『本部』と称し、学長・学部長までもその管理機構に組み込まれているかのような現状は、大学の権威が内部から失墜しつつあると言えます」と、危機感を顕わにしている。

退陣要求の直接のきっかけとなった学長選任問題一つをとっても、確かに久野学長は、学長選任問題でいわばピエロ的な役割を果たしただけで、法人理事会が衛藤氏を次期学長に決定したことを公表してからも現実の事態に対して何もしなえなかった。それゆえ、任期終了を目前にした久野学長に対する辞任要求は、その後の民主化運動の展開を見据えた一つのシンボリック意思表示だったと言えるだろう。

このとき、久野学長が辞任することはなかった。彼は後の学長候補者自主選挙時には積極的に有志教員に対する警告をとりまとめ、法人紙「With」も挑発的なキャンペーンを繰り広げた。しかし、退陣要求に関しては、学長も法人理事会も目立った反応は示さなかった。

次期学長の理事会決定無効確認訴訟（1）

裁判に臨んで

1996年12月17日、大学法人の衛藤氏選任の仕方に反対する教授25名が、金沢地裁に衛藤氏を次期学長に決定した理事会決定無効確認の提訴をした。薬学部9名、外国語学部11名、法学部5名、内1名だけ非組合員で後はすべて組合員であった。訴訟原告団の主張とそれに至るまでの経緯は、提訴当日の日付で配付された「北陸大学次期学長選任に関する訴訟支援のお願い」と題された文書に明確に示されている。

私たちは、本日金沢地方裁判所に、平成8年8月22日に行われた理事会での次期学長の決定を無効とする訴訟を北陸大学に対しておこしました。学校教育法は、その59条において、教学の重要事項は教授会において審議することを規定しています。したがって、教授会の議を経ない今回の決定は違法である、というのが原告団の主張です。

次期学長の決定については、すでに「公選制を求める会」の世話人から、問題の決定が発表された2日後の9月11日に、北元理事長に対して抗議と白紙撤回を要求する声明書が提出されました。それは、2月に出された、教員の8割にあたる136名の要望がまったく無視されたからだけではありません。決定までの過程において、理事会・学長が一体となって、相互の信頼関係を教学に対して強調しておきながら、それを破壊するような行為を敢えてしたからです。すなわち、一方で公選制実現に向けて話し合うかのような言動をしながら、他方で、それに正面から相反する決定を密かに準備し、まったく抜き打ちで強行したからです。はたして、抗議声明はほとんど無視されました。一方的決定に対して、理事会は「違法ではない」ということを根拠として主張し、信義にもとる行為を犯したことに対する反省の念はまったく感じられず、私たちは、大学のあり方に、今までにもまして強い危機感を抱くこととなりました。

本来なら、この問題は、大学の根幹に関わる問題ですから、学部教授会、全学教授会での徹底した議論を重ねた上で、学長、学部長が理事会と話し合いを持ち、学内で解決すべきものです。しかし、この件については、学長・学部長とも、責任をもって対処しようとはしていません。そのために、教授会自体が当事者能力を奪われた状態になっており、また、理事会も「違法ではないから、ご理解いただく」と繰り返すのみで、いたずらに決定に固執し、教員有志の要求に誠実に対処しようとする態度は見られません。残念ながら、現在、学内だけでの自主解決は困難であり、今回の新学長選任の非を正すために残された手段は法的手段だけになりました。

ここ数年の北陸大学の状況には目をおおぅばかりのものがあります。教授会からの人事権の剥奪、雇用・昇任における不明朗人事、入試制度の改悪、教員の大量退職、教員無視の新カリキュラムの導入、研究費の削減、教育研究条件の劣悪化――教授会は実に多くのものを失いました。大学の本質と教学の立場を考えると、私たちは失われたものを回復しなければなりません。今回の訴訟は、そのための第一歩です。

私たちは、この裁判を通じて今回の新学長選任が無効であることを訴えるとともに、教員・教授会を無視した現在の理事会運営の是非を問い、さらに現行の学長選任規定そのものの非を主張していく所存です。

「公選制」を求める教員有志は、衛藤氏その人について問題にしたわけではなく、選任の仕方に問題ありとしてきた。また選任方法について話し合いを拒否したわけではなく、久野学長の任期切れが迫る中、話し合いが先へ進まないなら、学内での決着を目指すだけでなく、学校教育法59条に言うところの教授会設置の目的と審議権について公的な判断を確かめてみようということになったのである。キーワードである「重要事項」とは何を意味するのか。原告教授団は、憲法や教育基本法に照らせば、教育・研究上の教授会主権・自治を保障するために「重要事項」の審議権が規定され、それは人事にもおよぶと考えたのであった。とりわけ学長は教学の最高責任者であり、北陸大学においても極めて重要な任務と権能を有するものであるから、大学法人理事会に学長選任の権限があるとしても、教授会の重要な役割に配慮した判例が認めているように、教授会の関与がない学長選任決

議は違法・無効として訴えたのである⁹。代理人は東京在住の二人の弁護士（有賀信勇、大室俊三両弁護士）に依頼した。代理人は難しい裁判だが、最悪でも実質勝利を得たいという見通しを語った。この裁判は、理事会が後に衛藤氏の選任を撤回したことにより内容に変更があったが、1999年3月5日の判決言い渡しまでおよそ2年3ヶ月かかった。

この訴訟に対して法人理事会は12月19日に各教員宛に理事会の立場を通知した。

本学の25人の教授が12月17日、次期学長選任決議の無効等を求め、金沢地裁に提訴したことについて、学校法人としてはこれまで話し合いによる解決を求めてきただけに誠に残念に思います。発表に至るまでの手続きで、教員の心情を十分に斟酌しなかったとのご指摘がある事はわきまえておりますが、当然ながら諸規程に基づいた決定であり、合法的であることを申し添えます。

本来、学内の課題は学内で解決すべきですが、法廷に移された以上は、学校法人としても法的な手続きに基づき対応していく所存です。しかし、同時に引き続き話し合いによる解決を目指し、有志諸氏のご理解を得る努力も重ねていく方針です。

裁判

理事会決議無効等確認訴訟の訴状は1996年12月17日に金沢地方裁判所民事部へ提出された。原告側が提出した準備書面は8通、陳述書は延べ6通であった。被告側の答弁書は1997年2月17日に提出された。被告側が提出した準備書面は4通であった。2月には他に原告25名から学長任命禁止仮処分申立書が提出され、学校法人から16名の自主選挙関係者に対する学長自主選挙実施禁止仮処分命令申立書が提出された。

原告の主張

訴えの請求の趣旨は理事会決議無効確認と教授の地位不存在確認の2件であった。文言は

「1. 平成八年八月二二日開催した被告の第一二四回理事会における「北陸大学の次期学長を衛藤潘吉氏とする」との決議が無効であることを確認する。

2. M氏が薬学部の教授の地位にないことを確認する。」

となっている。

1. の「理事会決議の違法・無効」を求める根拠としては

(1) 学校教育法59条1項に定められた教授会設置の趣旨は、「大学の自治」を実質的に保障するため、教授会の「重要事項」の審議権を認定するものである（福岡地裁平成4年9月9日決定）。

⁹ 理事会決議無効確認等請求事件『訴状』：「第二 次期学長の選出とその違法・無効」（平成8年12月17日）なお、訴状、答弁書、準備書面の一部（原告側2通、被告側1通）については、法人理事会が小冊子（『平成八年（ワ）第七五九号 理事会決議無効確認等請求事件』）にまとめ学内配付した。

（2）学長の選任は「重要事項」に該当し（京都地裁昭和48年9月21日、東京地裁八王子支部平成7年6月1日）、したがって、教授会の審議を経ない学長の選任決議は無効である（京都地裁昭和48年9月21日判決）。

という判例をあげている。

2. については、

- （1）教授会規程の附則による本規程の否定
- （2）それに基づく教授会決定（助教授相当の資格認定）の無視
- （3）学校教育法59条1項の「重要事項」には「学問の自由」に照らして「教育職員の任用」が含まれると解すべきこと

をあげ、以上のことから、M氏の「教授への採用」は無効と主張した。具体的には、北陸大学の教授会規程では新規採用の教育職員についてはもともと教授会が審議すべきことになっていたが、理事会は附則を定めて、教授会の関与を否定した。それにもかかわらず、薬学部では学長の関与を認めた人事に関する内規により慣行として教育職員人事を事実上審議しており、M氏の場合もそれにより審議し、研究業績、教育歴等の審査から助教授相当と認定した。したがって、教授会決定の無視は、慣行の根拠となった内規と「重要事項」を定めた学校教育法第59条1項に違反している、と主張したのである。

原告教授側はこれら二つのことから、教学の最高責任者である学長を含む教育職人事から教授会の関与を排除することは、学校教育法第59条1項の「重要事項」の定めにも反すると訴えたのである。この「重要事項」は原告の訴えの根拠であり、また被告側がそれを解釈して「原告適格」を問題にしたことから、「重要事項」の解釈はこの訴訟の核心的論点であった。

原告側陳述書は、合計6通、土屋隆氏1通、岡野浩史氏2通、林敬氏2通、島崎利夫氏1通であった。北陸大学の事態に即して、大学の重要な運営から教授会の関与が阻害された結果、採用、解雇、昇進における恣意的人事、カリキュラムの恣意的編成など教育研究体制の不安定化と責任主体の不明確化が深刻な事態にまで進行してきたこと、したがって、北陸大学の「私物化」を防ぎ教育研究を正常に運営するためには、教授会の関与のもとに学長・学部長等教育研究の実際の責任者が選ばなければならないことを陳述した。

被告の主張

被告側の答弁書は1997年2月14日付で提出された。この時は既に自主選挙を受けて学長予定者に決定していた衛藤氏を白紙に戻し、和解に向けて話し合いも進行していたが、法人側はそれとは別に答弁書を提出した。答弁書の冒頭で被告法人理事会側は「原告適格」と「確認の利益の不存在」を問題にした。それによれば、原告教授は雇用されたものであり、「教授会への出席は雇用契約上の義務の履行」であって、使用者の権限に属する事項については原告適格を欠いている、さらに、単なる確認には「訴の利益」がない、というのであった。その上で、論点の学校教育法59条1項については、

1. 「学問の自由」と「大学の自治」は、学問研究が具体的にどのように阻害されたかという、具体的事実に基づいて判断されるべきである。また、最高裁の判決によれば、憲法第23条の「学問の自由」の規定は「私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではない」（最高裁昭和49年7月19日昭和女子大事件判決他）
2. 学校教育法59条第1項は、そもそも教授会の権限を目的とした厳格な規定ではない。法意上は教授会を学校法人の意思決定過程の必要要件とする手続き規定ではなく、訓示規定であり、大学に教授会を置き、大学の重要事項を審議させるという、単なる組織規定であると解される。
3. 私立学校法の法理によれば、私立大学においては国公立大学と違い、学校法人の最も重要な業務である設置学校の管理は理事会が決定する。業務決定に対する教授会の関与は理事会の自主性に委ねられている。

と反論し、特段の学内規定がなければ、学長選任に教授会の関与は不要とするいくつかの判例をあげている。それにより、理事会の定めた規定により行われた学長選任決議は有効であると主張した。

また、M氏の件についても、規程通りで有効、と主張した。

ところで、時系列をたどれば、裁判所の判断と判決が示される前に、教授有志による提訴と連動して、公選制を要求する教員有志による全学的な運動が展開された。その有志の会は、会の性格をさらに明確且つ拡大して「大学正常化を目指す教職員有志の会」を結成した。判決とそれに対する評価は、この「有志の会」の運動を記述したあと、項を改めて記述することとする。

学長候補者自主選挙

「理事会決議無効確認訴訟」から「久野学長退陣要求」へと続く一連の流れを受けて、学長・学部長「公選制」を要望した教員有志世話人は学長・学部長の「自主選挙」実施の準備を開始した。学長選任に関し、それが学校教育法に規定された教授会の「重要事項」の範疇に入るかどうかについての法的判断を期待しながら、学内でも教員が何を望んでいるかを眼に見える形で示そうということだった。その上で、法人理事会との交渉を通じ学長・学部長「公選制」の解決を求めたのであった。客観的な正確さを期すために手続きが重視されたが、その方針の下に法学部若手教員の協力を得て自主選挙規程¹⁰が作成された。年明けの1997年1月に提案された「学長・学部長候補者選出規程案」は、賛否投票の結果141名（79.2%）の教員が投票し、130名（73%）が賛成した。

このときまで、「教員有志」世話人はその都度教員の意思を確かめながら教学側の要望をとりまとめてきた。「自主選挙規程」賛否投票の結果を受け、「公選制」提起から約1年を経て、1月24日に各学部2名、計6名の「教員有志」世話人の名で理事会に対し「学長・

¹⁰ この規程と選挙管理規定は法学部教員有志が原案作成にあたった。

学部長候補者選出規程」と選挙実施を提案した¹¹。これに対する法人理事会からの応答はなく、「教員有志」世話人は2月4日にそのことを全教員に報告するとともに、先ず、学長候補者の自主選挙実施を決意し、自主選挙のための選挙管理委員会規程および選挙管理委員会委員、2月13日公示、2月23日投票などを提案した。自主的に教員側の代表者を選び、その代表者の下で責任ある大学教育を教員の手に取り戻すことを目指し、同時に理事会に対しその代表を学長候補者として認知することを望んだのであった¹²。一方、「理事会決議無効確認」原告団は2月6日に「学長任命禁止仮処分命令」を金沢地裁に申し立てた。

1997年2月4日の提案の後、北陸大学にこれまでにない緊張が走った。法人理事会は何としても「自主選挙」を阻止しようとしたからである。翌5日、中川幸一専務理事名で「教員有志世話人」に対し、数の力で一方的に押しつけることは民主主義に反すること、次期学長は現行規程で選任するのが最良であり、新学長の下で信頼を得られるシステムを作るべきだという文書が届けられた¹³。これは2月6日付「With Plus」にも掲載された。さらに翌6日の全学教授会で、久野学長が突然教員各位に宛てた学長名「通知」配付を議に付した。この「通知」の内容は、自主選挙を非難し、参加しないようにという警告であり、会議出席教授に配付された「通知」には議案の段階で既に学長印が押されていた¹⁴。全学教授会はそれまで「学長・学部長公選」問題が全学教授会の議事にふさわしいかどうかという議論以外には一連の問題に関する議論をまったくしなかったが、このときは十分な議論もなくこの「通知」を賛成多数で議決し、翌7日「With Plus」は久野学長の「通知」を掲載した。「教員有志」世話人は2月6日付で「自主選挙を実現しよう！」と「圧力にめげず、教育的良心を結集しよう！」という二つのアピール文を配付した。「公選」要望提出以来の1年をふり返り、問題が何故ここまで来たかを説き、民主的な教育体制の確立に向け整然と自らの意思表示することを訴えた。

法人理事会は、さらに、2月7日に「教員有志」世話人6名に対し「通告書」を発し、2月10日に「教員有志」世話人個人々人に対し二度目の「通告書」を発した。そこには全学教授会で支持された学長「通知」にも反し、法的根拠を欠く違法行為とあり、「自主選挙」を中止しなければ、重大な決意をもって対処せざるを得ないと記されていた¹⁵。また同日、教職員組合執行委員長にも「通告書」を発し、「自主選挙」支援は違法な組合活動であると警告した。これに対して「教員有志」世話人は即日抗議、反論し、また、学長「通知」配付を議決した全学教授会を批判した。さらに同じ抗議文で「自主選挙」に望む「教員有志」の基本的立場を明らかにした。それは、教員の大多数の意思を反映する自主選挙の実施規定によって自主的に「学長候補者」を選出し、選出した候補者を今後の理事会との交

¹¹ 「学長・学部長選出規程と選挙実施の提案」（公選制を求める教員有志世話人、1997.1.24）。

¹² 「学長候補者選挙実施提案」（学長・学部長公選を求める教員有志世話人、1997.2.4）

¹³ 教員有志世話人宛回答（中川幸一専務理事1997.2.5）

¹⁴ 「教員有志世話人宛通告に対する抗議文および学長『通知』に対する批判」（学長・学部長公選制を求める教員有志世話人、1997.2.10）

¹⁵ 資料提供、元「学長・学部長公選制を求める教員有志」世話人

渉の基礎とするというものであった。従って、学内規程に違反するはずもなく、もともと（学長「通知」や「通告書」で言われているように）「実効性」があるとは考えていないというものだった¹⁶。この当時、教職員組合の顧問弁護士は二度目の通告の後には確実に「重大な決意」がやってくると判断していたし、後から「通告」を受けた自主選挙管理委員も含めて、関係者は先へ進むために全員が身分に関する闘争を覚悟した¹⁷。

自主選挙実施提案に対する賛否投票は2月8日に締め切られ、全教員の63.5%に当たる115名が賛成投票をした。この結果を受けて「教員有志」世話人は「自主選挙」と「通告書」に関して法人理事会と話し合った。しかし、話し合いはその後も続けることに合意しただけで実りはなかった。

2月11日付「組合ニュース」51号に添付されたある法学部教員の見解は、「自主選挙」が現実味を帯びてきてから急に法人理事会の文書による対応が目立つようになったことを指摘した上で、「実効性」がないという非難については、「自主選挙」である以上形式的「実効性」がないのは当たり前であること、「自主選挙」の提案が学内の正式機関の討議を尽くしたものではないという非難については、前年2月の「公選制」要望以来、大学当局の対応が極めて不誠実であったことを批判した。確かに大学の正式機関である全学教授会は、「通告」の根拠となった「通知」配付を議決するまでは討議を避けてきたのであった。

2月14日、法人理事会も「教員有志」世話人および「自主選挙」管理委員会委員を相手取って金沢地裁に「学長候補者自主選挙実施禁止仮処分命令」の申し立てをした。全学教授会が支持決議した学長の警告「通知」を無視し、実行しようとしている学長候補者自主選挙は、学内規程に反しているばかりか、「2人学長」という事態を招き、大学を混乱させる恐れがあるから学長候補者自主選挙をさせるな、という主張であった。2月15日付「With Plus」は「欺瞞と矛盾に満ちた自主選挙」と題し、「通告」を受けて世話人が主張する選挙の主旨が一転した、規程まで作ってしまさら「実効性」がないとは一体どういうことか、「実効性」のない学長候補者を正当な学長候補者とするのは自己矛盾ではないか、と批判した。

2月20日の自主選挙実施教員側答弁書は、反論として選挙の実施主体は実施に賛成した教員一人一人であること、全学教授会はどの局面でも不十分な審議に終始し、公正さを欠いたこと、および「自主選挙」は理事会の最終的な人事権を否定するものではなく、教員の自由な意思表示であることを論証し、仮処分命令申し立ての却下を主張した。

2月20日は自主選挙実施予定日の前日であったが、この日も教員有志代表と法人理事会との協議が行われた。この席で中川専務理事は、衛藤氏には着任してもらい、新しい規程で可能な限り早く信任手続きをとりたい、しかし、「自主選挙」に対する考え方は変わら

¹⁶ 「教員有志世話人宛通告に対する抗議文および学長「通知」に対する批判」（学長・学部長公選制を求める教員有志世話人、1997.2.10）

¹⁷ 「有志の会」は対策会議と被通告者による当事者会議を開き、不測の事態にも後退しないことを確認しあった。

ない、と「重大な決意」を後退させたわけではなかったが、譲歩とも考えられる提案をしてきた。しかし、白紙撤回を強く要求し、多くの教員が覚悟を決めて臨んだ「自主選挙」をこの提案で中止することはできなかった。

このような経過の後、2月21日に注目の「自主選挙」が行われた。会場になったのは石川県教育会館であった。投票は午後8時まで行われ、不在者投票も含め132名が投票した。これは全教員182名の72.5%であった。投票終了後即刻開票され、法学部教授中山研一氏が118票を得た。投票総数の89.4%、全教員の64.8%の支持であった。会場に詰めかけた教員には「自主選挙」が成功して、安堵の表情があった。

「重大な決意」の脅威にさらされながらも学長・学部長公選を求める教員有志が呼びかけた「自主選挙」は終わり、教員の意思は眼に見える形で示された。この日、「学長・学部長公選制」を求める教員有志は、先に一方的に学長予定者を選任した法人理事会と初めて対等な立場に立った。そして、機能不全に陥った全学教授会に代わり、圧倒的に多数の教員の意思と良識を背景に法人理事会との交渉に入るはずであった。しかし、ここで予想外のことが起きた。この自主選挙の後、法人理事会は2月26日の理事会で衛藤氏の学長選任撤回を決議した。

2月27日付「With」に、理事長名の声明文が発表された。そこでは、衛藤氏選任撤回の理由として「手腕を発揮していただく環境が整っていない」ことが挙げられ、今後は「教授会を中心とした教員の意思を反映できる大学運営を目指し、学長選任も含めた正常化になおいっそうの努力を重ねる方針」と宣言された。一方、学長選任を撤回された衛藤氏にとってはその決定は寝耳に水であった。

衛藤氏は法人理事会から一方的に撤回を言い渡された後、3月3日に土屋教授宛に親書を郵送し、経過説明を教員に配付することを依頼した。その中で自分と法人理事会との関わりを説明したが、それにより明らかになったところによると、衛藤氏は就任後の仕事を考え、教授会との関係を糺した。理事会側は10月から翌年1月にかけてしばしば衛藤氏に連絡、衛藤氏の疑念の払拭に努めた。その間、学長選任白紙撤回要求運動は12月17日に学長選任無効確認訴訟、学長退陣要求提出、翌1997年2月には学長候補者自主投票と展開していった。その結果、動揺した法人理事会は衛藤氏の学長就任を一方的に反故にしたのである。衛藤氏は理由を求めたが、一人で断りに来た北元理事長は「理由は申し上げられない」との一点張りだったという。

土屋氏の陳述証言である。衛藤氏が感じた学長選任をめぐる理事会の不誠実な取り組みと北元理事長に対する非難について言及されている。

この件で、衛藤氏から陳述者（土屋）宛に、今までの経過が述べられ、最後に「北陸大の獅子身中の虫が北元氏であることが分かった。この北陸大の諸悪の根元が職を辞し、キャンパスの明朗になることをお祈りしています」で締めくくられた私信が届いた。それにはさらに、皆さんに配ってくださいと「北陸大学関係者各位」宛で『余りにひどい。北元理事長の仕打ちが余りに非人間的かつ独裁的

なので…』で始まる文章が同封されていた。同時にマスコミ各社にも衛藤氏の同様なコメントが本人から送られ、一斉に報道された。北陸朝日放送では、コメントの紹介のほかに本人のインタビューも行い報道したが、そのなかでも衛藤氏は『理事長はお辞めになるべき』とわれわれに対してと同じような趣旨の発言をされた。結局学外からも、今の理事長が代わらなければ大学はよくならないと思われるのであった。（石労委平成18年北陸大学事件15号証土屋陳述書）

衛藤氏は新聞各社にも「余りにひどい」という書き出しの抗議文を送付した。3月2日夕刊から3月4日にかけて、新聞各社は抗議文の内容を報道した。それには、最初の接触から、学長就任依頼、選任決定、反対運動に対する衛藤氏の話し合い提案、そして白紙撤回とその理由説明に至るまですべてが一方的だったことが記されていた。同氏は3月7日には地方テレビ局のインタビューに応じ、「理事長はお辞めになるべき」と発言した。

事件が一段落したあと、衛藤氏はさらに『日経ビジネス』1997年5月5日号に「敗軍の将、兵を語る」というタイトルの一文を寄稿している。そこでは自分が就任を拒否された一連の「騒動」に言及し、独断的な理事長と改革に及び腰の保守的教員の「内紛のとぼちり」を受けたと論評した。さらに、結果的に自分の出番を奪った教授たちの改革アレルギーについて推論を展開している。しかし、これは衛藤氏の「改革」対「守旧」という図式化した観点に基づくもので、実態を見極める慎重さを欠いた腹いせ混じりの推論といえよう。なお、衛藤氏は、抗議文では理由に納得できなければ法的手段も検討するということだったが、その後の対応は明らかにされることはなかった。

これより先、平成8年12月20日発行の『週刊金曜日』にフリーライターの石井賢治氏のルポ記事が掲載された。「北陸大学に見る文部省・大学審型『自由化』の実情」というタイトルに示されるように、北陸大学のケースから大学設置基準大綱化による「自由化」の大学教育現場での問題点を探る記事であった。これはトップダウン型の改革に批判的な立場に立つ論調のものであったが、そこでは、教員側は大学改革にはむしろ協力的であると認めている。氏は、北陸大学問題の核心については、教員有志は「教学側の代表者」である学長の「選任のプロセスに教学側の意思を反映させたいと願っているだけ」で、理事会の最終決定権を否定したことは一度もないと論評している。これら二つは当時の外部評価として注目される。

「理事長声明文」が発表された同日に開催された全学教授会で、久野学長から声明文と同趣旨のことが述べられ、さらに具体的に4月以降の執行部については三学部長に相談しながら全学教授会に諮っていきたいという意向が述べられた。このあとの経過からすると、衛藤氏撤回の時点で久野学長の暫定的任期延長という選択肢が取りざたされたのかも知れない。しかし、不信任を突きつけられた久野学長はもちろんのこと、突然規程にもない重要な役割を託されても、そもそもこのときの全学教授会にその任に耐えられる主体性と信望があったかどうかは、大いに疑問であった。1997.3.4付「組合ニュース」（第56号）は「全学教授会の実態 - 残念ながら、現状は教学を代表できる機関ではない - 」とい

う見出しで、これまで全学教授会が果たしてきた役割、特に「通告」の根拠となった学長「通知」の際に理事会側に立って果たした役割を詳細に論じ、厳しく批判した。

結局のところ、久野学長は残り任期もなくなり、全学教授会も改選が間近となり、もはや理事会の期待には応えられず、理事長声明文は「教授会を中心とした教員の意思を反映できる大学運営を目指す」ということだったが、この時期、一貫してそのことを望んできた教員有志と法人理事会の話し合いは二つの場で進行した。一つは裁判所を通しての和解協議であり、一つは学内での交渉であった。

和解協議

1997年2月24日金沢地裁で「学長任命禁止仮処分命令申立て」の件で原告側に対する第1回の審尋があった。このときは衛藤氏の選任撤回前であったが、出席した3名の裁判官は、理事会側から教授会の関与を認める提案をしてもらって和解することを勧めた。2月28日には理事会決議無効確認訴訟に関する第1回口頭弁論があった。口頭弁論では前日の衛藤氏学長選任撤回を受け、裁判長の勧告に従い双方が和解交渉に入った。以後毎回のことであったが、原告側は金沢地裁近くの白鳥路ホテル一階ロビーで打ち合わせをしてから法廷へ向かった。ほとんどすべての原告にとって法廷は初めての経験だった。

この間、「学長・学部長公選制」を求める教員有志は「自主選挙」を一区切りとし、集会を開いて新たに法人理事会との交渉に備えて、それまでの教員有志世話人を拡大し「有志の会」交渉委員を選んだ。有志世話人の他に理事会決議無効確認訴訟原告世話人および法学部の若手教員を加えた布陣だった。久野学長の任期切れまで残り1ヶ月、裁判所の調停と「有志の会」交渉委員による法人理事会との協議が慌ただしく開始された。交渉委員に対する法人側の評価は、「有志の会」代表との話し合いは正規の場ではないが、双方和解に向けて集中的に話し合う、というものだった。

学内協議は3月10日までに3回、調停は初回が3月13日、法人理事会側の提案は、当初、全学教授会の議を経て正常化の見通しがつくまで久野学長の任期を最長6ヶ月延長する、というものだった。「有志の会」側は、ここまで来てしまっただけで暫定学長に異存はなかったが、これまでの混乱に最大の責任がある久野氏は受け入れられないから教員の意思を尊重して選ぶようにということと、学部長の選任方法についてもテーブルに乗せるようにということを主張した。学部長に関しては法人理事会側にはほとんど用意がなかった。学長選任に関する裁判所の調停意見は、規程は一朝一夕にはできないから、暫定学長を誰にするかということより、暫定学長を全学教授会で選び、現行規程を、時間をかけて教授会関与を認める方向で変更する、という規程の変更に重点を置いたものだった。

しかし、3月10日以後、学内交渉は行き詰まった。3月12日に外国語学部教員が教員懇談会で次期学部長候補を選ぶなど、期日の切迫により動きを具体化させたが、その日予定されていた学内交渉は強硬に転じた法人理事会側により一方的に拒否された。3月13日以後交渉はまったく進まず、公選制を求める教員有志の交渉委員は理事長の出席を求めて学

内交渉再開を申し入れたが、法人理事会側は裁判所に止められているという理由を挙げて応じず、結局3月28日の調停裁判において和解交渉は決裂するに至った。このとき、裁判長を介して示された法人理事会の和解提案はそれまでの主張からはるかに後退した。

1. 新学長は、現行の学長任用規程に基づき選任する

2. 教員の意思を反映できる仕組みを教員の意見を聞きながら研究することを含めて、学長その他の選任については私学のあるべき姿を検討していく

というものであり、暫定学長の線は消え、教員の意見を聞くということの内容も曖昧さが漂っていた。法人理事会代理人によると、変わった理由は主戦論が多数だということで、再考の約束はなく、裁判所のテーブルを捨てたということだった。原告代理人は、せめて裁判での和解という拘束力の下に教育職員の意見を聞く場を設けることを確約させようとしたが、法人理事会代理人は理事会の枠は越えられない、というのみであった。翌日の新聞は、今後は裁判で無効を訴えていくしかないという原告側談話と、31日までに現行規程に従って学長と学部長を選任する、という法人理事会側談話が掲載された。

法人理事会の決定は3月30日の全学教授会で公表された。3月28日の和解決裂後、即日、任用規程に定められた選考会議を開いて佐々木法学部長を次期学長に、さらに各学部の次期学部長も選任したということだった。その席で佐々木氏は、慌ただしい中での決断だったが、教学と理事会は車の両輪だから新しい道造りに誠心誠意努力すると、決意を語った。

各学部教員と「公選制」を求める教員有志、学長選任無効確認訴訟原告団は法人理事会による学長・学部長の一方的選任に対し一斉に反発し、3月31日に各学部で教員会を開き、理事会に対し選任撤回を訴える抗議を決議した¹⁸。4月3日には、原告団は訴の変更申し立てを行い、新学長および新学部長がその地位にないことの確認を求めた。3月28日の和解交渉決裂以後慌ただしく決定された大学役職人事は、ちょうど一月前の2月27日付「With」に発表された理事長声明文に自ら違背し、それまでの話し合いの積み上げをまったく無にするものであったからである。

学内および3月31日付「With」誌上に新たに発表された理事長声明文は、自主的要求活動に対して処分を示唆する文言を掲げ、その上で意見を徴する場を設けることを約するとしているが、一部教職員が先鋭に対抗している中では、もとより選挙制度導入はあり得ないとし、多くの教員の悲願を真っ向から否定するものであった。「対話を重ねることに

¹⁸ 北陸大学薬学部教員会：北陸大学理事長宛「選任反対決議」、「協議要求決議」（平成9年3月31日賛成66名/投票者75名）

同上教員会：北陸大学次期学長宛「次期学部長候補者を選任したことに対する抗議」（平成9年3月31日賛成68名/投票者75名）

北陸大学外国語学部教員懇談会：北陸大学理事長宛「新学長・学部長選任反対決議」、「信任票もしくは教員の意思を反映した選任要求決議」（平成9年3月31日出席者27名）

北陸大学法学部教員会：北陸大学理事長宛「選任反対決議」、「協議要求決議」（平成9年3月31日賛成17名/出席者23名）

学長・学部長の公選制を求める教員有志、学長選任無効確認訴訟原告団：北陸大学理事長宛「北陸大学新学長・新各学部長の一方的選任に対する抗議および要求」（平成9年3月31日）

より、双方において…十分な信頼関係が醸成された暁には」とも書かれていたが、二度目の背信行為により、各学部において7割近くが支持した自主的決議に見られるように、一部教員を除く教職員の法人理事会に対する信頼は、逆に決定的に失われる結果となった。これ以後、大学正常化運動は第三ステージに入ったと言える。

「学長・学部長公選制」運動再開と学部の動き

理事長の声明文が出る十数日前の3月18日、当時の文部省より北陸大学法人理事会に対し行政指導が行われた。新体制スタート早々の4月2日から4月3日にかけて、テレビニュースと新聞は一斉に5項目の指導内容を報道した。その1項目に「理事会の運営体制の見直しと法人の管理運営の適正化」が、2項目に「理事会等と教学組織の共働関係の確立」が挙げられていた。北陸放送（MRO）の18:30定時ニュースは「学校法人与理事長の身内が経営する企業グループとの関係が不明朗なこと、また、役員の功労金や理事の報酬に関することが理事長一任になっていることをあげ、理事会の運営体制の見直しと、法人の管理運営の適正化を求めている」、「学長選任問題についても、教員側との協力関係を確立するよう指摘」など指導内容を報道し、「指導に当たった（旧）文部省学校法人調査課では、かなり異例で問題がある…と話している」と談話を紹介した。北陸中日新聞3日付夕刊の関連記事は「同省では昨年11月に教授有志から提出された上申書に基づき、大学側から事情を聞くなどして調査を進めていた」と解説した。この行政指導については「組合ニュース」65号（97.4.18）が詳細に伝えている。

文部省の行政指導が公開されたことを受け、4月11日に「公選制」を求める教員有志および確認訴訟原告団は理事長宛に、文部省からの行政指導にすみやかに従うこと、3月31日の各学部決議を尊重すること、「教員の意思を反映できる大学運営」のための協議再開、という3項目の要求を文書で提出した。さらに、4月中に各学部教員は学長および学部長の辞任を要求した。4月10日に法学部教員懇談会、4月16日に外国語学部教員懇談会、4月28日に64名の薬学部教員が学部長宛て辞任勧告書を提出した。4月30日には全教員の3分の2に当たる114名が佐々木学長宛辞任勧告書に署名、24名の記名教授他90名による勧告として提出した。さらに、同日、新たに学部で選出された全学教授会構成教授10名は、議長退場後、全学教授会における佐々木学長の議事運営は非民主的であり、このままでは問題の解決が困難であること、もともと文部省の行政指導の趣旨に反して選任されたこと、また、学校教育法第59条（教授会の重要事項審議権）に違反する疑いがあることの3点を理由として辞任勧告を決議した。これらの活動に先立ち各学部は、新年度の全学教授会の構成教授に、規程上自動的に構成メンバーとなる役職者以外は、教員有志のメンバーを学部選出構成教授として選出していた。これにより、全学教授会においても「公選制」を実現する議論が可能になったのである。その始めが、佐々木学長に対する辞任要求であった。彼ら任命役職者に対する辞任要求は理事会の対応やその理事会に迎合した役職教員に対する不満の現れであるとともに、早期に選挙による役職教員選出を実現するため

の最も先鋭的な方法であった。しかし、彼らは圧倒的多数教員による勧告を受けても辞任しなかった。佐々木学長は、当該事項は係争中で、自分の責務は正常化であり、辞任では正常化はできないから、辞任するわけにはいかない、として辞任を拒否し、教員の意向を汲み上げ、創設の理念を反映できるようなあり方を話し合うことを表明した。佐々木学長がこのような状況にもかかわらず自らに課した役割は、ある意味で悲壮な役割とも言えたが、問題が深刻になった以後の衛藤氏への学長就任懇請と豹変とも言える無責任な選任撤回を理事会と共にしたことを考えると、彼の大学正常化への信念は当時理解しがたいところであった。

全学教授会の学長・学部長選任規定審議（１） 審議経過

教職員組合史に教授会審議が取り上げられるのは奇異の感じを与えるかも知れない。しかし、教職員組合はそれ自体が目的であるわけではなく、労使交渉によってある目的を追求できなければ、組合に結集した教職員は他の手段も選ばなければならない。当時、幸いにも３学部とも全学教授会の学部代表構成員は学部教授会の意向を反映して選出される慣行があった。1997年4月に新たに構成された全学教授会は民主化を目指す教員の代表者が民主的な制度について大学の公式機関で議論できる唯一の場となった。それゆえ、ここでの審議は組合史と切り離せない。

学長・学部長選任規程の最終案を理事会が決定するのは翌年1998年の11月であったが、それまでの全学教授会および学部における審議経過は大きく二つの時期に分けられる。始めの時期は1997年4月から翌98年3月まで。全学教授会で審議に入り、全学教授会案の議決を経て、それを認めない法人理事会と膠着状態になるまでである。次の時期は、紛争を心配した文部省のアドバイスにより、双方の主張を容れた妥協案成立まで、1998年4月から同年11月までである。

全学教授会の会議では、これまでの種々の経緯から、できるだけ早く具体的な規程案を作成したいとする学部選出教授と、検討すべき項目を全体会議で議論し、基本的な考え方を得ることから始めたいとする佐々木学長の慎重姿勢が、時に激しく対立し、学部選出構成教授10名の辞意が表明されたり、会議での議決を求めて欠席戦術がとられたりした。それぞれが文書によって主張を明確にしたので、正確な記録が残っているが、一読して双方の必死さが窺える。一方は理事会、他方は大多数教員の期待を担って、それぞれに後には引けない思いがあった。以下、時系列に沿って事実の列挙を中心にふり返る。

1997年6月以降、全学教授会はほぼ月2回のペースで開催され、「大学の正常化について」という議題で学長・学部長の選任方法が協議された。

9月10日、佐々木学長から「学長候補者の選考方法に関する検討項目および問題点の整理」が出された。

9月20日、学部選出教授から、学長候補者選考規程案の採決動議が出された。学長は動議を認めなかった。この案は、7月23日に全学教授会に提出され、佐々木学長の就任以来

既に6ヶ月8回の審議を経て論点も明確になり、学部での討議も終えたことから提案された。

9月24日、学部選出教授10名、一方的な議事運営に抗議して辞意を表明した。

10月2日、全学教授会10月8日開催が通知され、通知文に「理事会と教学組織の協働関係の構築に関する文部省との協議の結果を報告し、具体案・骨子を提案する予定」と記載されていた。

10月6日、学部選出教授10名、全学教授会欠席を通知し、辞任を申し出た以上、学部教授会の意思によらずして再度出席することはできないとした。

10月7日、佐々木学長、全学教授会教授各位、教員各位宛に「全学教授会正常化についての理解と協力をお願い」と題する文書を配付。採決動議を取り上げなかったのは、重要な諸点についてなお顕著な意見の対立があったから、多数決によって決定すれば混迷を増幅させるだけで、正常化にはつながらないと釈明した。そのうえで、正常化に否定的と見られたことに対し遺憾の意を表明し、辞任を申し出た10名の教授の復帰を促した。ここまでの議論での特に重要な対立点は、選考会議での事前選考制と助手の投票参加および理事会の最終関与問題であった。

10月8日、全学教授会不成立。再度、開催（10月9日開催）通知が出され、「具体案骨子」として5項目が付記されていた。

- 1.（現行学長任用規程）第2条の学長選考会議に教員の代表を加える。
- 2.上記の会議で複数の候補者を選考する。
- 3.上記の候補者を公示し、教員の投票を求める。
- 4.最高得票者をもって当選者とし、理事会に推薦する。
- 5.前項の推薦があったものを理事会の議を経て学長に任命する。

10月13日、北元理事長から職員各位に宛て声明文。理事会と教学の協働関係について「文部省の指導と理解の下、…『適任者を事前に数名に絞った上での投票』を指針として…具体的成案を得るべく、更に鋭意検討されることを期待します」と、「基本的な考え方・方針」を表明した。

10月中旬、佐々木学長および中川専務理事、各学部を回り、文部省からの指導事項と経緯を説明した。

10月22日、辞任を申し出た10名の教授、佐々木学長に「正常な議事運営に関する要求書」を提出した。

10月23日、佐々木学長、全学教授会教授及び各教員宛てに通知し、改めて議事に混乱を招いたことに対し遺憾の意を表するとともに今後このような事態が再発しないように最大限の努力をすると約束した。文部省からの具体的な指導があり、理事会もその線に沿って協働関係を構築したいとしているので、復帰して実質審議に参加するように、10名の学部選出教授に懇請した。

10月27日、10名の教授、「具体案骨子」をさらに具体化した成案を提示することを要求

して復帰を表明した。

10月29日、佐々木学長、全学教授会に「学長任用規程一部改正試案」を提示し、各学部の意見を聞き、引き続き検討することを要請した。案の内容は選考会議に学部選出代表として各学部から1名を加え、その会議で複数の候補者を選出し、選挙に付す（投票者に関しては未定）、投票の結果得票の最も多い者を当選者として理事長に報告、理事長はその当選者を理事会に報告し、理事会の議を経て学長に任命する、というものであった。

11月12日、学部選出教授、「学長候補者選考規程案」提出。学長試案との主な相違は、選考会議の教員代表を各学部3名とすること、選挙権者を専任の教育職員とすること、および最高得票者を当選者とすること（「選考会議」以外理事会の関与なし）であった。

11月20日、佐々木学長、「学長任用規程」（学長試案）を提示。前案を条文化したものであったが、学長の年齢は就任時65歳以下、選考委員会で候補者が1名だけ選考されることがあるという想定と、選挙権者を講師以上の専任教育職員とする、ということが追加された。選挙によって決定した最終候補者を理事会の議に「基づいて」と変更された。

11月26日、学部選出教授、「学長任用規程」（学長試案）の修正案を提出。主な修正箇所は、選考会議の学部選出代表を各2名とすること、選考会議において1名を候補者としたときは信任投票を行うこと、投票権者を専任の教育職員とすること、「当選者を、理事会に推薦し、理事会の議を経て、学長に任命する」というように、「理事会の議に基づき」を元に戻したことであった。

12月10日、佐々木学長、全学教授会で「学長任用規程改正案」を配付。改正案では、「理事会の議に基づき」が「理事会の議において適任と認められたとき」となっており、附則として最初の実施の際には学部選出代表の他、学部長を加えるとされていた。学部選出教授、前回提出された修正案の一部修正案を配付した。

学長試案時点では、教員側の考えと理事会側の考えはかなり近づいたように見えたが、改正案は最初の「一部改正試案」、「学長任用規程」学長試案時より大きく後退した。一方、「公選制」を求める運動を共に支えてきた助手の選挙権と教授会の重要事項審議権を柱にした理事会決定無効確認訴訟、さらに、年来の理事会不信が教員側の思考に大きく影響していた。

12月17日、全学教授会で、各学部における討議の結果、三学部とも常任理事会の学長任用規程改正案に賛成できない、との報告があり、学部選出教授10名が「修正案」の採決を求めた。佐々木学長は採決を認めず退席。学部選出教授に1名の役職教授を加えた11名の教授は審議を継続し、互選による仮議長の下で修正案を議決した。

1998年1月12日、全学教授会の開催（1月14日開催）通知が出され、このときから協議事項は「学長任用規程改正について」となった。

1月14日、10名の学部選出教授は欠席通知書を提出した。

1月19日、理事長および学長、教員各位宛に声明文。理事長は「理事会の裁量権を排した公選制」ではなく、「教員と理事会との協働関係の構築」を求め、学長は全学教授会の

経緯と現状について説明し、ともに理事会の改正案に対する理解と支持を求めた。

1月31日、学部選出教授、学部教授会・教員会の学長不信を背景に議長代行を要求し、全学教授会案を議決した上で理事会との直接協議を求めた。

2月4日、入試の可否判定に先立ち学長任用規程の改正について協議。理事会の改正案と学部選出教授の改正案の二案が投票に付され、投票により後者が採択された。

2月18日、佐々木学長、全学教授会で常任理事懇談会における「全学教授会案」の取り扱いについて報告した。それによると、審議の仕方に問題があり、内容も「公選制」になっていて「協働関係の確立」を目指していない、として承認拒否、学部選出教授の改正案に固執するのであれば、継続中の訴訟の司法判断を待つ、ということであった。

2月26日、学部選出教授、理事長および学長宛に「要請書」を提出。学長任用規程の全学教授会案を理事会の検討に付すことと理事会と全学教授会との協議を即時開始すること、を要請した。審議手続きは学長の責任であり、その責任において全学教授会の自律的な結論が出たのだから、ここから、理事会と全学教授会の「協働関係」に基づく協議に入るべき、というのが学部選出教授の考え方だった。「公選制」ということに関しては、法人理事会に対する根深い不信感があったので、「協働関係」を制度的に保証する後戻りできないシステムを求めた。

3月に入ってから、もう一度「学長任用規程」（全学教授会案）を逐条審議して欲しいという佐々木学長の要請と、理事会案を全学教授会で逐条審議することと同時に、全学教授会案を常任理事懇談会でなく、正式に理事会に報告しそこで逐条審議して欲しいという学部選出教授の要請が交錯し、膠着状態になった。

3月26日、佐々木学長、学長選任について関係機関による調停がなされているので、しばらく推移を見守りたい旨を全学教授会で発言した。

「大学正常化を目指す教職員有志の会」の運動

金沢地裁での和解交渉決裂以後、学長・学部長「公選制」を実現するための議論の主舞台は「全学教授会」であったが、一方で、「公選制」を求める教職員有志の会は、発展的に解消して、1997年6月に「大学正常化を目指す教職員有志の会」（以下「有志の会」と略称）に衣替えした。それまでの運動の間に、大学のさまざまな疑惑が浮上し、文部省からの行政指導も報道され、それらによって蔓延した法人理事会に対する不信を、前向きに全学的な改革への取り組みに転化・拡大する狙いであった。底流には北陸大学の問題はもはや、学長選任問題にとどまらないという共通意識があった。代表には学長候補者自主選挙で当選した中山研一教授が就任し、大学を「真の意味で『正常化』する」という課題に取り組む覚悟を述べられた¹⁹。

「有志の会」の具体的な活動は、北陸大学が当面している問題を取り上げ、解決を教学サイドから応援するために、シンポジウムを開催したり、会報を発行し、問題点を報告・

¹⁹ 中山研一：「発起人代表の所信表明」（「北陸大学の正常化を目指す教職員有志の会」1997.6.3）

論評したりすることであった。また、問題の核心を大学当局に質問したり、父兄との連携を探ったりした。支援している裁判の報告会も重要な活動だった。

シンポジウムは合計2回実施されたが、第1回のシンポジウムは1997年7月24日金沢市観光会館大集会室で開催された。このシンポジウムでは大学当局へも参加を呼びかけたが、大学当局は、正体不明の団体が主催する会合には出席できないとして参加を断った。中山代表は、自主的な団体なので大学組織上の位置づけがないのは当然だが、大学を正常化しようという教員の過半数の意思を糾合した組織であることを告げ、本来大学当局が設置すべきである広く意見を聞く場を提供する趣旨であるとの見解を表明した。当日は、学生、父母を含めて約150名の参加があり、多数の新聞社やテレビ局も取材に訪れた。午後6時半に始まった会では、大学の正常化の現状報告に始まって、全学教授会の4月以来の現状報告、当時金沢大法学部長鴨野幸雄氏の「大学の自治に基づく大学運営」という演題の招待講演、フロアからの各学部、事務局の現状報告に基づく討論があり、最後に中山代表がまとめと今後の課題に論及した。参加者には22ページにおよぶ資料集が配付され、鴨野氏の講演も9月に講演録として配付された。翌々日の毎日新聞は、「自治の大切さを訴え」とこのシンポジウムを報道した。

9月には「有志の会」は父母に対しても中山代表の「北陸大学のご父兄並びに卒業生の皆様」という呼びかけを直接送付した。学内の不正常な現状を報告し、「正常化」運動に対する理解と支援を依頼したものであった。父母からは多数の反響があった。信じがたい報告だが、事実とすれば許し難い、「正常化」運動に期待する、という内容のものがほとんどだった。法人理事会も、学長名の弁明や「With」の論説記事を地区別懇談会で配付した。内容は学生の教育の重要性を前面に出して問題から眼をそらすか、全学教授会で解決する、というものであった。それだけでなく、「有志の会」の代表の中山氏に対しても「通知書」を送付し、厳重な注意と警告を発した。「有志の会会報」はそれに対し、北陸大学の問題は全学教授会の範囲を超えていること、全学教授会は理事者寄りの学長の運営により目下機能不全に陥っていることなどを挙げて反論した。折しも、文部省からの2回目の行政指導が報道された。9月27日のNHK地方ニュースによれば、3月に大学の運営体制改善など5項目の行政指導を受けたにもかかわらず、十分な改善が行われていないとして9月3日に異例の2度目の行政指導が行われた、ということだった。

第2回のシンポジウムは11月15日その頃金沢駅西にあった「六華苑」で行われた。大学の現状報告と、中山代表の「正常化に関する構想と提案」が発表された。このシンポジウムでは立命館大学産業社会学部教授林堅太郎氏の「立命館大学－その活力のヒミツ」と題する招待講演があった。

「有志の会」の主要な役割には、もう一つ、「公選制を求める教員有志の会」が始めた理事会決議無効確認訴訟の裁判費用を支援するための募金活動の継続があった。1998年5月に行われた総会における収支報告によると、1996年10月末から1998年5月中旬までに集まった寄付は約800万円、1999年6月の最終決算報告によれば、寄付総額は874万7千円

であった。特に薬学部の助手から大口の寄付があった。「正常化」にかける彼らの期待の大きさを示すものだった。主な事業支出は裁判費用支援とシンポジウム開催費だった。裁判費用には約616万円が充てられた。この支援なくして裁判継続は不可能だった。

中山代表は1998年3月末に退職した。「有志の会」はその後代表を置かず、6名の世話人（薬学部：橋本忠、吉藤茂行、外国語学部：岡野浩史、林敬、法学部：島崎利夫、田村光彰）を中心に運営し、1998年2月の「学長任用規程」全学教授会案議決の後、膠着状態となった事態の進行を促すいくつかの意見を表明した。一方、膠着状態を打開するために、水面下で関係官庁に相談しながらその助言のもとに法人理事会と具体的な折衝をした。この折衝の重要な局面ごとに「有志の会」総会（1998.5.8および7.22）を開いて意思統一を図った。結局、この折衝が大きな役割を果たした。「有志の会」も、大多数の学部教員も全学教授会の学部選出教授が主張したように、全学教授会と法人理事会の交渉を望んだが、それまで規程遵守と全学教授会中心を標榜していた法人理事会は、学部選出構成教授が多数を占めるようになってからは全学教授会との話し合いを望まなかったもので、現実にはこの折衝により学長任用規程と学部長選任規程の骨格が定まった。

理事会案と全学教授会案の対立点は、予備選考会議の構成、予備選考会議で候補者が1名に絞られる可能性があること、投票資格者、理事会の最終審議権であった。折衝によって示された学長任用規程「骨子」は大幅に法人理事会の主張を取り入れたものであった。法人理事会が譲歩した点は、予備選考会議の構成だけだった。その構成は学長、3学部長、学部選出教授6、常任理事3の計13名だった。70歳の年齢制限、投票資格者は講師以上、候補者の決定はいわゆる「20%条項」が導入された。20%の得票を得た者の中から理事会の投票で候補者を選ぶという方式であった。

「有志の会」は、社会の状況から早期の正常化を望んでいた。それゆえ、折衝で示された「骨子」は当初の「要望」で望んでいた「公選」からはるかに遠かったが、学部長の選任方法次第でこの「骨子」を受け入れる方向でまとまった。5月下旬に関係官庁経由で法人側の「学部長選任骨子」が示された。しかし、その「骨子」では教員投票の上位3名までの得票者を理事会に推薦するとなっていた。それに対して「有志の会」教員は学部の投票において過半数を得たものを学部長候補者として推薦し、理事会がその候補者について投票し決定する、という対案を回答した。7月には中川専務理事が全学教授懇談会および各学部教員懇談会を回り、1月以来の経過を説明した。この後舞台は再び全学教授会（ただし懇談会）に移り、双方の「学部長選任骨子」と、理事会の「学長任命規程骨子」がセットになり、7月末から9月にかけて6回の全学教授会懇談会で協議された。その協議を受けて、9月に入ってから法人理事会が学部長候補者については過半数を得票した者を理事会に報告し、理事会の信任投票に付するという案を示した。この時点で残る大きな争点は助手の投票権を認めるかどうかということに絞られた。

全学教授会の学長・学部長選任規定審議（２） 議決

助手の投票権未定のままであったが、10月の全学教授会で、佐々木学長からそれまでの議論を集約した「学長任用規程（改正案）」、同施行細則案、選挙管理委員会内規案、学部長選考規程案が提案され、学部で意見聴取することが要請された。助手の投票権については結局薬学部に一任され、薬学部では助教授・講師の大多数が助手の投票参加を認めたが、教授のみの投票により認めないことが薬学部の意向とされた。この件に関しては「正常化を目指す教職員有志の会薬学部助教授・講師・助手会世話人」から、当時の山本郁男薬学部長に激しい抗議と白紙撤回要求がなされた。しかし、全学教授会では佐々木学長から、自分の任期途中の辞職と引き替えに早く正常化に漕ぎ着けたいからこれ以上反対しないでくれ、という意向が示され、助手の選挙参加を含む主な再検討要望事項を議事録に付記し、10月29日をもって波乱に満ちた全学教授会での審議を終えた。学長任用と学部長選考規程は、学長に関しては法人理事会の意向が、学部長に関しては教員大多数の意向が反映された規程となった。「20%条項」に問題が残り、助手の投票が認められなかったが、曲がりなりにも「協働関係」が一つの形として実を結んだ。この二つの規程案は理事会の議を経て1998年11月10日から施行された。

学長選挙

佐々木学長は新しい規程の誕生をもって辞任し、新しい規程による第1回の学長選挙が行われた。しかし、この選挙はそれまでの波乱の余波を被るものとなった。

推薦会議において、河島教授（当時薬学部長）と初谷法学部教授（当時法学部長）が推薦され、講師以上の投票の結果は

初谷良彦法学部教授	81票（63.3%）	有効投票	128票
河島 進薬学部教授	41票（32.0%）	無効	1票
白票	6票（4.7%）	投票総数	129票

（平成10年12月17日、第15回全学教授会議事録より）

であった。

この後、規程により30%を超えた両候補に対する理事会の投票が予定されていたが、投票を前に初谷教授が辞退を申し出た。しかし、「選考辞退願」は受理されず、両候補者を対象に投票が行われ河島教授が過半数を得た、と報告された（同上）。しかし、当時の状況を伝える資料によると、選挙で圧倒的多数をとった候補者が何故辞退したのか、理事会はこの辞退の理由をどのように質し、「選考辞退願」を受理しないという結論に達したのか、肝心な説明は一切なかった。

新聞報道では概ね初谷教授のコメントとして、理事会で選ばれない可能性が大きいので、そのときは事態が更に混乱する、大学への信頼も低下する、それよりも影響力を残しておきたい、と伝えられた。辞退を不審に思った「正常化を目指す教職員有志の会」は、

まず初谷教授に事情説明を求めた。彼は数回の拡大世話人会および全体集会で証言した。その結果、初谷教授が、推薦会議で推薦を受けてから、理事会の投票日までに3回理事長と非公式に単独会見したことが明らかになった。しかし、彼は辞退申し出に至る苦しい胸の内を証言したが、理事長との話し合いの内容については、辞退とこの会見が深く関わっていることを推測させる以外具体的に語らなかった。それゆえ、「有志の会」世話人は直接理事長宛に「質問書」を提出し、初谷教授の証言通り、実際に会見したかどうか、会見したとすれば、その目的は何で、何を話されたか、初谷教授の証言が事実とすればこの選挙結果についてどのように考えているか、という三点を質問した²⁰。更に「有志の会」世話人は、全理事に対しても、理事会投票前に多数得票候補者と理事長に関わる疑惑が発生したので、理事会の責任において事実関係を調査し、その上で選挙結果に対する見解を明らかにするよう要請した²¹。

回答はどちらからもなかった。「有志の会」世話人は、理事長の選挙干渉があったと断定し、謝罪し、責任をとることを要求した²²。同時に全理事に対しても、理事長の背信行為に対してすみやかに対処するよう再要請した²³。これに対しても、理事長および理事会は完全に無視した。新規定による初の学長選挙は最後のところで不明朗な部分を残した。理事会の選任決定を詳しく報道した翌々日の朝日新聞の記事（1998.12.16）は、「遠い『正常化』の道のり」という大きな見出しだった。「有志の会」は大局的な見地からこれ以上の追及を断念し、間近に迫った裁判の判決を待つことにした。

学長・学部長等の理事会決議無効確認訴訟（2）

判決

学長の選任決定があった日の翌日、1998年12月15日に、「次期学長等の理事会決議無効確認訴訟」が結審した。それ以前、1997年2月に法人理事会は衛藤氏の学長決定を撤回し、3月に入り金沢地裁において「有志の会」と法人理事会の和解協議が行われたが、不調に終わった。4月に法人理事会が新学長及び新学部長を任命したことにより、訴訟は「学長・学部長等の理事会決議無効確認」に変更された。以後、土屋氏の2回の証人尋問を含む9回の口頭弁論が行われ、合計10回の口頭弁論の後、1999年3月5日に判決が言い渡された。原告側から訴状の他8通の準備書面、2通の鑑定書、多くの関係者陳述書が出された。被告側からは答弁書の他、5通の準備書面、3通の上申書が出された。途中、法人理事会側から学長任用規程交渉時に1回、原告教授団から学長選挙実施当時1回、取り下げの提案があったが、最終的に法人理事会側が裁判続行を主張し、判決に至った。

判決は、理事会決議無効確認請求は却下、地位不存在確認請求は棄却であった。懸念さ

²⁰ 北陸大学の正常化を目指す教職員有志の会世話人：北陸大学理事長宛質問書（平成11年2月12日付）

²¹ 北陸大学の正常化を目指す教職員有志の会世話人：北陸大学全理事宛「要請書」（平成11年2月12日付）

²² 北陸大学の正常化を目指す教職員有志の会世話人：北陸大学理事長宛「抗議書」（平成11年3月2日付）

²³ 北陸大学の正常化を目指す教職員有志の会世話人：北陸大学全理事宛「要請書」（平成11年3月2日付）

れていたように原告適格が問題であった。

訴訟の総括とその後の経過

裁判の経過、判決、裁判を支援した「正常化を目指す有志の会」の判決に対する見解は、「有志の会」世話人の報告に添付された解説²⁴が詳細に伝えたが、その解説により裁判の全体をふり返ってみる。

本件は、学校法人北陸大学理事会が、1996年9月、衛藤藩吉氏を次期学長に決定した旨、抜き打ち的に発表したことに端を発した。当時、学長・学部長の「公選制」を強く求めた「有志の会」に賛同した教授有志は、鋭意検討を重ねた結果、該理事会決定は、教授会の「重要事項審議権」を定めた学校教育法59条に違反するとの理由で、該決議の無効確認、同時期に行われた薬学部教授会の決定に反する教授採用人事の無効確認、薬学部教授に対する慰謝料請求の訴えを金沢地方裁判所に提起した。同年12月のことであった。

翌年2月、第1回口頭弁論を前に、被告理事会は、突如として衛藤氏の選任を白紙に戻した。

訴訟の争点たる理事会決議が取り消されるという事態に、裁判所は原告・被告両当事者に和解を勧告し、裁判所の精力的な努力の下、協議がもたれた。しかし、理事会側は最終的に、歩み寄りのない和解案を提示し、事件は弁論続行という結果となった。

平成9年3月末、理事会は学長に佐々木吉男教授、薬学部長に山本郁夫教授、外国語学部長に高田維有教授、法学部長に松本幹雄教授を一方的に選任、4月1日付で発令した。原告団はこの事態に当初の訴えのうち衛藤氏の選任にかかる部分を、上記4教授それぞれの職位（地位）が存在しないことの確認を求める訴えに変更した。また、平成10年4月、法学部長が同学部の選挙によって推薦された候補者に交代したことを受け、同学部長に関する部分を取り下げた。

この間、退職によって本学を離れた外国語学部、法学部教授が、それぞれ訴を取り下げる上申をなした。そして平成10年12月、新たな学長、学部長選任に関する規程が発効し、学長選挙が実施されるに及び、訴えのうち、学長の地位に関する部分の取り下げを上申した。

これに対し、被告理事会側は原告団の申立全てについて「不同意」の姿勢を取りつづけた。上記訴えの変更、退職教授の取り下げの全てに不同意と答弁したことは、極めて異例であり、渡辺裁判長も「異例」という言葉を発して被告代理人俵正市弁護士に問いかける一幕も見られた。

裁判所は、まず、原告が求めた訴えの変更、退職教授の取り下げについて、被告の「不同意」という主張を退けた。その上で、学長に関する部分の取り下げについては、被告が直ちに異議を申し立てたとして、取り下げを認めず、判決の対象とした。

判決は、学長、学部長、薬学部教授の地位不存在に関する部分については「却下」、慰謝料請求について「棄却」というものであった。

「却下」の理由は、「原告適格」の不存在であった。学長・学部長の地位の不存在を争うためには、

²⁴ 「北陸大学の正常化を目指す教職員有志の会」世話人：教職員有志宛「報告」（1999.6.22）。なお、解説の原文は裁判の世話に尽力した法学部（当時）教員が作成。

任命・被任命といった法律上の利害関係が必要であるとし、すべての人事権を理事長が掌握する現行の北陸大学諸規程から、教授にはこの利害関係が発生しない、したがって原告となって訴を起すことができないとされた。また、学校教育法の「重要事項審議権」に関しては、「重要事項」という記載が抽象的であることから、その内容は、私立大学においては理事会が決定するとの判断を示した。

また原告団は、これまでの諸規程の変遷過程を詳細に論じ、規程の多くが教授会の議を経ず、あるいは時間的に議論の余地がないほど切迫した段階で会議に付されたことなど事細かに陳述し、理事会による規程改正自体にも違法性があることを主張した。しかしこの点について裁判所は、規程改廃後相当の期間が経過し、改正後の規程によって数次にわたり役職者の任命が行われ、平成8年まで提訴がなされなかったことなどを理由に、原告の主張を退けた。

些事にわたるが裁判所は、学部長選出内規の改訂に関し、「教授会の議を経た」とする被告理事会の主張を「全証拠によっても、これらの学部長選任に関する内規改廃について教授会で審議されたことを認めるに足る証拠はない」と断定した。まことに些細な点ではあるが、被告理事会の虚言が否定された。更に、この種の大学関係事件としては異例なことであるが、原告側の証人申請が受理され、公開の法廷で、本学のこれまでの諸問題が証言された。判決を得た以上、これら証言に関する記録も一切、正式なものとして裁判所に保管される。北陸大学関係者は、この記録を手に取り、読み返すことができるようになった。

判決後の記者会見で原告団世話人が、教員側の求める方向に規程改正が進んでいることを理由に、「実質的には勝利している」と語った。単に判決文のみを見るのではなく、提訴から今日までのさまざまな動きを併せ考える時、裁判という行動が、「大学正常化」という教職員、学生、関係者各位に共通する目標にとって重大な意義を有したことは自明であった。

判決に関する報道各紙の紙面には、判決の他原告・被告双方の談話が載った。被告側は、中川専務理事が、主張が全面的に認容された、今後は理事会・教学が力を合わせていきたい、と判決を評価した。原告側は、裁判は問題点を実質的に審理せず、形式的な法解釈に終始したので、残念な結果に終わったが、裁判をきっかけとして新しい規程が作成され、それによる選挙が行われたなど、問題は解決に向かっていると全体的な評価をした。とはいえ、問題の核心として原告側が拠り所とした「重要事項」については、判決は多くを語っていない。「重要事項」は抽象的であるところ、学長選任について国立大学には公務員特例法という法令があり、私立大学にはそれがない、というのみで、公務員特例法でそれが定められた理由には触れていない。これでは法令があるから学長選任は重要事項に含まれ、法令がなければそれはない、ということになり、原告が如何に学問の自由や大学の自治について力説しても所詮空振りでしかなかった。それゆえ、原告側は「重要事項」の定義もしないため、理事会で何でも決められることを許す判決、と懸念も表明した。この懸念は、判決後、学長からの原告教授への「通告」となって早くも現実化した。

「通告」の中で、河島学長はこの訴訟を「平成9年に強行された自主選挙以来続いた不適切な運動の一環として提起された」と断定した。そして原告になる資格がないにもかか

わらず提起した訴訟の判決をどう受け止めるかと問い、「不適法な訴訟行為を含めたルール無視の運動」を二度と展開することのないよう「教学の代表者として」厳重に注意する、と通告した。

この「通告」に対し原告教授は、「協働関係」を現実を生み出した「大学正常化」運動の正当性を説き、裁判に対する見解を述べ、河島学長は3年間の苦しい議論を経て誕生した学長任用規程によって最初に選任された名誉ある学長であるから、「協働関係」を牽引する学長として「尊敬に値する学長」になって欲しい、との希望を回答した。設置者の理想であれ、教学の理想であれ、教育研究の理想であれば決して矛盾するものではなく、この理想の喪失に比例して矛盾は拡大、深化する、学長は混迷を深めてきた北陸大学の矛盾の克服に努力を傾注して欲しいという希望であった²⁵。

「理事会決議無効確認訴訟」の判決後、程なく薬学部と外国語学部の学部長選挙が実施され、原告だった吉藤茂行教授と櫻田芳樹教授（組合執行委員長）がそれぞれ圧倒的な支持を得て当選した。しかし、法人理事会は二人を学部長にすんなり任命したわけではなかった。3月19日の理事会で決定できず、3月26日に両人の面接が行われ、3月29日の理事会でも決定できず、4月1日の理事会で漸く二人を任命した。

法人理事会の難色はともかく、この選挙を区切りとして、北陸大学教員は新しい学長・学部長の下で本来の任務に全力を尽くすことになった。正常化運動をまとめてきた「有志の会」世話人は、運動を次のように総括している。

新聞、雑誌、テレビ報道など、世間の注目と支持の下で展開された我々の運動は、具体的にはひとまず選挙制度の改革とみんなで選んだ学部長の実現ということで結実しました。精神的な面では、少なくともここ数年の有志の活動を通じ、以前のような暗い雰囲気はなくなったと思います。また、お互いの中で培われた連帯と信頼により、自由に発言し創造していくことが可能になったし、事情で連帯できなかった教職員も多くの人が刺激を受けたと思います。しかし、運動の全体が大学の活動、存在意義にとってどのような意味があったかということの評価は、改革の今後にかかっています。初心を風化させず、現実を直視しながら地道に大学の未来を切り開いていかなければならないでしょう。（「報告」1999.6.22）

その時々々に情報を伝えてきた「有志の会」の会報は、20号まで発行されたが、その最終号（1999.8.6）はこれまでとまったく顔ぶれの違った新世話人会の発足を伝えている。この世話人会は、さらなる正常化を目指すというより、正常化が後戻りしないように監視する意味合いのものとなった。

その後、法学部長選挙が実施され、2年後には薬学部と外国語学部の次の学部長選挙が実施され、教学が支持した候補が選任されて、学部教員と共に学部教育の充実に尽力した。

²⁵ 「地位不存在確認訴訟」原告：河島学長宛「回答書」（1999.4.2）

4年後には2回目の学長選挙があった。このときの教員投票結果は

鴨野幸雄（元金沢大学法学部長）	64票（51.2%）	有効投票	125票
河島 進（現学長）	53票（42.4%）	無効	0票
白票	8票（6.4%）	投票総数	125票

であった。鴨野氏が多数の支持を集めたが、法人理事会は鴨野氏には全く会おうともせず、選挙の翌日理事会投票で河島氏を選任した。

学長選挙後、法人理事会と教学の「協働関係」は恐れられていたように一気に崩壊した。2002年12月末の理事会で、外国語学部と法学部の「現状での募集停止」が決定した。一方的な決定だった。年度末には、学部長選挙が廃止された。更に2年後、学長選挙も廃止され、河島氏は1年任期で再々任され、その後さらに1年再々々任された。学部長に関しては2004年に新設された未来創造学部の学部長が、外国語学部長と法学部長を兼任した。「大学正常化」を推進してきた教職員有志の視点からは、信じられないほどの学長職・学部長職軽視だった。また、「協働関係」を構築するための表舞台だった全学教授会や学部教授会は、その学長・学部長の諮問機関の地位になった。すべては「正常化」運動の開始時よりも後退した。

外国語学部と法学部の廃止決定後、多くの教員が大学を去った。新しい学部の日本人志願者は開設以来漸減し、2006年度入試では入学定員を大きく割り込んだ。学長・学部長の選挙制を求めて希望をもって始まった「大学正常化」有志の会の運動は、学長・学部長の選挙廃止とともに危惧と不安のうちに区切りをつけた。その後の状況を顧みて運動をどのように評価するかは、各人の胸の内に刻み込まれることになった。

VI 賃金及び労働条件交渉

組合の基本的要求

第1部の最後に、結成後数年以外は決して順調でなかった賃金交渉の実態を記録として記述する。

要求(交渉)項目

始めに組合設立当初の労働条件に関する組合要求事項（初出）を列举する。

第1回団体交渉（1995.7.17、以下、団交と略称）で大学運営の民主化の他、

- ①「給与の大幅アップを前提とした給与規定の見直しおよび就業規則の改正を行うこと」を要求した。

第2回団交（1995.7.26）では、法人理事会側は、

- ②休日出勤、時間外勤務、育児休暇の不備を認めた。組合は入試業務と地区別懇談会業務の手当を要求した。

第3回団交（1995.9.22）では、賃金関係の他、

- ③一方的人事考課の中止もしくは組合との協議を要求した。

第4回団交（1995.10.7）では、

- ④外国人教職員の給与改定を日本人と平等に扱うよう要求した。

第6回団交（1995.11.22）では、

- ⑤一般事務職員に対する入試の際の休日出勤手当を要求した。
- ⑥新採者の採用を3年後に見直すという「覚え書き」について提示を要求した。

第7回団交（1995.12.7）では、

- ⑦年末賞与について具体的に要求した。
- ⑧女性の結婚・出産に際しての差別的扱いについて事実を認め、謝罪することを要求した。

第8回団交（1997.1.19）では、

- ⑨「職員の雇用に関する取り扱い内規」の提示を要求した。

第10回団交（1997.6.6）では、

- ⑩平成9年度給与改定及び賞与年6ヶ月以上支給を要求した。

以上に列举した10項目が組合設立当初の主な要求事項であった。

交渉経過

賃金

1995年度

・給与規程・就業規則改定 平成7年度年末賞与

第1回団交で、組合はそれまで給与を低く抑えることの基となっていた、年齢給と職能給からなる給与規程の見直しを要求した。

第2回団交で、組合は配付の資料（93年度教職員年間収入実態：首都圏、東海、京都、大阪地区75私立大学を対象）に基づき、全国私大の平均的程度の収入増を盛り込んだ規程の見直しを要求した。

第3回団交で、法人理事会よりベースアップの回答があった。

第4回団交で、法人理事会が改定給与表を提示、詰めの作業後妥結、確認書（「賃金の大幅修正」の項参照）を作成した。団交は、途中2回の短い休憩を入れて22:30までと4時間余りの長いものになった。多数の組合員が団交の様子を見守るために集まり、長時間待機した。

第7回団交で、組合は一律4ヶ月の年末賞与支給を要求した。給与規程と就業規則については旧規定を基礎に全面改定を行うことを要求した。法人理事会は、賞与については要求通り回答したが、一律支給ではなく査定を主張、給与規程・就業規則については改定に応じると回答した。組合は査定については協議を要求するも、当該賞与时については静観することとした。

1996年度

・給与規程・就業規則改定、定期昇給、平成8年度賞与、給与改善

第10回（通算、1996.5.21）団交で、これらの課題について少人数の委員を出して作業を進めることで合意した。

小委員会は5月27日から計3回開催され、組合はサンプル100大学の平均給与との差である19%のベースアップを要求した。法人理事会はまず夏期賞与の支給について「人事考課を前提として、平均現行給与の2.5カ月支給」の暫定案を提示した。組合執行委員会は「待遇改善に関する全ての交渉は継続中であるという前提で、夏期賞与の支給を認める」方針をとり、給与改定を夏休み前に決着するよう要求して今回の暫定措置を受入れた。その後4回目の委員会で、昇給は平均で1.7%（現行規程の定昇のみ）、年末賞与は人事考課の上3.5ヶ月、昇給は4月に遡ることが提示された。

小委員会ではこれ以上の進展がなく、組合は団交に切り替え交渉した。しかし、9月に2度行われた団交においても進展がなく、財務資料の提示と責任を負える者の出席を重ねて要求した。10月の団交では、法人理事会は人件費比率の上昇を理由として1.7%の昇級に固執したので、組合は全国100大学の平均との差を3年間で埋めるように8%の給与改善と経理資料の公開を要求した。

11月、12月に6回の団交が行われ、法人理事会が、昇給については2.6%を経て3.8%まで、年末賞与については3.5ヶ月（昇給妥結後差額支給）まで歩み寄り、また、人事考課は原則反映しないとしたことで、昇給以外は妥結に至った。

2月に入り2度の団交を経て、本俸ベースで3.4%アップ、一律10万円支給で妥結し、財務諸表の開示については引き続き協議するとの1項を入れて確認書を作成した。

1997年度

5月の第27回（通算）団交から給与交渉が開始された。組合側は全国100大学の平均との差を理由に平均20%アップを要求した。夏期賞与交渉のために財務諸表の公開を要求した。続く第28回団交で事務職員30～40%アップ、賞与6.5ヶ月＋一律20万円を要求した。法人理事会は6月の団交で、夏期賞与2.5ヶ月、人事考課なし、賞与年間6ヶ月、人事考課は年末までに協議、を提案した。しかし、組合は学長・学部長への不信から、現状では実施できる体制ではないとし、人事考課は切り離しての合意を要求した。続く7月の団交で、法人理事会提案の夏期賞与支給で合意し、人事考課については両論併記の確認書を交わした。

給与については、第33回（通算）団交で法人理事会は2.8%の昇給を提案した。組合は財務諸表の提示を要求した。

この間、学内民主化に関わる不誠実対応や文部省（当時）への虚偽報告や前理事長退職金水増し問題、補助金カットの対象になった高額役員報酬問題などの不祥事が続出し、相互不信が増大し、交渉は進展しなかったが、組合は10月にスト権を確立して交渉に臨んだ。

10月の団交で、法人理事会は平成10年度決算から財務諸表を公開するとした。

12月に行われた3回の団交で平成9年度の給与改定と年末賞与は妥結した。平均3.5%の給与改定、3.5ヶ月＋一時金0.15ヶ月の年末賞与、人事考課は実施せずという妥結内容であった。

1998年度

6月までの数回の団交を通じて法人理事会は平均2.7%の昇給と年間6ヶ月の賞与を提示した。組合は、組合の実態調査に基づき、私学振興共済事業団などのデータと比較して、組合大会の結論を踏まえ、ベースアップ5.82%、賞与6.5ヶ月＋一時金（一律）を要求した。交渉の結果、夏季賞与のみ2.5ヶ月で合意し、その他の事項は両論併記の確認書を交わした。

9月の団交では主張は平行線であったが、11月に入り法人理事会は賞与に一時金5万円（一律）の上乗せを提案した。組合は12月に臨時総会を開いて昇給2.7%、賞与年間6ヶ月＋一時金5万円（一律）を承認し、平成10年度の給与・賞与を妥結した。

この年は、組合結成前の1994年に一方的に不利益変更された退職金支給規程について、改正前に採用された職員には改正前の支給率に戻し、改正後採用の職員には現行をそのまま適用する、という線までは認めさせたが、それ以上の見直しは再検討を求めるにとどまった。

1999年度

4月、5月の団交で法人理事会は、教職員平均0.64%の昇給（年齢給のみで、金額にして2,600円）、賞与5.8ヶ月、人事考課実施を提案した。組合は交渉の前提条件として経理の公開を要求した。

12月の団交で、法人理事会は年末賞与3.3ヶ月の暫定支給、事務職に関しては人事考課分として0.2ヶ月の範囲で上乗せ支給を提案した。組合は3.3ヶ月分を一律に暫定支給し、人事考課、総支給率については協議を継続することを主張し、その旨北元理事長に文書で申し入れた。

法人理事会は人事考課に基づく年末賞与を「差別支給」した。組合は12月中に団交と三役交渉を行い強く抗議し、1月の団交で年末賞与総額が3.5ヶ月分になるように未払い分の早期支給を要求した。

法人理事会の減額方針は変わらず、組合は賞与については教員一律10万円、事務職一律5万円の追加支給を要求して交渉を打ち切った。給与については、夏以後の交渉で1.5%昇給に変更したこともあり、これについても交渉を打ち切った。

この年、賞与交渉においては理事会側に誠意がほとんど見られず、組合は合意なしで交渉を打ち切らざるを得なかった。給与改定については平均1.55%昇給で妥結した。

ただ、北陸大学の給与表には職能給の俸給表には細かい等級と号俸が記載されているが、この年辺りから1年に1号昇給というような定昇概念がなくなった。

2000年度

6月9日の第66回（通算）団交から、この年の賃金交渉が始まった。この団交は5月22日の開催を要求したものであったが、法人理事会は開催を夏季賞与支給時期まで引き延ばした。組合は先ず経理の公開を求めた。法人理事会は評議員会には開示しているとして公開を拒み、団交の最後に、教員5.7ヶ月、事務職5.5ヶ月＋人事考課分0.5ヶ月の夏季賞与を提案した。賞与のみの提案であった。次の22日の団交で、削減強行に危機感を持った組合は、初めて40名前後の一般組合員も参加して団交に臨み、一律2.5ヶ月の賞与を要求した。法人理事会は削減の根拠を説明したが、組合は文部省のガイドラインを越えた役員報酬により、補助金が減額になっていることを指摘し、その報酬を減らしたか、と応じた。これらのやりとりを聞いた一般組合員は

「当局側の高圧的・一方的態度についてはかねてから聞いていましたが、こちら側の質問に対して、決して正面から応えようとせず、一般論を長々と話して時間をつぶそうとする、誠意のない態度がみえみえでした。私が予想した以上に多くの組合員が集まり、理事会側の組合軽視というよりもむしろ無視に近い最近の横暴振りに、一矢を報いたい、というのが皆さんのお気持ちなのだとわかり、私自身とても力強く感じました。」（「組合ニュース」2000.6.27付号外）

と「組合ニュース」に感想を寄せた。この後法人理事会は、一般組合員参加を「統制のな

い交渉団（「With Plus」）として団交を拒否した。組合は法人理事長宛に執行委員長名の抗議書を出した。夏季賞与は合意なしで支給された。

冬季賞与は、法人理事会は団交の翌日、合意をみなかったにもかかわらず、教員3.3ヶ月、事務職3.2ヶ月と考課分0.3ヶ月分を教職員に通知した。組合は平成12年度の年末賞与については0.1ヶ月の上積みを組合要求として確認し、交渉を打ち切った。給与については1.5%の昇給を認めて合意した。事務職の職能給に人事考課を反映させるとすることでは合意しなかったが、それについては両論併記で確認書を作成した。

2001年度

組合は5月の団交開催を申し入れたが、法人理事会は開催を引き延ばし夏季賞与支給直前まで開催されなかった。6月29日の団交で回答された昇給と賞与は、昇給は年齢給のみ、賞与は教育職員が年間5.0ヶ月（夏季2.3ヶ月、年末2.7ヶ月）、一般職員が年間4.5ヶ月（夏季2.3ヶ月、年末2.2ヶ月）＋人事考課分0.3ヶ月（夏季0.1ヶ月、年末0.2ヶ月）という、前年を大幅に下回る提案であった。

このときの回答には「帰属収入に占める人件費比率は45%に設定し、健全な財政を将来にわたって維持していくことを基本とする」という1項が入っていた。

7月3日の団交では、突如、賞与支給式を復活させることが宣言された。これは組合結成前にはあったが、団交により1996年の12月から廃止され、銀行振込になっていた。団交では、「決定済み」というだけの問答無用の強行であった。組合の執行委員長と書記長は「抗議書」を直接北元理事長に手渡そうとしたが、理事長はこれを拒否した。この支給式に出席したのは教員63名中12名のみであった。

年末賞与は、11月14日に法人理事会より教員2.7ヶ月、事務職2.4ヶ月（人事考課込み）が提示された。12月の団交では、組合は、教員と事務職の賞与の差、トータル0.2ヶ月の是正を要求したが、法人理事会側の譲歩はなく協議を終えた。

この年も前年に続いて給与、賞与とも最終的に法人理事会の提案通りとなった。年度末の組合定期総会で岡野書記長から、経理状況に関する、交渉の基礎となるような明確な数字が出されず実質的な交渉はほとんど不可能であった旨の説明があった。

2002年度

5月末に組合は年間5.7ヶ月の賞与を要求した。全国82私立大学の年間一時金と、法人理事会の説明で理由とされた入学者数の減少がなかったことから、2年前の水準に戻す要求であった。法人理事会は6月19日に、4.3ヶ月の賞与と教員を含む人事考課分、且つ学部間に差をつけて支給すると回答し、同日全職員に事務局長名で通知した。6月の団交では、理由として、帰属収入の減少と薬学部の入学者増による教育負担の増加、があげられた。組合はあまりにも現実を無視しているとして反発した。組合にとって問題点は三つあった。①組合要求との大幅な隔たり、②学部間格差と人事考課、③ボーナス支給式、であった。

7月に入り、2度の団交を経て、組合は主張の平行線に見切りをつけ、今後も交渉を継

続するとして仮払いの形で7月5日の支給に同意した。このときも両論併記の確認書を交わしたが、以後確認書を交わすことはなく、この確認書が最後の確認書となった。

法人提案の年末賞与は薬学部教員2ヶ月＋業績評価分0～0.6ヶ月、外・法学部教員1.6ヶ月＋業績評価分0～0.6ヶ月、事務職1.8ヶ月＋業績評価分0～1.0ヶ月であった。組合は臨時総会を開いて「業績評価」提出拒否を決定した。その後の団交で、年末賞与は教員については一律分のみの仮払いとし残りは交渉を継続することで合意した。

年末に外・法2学部の廃止が決定された。年明けの臨時総会で、組合は、再度「業績評価申告書」を提出しないことを決定した。しかし、3月の臨時総会で執行委員長から、法人理事会は団交要求に応じず、申告書未提出教員には人事考課分の支給は一切しないとの方針を変えていないと報告され、長時間の真剣な討論の後に投票により申告書の提出を決定した。

2002年度までの賃金交渉総括

1997年から2006年まで、途中1年を除いて長期間組合書記長を務めた岡野浩史氏は、平成18年度石労委北陸大学事件の陳述書で、賃金交渉について陳述している。そこで真っ先に指摘したのは「団体交渉における理事会の組合軽視および無視」であった。以下は岡野氏の陳述である。

理事会側は、理事長が出席したことはありません。実質的な交渉権限を持たない出席者で団交を行うということがほとんどで、近年は特にそれがひどくなりました。組合と交渉するという姿勢が限りなく希薄で、団体交渉は単に理事会からの決定申し渡しの場といって差し支えないような状況が日常化しています。（平成18年石労委北陸大学事件岡野陳述書甲45号）

岡野氏はさらに財務状況の開示状況について、文部省の指導もあって「With」に平成11年度から資金収支決算書の大枠が掲載されるようになったが、交渉で組合側を納得させるに足る財務状況が示されたことは一度もなかった、と陳述している。

教員業績評価導入

2002年12月の2学部廃止決定前後の「組合ニュース」を見ると、この時期、2学部廃止決定については紙面を割いていない。まだ現実の労使問題になっていなかったからであろうか。主な記事は教員の教育・研究業績評価導入についてである。2002年10月4日発行の「組合ニュース」から翌年3月5日付の同紙まで号外を含めて計7回この問題を取り上げている。

この評価導入は、2002年夏期休業末に理事会から各学部教授会において提案された。導入の主旨は、教員個人の教育・研究に対する取り組みと貢献度を評価し、それを賞与査定に反映して教育・研究を活性化させ、質的にも向上させる、ということで、理事会の「教育改革」通達に連動するものであった。組合執行部には、評価の客観性、公平性に疑問が

あった。それゆえ、理事会は説明責任を果たし、組合とも十分協議し、合意する必要があるとの認識であった。しかし、この問題に関わる協議は冬季賞与支給時期まで深まることはなく、組合は12月2日に臨時大会を開いて、業績評価の基になる自己申告に反対することを決議した。主な理由は、公正な評価基準が未完成なまま組合との合意なしに強行することは労使相互の信頼関係を損ねる、ということであった。一方、理事会は譲らず、冬季賞与は査定分を差し引いた形で支給された。その後、組合は理事会の強引な評価導入に反対し、一度は臨時大会で自己申告書の提出を拒否することを決議したが、翌年3月3日に開かれた3度目の臨時大会で一転提出に応じることを決議した。業績評価のあり方には反対であるが、組合員の生活は尊重しなければならない、という判断だった。自己申告提出決定を報じた「組合ニュース」189号は、意志決定は「苦渋の選択」であったと締め括っている。

この年度の冬季賞与は、結局年度末に査定分が支給された。また、3月には持ち越しになっていた2002年度の給与改定についても交渉があり、3月14日に法人理事会から平成14年度の改定提案があった。年齢給のみの平均0.53%アップであった。改定とは言えないものであったが、組合は基本的に同意した。

「組合ニュース」190号は、年間の交渉を通じて「法人の一方的な押しつけが目立った」とし、法人の誠実な交渉を望む、と論評した。しかし、以後、法人側はすべての交渉においてこの態度を改めることはなかった。因みに、組合はこの年度の賞与交渉時に納付金が見積もりよりも約3億円の増収になっていることを指摘し、人件費比率に関して前年度団交の回答書で45%とする方針が示された（「組合ニュース」171号掲載）ことから、賞与の上乗せを主張した。要求は拒否されたが、翌年の団交で前年度の人件費比率は41%であることが口頭で伝えられた（「組合ニュース」193号）。人件費比率はその後も他大学より低い水準に抑えられた。なお、給与交渉の問題は、賞与交渉に絞って、組合員解雇事件とともに法廷において争われることになった。

労働条件

雇用契約・休暇

組合は、結成前に採用された教員と外国人教員の契約条件の改善（1996年）や週休2日制の実現（1997年）など、数度にわたる交渉により成果を上げた。1997年末からの交渉により1998年にこれらに関して正式に確認書が交わされた。

1. 週休2日制について

平成10年4月1日以降は、土曜、日曜週休2日制とする。

2. 年次有給休暇について

平成10年1月より、年次有給休暇を取得する際、前年度の残日数がある場合には前年度分から消化するものとする。

3. 期限の定めのある雇用契約を締結している職員については、平成10年4月1日より、原則として期限の定めのない契約に移行する。（「組合ニュース」122号、98.7.9）

「組合ニュース」は1については「労基法が改正（週40時間労働）されたときより、組合は週休2日制を強く要求していたが、法人側は教育計画の変更が必要で教務上の問題であるとして積極的ではなかった。しかし、この4月から全学部の間割で土曜日講義がなくなったので、実施された」、2については、「有給休暇は、前年度の残日分が繰り越されるが、ここ数年、法人は今年度分から有給休暇を使用し、足らなくなったら前年度分を使うとしていた。これを改めさせ、前年度分から先に使用し、今年度残日分を翌年に繰り越せるように変更した」とコメントした。（「組合ニュース」122号）

育児休暇

その他組合は、結成初年度第3回の団交で女性の結婚・出産に伴う差別的扱いに対する謝罪と是正を要求した。1998年には、雇用保険制度改正に基づき、法人理事会と交渉し、育児休暇中の給与の一部支払いについて法人が職安へ一括届けを行うことで合意した。

第2部

あとの12年

(2003～2015年)



2002年10月の第2回学長選挙後、北陸大学は大きく揺れ動いて行く。労使関係はその大きな要因の一つであった。北元喜朗理事長が経営的利益と絶対的支配体制構築のために理事会支配のみならず、教学支配を強化していく中で、教職員組合への攻勢も強まり、労使対決は厳しさを増していった。教職員組合20年の歴史のはじめの8年が、北元喜朗理事長の登場により極端に悪化した給与等の労働環境と教育環境の改善、「私物化」から大学を取り戻すための民主化闘争であったとすれば、あとの12年は組合弱体化を狙った組合員排除・解雇に対する反対闘争であった。

理事会が推薦した現職学長は、理事会の決定権によって再選を果たしたものの、教員投票では教員が自主的に推薦した候補にまたしても大差をつけられた。この学長選を境に、危機感を持った法人理事会は組合に対して大攻勢を仕掛けた。すなわち、薬学部においては薬学部6年制移行に乗じて、太陽が丘キャンパスにおいては外国語学部及び法学部の改編を契機として、法人理事会は組合員の大量解雇を準備した。さらにその流れの中で現職の組合執行委員長と書記長、その他の執行委員を授業担当から外し、解雇を企む、という露骨な組合つぶしが仕組まれた。狙いは、批判勢力を一掃し、経営・教学ともに支配権を理事長に一元化する体制の実現であった。

経過を振り返ると、理事会の攻勢は「教育改革」の名の下に始まった。2002年8月に、法人理事会は全学的な「教育改革」を通達した。時代の変化の中で、外国語学部・法学部の志願者数の漸減に学部存続の危機を意識しつつ、学部教育の成果と教員の「意識改革」を求める、というものだった。一方、外・法2学部はそれ以前から自らも、選挙によって選ばれた学部長を中心に、学部教育の方向性を明確にする必要を認め、それぞれに学部・学科教育の改革に動き出した。しかし、理事会はその改革の中身や成果を正当に検証・評価することなく、「教育改革の成果や入学志願者に回復の兆しがない」という理由で両学部の閉鎖を決定した。理事会が主導した教育目標について当初3年の達成期限を設定しておきながら、1年目の年度終了も待たずに結論を急いだのである。これには、学長選の結果と翌年に控えた学部長選を睨んで、学部教育の中心に存在した組合勢力を一掃しようという隠された意図が疑われた。

2学部廃止はその後両学部を縮小統合した未来創造学部の新設に繋がった。改編の目的は「教育目標の刷新・改革」とされたが、しかし、その後の動きからすると懸念通り真の狙いが透けて見えた。法人理事会は、外国語学部と法学部を縮小統合して一つの学部とし、その学部に原則非組合員を配置した。組合員は新設の教育能力開発センターに配属し、新学部における教育計画から極力排除した。このセンターはそれゆえ実質上清算事業団のようなものになるおそれがあった。事実、外・法2学部の最後の学生が卒業する1年前、2006年3月にセンター所属の8名の組合員教員に対して解雇が予告され、内2名について

は2007年2月に実際に解雇が通告され、法廷の係争事件となった。薬学部においては、4名の組合員が6年制薬学部移行の際に、適否を判断するための面接と称する理事面談で露骨に組合活動を問題とされ、理事会の方針即ち体制への従順を要求された。結果、3名¹の組合役員は6年制薬学部と大学院担当さらには学生担任のような教務上の分担からも外された。これは労働委員会の係争事件となった。

しかし、2学部廃止は、如何に理由をつけようとも、学部創設に集い、学部教育を支えてきた教員、卒業生、現役学部生、遑れば学問と教育に未来への夢を託した大学創設者の思いに対する裏切りであった。果たして、一握りのメンバーによって秘かに構想された後継の新学部は、旧学部以上に志願者が低迷した。世間の信用を失ったのである。日本人学生に限れば、初年度の入学生から定員を割り、以後毎年前年を下回り、その結果4年も経たずして再度模様替えせざるを得なくなった。未来創造学部の4年間の実績は「教育改革の成果や志願者に回復の兆しがない」どころの話ではなかったのである。また、6年制薬学部の薬剤師国家試験合格実績も、予想された通り以前の実績を大きく下回ったまま、現在なお危機的水準に低迷している。過重負担による教育上のマイナスには眼をつぶって、文系学部の学生定員減分を授業料の高額な薬学部の定員増に振り分けた結果である。

他方、組合員の排除は、新学部配置した教員までも他大学に多数転出するという事態をもたらした。それにより、学部リストラに伴う組合員教員のリストラの目論見は、教員の大量流失という皮肉な形で目的を達した。しかし、これは人的損失以外の何ものでもなかった。組合員教員の担当外し事件と解雇事件として公的な場で争われた法人理事会の狡猾な企みは、それぞれ労働委員会と裁判所により否定された。もの言う組合の根絶は完全に失敗に帰したのである。

このような事態を招来しておきながら、自ら誤算と混乱の責任をとった理事は一人もいなかった。

以下は法人理事会の組合員及び組合に対する不当行為と、それに対する組合の闘いの記録である。なお、この闘いには、組合OB、私大教連、同加盟教職組、石川県教組、その他の労組及び市民の力強い支援があった。



¹ 1名はその後無念の退職。退職後を考慮して、労働委員会係争事件とすることを望まなかった。

I 外国語学部・法学部の2学部廃止

略年表

2002年12月に外・法2学部廃止が決定された。それに続く大学改編計画は2003年以後教授会に一度も諮られることなく、理事会の独断により進行していった。これは2007年3月末の整理解雇事件へ繋がっていくが、時系列に沿いそれまでの経過を振り返る。

- 02.10.24 河島進氏学長再任決定
- 02.10.31 学長、全学教授会にて「平成16年度を見据えた教育改革を実行すべく、学長を中心としたブレインストーミング設置」を報告 構成メンバーは非公開
- 02.12.25 理事会、外国語学部及び法学部の募集停止を決定
- 03.1.1 「With」2学部廃止決定を報告
- 03.3.24 全学教授会で議題になかった学部長選考規程廃止が抜き打ち的に提案され、採決なしに廃止が強行され、学部長は一方的に任命制へ移行した
- 03.4.1 任命制による教学新体制発足 副学長：大屋敷孝雄、学長補佐：三浦泉、薬学部長：澤西啓之、外国語学部長：園山春一、法学部長：萩原昌三郎
- 03.5.27 理事会、薬学部刷新委員会規程、新学部設置準備委員会規程を提示 業務として「身分の得喪に関する事項」が規定され、また、人事の取扱も他の規程によらずこの委員会に一任されることが規定される
- 03.6.9 教授会は教学事項のみに限定された学長の諮問機関となる
- 03.7.2 学長、外・法2学部懇談会において2学部廃止決定後初めて、それに至るまでの経緯と新学部について説明
- 03.8.8 組合、教員組合員の名簿公開を決定
- 03.8.20 法人理事会、外・法各学部でカリキュラム及び教員組織表を含む新学部の概要説明 同時に担当科目のない教員は平成19年度をもって業務終了となること及び早期退職優遇制度に言及
- 03.8.29 法人理事会、団交席上で、学部改組により担当科目のなくなる教員を整理解雇する旨言明
- 03.9.11 法人理事会、団交で外・法所属の組合員29名中新学部配属5名、教育センター所属24名と説明 但し、文書による配置基準の開示拒否
- 03.10.6 組合、雇用対策専門委員会設置
- 03.10.16 組合、教員配置基準及びドイツ語スペイン語廃止の理由について文書回答を要求
- 03.11.22 法科大学院不認可

- 04.1.9 理事会、正式な改正手続きによらず学長任用規程を改正 学長は常任理事によって構成される人事委員会が1名の候補者を推薦し、理事会が決定する
- 04.4.1 未来創造学部発足
- 04.4.6 組合顧問弁護士、違法な整理解雇には応じない旨の通知書を理事会に送付
- 04.4.15 薬学部における担任教員から4名の組合員を除外
- 04.5.21 学校教育法の改正により2006年4月から薬剤師養成薬学部は6年制になる
- 04.5.26 組合、理事会及び学長に対し制度変更、担任選定基準、担当外し理由について文書説明要求
- 04.9.7 理事会、賞与規定を給与規程から削除する改定案を提示
- 05.3.18 理事会、賞与授与式を抜き打ち強行 組合書記長抗議退出 他1名の執行委員受け取り拒否
- 05.3.31 6年制薬学部設置基準決定：4年制から6年制への移行は届け出のみで可、教員審査は不要
- 05.7.19 6年制薬学部担当教員一覧表配付 4組合員教員除外（最終的には3教員）
- 05.9.14 組合、団交の席上で、組合員の突然の呼び出しとハラスメントの即時中止を要求
- 05.12.27 大学院委員会配付資料で2組合員教員の担当外し判明
- 06.3 下旬 理事会、教育能力開発センター所属の8組合員教員を順次呼び出して1年後の解雇を予告
- 06.4.1 6年制薬学部発足
- 06.5.6 組合、6年制薬学部及び大学院担当教員からの組合員排除問題を石川県労委へ提訴
- 07.2.21 理事会、教育能力開発センター所属の組合員教員2名に解雇通知
- 07.3.15 教育能力開発センター2教員解雇事件、金沢地裁へ身分保全の仮処分申立
- 07.4.24 石労委、薬学部3教員の救済命令
- 07.8.10 金沢地裁、仮処分命令 センター2教授の地位保全等、申し立てを全面的に認める

「教育改革」と学部廃止

法人理事会の廃止理由

外国語学部と法学部の2学部廃止は、薬学部の6年制移行を契機とする組合員外しと並んで、組合員の解雇事件を引き起こす直接の契機であった。この廃止を実質決定した2002年12月の2学部募集停止決定について、法人理事会広報紙「With」（2003年1月1日付）は、「教育改革」の成果不足と恒常的志願者減をあげている。

学校法人は昨年2月の理事会において、各学部・学科の教育改革への具体的取り組みとその成果等について十分に判断した上で同年12月までに学部・学科の方向性を決断することを決定し、これを教職員各位にお知らせしました。昨年は、教育現場において様々な工夫や努力がなされ、教育に情熱を注ぐ傾向も増しましたが、外国語学部・法学部ではその成果や志願者に回復の兆しが現れているとは残念ながら言える状況ではありません。ピーク時に対する昨春の志願者の割合は外国語学部6.4%、法学部6.2%で、今年度はより厳しい見通しです。

学校法人は、昨年12月の理事会において、こうした厳しい現実を直視し、また平成16年度に法科大学院を設置する方向を決定したことで、現在の法学部について教育目標の見直しを含む刷新・改革が不可欠となり、外国語学部もそれに連動して刷新・改革が必要であると判断しました。

学校法人北陸大学発行の『北陸大学三十年史』（2005.6.1）では、中川幸一専務理事が「外国語学部・法学部の廃止と未来創造学部の誕生」という見出しで学部廃止について執筆した。

平成12年及び同13年と2度にわたり、教育改革基本方針を提示するなどして教員の自律的な教育改革を促したが、それにつながるような目に見える変化は起きなかった。河島学長の4年任期の最後の年である平成14年冒頭、学長は「2002年に実現する教育」と題し、直接教員に教育改革を呼びかけ、全学教授会でも協力を要請するが、大きな変化はなく、一方で外国語学部・法学部の志願者減少傾向は引き続いていった。（中略）

しかしながら社会人の経験を持たず、古き良き時代から大学で教育研究生活を続けてきた教員が、自らを改革することほど困難なことはない。教員の一部は懸命に変革を試みたが、全体の動きにならないまま1年が過ぎる。平成14年の秋、引き続き2年の任期で河島学長が再任されるが、この年の12月の第181回理事会において、やむを得ず外国語学部・法学部は平成15年新入生の受け入れを最後として廃止すると決定、平成15年の新年祝賀会にて全教職員に伝達した。（p23）

「With」の記事は後の解雇撤回裁判で明らかにされた学部廃止決定時の理事会資料を引き写している。あとの記事の筆者は当時の理事会ナンバー2である。両方の記事とも、学部廃止の理由について、「教育改革」に先の通達に適う成果が上がっていないこと、志願者減少に歯止めがかからないことをあげている。しかし、「教育改革」とは何であったのか、中川氏は教員の怠慢を理由に挙げているが、その成果をどのような方法で評価・判断したのかは言及されていない。

「教育改革」と検証

2学部廃止後発行された『北陸大学30年史』には、確かに上掲引用部分の前に「教育改革の成果と検証」（同筆者 p21）という項目がある。そこでは理事会が2000年と翌年の二度にわたり「教育改革基本方針」を通達し、各教員の意識改革と、学部・学科単位の教育改革を促したことを述べ、外国語学部では「英語検定」、「中国語検定」を達成目標に利活

用することにより、法学部では「法学検定」により、「教育目標の設定と成果の検証がようやく具現化できたのであった」と検証の方法が示されている。

この目標とは、学長通達「2002年に実現する教育」（2002.1.7）によれば、具体的には、薬学部においては薬剤師国家試験全員合格であり、外国語学部においては3年以内に卒業までに英検準1級合格者30%であり、法学部においては卒業までに法学検定2級全員取得であった。

中川氏の説明を要約すると、「教育改革」とは、検定試験合格を目標として、それに向けて教員は「意識改革」し、成果を上げる、ということになる。学長は具体的な目標数値と期限をあげた。しかし、学長の目標設定と中川氏の検証方法が時間的に整合していない。それゆえ、中川氏の結論は、「教育改革」に繋がるような「目に見える変化」、「大きな変化」はなく、「全体の動き」にもならなかった、また、志願者減少傾向が続いていたので学部を廃止する決定をした、という極めて大まかなものであった。この間、中川氏の検証説明にとどまらず、「十分に判断」するために根拠となったはずの「教育改革」の検証は一度も「十分に」説明されたことはなかった。つまるところ、法人理事会の目論見は、学部廃止の責めを「教育改革」の成果をあげられなかった教員側に帰す、ということだった。2学部縮小と、それによって生じた余剰学生定員をより利益の見込める薬学部へ振り向けるという発想は、どちらが先に出てきたのかはわからない。あうんの呼吸とでも言うべきものであったのかもしれない。

一方、当時学長の河島進氏も石川県労働委員会「北陸大学事件」（2006.5～2007.4）の河島陳述書において「教育改革」に言及している（石労委乙31、p24以下）。しかし、「教育改革」が何をさしているのかは意味不明であった。「教育改革」とは、教員の取り組みなのか、学部の教育の成果を上げることなのか、学部学科の改編なのか、「具体的改革への取り組み」の内容が判然としない。それにもかかわらず、「具体的で効果的な方策を見いだすことができなかった両学部教授会」は形骸化していた、と非難の口調は断定的で、学部改編の理由の一つにしている。この陳述書での学部非難は後の解雇撤回裁判においても同様であった。しかし、河島陳述書の学部非難は故意としか解釈できない事実誤認に基づいている。

学部側の見方

石労委不当労働行為救済申立人組合側の田村光彰氏（当時法学部教授）が、陳述書で河島氏の主張を要約したところによれば、河島氏は「定員割れが恒常的に生じているにもかかわらず、両学部教授会、教員会は『形骸化』し、『甘え』を持ち、『目立った反応、成果』を示さず、『無反応』で、『手をこまねいて』いるだけであった」（石川県労働委員会、北陸大学事件甲135号証、田村陳述書P9）と主張した。果たして事実そうであったのか。田村氏はこれに反論して2000年8月以来の法学部政治学科の改革への取り組みを詳論している。それによれば、政治学科の会議は7回に及び、その討議結果は中間報告として法学部教授会に正式に報告された（同上陳述書p10以下）。それは、場合によっては政治学科

を政経学科、政策学科、行政学科などに細分化し、企業や自治体の中でグローバルな活躍ができる人材を養成する学部改編しようというものであった。

法人理事会も同年12月に「法学部改編委員会」を設置した。しかし、この委員会は、法学部改編案を報告しないまま、2年半後の2003年5月、新学部設置準備委員会規程の制定により虚しく廃止された。法学部案の検討は定かでない。当時の法学部は初谷良彦学部長が辞任し、三浦泉氏が学部長事務取扱となっていた。2000年12月には、「日本刀事件」（p77 参照）が起きた。三浦法学部長事務取扱は2002年4月に法学部長に就任したが、学部案を放置したまま、また法学検定に関する具体的目標の達成を理事会から指示されていたにもかかわらず、その後学長主導の非公開ブレインストーミングのメンバーとなり、学部長退任後は学長補佐になった。法学部が、河島氏が主張するように、「無反応」、「手をこまねいて」いただけというならば、この事態に対しては、いったい誰が責任を問われるべきだったのであろうか？

上記引用した中川氏執筆の記事が掲載されている同じ『北陸大学三十年史』の外国語学部の章は、教育改革に対する学部の取り組みと成果について中川氏とまったく別の評価をしている。それによると、学部廃止前数年間について、時代の変化に合わせてコース制を導入し、教育目標を明確に設定し直したこと、必要な教育システムも実効的に改善し、教育の質の向上及び改善のための自己検証システムも確立・実施したことなどを述べ、語学についても設定目標の達成率にまだ不足はあるとしながらも、英語検定協会から団体優秀校に選定されたことなどの成果を評価しているのである。その上で、学部廃止は「時代の趨勢であるとはいえ、誠に痛恨の極みである。しかし、昭和62年4月の開学よりちょうど20年。この充実した20年に多くの有為な人材を世に送り出し、彼ら卒業生がそれぞれのところで活躍しているのを見ると、外国語学部の教育の実績は一つの金字塔としていつまでも残るものと確信している」（p133）と総括している。本章の筆者は新学部へ配属された非組合員教員であったが、教職課程委員長であった法学部の非組合員教員も、公立学校教員採用試験について「毎年、厳しい教員採用状況の中、他大学に引けをとらない教員試験採用結果を出してきた」（p133）と、教職課程の教育成果について教職に採用された卒業生の数字をあげて高く評価している。これらの評価からすると、理事会の言う「意識改革」と検定試験成績を至上とする「教育改革」はもともと外国語学部の教育の矮小化に過ぎないものであり、その点でも2学部の廃止は、教員側からみて大いに疑問であった。

常識的には、「教育改革」の成果の評価が現実的に学部改廃に繋がったとすれば、判断はより慎重に、厳密になされなければならないところだが、しかし、「薬剤師国家試験全員合格」に端的に表れているように、当時その目標設定の妥当性・実現性に対する視点はまったく欠如しており、結果の評価方法に対する説明も皆無だった。さらに、「教育改革」の成果と入学志願者の減少傾向の因果関係についても、実際どのように検証され、判定されたのが明らかにされたことはなかった。学部廃止が決定された翌年3月には本学最初の「自己点検・評価報告書」が公表された。わずか3ヶ月後までも、なぜ決定を待てな

かったのか。いずれにしても、「教育改革」の成果に対する評価と、その改革と入学志願者減少の関係に対する見解は、学部及び組合と、法人理事会ではまったく異なっていた。

「教育改革」と組合

学部廃止決定の3ヶ月前、2002年の9月には、学長は「本学の前進のために」というその年2度目の学長通達を出した。これは、「明確な教育成果の実現」のために学部学科をどうするか、志願者を増やすためにどうするか、について個人の意見を求めるものであった。この時期は、法学部ではすでに学科改編案を上程し、外国語学部では学部をあげて自らの教育改革の取り組みを着実に実行している最中であった。同じ月に、法人理事会役員が学部教授会に初めて赴いた。教員の研究・教育業績評価を実施することの説明であった。目的は、それと年末賞与の連動であった。この時、一連の「教育改革」通達の真の狙いの一端が明らかになった。教員の差別化と査定による賃金の抑制である。前後して「時間×努力」や「250日授業」などの標語が繰り出されるが、労働問題の用語を借りれば、限りなく教職員を搾取し、入学志願者減（営業不振）の責任を教職員に転嫁する体制の構築が目指されたのである。その意図と、かねてから北元専制の理事会を批判し、嫌悪の対象となってきた組合の存在は相容れない。この時も、組合は客観性・公平性が担保されないかぎり、人事考課の導入には反対を主張した。加えて、10月の学長選挙で示された教員の結束の中心勢力となった。組合は理事会にとって邪魔者以外の何者でもなかった。即ち、「教育改革」はやがて「学部改編」にすり替わり、6年制薬学部移行及び2学部廃止と新学部設置という学部改編は、組合を弱体化、無力化するための有力な手段として用いられたのである。

ついでながら、2学部廃止決定前の10月末に、教員投票で2期続けて大敗した学長を中心に非公開「ブレイクストーミング」が設置された。1学部構想はそこで秘密裏に検討された。学長が年間の教育目標を掲げてからわずか10ヶ月であった。これは、「教育改革」の最中に、それを指示した学長及びその背後にいる理事会が、「教育改革」を後押しするどころか、学部の努力の結果も待たずに異なる方向へ踏み出したことを意味する。したがって、見方を変えると、学部の「教育改革」に対する不正確且つ不当な評価は2学部改編の口実に過ぎなかった。そして、2学部改編によって生じた余剰の学生定員は、より収入の見込める薬学部へ薬学教育の困難を無視して振り向けられ、新学部構想からは大多数の組合員教員が閉め出された。

学部廃止と入学志願者減

2学部廃止のもう一つの理由とされた志願者減についても、理事会の主張と組合の見方は大きく分かれる。これに関しては、上記石労委事件における田村陳述書の説明を引用しよう。

《定員割れの原因》

両学部が定員割れを起こすのは、2002（平14）年になって初めてである。学長『陳述書』は、なぜ「定員割れ」を起こしたのか、その原因を「甘え」で、「無反応」で、「手をこまねいた」ままの、「瀬戸際」を自覚しない両学部教授会や教員に求めている。

本陳述書での結論は、①「定員割れ」を起こした真の原因は、社会的には出生数の減少と同時に、個別北陸大学に関しては、理事会の一連の不祥事（田村光彰『陳述書』甲第127号証、4～6頁）とそれに続く「日本刀事件」による評価の失墜が第一であると判断せざるを得ない。②教授会、教員も改革の努力を重ねていた、しかし、法人側がこれらを一切無視したこと、この2点を立証したい。（石労委甲135田村陳述書）

田村氏は、石労委北陸大学事件甲127号証で、1）行政指導、2）功労者に終身年金、3）高額理事報酬：補助金カットと衛藤藩吉氏を巡る騒動、4）再行政指導がマスメディアで不祥事として報道されたことを列挙し（p4以下）、甲135号証では、初谷良彦元法学部教授が北元理事長に日本刀を突きつけられて辞職を強要されたとされる「日本刀事件」に言及し、それが如何にマスメディアによって報道されたかを詳述して定員割れの原因とした。この事件については、「日本刀を突きつけられた」との初谷氏の発言に対し、同席していた河島学長がそれを肯定している対話が録音されているが、石川県労働委員会「北陸大学事件」の第3回審問において、河島証人は、初谷氏との対話の録音に同意したことを認めている（反対尋問）。また、志願者減については、公選制等の運動、街宣活動など、「学内の一連の混乱がマスコミ等に取り上げられるようになりまして、それがもとで大学に対する社会の信頼度が失われたことが一つの原因ではないかと思います（主尋問）」と証言している。世間に対するイメージとしては、このようなマスメディアによる報道の方が「教育改革」よりも遙かにインパクトがあったであろうことは想像に難くない。主尋問において、理事会側は、この混乱に対する責任の所在を組合に帰そうとしていたが、問題を起こした側に責任があるのは論を俟たないであろう。

2学部廃止と薬学部定員増に対する「組合ニュース」の見方

「組合ニュース」が2学部廃止と新学部設置に関して最初に警戒感を示したのは、2003年6月11日付の第192号であった。5月27日、理事会は「薬学部刷新委員会規程」と「新学部設置準備委員会規程」を配付したが、「組合ニュース」は、この規程で既設学部教員の「異動、身分の得喪」、「人事の取り扱い」等の労働条件に関わる事項が「準備委員会」の業務になり、「理事長がこれを決する」となっていることを指摘し、「身分の得喪」は労働条件の根幹であるから、これを決めるのは団体交渉の場における労使協議のみだ、と論評した。

続く「組合ニュース」193号（03.7.2）では、「5年後、10年後の薬学部はどうなっているか？」と題する薬学部教員の投稿を掲載して、2学部リストラで余剰になった学生定員

を薬学部に振り向けることに対する薬学部組合員の危惧の声が掲載されている。すなわち、法人理事会は180名分をそっくり薬学部へ振り向け、薬学部定員を460名に増員した。投稿者はまず、薬学部教授会に出席した河島学長自らが報告・説明したこの増員計画とセットの「薬学部刷新構想」について、学生数増加による病院実習実施の困難、外部機関への在学生実習依頼への悪影響、学生の質と国家試験合格率の低下について、複数の教員からその懸念が直ちに表明されたことを紹介した。そして、これほど重大な薬学教育の根幹に関わる方針変更が、教授会で一切審議されることなく、トップダウン方式で理事会の決定事項として報告された事実が、本学の危機そのものであることを指摘し、「大学のこの体質は、少子化、不況、新設大学など、外的要因による環境の厳しさよりも、遥かに深刻な内部危機をもたらししている」と批判した。「With」によれば「量的拡大をもって、質的發展・向上を図る構想」となっているが、これは学長自らが口にする常套句であった。しかし、投稿者は、大屋敷副学長の1学年560名になるとの予想にも触れながら、量的拡大そのものがもたらす本質的な変化は、個々の教員の力の限界を超えた異次元のものであり、量的拡大による質的劣化を深刻に憂慮した。「この薬学部刷新構想の目的、そしてその結果、薬学部のたどるべき道筋が誰にもわかりきっている。美味しい目的だけを手中に収め、負の遺産は現場に押しつける意図、だからこそ、構想の内容を議論させず、教育成果、個人の責任のみを強調して、責任転嫁の準備には、万端怠りないのである。いったい誰が法学部をつくり、誰が潰したか、そしてだれが責任をとっているのか、被害は誰が受けるのか、しっかりと注目していきたい」と、問題の構造的核心を論評している。不幸にしてこの危惧は現実のものとなった。

個人の業績評価導入、いわば不採算部門（旧2学部）の切り離しまがいの新規事業（新学部）、教育の質を偽装した薬学部の増員計画と教員の身分保障を逸脱する「身分の得喪」条項、これらは社会的な使命を存立の基盤とする教育機関には馴染まない。「組合ニュース」195号（03.7.29）は、大学創設の沿革と開学式における創設者、林屋亀次郎氏と三浦孝次氏の訓辞（『松雲学園十年史』掲載）を丸ごと転載して、大学創設の原点の精神を想起し、「先人の情熱と魂が風化しないように」と訴えた。

II 新学部設置と解雇問題の発生

新学部設置の問題

新学部設立準備委員会は、2003年5月27日に設置された。新学部構想とカリキュラムはそれ以前に、河島学長周辺の一部教員と理事の間で秘密裏に検討されていた。

7月2日にやっと学長から説明されたが、それによれば、新学部は届け出だけで済ます、学士の称号は変えないというのが前提条件で、外国語学部及び法学部のカリキュラムを引き継ぎ、語学力と国際的視野をもった人材を養成するというのが、基本のコンセプトということであった。配付資料には「国際人養成学部未来社会創造学科・リーガルⅠ、未来社会創造学科コミュニケーションⅠ」という名称が記載されていた。このときの説明と計画の遅れを踏まえて、組合は初めて新学部に関して、「国際人養成学部」計画を凍結せよ、と主張した。

今回の新学部の件は、そもそも話の最初からおかしかった。平成14年の始めに、12月に理事会で外国語学部の存廃を決めるという話が突然わいて出て、12月末の理事会で2学部4学科での学生募集は平成15年度までと決定された。しかし、では、そのあとどうなるのかに関して、外国語学部の教授会でも法学部の教授会でも一切知らされず、一部の関係者のみのあいだで秘密裏にことは進められていた。そして、薬学部で定員の増加の発表があったのが5月27日、外国語学部で「国際人養成学部」のおおまかな構想のみが発表されたのが7月2日である。その半年間のあいだ、大学の将来に関して何ら正式の発表はなく、ただ「検討中」ということだけがときどき教員には知らされただけである。しかも、7月第4週目のこの時点で文部科学省の許可は出ていない。いったい何をしているのか。

さらに問題なのは、新学部の中味である。「国際人養成学部」には法学部の後身となる「未来社会創造学科」と外国語学部の後身となる「未来文化創造学科」とを設置するという。両学科とも現行の学部の名称から遠く離れた名称であり、その名称から想像するかぎり、授業内容が大幅に変わることになるのだろう。では、その大幅に変わる授業内容の科目は誰が担当するのだろう。現在外国語学部、法学部にいる教員が担当するなら、その内容、授業名について教員側に相談があってしかるべきだろう。しかし、現在までのところ、それはない。相談を受けたという話も聞いていない。まったく秘密になっている。

仄聞するところによると、7月11日に、新学部については、文部科学省から学部名・学科名に注文がただただでなく、概要と中味とが乖離しているという意味の指摘もあったそうである。

河島学長は、昨年10月から教員を集めて「ブレインストーミング」をやっている旨、何度か表明しているが、いったい、その「ブレインストーミング」に参加している教員は誰なのか、学長は一切明らかにしていない。はっきりしているのは学長周辺の一部の教員と理事会だけで今回の新学部構想

を練っているということである。つまり、大学の大多数の教員の経験と知恵はまったく反映されない状況でサバイバルのための新学部を検討しているのである。愚かとしか言いようがない。（「組合ニュース」194号、03.7.22）

言わんとするところは、大多数の教員を排除した新学部設置の秘密主義と内容に対する不信であった。8月7日には、それまでの文科省との折衝で、カリキュラムの一部見直しや学部の名称変更などが指導されたことが報告された。概ね組合の主張を裏付けるものであった。

解雇問題の発生

8月20日になって、新学部の名称と概要、カリキュラム及び教員組織が発表された。それによると、未来創造学部の教員定数は28名、総合教育センター（後に、教育能力開発センター）30名。担当科目がない教員は2007年3月で業務がなくなる、と説明された。解雇問題の始まりであった。

8月29日、理事会は組合に要求されて開催された団交においても同様の説明をした。ここで組合にとっての問題は解雇教員が出てくる可能性の高いカリキュラムであった。9月2日付「組合ニュース」197号はその様子を伝えている。

組合：カリキュラムは、密室で作られ、今回初めて一般の教員に公開された。そして、今、種々の欠陥を多くの教員に指摘されている。変更する気はないのか。また、今、示しているカリキュラムはすでに文科省に提出してあるのか。

法人：カリキュラムを変更する気はない。カリキュラムはまだ文科省に正式なものとしては出してはいない。しかし、今、示しているものでOKという内諾は得ている。それを変えることはしない。だいたい、変えたら失礼になる。

組合：法学部での説明会では、カリキュラムを作ったのは、河島学長、三浦学長補佐、園山外国語学部長、萩原法学部長という説明があったが、そのとおりか。

法人：そうだ。

組合：カリキュラムに明らかな欠陥があり、それを教員にも組合にも指摘され修正を求められても、カリキュラムを変える気はないのか。

法人：ない。新学部は、新しい方針でやるのだから、今の学部でこうだからと言ってもらっても困る。頭を切り替えてほしい。今日、団交の場に來たのは、理解をしてもらうために來たので意見を聞いて修正するために來たのではない。

組合：3年後に授業がなくなる教員が出てくるという説明だが、それは解雇ということか。

法人：雇用の終了ということだ。

組合：解雇ということか。

法人：そういうことになる。

組合：就業規則のどの項目が適用されるのか。

法人：第21条第7号（規模の縮小などの事由により勤務を必要としなくなったとき）を適用する。同条第8号（天災・事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となったとき）、同条第9号（その他前各号に準じるやむを得ない事情があるとき）も可能性としてはある。

組合：整理解雇と考えていいか。

法人：実質的にはそうなる。

組合：解雇という場合、その解雇の正当な理由がなければ解雇はできない。現在、財政状態は問題ないか。

法人：今は問題ない。

組合：新学部のカリキュラムでは、たとえば第2外国語が朝鮮語のみなので、このまま事が進めば、ドイツ語やスペイン語の教員が解雇されることになる。英語を専攻とする学生を置いた学科において、ドイツ語やスペイン語も学びたいという学生は当然いるし、高校生の目から見た学部の魅力という点でも、ドイツ語やスペイン語は残すべきだ。それでも、スペイン語、ドイツ語をカリキュラムに入れず、専任の担当教員を解雇する、というのはまったく正当性がない。さらに、財政的に問題がないと言っておきながらの解雇だから明らかな不当労働行為である。しかも、複数の教員の問題となるだろうから集団訴訟という可能性もある。今回のカリキュラムを変更なしで強行すれば、我々はそういう行為に追い込まれざるを得なくなる。それでもカリキュラムの変更はしないのか。

法人：しない。（「組合ニュース」197号）

組合はカリキュラムに関する頑なな態度から、整理解雇に突き進む確かな意図を察知し、同号に「解雇の4要件」を掲載した。9月11日の団交では理事会により各教員組織への配属が発表された。それは著しく偏ったものだった。圧倒的多数の組合員教員は将来解雇の可能性の高い教育センターへ配属されたのである。組合はその配置基準の明示とカリキュラムの変更を要求したが、十分な回答は得られなかったので、10月後半に入ってから、理事会に対し要求書を出し、不当解雇に対する組合の決意を表明した（「組合ニュース」199号）。

要求書では、①教員配属の決定基準 ②朝鮮語を選択科目として残し、ドイツ語とスペイン語を除外する理由 ③総合教育センターの組織・運営 ④薬学部定員1.6倍増の対応策 ⑤薬学部カリキュラムの素案からドイツ語が省かれた理由 の5点について説明を要求した。決意表明は、条件を充たさない整理解雇は不当解雇であるから、法的手段に訴えて徹底的に争う、という警告であった。

また、それに先立つ10月6日には、雇用対策専門委員会を設置し、予想される解雇問題に備えた。

一方、理事会は10月27日に新学部の科目担当を発表した。それによると、外・法合わせて17名の組合員教員の担当授業がなかった。

組合は、11月中旬に要求書を2通出した。1通目の要求事項は、①未来創造学部を選択

科目としてドイツ語、スペイン語を加えることと、②薬学部でドイツ語を従来通り続けることであった。2通目では、授業担当から外された17名の教員名を列記し、「どのような基準で新学部の授業の担当者を決定したのか説明し、さらに、上記の教員はなぜ担当授業がないのか、一人ひとりの教員ごとに文書で説明せよ」と要求した。

法科大学院不認可と理事会刷新要求

11月22日、新聞各紙に、ロースクールの認可が発表された。北陸大学は不認可であった。66校が認可され、2校が保留、不認可は4校ということだった。これを受けて、組合は「北陸大学トップは今こそ総退陣を！」（「組合ニュース」201号、03.12.8）、「高い倫理観こそリーダーには不可欠」（「組合ニュース」204号、03.12.16.）と主張した。

「組合ニュース」の伝えるところによれば、理事会は5日後に法学部で説明会を開いて、不認可の主な理由として、①教育課程の編成が設置目的と一貫性・整合性がない ②基礎科目が過大（毎日新聞によれば、法律基本科目の基礎部分に関する科目が過大で応用能力を養う科目が十分に確保されていない） ③教員組織について、行政法の専任がいない、年齢構成が偏りすぎ（朝日新聞によれば、高齢者が多い）、の3点を挙げたという。また、説明会において責任を尋ねられた学長は、「認可されれば立派な人材を送り出す責任がある」と答えたという。12月2日に行われた団交では、責任の所在を尋ねられた経営側の答えは「努力したが結果が出なかった」「精一杯やったことが大事だ」ということだった（202号）。組合は、「いやしくも大学院であるかぎり研究者としての教歴もほとんどなく、また教歴はあるが業績のない教員を、法人のおぼえがいいというただその一点でロースクール担当にするというのはいかにも暴挙であり、学問に対する冒涇でもあって、こうした決定をした学長及び法人側の責任はまことに重いと言わざるを得ない」（201号）と批判した。さらに、認可に向けて努力した人々をねぎらいながらも、成果主義を標榜し、教職員に対しては結果による査定を導入した理事会は、「自分たちの成果、結果が出なかったことをどう評価するのか、そして責任をどうとるのか、率先して明らかにする義務を負っている」（204号）と主張した。要するに、不認可はロースクールも新学部と同様、排除と秘密主義の論理で、一部の人間しか関わらなかったことの当然の帰結であり、教職員に成果を求めてきた以上、経営トップ以下経営陣は責任をとらなければならないと断罪している。経営側の見解は、翌年発行された『30年史』において、責任者の一人であった中川氏（当時専務理事）が「不認可の理由は、到底納得のいかない抽象的内容」（p24）と記述するにとどまる。

学部廃止と新学部 組合の総括

「組合ニュース」203号（03.12.12）は、再度「早急に理事会の刷新を!!」という見出しで2003年を総括した。そこには、こじつけの理由で学部を廃止した真の目的は組合員教員排除にほかならないこと、そのためには教授会を形骸化し、学生の教育計画から教授会と

教員の関与を排除する、という理事会のなりふり構わぬ策動が詳述されている。当時の生の雰囲気伝えるものとして長文重複を厭わず全文を転載する。

《外国語学部・法学部廃止理由と問題の所在》

現在、来年度からスタートする未来創造学部の募集が行われている。そして、薬学部も「量的拡大をもって質的発展・向上を図る」というコピーのもと、定員460名での学生募集を行っている。はたして、未来創造学部はうまくいくのだろうか。薬学部は、460名の学生の教育に対応できるのだろうか。私たちは多くの懸念を抱いている。

未来創造学部は、外国語学部と法学部とを廃止して一つの学部として、新たに作られる学部である。では、外国語学部と法学部とを廃止するという決定に至るまでの手続きは公正なものであったか。薬学部の定員を180名増やして460名とする極端なまでの増員は本当に審議を尽くされての結果なのか。いずれも「否！」である。

河島学長は、外国語学部と法学部の廃止の理由を明快な言葉で語ったことは一度もないが、2003年1月1日発行の法人広報誌Withには以下にある。

「学校法人は昨年一月の理事会において、各学部・学科の教育改革への具体的取り組みとその成果などについて十分に判断した上で同年12月までに学部・学科の方向性を決断することを決定し、これを教職員各位にお知らせしました。昨年は、様々な工夫や努力がなされ、教育に情熱を注ぐ傾向も増しましたが、外国語学部・法学部ではその成果や志願者に回復の兆しが現れているとは残念ながら言える状況ではありません。ピーク時に対する昨春の志願者の割合は外国語学部6.4%、法学部6.2%で、今年度はより厳しい見通しです。」

ここでは二つのことが言われていると思われる。一つは「成果が上がらなかった」ということである。この文章では「成果」の何たるかは全く触れずに、「成果」が上がらなかったという意味のことを言おうとしている。極めて卑怯な文章である。しかし、そのことを脇に置いて、大学教育において「成果」が上がったかどうかということを、新カリキュラム導入後、わずか1年間見ただけで「成果」が上がらなかったと決め付けるのは心得違いも甚だしい。大学のカリキュラムは4年で一巡する。最低でも3年ぐらいは見なければ、そのカリキュラムの「成果」云々はできない。それを1年もしないうちに「成果が上らなかった」と決め付けて学部廃止の理由とするのがいかに理不尽であるかは言を待たない。言語道断である。

もう一つ、上の文章で言おうとしていることは、「志願者が増えていないので、外国語学部・法学部を廃止する」ということだろう。挙げられている数字は、バブルの頂点の数字で、現状をできる限り悪く見せようとしたものである。大学の経営から見れば、定員割れがどの程度であるかの方が重要である。外国語学部も法学部も8割前後の定員を確保していて、それは近隣の文系の私立大学よりはるかに良い数字である。6割というところもある。この8割前後の定員充足率が大学の財政に大きな負担となっているか——そんなことはない。2003年8月29日の団交で理事会側は財政状態に問題がないことを明言している。

外国語学部・法学部を廃止するに当たって理事会が挙げている二つの理由は、要するに言い掛かり

である。教育現場と財政の現状を無視した手前勝手な言い分にすぎない。（「組合ニュース」203号）

《外国語学部・法学部教員の学部改革と理事会の教授会無視》

外国語学部では、2001年に新しいカリキュラムを作り、それが2002年から導入された。理事会の改革の要請を受けてのことであった。進級基準を厳しくし、学外の、社会的に認められた語学資格試験で、ある一定の水準を達成しなければ卒業できないものとした。第三者評価を先取りして、語学力の底上げを図ろうとしたものである。また、理事会には優秀な学生のための特待生制度の充実を要請し、その結果、授業料の免除などの制度が作られた。英米語学科の教員も中国語学科の教員も、それまでにも増して、授業の空き時間を利用して総力で学生の語学の資格試験対策などに当たってきた。これらを理事会は一切無視している。それは当時の林学部長がまとめた外国語学部独自の新たな改革案に対しても同じである。河島学長は学部案の受け取りを拒否した。

法学部においても事情は同様である。法学部でも、特に政治学科の受験生の減少を受けて、学部内に改革のための検討委員会が作られた。政治学科の教員のみならず法律学科の教員も参加した委員会では12回の検討を重ねた。そして改革案を出し、教授会も通り、学長に出された。ところが、それが、全く実行されない。どうなっているのかの説明も皆無であった。教員が現場での経験を生かして、時間をかけて練り上げたものが完全に無視された。そして、その改革案を実行させずに、今回の廃止宣言である。

片方では改革が始まったばかりのところをばっさりやり、もう片方では改革すらさせずばっさりとする——実にすさまじいやり方である。

《薬学部定員増の決定と教授会無視》

教授会無視は薬学部においても同時進行である。北陸大学の屋台骨とも言うべき薬学部の定員増の決定に当たって、理事会は教授会に対してどういう態度を取ったか。全くの事後通告であった。現在の定員を180名増やして460名にするというのは1.6倍にするということであるが、実は3年前に220名から60名増やして280名としたばかりであることを考えれば実際は2.1倍になる。はたして、それだけの数の学生を受け入れることは薬学部の現状に照らして可能なのか。実習教育はどうなるのか。外部機関に依頼する病院実習は大丈夫なのか。国試合格率をどのようにして維持できるのか。新設薬学部乱立の状況の中で、薬学部が生き残る具体策があるのか。問題は山積している。しかし、理事会は現場を熟知している教員に全く諮ることなしに決定事項として定員増を薬学部教授会に下ろしてきた。なぜこのような大幅な定員増の是非を教授会に諮らなかったのか。神経を疑わざるをえない。しかも、河島学長自身が2002年11月18日発行のWith誌で「早晚、薬剤師の需給のバランスは現状のような好調を維持することは困難となる」と述べている。今回の増員の方針には何ら整合性がなく、自己矛盾の所産を学長は現場に押し付けただけである。

外国語学部、法学部の廃止、そして未来創造学部の設置決定、薬学部の定員増加までの一連の過程で法人理事会に一貫しているのは、徹底した教授会無視である。これだけの重大事を行うに当たって、これだけ教員をないがしろにする大学が日本中のどこにあるだろう。恐らくどこにもない。

《新学部構想の真の目的》

外国語学部、法学部の入学志願者減少に対する当面の対応策としては、両学部縮小も選択肢の一つになり得た筈である。大学の将来像を教授会でオープンに議論することなく、またこの厳しい環境の中で、学生募集時期の大幅な遅れというハンデを承知で、なぜ新学部でなければならなかったのか？

河島学長が「ブレーストーミング」なるものを始めたのが昨年10月である。本年3月には外国語学部長を任命制とする決定がなされた。新学部のカリキュラムは4月以降、学長、学長補佐、外国語学部長、法学部長、すべて理事会による選抜メンバーのみで、全くの秘密裏に作成された。カリキュラムが公開されたのが8月20日である。その間、外国語学部、法学部の一般の教員にはカリキュラムについて何の相談もなかった。

発表された新学部のカリキュラムは、それを一瞥しただけで、河島学長が闇の中でカリキュラム作成を行ってきた理由を疑いようもなく示すものであった。そのカリキュラムからは、組合員の教員の担当関連科目が極力排除されているのである。典型的な例は、ドイツ語とスペイン語だろう。新学部では、英語を主専攻とする学生が多数いるにもかかわらず、ヨーロッパ系の言語科目は全くない。異常としか言いようがない。現在外国語学部では、ヨーロッパ系の言語はフランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語と学ぶことができるのを考えれば、これはカリキュラムの改悪と言っていい。なぜ、このような改悪をあえて行うか——カリキュラムを道具として組合員を排除するためである。なぜ既存両学部縮小でなく、「新」学部なのか？改悪カリキュラムを秘密裏に作るためである。なぜ教授会無視なのか？オープンにできない陰湿な謀だからである。

理事会は、組合員の排除という目的を最優先させて、劣悪なカリキュラムを作成したのである。しかも、河島学長が新学部のカリキュラムを発表したのは文科省へ最終的なものを提出する直前であった。教員の意見を入れて変更していくという時間を意図的に取れないようにした上で、「文科省の内諾」を盾にして、学長は一切の変更を拒否した。組合のみならず、教員から様々な修正案が出されたにもかかわらず、である。この時間切れを計算した上で物事を強行するという姑息な手法は、現理事会の常套手段になっている。教員の意見を生かしてより優れた、魅力的なカリキュラムにしたいという態度は寸毫もなかった。理事会にとっては批判勢力たる組合員の排除こそ最優先課題なのだから。

《学ぶ側、学生の立場を無視》

上のようなやり方にはさらに大きな問題が隠れている。すなわち学生の無視である。新学部のカリキュラムは理事会の、理事会による、理事会のためのカリキュラムであって、理事会の意図を実現する手段でしかない。組合員排除ということに執着する余り、学生に対して最善のカリキュラムを提供するという、大学として当然の義務をないがしろにしているのである。学生の視点に立ったとき、これがいかに重要な問題であるかは明白である。これは北陸大学にとって、そして誰よりも学生にとって悲劇と言っていいだろう。理事長も学長も学生の最も大切な学びの内容たるカリキュラムを別目的の手段に使うと憚らないのである。口では学生を大事にするということをさんざん吹聴しながら、他方では学生をないがしろにすることを少しも厭わない。いかにも無惨であり、悲劇としか言いようがない。しかし、悲劇はそこに止まらない。

《授業担当における組合員排除》

理事会は、新学部の創設に当たり、まず、総合教育センターなるものを作り、そこに組合員の大部分を配属しようとしている。3年後には解雇になる者がいるということを宣言した上で配属案を出している。新学部配属と総合教育センター配属については、その選考基準を文書で明示することを再三要求したが、学長は拒否している。そして、新学部の28名前後の教員のうち、組合員は5名である。30名の組合員のうち24名は総合教育センターへの配属となる。これは組合員であることを理由にした差別行為で明らかな不当労働行為であり、違法行為である。

だが、理事会の組合攻撃はそこで止まらない。学長らは新学部の授業担当教員を決めるに当たって、組合員の多数に一切の授業を担当させないことにしたのである。総合教育センター配属になった組合員24名中、18名に新学部の授業を担当させないのである。この18名は外国語学部・法学部での教育経験が最低8－10年是有り、半数は創設時から学部教育を支えてきた教員である。非組合員の教員はほぼ全員が新学部の授業を担当するが、一方、組合員の教員では、7割以上の教員に授業担当がない。そして、理事会は3年後には授業担当のない教員は解雇する旨宣言しているのである。つまり、総合教育センターを清算事業団として利用するというのである。陋劣としか言いようがない。

ここには組合員の排除ということだけでなく、もう一つ重大な問題がある。それは、現在の外国語学部・法学部の学生に対する配慮がない、ということである。外国語学部・法学部の教授会を廃し、また総合教育センターに配属になった教員は、「アドバイザー活動などの学生のケアはやってもらわなくていい」というのが河島学長の説明である。しかし、それでいいのか。たとえば、アドバイザー活動には現在ほとんど全員の教員で当たっている。それでもまだまだ課題は多い。それなのに、その教員の3分の2を排除して、残りの教員でやるというのが学長の方針である。しかも立ち上げたばかりの新学部生のアドバイザーをしながらの話である。それで現在の学生に対して、大学は本当に責任を果たせるのか。大学が学生に対して本当に責任を果たそうとするなら、外国語学部・法学部は教授会を2年でも3年でも維持し、きめ細かな学生指導を行っていくことが当然である。それが大学人としての良識だろう。ところが、それはやらない。いや、させない。現理事会に対して批判的態度を取る組合員を排除しなければならないからである。学生のことは脇に置いてでも、整理解雇に移行しやすい形態の総合教育センターを作ることが理事会にとっては最優先だからである。ここでも学生無視である。

このような卑劣にして愚劣な運営がいかに大学にとって致命的であるかは多言を要しない。理事長・学長をはじめとする現在の経営陣は全くの経営者失格、大学人失格である。

《理事会の刷新－明日の北陸大学のために》

法科大学院の不認可で北陸大学は天下に恥を曝し、置かれた環境は以前にも増して厳しくなっている。そのようなときに、教授会無視、学生軽視、組合敵視の大学運営に理事会が執着すればするほど、大学の未来は暗くなるばかりである。現理事会は早急に刷新されなければならない。遅くなり過ぎないうちに。(以上「組合ニュース」203号)

理事長一元化体制

2004年に入るとすぐに、理事会は学長選任規程の改定案を示した。その前年の3月には抜き打ちで学部長を学長の推薦制に改定した。学生部長、教務委員長等の役職も同様であった。6月には教授会を諮問機関とすべく教授会規程を改定し、教授会の決定権を奪った。そして、最後に学長を任命制にし、さらに任期の制限を撤廃した。この改定された規程により、河島氏は任期1年ずつ再々任、再々々任された。理事会を支配している北元喜朗理事長は、この1年ごとの任命方式によって学長に対して絶対的優位に立ち、学長・学部長の指揮系統を通じて、教学の支配権も掌握した。残るは組合対策だけになった。学長以下の指揮系統は、そのための機関と化し、カリキュラム、授業担当者、学生担任等の教学運営から組合員を排除しようとした。他方、組合員排除と新規採用者の任期制導入により組合組織を弱体化し、賃金抑制を強固なものにしようとした。これらに対抗する組合の闘いは、以後年々深刻さを増していくことになる。2004年年明けの「組合ニュース」は、これら一連の一元化支配と組合排除の手始めともいうべき学長選任規程改正を論評した。

205号（04.1.19）「学長任用規程の改悪を止めよ!」「選挙制度による教員の意思表示を抹殺するな!!」

206号（04.1.21）「学長・学部長の任用規程改悪反対!!!」「『協働関係』の確立こそが大学再生の道」

「組合ニュース」205号は中川専務理事の説明から理事会の基本的な考え方を紹介している。中川専務理事は先の選挙制を取り入れた選任規程を作ったときの理事会側の担当者であったが、その彼が、事情が変わって選挙はむしろ大学運営の支障になる、嫌われ役も厭わないリーダーシップを発揮してもらうために学長権限を強化する必要がある、と説明した、という。それに対して、組合は、理事会は学長を教員の代表とは考えず、教員支配の道具として考えている、と批判している。その危うさは現状を見れば歴然であるとして、英国議会の成立を例に衆知を集めることの大切さを説く組合員の意見を掲載した。

206号は教学を理事会に従属させようとする改定は、首根っこを押さえられた学長を長とする教学の指揮系統が形成され、“universal”な営為を理想とする大学のあるべき姿からほど遠く、自由な発想も旺盛な批判精神も存在し得ないと批判した。その上で前の規程の成り立ちと、その際に共通認識となった「理事会と教学の協働関係の重要さ」に触れ、今回の提案は教育に対する使命感、義務感を損ない、理事会が主導する「意識改革」も教育主体の意識喪失になりかねないことを指摘して反対した。

組合はやがて、2006年の不当労働行為救済申し立て、2007年の解雇撤回裁判を強いられることになるが、「組合ニュース」はそれに至るまでの経緯をそのつど克明に論評している。以下に2004年1月から2007年3月までの「組合ニュース」の見出しと一部記事の要約を列記して、理事会の専横化と組合排除の経緯とそれに対する組合の主張を概観する。ここからは当時組合が負わされた深刻な問題とそれに対する取り組みが如実に見て取れ

る。これは、換言すれば大学が抱える深刻な問題でもあった。

新学部設置後の経過－「組合ニュース」から

2004年1月19日付の205号から2007年3月30日付の245号まで、「組合ニュース」の発行は3年余の間に40回を数えた。はじめの2号は学長選任規程の改定による理事長権限の強化、教学も含めた一元化についてである。そのあとのテーマは大きく分けて三つ、①6年制薬学部・大学院担当外し問題、②解雇問題、③給与交渉問題である。前の二つは組合員排除、三つ目は賃金抑制と団体交渉のあり方の問題である。これらの問題がこの時期組合が直面した正念場の問題であった。

これらの問題に共通するのは、いずれも紛争の背後には理事長一元化体制が存在していたことである。組合は団体交渉等の労使交渉によって問題の解決を求めた。しかし、北元体制は内部を統制し、真実の声を抑圧する体制であり、根底には組合結成時から組合敵視があった。それゆえ、権限のない代表との団体交渉によっては問題解決の見通しが立たず、組合は外部の公的機関に問題の結着を委ねざるを得なかった。そもそも法人理事会が交渉によって解決を図るくらいなら、始めから問題は起きなかったであろう。

これらの問題は公的機関に争いの場を移したので、章を改めて6年制薬学部・大学院担当外し問題を労働委員会係争事件（「不当労働行為救済申し立て事件」）の争論から、解雇問題を解雇撤回裁判（「契約上の地位確認事件」）の争論から記述し、事件に対する公的機関の裁定（要旨ならびに抜粋）を記録として掲載する。その前に「組合ニュース」の見出しと簡単な解説を列記する。それは2つの係争事件当時の闘いの記録である。

208号（04.3.18）「平成15年度給与改定交渉：未だ、法人より具体案示されず」

210号「理事長に『通知書』を送付：違法な整理解雇には応じない!」

211号（04.5.11）「法人の給与改定方針：『給与は成果主義で決定、諸手当廃止』」

要求書2通掲載

1.人件費は帰属収入の45%以下とする、という方針について理由の説明を要求

2.1) なぜ担当可能な全教員をクラス担任にしないのか

2) クラス担当教員の決定基準

3) 10数名の教員がクラス担当から外された理由

要求書には二つとも回答がなかった。二通目の要求については団交でも説明を求めたが、教学事項だとして理事会側は応じなかった。組合は100名近くの学生を担当する教員がいる一方、多数の教員がそれまで担当していた外・法学部在学生の担任からさえも外されたことに疑問を持ち、教育上の観点からも問題視した。担任外しは、組合員排除の手始めであった。

212号（04.5.28）「薬学部担任教員の独断的決定を撤回せよ！ アドバイザー制度に無責任な介入は許さない!」

「地労委、組合のあっせん申請受理」

要求書掲載 説明要求 3項目

1. 全員協力のアドバイザー制度をなぜ担任制に替えたのか
2. 担任決定の責任者と決定基準
3. 担任を外された教員の外された理由

213号「地労委あっせん打ち切り：法人理事会の態度に啞然」

214号（04.6.30）「法人は地労委を経ても態度変わらず：つける薬は？」

地方労働委員会（石川県労働委員会）への斡旋申請の内容は、「給与改定において必要な財務資料を提示すること」、「新学部を設置に関わる配属、授業担当者、クラス担任などについて文書で示すこと」であった。6月8日に県労委による斡旋が行われたが、法人理事会の譲歩は県労委の考える対応にほど遠く、斡旋は打ち切られた。県労委はこの問題に関心を持続することを表明し、法人理事会に大学人の良識を持って解決に向け努力するように要請した。この内、財務資料の提示とは、給与に関わる団体交渉において、財務三表の大項目だけでなく、小項目、内訳まできちんと示すことである。組合は、帰属収入に対する人件費の割合が比較可能な他大学に比べて異常に低いので、その根拠を財務的に説明すること求めた。しかし、法人理事会は、給与・賞与の団体交渉において、このときもその後も財務状況を組合の要求通りに説明したことはなかった。

216号「アンケート結果：現在の人事考課・業績評価は大多数が不支持」

217号「理事会の大学運営に教員の支持まったくなし：アンケート結果を理事会は謙虚に受け止めよ」

218号「『賞与は給与ではない』：理事会、給与規程から削除することを意図」

219号（04.10.13）「法人側、就業規則・給与規程改正の合理的根拠提示せず」

理事会は、賞与に関して従来給与規程に属していたものを、就業規則の中にのみ規定し、給料とは別に支給することができるとした。しかも、大学の業績ではなく、教育成果の達成度、業績及び勤務成績を考課・勘案し、理事長が相当と認めたとき、と理事長の意向を必要条件化した。また算定基準も、給与月額を基礎とする、という規定を削除した。組合は二度にわたる団交において給与規程から削除する理由、業績は個人の業績か、全体の業績か、算定基準を削除する理由など改正案の曖昧さを糺したが、「賞与は臨時のものであり、給与とは違う」という回答であった。組合は労働基準法第11条に拠って賞与も賃金であることを主張したが、合理的回答はなかった。結局この改正案は修正されずに施行された。

220号「学生募集の成功は内部改革から—法人は組合員排除をやめよ」

「理事長に会見要求」

222号「北元理事長、組合三役の会見要求完全無視」

224号（05.3.24）「学長、理事長、組合との同意を一方的に反故にして賞与支給式強要」

要求書掲載 北元理事長の言動における組合との信頼関係破壊と組合否定の理由説明を要求

224号が伝える「賞与支給式」はまったく異様である。確かに、2002年度の賞与から組合は人事評価を受け入れて、評価分は年度末に支給されるようになり、その後賞与は給与

規程から外された。2004 年度に至り、組合との合意は反故にされ、賞与支給式が強行された。224 号によると、河島学長は、大学運営はトップダウンで行うこと、気に入らないことでもプライドを捨てて従わないといにしえの豊臣方の大名のようになる、と訓示した。しかし、報告はそれだけでは終わらない。そのあと理事長の下での式に臨むように指示され、フォーマルな服装着用の意味がようやく分かった。理事長は開口一番、「謙虚ですなおでなく、ここにいることに疑念を持つものは出て行って欲しい」と威圧し、組合書記長から、手続きに問題があるから団交での話し合いを、と求められると「ここは教育の場だ。出て行け」と罵声を発した。書記長は抗議の退出をした。賞与は「金一封」として渡された。「組合ニュース」は、労働組合の尊重という法令の無視と、「教学の代表者としての『プライド』をまったく感じられない」学長について、「学長は理事長の取り次ぎ役以外の何ものでもない」「北元理事長に至っては相手の発言すら許さない」と論評している。

225 号 (05.4.7) 「2004 年度定期総会開催：新たな決意で団結を誓う」

「委員長からのメッセージ」

トップダウンの組織運営に対する意志表示機能、チェック機能が完全に封印廃棄されている現状を憂い、開学以来の危機的状況克服のために団結を訴える。

227 号「給与改定交渉に法人側一切資料を提示せず」

228 号「雇用条件の一方的変更に対して、弁護士より河島学長に文書を送付」

2005 年 6 月 6 日、河島学長が組合員教員に対し、一方的に期限の定めのない契約を無視して雇用条件を変更し、条件が達成されない場合「雇用契約の終了」との通告を出す事件があった。

229 号「組合設立 10 周年記念講演会・パーティー開催さる」

組合設立ゆかりの会場で来賓多数の下、創立 10 周年記念パーティーが開催された。

230 号 (05.10.12) 「佐倉執行委員長の大学院担当外し：河島学長は団交を拒否して説明責任果たさず」

230 号は、この問題の団交でのやりとりを報告した。大学院の担当は 6 年制薬学部の担当教員を充てるとというのが方針だ、佐倉執行委員長は 6 年制薬学部の担当ではないから大学院の担当を外れた、というのが、理事会側の説明だった。しかし、大学院生は 4 年制薬学部卒の院生であった。大学院委員会も佐倉執行委員長の担当を決めている。230 号の解説は、上記方針はどのような理由によるのか、教学の専門委員会で決まったことがなぜ人事委員会で覆されたのか、それを明らかにすべきとしている。

231 号「法人全くの法律無視：団体交渉の前に一方的に賞与支給通知配付」

232 号 (06.5.10) 「委員長挨拶ー組合は大学の良心ー」

「経営側：『雇用関係の終了』を予告」

質問書掲載 4 項目の説明要求

1. 教育組織活性化方針と雇用関係終了の矛盾
2. 対象教員の活用に関して理事会は如何なる努力をしたか？

- 3.「雇用関係終了」の雇用契約上の意味
 - 4.「雇用関係終了」に関わる就業規則上の該当条項
- 234号（06.6.5）「組合史上初めて、『整理解雇』問題が交渉事項」
「6年制薬学部担当からの排除問題は5月26日に石川県労働委員会へ提訴」
- 235号（06.6.26）「『雇用関係終了』は整理解雇そのもの 第1回団交で、法人理事会は明確に回答せず」
「学部閉鎖の妥当性、新学部創設の正統性が問われる」
「大学が今なすべきこと」
「こちらは大問題—給与改定に成果主義導入を意図」
「『育児・介護休業規程一部改正（案）』と定年退職後の『再雇用に関する規程』」
- 236号（06.7.28）「解雇問題、客観的理由なし 法人理事会、雇用関係終了の決定責任も明確にせず」
「6年制薬学部・大学院担当外し問題—報告2」
- 237号「第3回団交報告—学長、『ドタキャン』 組合側、雇用関係終了の決定時期を追及 理事会側、明快に答えられず、団交を中途打ち切り」
「6年制薬学部・大学院担当外し問題—報告3 石川県労働委員会：理事会への求釈明は8項目」
- 238号（06.11.28）「第4回団交報告：8教員の解雇問題 理事会側主張：整理解雇ではない それなら、何に基づく通告か？」
「学長、抗議発言。さらに、新学部設置に関し教学側での主導及びブレインストーミングの関連を否定」（注：学長の団交での抗議発言は「組合ニュース」の記事に対する抗議）
「学長、担当外しの理由説明を拒否」
- 239号（06.12.9）「整理解雇理由の根底に疑義 カリキュラムは変更できる！」
「『担当科目がないので解雇』という論理の破綻」
「新学部、未来創造学部の人的破綻」
「法人理事会は解雇回避努力をし、解雇を撤回せよ！」
「6年制薬学部・大学院担当外し—報告4 石川県労働委員会第1回審問 岡野、佐倉氏証人尋問」
- 240号「6年制薬学部担当外し問題」 報告5 石川県労働委員会第2回審問報告
「学部長は薬学部教授会で説明不能！」
- 241号（07.3.1）「この現実、あなたは怒りますか？ 悲しみますか？ —教員、ついに不当解雇—
- 242号（07.3.1）「石川県労働委員会報告—6 1）北陸大学の審問が結審 2）第3回審問—河島学長証人尋問」
- 243号（07.3.22）「不当解雇に断固反対する」
「不当解雇のプロセス」
「道理のない解雇理由」
「人を生かした教育計画の再構築を！」

- 244号(07.3.27)「石川県労働委員会審問報告―7 北陸大学事件(6年制薬学部担当排除問題)で
明らかになった『担当外し』の不当性」
「担任外しの経過と組合差別」
- 245号(07.3.30)「解雇差し止め訴訟を全面支援」
「大学法人は人件費を抑制しすぎている」

Ⅲ 「不当労働行為救済申し立て事件」－6年制薬学部担当外し問題

教職員組合は2006年5月26日石川県労働委員会（以下、石労委）に組合員3名の救済を申し立てた。救済の内容は、薬学部所属の佐倉直樹組合執行委員長、荒川靖執行委員、田端淑矩執行委員が6年制薬学部担当教員から除外されたことに対し、また、佐倉氏と荒川氏が大学院担当教員から除外されたことに対し、それらは組合員であることを理由とする不利益扱い（労働組合法第7条1号）及び支配介入（同条3項）に相当するので、直ちに不利益扱いをやめさせ、当該組合員を6年制薬学部の登載教員とさせること、また、大学院担当とさせることであった²。事件は法令の迅速化方針により1年以内の解決が目指された。なお、直接の争点ではなかったが、本件の審理を通じて、大学支配構造の実体が明らかになった。

事件に至る経過－6年制薬学部担当外しのプロセス

組合員の排除や解雇の契機は、文系2学部にあつては学部廃止と新学部設立（2004年4月1日）、薬学部にあつては4年制薬学部から6年制薬学部への移行（2006年4月1日）である。この学部組織の改編を利用して、法人理事会は中心的な組合員の排除を図った。それは、旧学部から新学部に向けて人員を新たに選別し直すという形をとった。旧国鉄からJRへの移行経過を連想させる方法である。すなわち、大量の組合員を移行学部の配属とはせず、旧学部で実施されていた担当科目の終了とともに解雇する、という方法であった。これには、かつて北元喜朗理事長の退陣を街頭で訴えた組合に対する理事長個人の恨みが重なっていた。

薬学部の場合は、組合の執行委員をクラス担任、6年制薬学部担当、大学院担当という3つの教育現場から排除するために陰湿なプロセスがあつたが、それについては対象となった3組合員がそれぞれに石労委へ提出した陳述書で明らかにしている。

薬学部刷新準備委員会、6年制薬学部設置準備委員会、人事委員会

2003年5月26日に「薬学部刷新準備委員会規程」と「新学部設置準備委員会規程」が作られ、その委員会には教員の「身分の得喪」に関する権限が規定された。それにより、学部教育科目やアドバイザー担当の人事も教授会からその委員会に移された。さらに2004年5月26日に6年制薬学部準備委員会が設置されるが、その委員会の構成は、石労委の求釈明によって初めて明らかにされたところによると、河島学長を含む理事5名（全員人事委員会委員）、事務局役職者2名、学長が推薦し理事長が任命した学部長の8名であった。この委員会の業務の第1項は「教育の人事に関する事項」であり、第2項は「教育課

² 救済申し立てには外国人組合員に対する雇用契約の不利益変更からの救済も含まれていたが、本人の事情により取り下げられた。

程の編成及び教育組織の整備に関する事項」であった。つまり、薬学部教員の取り扱いに関するすべての権限がこの委員会に所属した。この委員会の上位に人事委員会があり、委員長が北野与一理事で、以下学長を含む6人の理事によって構成されていた（主張書面2 p2 以下、求釈明に対する回答）。これらの委員会を北元理事長が実質的に支配していた。荒川氏が北陸大学の諸規程の分析により詳細に明らかにしたところによれば（石労委荒川陳述書甲86 p3 以下及び同陳述書甲126-1 全文）、いずれの委員会も最終的な決定権は理事長に属し、事実、石労委の審理を通じて、組合員の取り扱いに関わる決定においては理事長の意思が原則付度されていることが明らかになっている。排除された薬学部所属3組合員の陳述書によれば、法人理事会はこれらの委員会を通じて組合員の排除を実行した。佐倉氏は、6年制薬学部準備委員会8名の構成を指摘し、自らの被害体験に基づき「理事会直属の御用委員会である準備委員会を利用して、カリキュラムという大学教育の最も重要な教育事項の決定権を教授会から奪い、理事会決定のカリキュラムを組合員排除の目的に悪用した（佐倉陳述書甲118 p9）」と陳述している。

担当外し

佐倉氏の場合－石労委佐倉陳述書甲42 から－

3氏の排除は概ね同じような経過をたどるが、佐倉氏の場合は先ず薬学部刷新準備委員会による新カリキュラムに始まった。それには佐倉氏がそれまで担当していた生物薬品化学がカリキュラムから外されていたのである。この件は佐倉氏の抗議により、生理化学を新任教員と分担することで一応の決着を見た。しかし、佐倉氏は、このとき「未来創造学部のカリキュラム作成に名を借りた露骨な組合員排除」と同様に、「薬学部においても、本人の姿勢・立場によっては教育現場から疎外されるという理事会の意思だけは無言のうちにはっきりと伝えられた」（佐倉陳述書甲42）と陳述している。

2004年になると、アドバイザー制度から担任制度への変更、国家試験対策及び留年生対策に関するアンケート、6年制薬学部教員の適否を判断するための理事面談、6年制薬学部の教室配置への希望調査が行われた。佐倉氏はこの過程を通じて如何に6年制薬学部及び大学院担当から排除が行われたかを詳細に陳述している。

・先ず、担任からの排除。担任制度の導入と担当者は4月15日にメールボックスに配付の形で発表され、佐倉、荒川、田端各氏とI氏の組合員4人が担当を外された。これは従来持ち上がっていた上級生の担当からも外す措置であった。佐倉氏は教授会で質問した結果、薬学部長も学生部長も制度変更と担当者決定の経過は知らないことが判明した。つまり、学生委員会事項として発表されたものの、学生委員会の決定ではなかった。組合も団交で説明を求め、また、理事長及び学長宛に要求書を提出したが、返答が得られなかったので石労委へも斡旋を申請した。これは、同年6月4日に「大学らしい良識を持って事に当たって欲しい」との要望が添えられて打ち切られた。詳しい経緯は「組合ニュース」212号（2004.5.28）にも記載されている。

・国試・留年生対策等アンケートへの回答は、薬学部入学生大幅増加を受け2004年6月に学長から求められた。文系学部の学生定員を薬学部に移り向けた結果、薬学部新入生は一举に200名近く増加することとなった。この事態に対し学長は「量的拡大をもって質的向上を図る」と称していた。佐倉氏は、1) 入学定員削減と授業料の減額、2) 職場環境の改善、3) 国試対策に専念する教員の確保等の根本問題を回答した。この回答は後に6年制薬学部担当教員不適の根拠の一つとされた。

・北陸大学薬学部は法改正を受け6年制のみの薬学部に変わるようになった。これは4年制薬学部から移行する場合は届け出のみの申請で認められた。しかし、理事会は6年制薬学部のために教員の密室審査をした。全国に例のないことだった。この審査の真の目的は後に明らかになる。審査の一環として理事会は2005年1月から2月にかけて薬学部教員の面接を行った。佐倉氏は2月1日に学長室に呼ばれた。副学長、中川、北野両理事が同席した。主な内容は佐倉氏が提出した国試・留年生アンケートの回答に対する評価と、トップダウン体制に従うかどうかの詰問であった。佐倉氏は、学長の方針であっても、「疑問や意見があるときは率直に発言したい」との姿勢を崩さなかった。

・3月になって6年制薬学部の配置教室への希望調査があった。また、6年制薬学部の教育への姿勢が問われた。佐倉氏は従来通りの「生物薬品化学教室」を希望し、後者については「講義を通して科学的に真理を追究することの楽しさを伝えたい」とした。

・4月に入って理事4名との面談があり、学長から配置教室希望への批判と、6年制薬学部担当教員として不適格との発言があった。6月24日には学長から呼び出しがあり、6年制薬学部と大学院担当から外すことが告げられた。大学院担当については先の大学院委員会の審査で合格になっていたが、担当は6年制薬学部の担当者に限るから、との理由であった。

・7月19日に正式に6年制薬学部の担当者が発表され、佐倉氏の名前はなかった。その後、薬学部における学長の説明の折、佐倉氏の判断基準に関する質問に対して、学長は、理事会が作成配付した「北陸大学証」に記載されている「教員像を判断基準」として「人事委員会が総合的に判断した」と述べた。

荒川氏の場合－石労委荒川陳述書甲86から－

・荒川氏の面接は2月1日に行われた。このとき、荒川氏も理事会の方針に従えるか、との質問をされたが、氏は質問には逆らわなかった。但し、河島学長から「組合ニュース」が担任外しのことを取り上げたことについて非難された。また、夫妻で勤務していることへの否定的言及があった。担任外しに関しては、学生部長から「なぜ担任から外されたのか理由を教えて欲しい」と逆に質問されたエピソードが紹介されている（同上陳述書p5）。

・2005年6月24日に学長から呼び出され、6年制薬学部担当者のリストに登載されていないこと、人事委員会によって大学院担当資格は無効とされたことが告げられた。彼の場合も大学院担当に関しては、先に大学院委員会から資格審査合格の通知を受けていた。

・荒川氏は6年制薬学部担当者の発表の翌日、自身の登載なしについて学長に問い合わせのメールを送信した。これには返信がなく、後日学長、副学長との面談が用意された。面談では、組合の（理事長批判の）街頭活動に参加したことはないかなどの質問や、再度夫妻で勤務していることへの言及があった。その後事態に進展はなかった。

田端氏の場合－石労委陳述書甲85から－

・田端氏は一連の排除以前から入試出題・答案調査等入試関連業務からの除外の嫌がらせを受けていた。担任外しに関しては、荒川氏とともに学長から呼び出され、理事長の意向と説明された。田端氏については学長から「理事長に引っかかりがある」ようだと言われた。この「引っかかり」の内容については、田端氏に関しては20年前にある教員の論文が捏造であることを指摘した件が示唆された。しかし、「理事長が引っかかる」中身に関する学長の説明には一貫性がなかった。結局、担任を外された理由は理事長の意向というだけで、その中身については明かにされることはなかった。その後「引っかかり」の真の中身は6年制薬学部担当教員採否のための理事面接で明らかになった。

・田端氏の理事面接は2回行われた。1回目は国試・留年生対策アンケートに対する7月20日付け回答から8ヶ月後であった。「国試・留年生対策」、「6年制薬学部の配置教室への希望調査」、「トップダウン」、「(理事長批判) ビラ配り」が話題になった。問題は後の二つである。トップダウンについては、田端氏は「現場の状況を正確に把握した上でない」といろいろ問題が出てくると思う」と答えた。ビラ配りについては、「今もそう（理事長は退陣すべきなどと）思っているか」との詰問と「(組合活動をしたことは)間違っていた」と謝罪することの強要だった。これが6年制薬学部担当との引き替え条件であり、理事長の「引っかかり」の中身であった。2回目の理事面接は2005年4月14日にあった。内容は前回の「引っかかり」問題の繰り返しで、理事長に会って組合活動をしたことを謝罪し、信頼回復に努めるようにということであった。学長がその面談を設定することになったが、彼から、理事長に会う前にこれから大学にどんな貢献ができるかを文章に書いて欲しい、との指示があった。それに応じて田端氏は自分の考えをA4判2ページにしたためて提出した。タイトルは「教育に対する姿勢」。内容は、薬学教育における物理学の役割とそれに対する自分の取り組みについてで、教育問題に限られていた。結局、面談は取りやめとなった。

・文科省に届け出た6年制薬学部担当者のリストは7月19日に発表された。田端氏はそのとき初めてそこに自分の名前がないことを知った。その後学長から電話があり10月2日に二人だけで面談した。内容は、先の理事面接で、理事長にビラ配りを謝罪しなければ6年制を外す、と学長が言ったことの否定であった。

石川県労働委員会における救済申し立て事件

2006年6年制薬学部が発足し、佐倉、荒川、田端3氏の6年制薬学部からの排除と、佐倉、荒川2氏の大学院担当からの排除が確定する。それを受けて5月26日に組合は3氏の救済

を、石労委へ申し立てた。当時文系学部においても、8名の解雇予告が出されており、組合側代理人の菅野昭夫弁護士はそのことも早晚法廷闘争になることを見据えて、若手弁護士2名を加え、弁護士3名からなる弁護団を形成した。審理の概要は以下の通りである。

事件の概要

申立日：2006年5月26日

申立人：北陸大学教職員組合

被申立人：学校法人北陸大学

石労委構成：三林 隆審査委員長（会長） 他、審査委員1名、参与2名

代理人 申立人側： 菅野昭夫弁護士 蕪城哲平弁護士 田中和樹弁護士

被申立人側： 益田哲生弁護士 他2名

救済内容

1)「被申立人は、申し立て組合の組合員である佐倉直樹、田端淑矩及び荒川靖に対して、3名が組合員であったことによる不利益扱いを直ちにやめ、平成18年4月1日に遡って3名を6年制薬学部の担当教員として取り扱い、6年制薬学部の授業を担当させなければならない。」

2)「被申立人は、申し立て組合の組合員である佐倉直樹、田端淑矩及び荒川靖に対して、3名が組合員であったことによる不利益扱いを直ちにやめ、平成18年4月1日に遡って両名を大学院担当教員として取り扱い、大学院教育と研究を担当させなければならない。」

申立人提出書類

申立書（2006.5.26） 45ページ

準備書面 5通 合計261ページ（準備書面1～4は求釈明に対する回答など）

最終準備書面 2007.2.16 224ページ

陳述書 佐倉直樹 5通 合計55ページ 荒川 靖 6通 合計51ページ

田端淑矩 7通 123ページ 土屋 隆 4通 45ページ 岡野浩史 2通 32ページ

田村光彰 6通 72ページ 林 敬 3通 23ページ

三宅祥隆（私大教連）5通 28ページ

合計38通429ページ

書証1～155号証（陳述書38通を含む）及び陳述書添付資料多数

被申立人提出書類

答弁書（2006.6.20） 32ページ

主張書面 4通 48ページ（求釈明に対する回答）

陳述書 河島 進 2通 140ページ 中川幸一 1通 20ページ 合計160ページ

書証1～108号証（陳述書3通及び訂正1通を含む）

審理経過

2006.8.7 審理手続き及び審理計画説明会

2006.9.28 第1回調査

2006.11.6 審問1 証人 午前：岡野浩史、午後：佐倉直樹

2006.12.12 審問2 証人 午前：田端淑矩、午後：荒川 靖

2007.1.17 審問3 証人 午前、午後：河島 進

2007.2.16 第2回（最終）調査

2007.4.10 命令

2007.4.23 命令書（写）交付 38 ページ

争点

石労委は、申立書と答弁書の受理後審査計画案を立て、主な争点として大項目3点と小項目4点を挙げた。

- 1) 被申立人は、労組法第7条1号に定める不利益扱いを行ったか。
- 2) 被申立人の行為は、同条3号に定める支配介入に相当するか。
- 3) 被申立人は、解雇に関して同条2号に定める団体交渉を拒否したか。

第1項を判断するために、

- ① 教員外しは組合嫌悪の不当労働行為意思によるものか。
- ② 教員人事は合理的な裁量権により行われたか。
- ③ 被申立人は、当該組合員を解雇しようとしているか。
- ④ 教員外しは、精神的、経済的な不利益取り扱いに当たるか。

申し立てから約11ヶ月後に下された「命令」の「理由」の項では、争点の「組合員であるが故の不利益取扱い」が成立するためには法人がその意思を持っていることが成立要件とし、以下の4項目を検討するとした。

- 1) 組合を嫌悪していたか。
- 2) 当該教員外しは正当な理由によるものか。
- 3) 当該教員は不利益を被ったか。
- 4) 当該教員外しは組合嫌悪の現れとみられるか。

主張

申立人

申し立て人側の弁護方針は、すべては法人理事会の組合に対する嫌悪から発しているとし、長年にわたる組合嫌悪を結成時まで遡って立証し、理事会に3名の組合員に対する不当労働行為の意思があったことを個々のケースごとに論証することであった。したがって、申立書の半分は組合結成以来の組合と理事会の關係に費やされている。

実際には、申立書と最終準備書面で、6年制薬学部等からの3組合員外しが組合敵視に起因する「不利益取扱い」と「支配介入」に当てはまり、不当労働行為であることを詳細に論証・主張した。最終準備書面の内容を見てみると、論証は大きく分けて二つの部分からなっている。一つは、組合結成以来の組合と法人理事会の間には激しい緊張関係と組合嫌悪があった（争点1）ことと、その延長線上に薬学部3組合員の正当な理由によらない排除があった（争点2）ことである（最終準備書面第2章）。もう一つは、被申立人側の反

論に対する反証である（同第3章）。後者には、申立人側陳述書の他に被申立人側証人に対する反対尋問も反映されている。この二つの論拠に立って、申立人側は、本件不利益取扱いの合理性がなく、労働組合法第7条の1号と2号に該当することを主張した（第4章）。

争点1)に関しては、組合創設以来の組合と理事会の対決史の様相を呈している。

争点2)に関しては、先ず前提として、①4年制薬学部から6年制薬学部への移行は、届け出だけの手続きにより認可を受けることができるので、そもそも教員審査は不要であったこと、②他の大学院担当者の事例から言っても、大学院資格審査不合格以外の理由で大学院担当から外される理由はあり得なかったことを論証した。続いて、個々のケースに即して被申立人法人理事会の反論に反証し、6年制薬学部と大学院担当に関する法人理事会の取扱いは合理性を欠く不利益取扱いであることを主張した。反証のポイントは、配置基準の不当性と取扱いの差別である。

そもそも配置基準は労働委員会の求釈明により初めて開示された、いわば後出しの基準であった。しかも、成立の手続きに問題があり、内容及び運用にも合理性がなかった。申立人側は、それらにより後出し配置基準が基準たり得ないことを反論した。（石労委、「最終準備書面」p138以下）

被申立人

一方、被申立人側の主張は、争点1)、2)に関して、3教員の担当外しは、組合嫌悪によるものではなく、本人の教員としての資質や6年制薬学部の教育に対する姿勢、これまでの研究業績を総合的に判断した結果、というものだった。その主張は主に答弁書と河島氏の陳述書で展開された。佐倉氏の場合で見ると、①国試・留年生対策アンケートの回答及び6年制薬学部配置教室の希望調査への回答から6年制薬学部の教育、薬剤師の育成、国試対策等に十分な見識が認められなかった、②研究業績が劣っている、③助成金返上など研究者・教育者としての問題性、また、④6年制完成年度まで教育指導に当たることが条件としているところ、停年が迫っている、などにより6年制薬学部担当として不適任と判定された。しかし、学内においてこのような理由は本人にはまったく説明されていなかった。論の展開自体も、求釈明によって配置基準などの重要な事項が初めて公開されるなど、答弁書で「争う」とした部分の説明・論拠が相当不十分であることを窺わせた。

焦点の配置基準は、「6年制薬学部教員として配置されたのは大学の基本方針を十分に理解し、以下の項目に該当するものである」とし、その項目は「6年制薬学部の教育に対して明確な教育方針と見識がある」「新たな国家試験対策について明確な考え方がある」などの9項目であった。大学院担当については、「上記（9項目）を充たしたものが6年制薬学部の教員となるが、その配置基準は」として3項目を挙げ、「手続き的には、大学院担当選考委員会での決定内容を委員長が人事委員会に推薦し、人事委員会では、6年制薬学部の届出登載教員のみを適格者とすることを決定し…理事長がこれを決定した」とした。しかし、どれがオリジナルの「配置基準」なのかわからない書き方であり、内容も判定基準として不明確さを否めず、実際の適用も不明確だった。

また、河島氏の陳述書は2通で140ページになるが、組合側主張に対する反論は論拠に乏しく、ほとんどが正確な資料によって反証された。加えて、真実のみを述べることを誓約してから開始される審問における証言では、弾劾証拠を用意していると断った上で申立人側代理人が反対尋問すると、不当労働行為を判断する上でのポイントとなる重要な事実について「憶えていない」「判断しかねる」などを繰り返し、陳述書における強気はまったく影をひそめ、主張を維持できなかった。

救済命令決定と理由

石労委の命令は2007年4月10日に下され、4月23日付の命令書（写）が申立人組合宛に送付された。組合の完全勝利であった。命令書は「主文」「理由」から成り立っている。

「主文」の第1項と第2項は

- 1 被申立人は、申立人組合員である佐倉直樹、田端淑矩及び荒川靖に対し、平成18年4月から6年制薬学部担当教員であったものとして取り扱わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人組合員である佐倉直樹及び荒川靖に対し、平成18年4月から大学院担当教員であったものとして取り扱わなければならない。

第3項は、石労委より命令された文を組合に手交するとともに学内の各学部玄関入り口に掲示することであった。

「理由」は、「第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨」、「第2 認定した事実」、「第3 判断」、「第4 法律上の根拠」から成り立っている。

この内、認定した事実は、双方の主張から委員会が事実として認定した事柄であった。そして、第2により、組合が論述した、ほとんど組合史と言っていいすべての組合活動事項及び労使関係、組合員外しの経緯が事実として認定された。

特に、6年制薬学部配置の適否のポイントとなる配置基準について、河島氏の審問における証言で、石労委の求釈明で初めて開示されたこと、配置基準のすべての項目を充たす必要があると言ったり、場合によっては当てはまらない人がいるかもしれないと言ったりしたこと、が事実として認定された。また、組合敵視による排除を強く示唆する、理事面接時の「理事長の意向」「理事長に謝罪」「理事長が引がかかるものを感じた」「理事長が違和感を持っている」等の河島氏の発言が審問調書によって事実認定された。

判断の部では、「組合員であるが故の不利益取扱い」を判断するために、先ず争点を整理し、①「組合嫌悪」に関しては、法人理事会の組合嫌悪をすべて認定し、担任外しも北元理事長の意向であったことは明らか、また、センター配属を決定した際も組合嫌悪の意思が依然として継続していた、と認定している。②組合員外しの「正当な理由」に関しては、個々のケースに言及し、論理構成としては、はじめに被申立人の主張を確定した上で、理事会によって3教員担当外しの理由とされた個々の項目を検討し、そのすべてを否定した。

その上で、「中心的な活動家」「非常に活動的な組合員」「非常に重要な組合役員」である三氏の担当外しを「6年制薬学部設置に乗じて差別しようとの意欲を持ってなされたものである」とし、不当労働行為に当たると判断した。（p30、p34、p38）

さらに、担当外しを「他の組合員に対する見せしめ的な行為として、組合に対する団結権を侵害するものと認めるのが妥当」とし、組合に対する支配介入とし、不当労働行為に当たると判断した。

「組合ニュース」の報告

「組合ニュース」は薬学部3教員に対する不当労働行為問題を、石川県労委への申立から、「組合の主張が全面的に受け入れられた」命令まで8回、法人理事会が中労委への再審査を申し立ててから6回報告している。

調査開始を報告する報告3（「組合ニュース」237号06.9.19）では、法人理事会に対する求釈明を詳報し、その内容は、組合が従来から説明、公開を要求していたもののだとして、明らかになることに対する期待感が表明されている。報告4～6は審問の報告で、報告6では河島氏が証人となった審問が報告された。河島氏は陳述書で「組合側の主張を真っ向から否定したが、その主張は欺瞞に満ちたものであり、弾劾証拠を背景とする反対尋問の追及で大きく揺らいだ」と審問を概括し、いくつかの争点、組合活動と民主化運動、6年制薬学部担当外しの「基準」、3組合員との面接で示された組合活動に対する敵視などに関して、審問調書から抜粋して具体的なやりとりを紹介している。この審問を通じて、組合の主張の正しさが裏付けられた。「組合ニュース」は、担当外しを決定づけた3組合員との面談が、石労委へ申し立てることによって初めて、教育以外の組合活動が問題とされた不当な面談であったことが明らかにされた、と申し立ての意義を評価した。

報告5（「組合ニュース」240号、06.12.27）に続く論評は、不当な担当外し問題と、それを如何ともしがたい薬学部の深刻な状況を論じている。薬学部の当時の状況をよく反映しているので、そのまま掲載する。

《学部長は薬学部教授会で説明不能！》

労働委員会審問日の夕刻に第11回薬学部教授会が開催されました。前年度は6年制薬学部設置準備委員会が決定した事項は報告事項としていましたが、今回の教授会開催案内では「平成19年度薬学部授業担当教員及びコーディネーター案について」が協議事項としてあげられていました。薬学部の「3教員外し」が実行されてから、薬学部教授会における初めての協議ということになります。配付資料によれば、佐倉教授、田端講師、荒川講師は次年度の6年制薬学部の科目から実習を含めて外されています。この3人の組合員教員担当外しについて団交で質問したことはすでに『教職員組合ニュース』（230号）等で報告済みですが、法人理事会は、この件は教育問題であるからということで交渉に応じませんでした。したがって、教育の場ではどのような議論があり、その結果どのような理由で3人の担当を外したのか、が注目されるところでした。しかし、薬学部教授会において教学の責任者の一人である学部長（兼副学長・理事・6年制薬学部設置準備委員・人事委員）から、責任ある説明は最後まで聞かれませんでした。

問題点は、これまでの団交や県労働委員会の議論で明確になっています。

① 教育上何の落ち度もなく、これまで本学で30年以上の教育実績のある物理学専門の田端講師が6年制薬学部の物理学担当から外されて、専門外の教員が教えるのは何故か？

② 教育上何の落ち度もなく、大学院委員会の審査もパスしている荒川講師が6年制薬学部からも、従来の大学院からも外されたのは何故か？

③ 教育上何の落ち度もなく、大学院委員会の審査をパスしている佐倉教授が6年制薬学部からも、従来担当していた大学院からも教授の中でただ一人担当を外された理由は何か？

これらのことが薬学部教授会で初めて質問されました。①に対する学部長の回答は、田端講師は「6年制担当教員でないから」というものでした。これでは回答になっていません。氏は自分が6年制薬学部担当教員でない理由について、教学の公式の場で初めて「2005年4月7日に、副学長も出席していた理事面談で、組合活動について理事長に謝罪しないと6年制から外すという話があったが、それが理由か？」と問いいただきました。学部長は「そうではない」と否定しました。「それならば、どんな理由なのか？」と追及すると、学部長は「ここで答えることはない」と回答を拒否しました。何故答えられなかったのでしょうか？この点は県労働委員会も疑問に思い、「求釈明」により、6年制薬学部の教員配置基準を質しました。大学法人が県労働委員会へ提出した書証では、その基準をいわば「後出し」にしましたが、それが当初から確固たるものであれば、何よりも学部教授会で説明すべきことです。

②と③の問題についても同様に何故6年制から外されたのかが問題になるところです。一部教員を外すことに対する質疑が始まると、学部長は、協議事項となっていた担当教員とコーディネーターの議題から、「6年制の事項については報告事項であり協議事項ではない」として、教授会席上で協議事項から外しました。それに対し、授業の担当者や主任教授からも疑問の声が上がりました。教育現場では教育能力のある3教員が必要だ、という主張です。主任教授は、学長の説明では追加登載も示唆されたので、これまで発言を控えてきたが、教育上何の落ち度もない教員を外す理由は何なのか、またそれに答えられないということはどういうことなのか、と疑問を述べられました。学部長の答えには、これからは専門性を持つのをやめようとしているところだ、という説明もありました。この発言の内容が本当だとすれば、本学の薬学部教育における根本の方針転換です。このような大問題をいつ誰がどんな理由で決めたのでしょうか？しかも、この学部の根幹に関して、学部の議論も合意もなく、3人の経験豊富な教員を外す背景として使われています。

《理事会の教育への介入と不当労働行為が大学荒廃の根源》

昨年来の6年制薬学部担当教員外しの問題では、担当教員としての適否判断の原案が「6年制薬学部設置準備委員会」によって作成され、3教員の登載教員からの排除決定が「理事会人事委員会」によって行われました。「6年制薬学部設置準備委員会」の構成員は、河島学長、周専務理事、中川専務理事、北野理事、大屋敷副学長、澤西学長補佐、浜辺事務局長、泉学務部長です。構成員8名中、5名は薬学の教育者ではありません。また「6年制薬学部設置準備委員会」構成員のうち5名（河島学長、周専務理事、中川専務理事、北野理事、大屋敷副学長）が「理事会人事委員会」を兼任しています。3教員の6年制薬学部担当外しと大学院担当外しの決定を教学側で主導したのは、理事である

学長と副学長です。12月12日の第11回教授会に報告された来年度の授業科目担当者は、「6年制薬学部設置準備委員会」が決定したのですが、委員会での薬学部教員は副学長と学長補佐の2名のみです。今回の教授会は、大学にとって最も大切な教育事項の決定権を教授会から奪い、組織改編に乗じて理事会が組合攻撃を行なっている現実と手法が露わになった会議でした。

理事会が決定した担当外しの理由については、学内教員に説明されていません。当該教員にも合理的理由説明はなされていません。組合の説明要求に対して、団交では教育問題と言い、教学の会議では、今回の教授会が示すように、すでにどこかで決まったこととして質疑が拒否されています。これが現在の教学の場での実態です。薬学部における教員外し問題にしろ、教育能力開発センターの解雇問題にしろ、人の一生がかかっています。その人たちの必死の疑問に対して、北陸大学ではいったい誰が責任を持って答えられるのでしょうか？自分たちの排除を、いつ、誰が、何の理由で決めたのか？当事者には知る権利があります。理事会の説明責任回避、強権的な教育現場への介入、社会常識を逸脱する教員差別、不当労働行為が教育環境を荒廃させ、北陸大学の評判低下を加速させる根源と言えるのではないのでしょうか？（以上「組合ニュース」240号）

中央労働委員会再審査

法人理事会は、2007年4月24日に上級審の中央労働委員会に再審査を申し立てた。組合は団交で、公的機関が膨大な資料を検討して、明快な判断を下したのであるから、厳しい志願者獲得競争のさなか係争を継続することの愚を訴えた。しかし、理事会側は、事実認定に不服があるとして応じようとしなかった。組合は要求書を提出し、再審査申し立てに抗議し、石労委の命令履行と再審査申し立て即時取り下げを要求した。（「組合ニュース」247号07.5.19）

再審査開始の様子は「組合ニュース」252号（07.8.9）が詳細に伝えている。

8月7日、大学法人からの再審査申立を受けて、第1回の中労委調査が開催されました。公益委員、労働者側、使用者側各参与委員、及び申立人、被申立人双方から代理人、補佐人が出席しました。芝増上寺近く、共立薬科大に隣接する労働委員会会館6階において、午後2時から5時過ぎまで、途中、片方ずつに対する審問を挟みながら約3時間の調査でした。

この日の調査に先立ち、大学法人からは県労委命令に対する「不服理由補充書」1通が、教職員組合からは準備書面1通及び陳述書6通が提出されました。石川県労働委員会の認定は明確な「不当労働行為」でしたが、今回主張された大学法人の不服理由は、新たな証拠の提出もなく、概ね、県労委の段階で組合側により確実な証拠をもって反論された主張の繰り返しでしかありませんでした。しかし、如何にレトリックを駆使して、県労委が判断した組合員外しと「組合嫌悪」の関連を否定し、本人の業績や資質の問題にすり替えようとしても、判定基準とその運用の公正さを、証拠をもって論証できない以上、県労委の認定を覆すことはできないのは自明です。

出席者の確認のあと、始めに法人側に対する審問があり、ついで組合側に対する審問がありました。組合側に対する審問では、いきなり3人の当事者それぞれに質問がありました。その内容からは、中

労委の各委員が、書類提出から調査日まで極めて短期間でしたが、大量の提出書類を実に丹念に読み込んでくれたことが窺えました。組合としては心強い限りです。組合側代理人は、当事者の教員生命上の損失及び出張経費の関係から再審査の短期終結と県労委命令の履行勧告を求めました。

双方の審問を終えた後、この日の結論が申し渡されました。次回の調査日には、3名の6年制薬学部担当を前提に協議する、それが不調の場合は、双方から申請された証人に対する尋問を行う、というものでした。これは、組合が主張する佐倉教授、荒川、田端講師の6年制薬学部担当と佐倉教授、荒川講師の大学院担当を前提とした和解の勧告です。組合は、大学法人がこの勧告を誠実に受け止め、石労委の認定と命令を尊重する結論に至ることを望むものです。

中央労働委員会構成

審査委員長：渡辺章、以下参与2名 他に、労働者幹事委員、使用者幹事委員各1名

審理経過

- 2007.4.27 学校法人北陸大学再審査申し立て
- 2007.5.11 再審査申立及び調査開始通知書送付及び初審命令の履行状況照会
「再審査申立があった場合にもその効力は停止されないので、これを履行しなければならない。」
- 2007.5.23 再審査被申立人北陸大学教職員組合答弁書提出
- 2007.6.18 不服理由補充書提出
- 2007.8.7 中央労働委員会第1回調査 再審査手続き説明と審査計画書提示
- 2009.8.9 中央労働委員会から組合宛通知
「第1回調査において、本件事案の終局的解決の方向に関し、佐倉直樹、田端淑矩及び荒川靖を6年制薬学部の担当教員として取り扱うことを前提に、授業担当の条件等については、別途、労使が誠実に交渉協議し、当該協議を踏まえ大学が決定するように検討を要請したところですので、よろしくお願いいたします。」
- 2007.8.9 求釈明 対再審査申立人7項目 対再審査被申立人6項目
- 2007.10.4 第2回調査 意見聴取 和解の方向性提案
- 2007.11.8 和解提案検討依頼書提示
- 2007.12.20 第1次和解骨子案提示
- 2008.1.11 第2次和解骨子案提示
- 2008.2.12 和解勧告書提示 双方受諾 和解認定

和解

大学法人の再審査申し立ての理由補充書は新味に欠けるものであった。したがって、第1回調査後に中労委が組合宛に発送した通知書には、はじめから和解の方向が明記されていた。命令よりも和解を重視したのは、争いがこのまま続けば、中労委の命令が出て、その先裁判に持ち越される可能性があり、仮に組合が最終的に勝ったとしても研究者とし

て致命的な損失を蒙りかねないことを危惧してのことだった。特に、佐倉氏の残り少なくなった在職期間が考慮された。「組合ニュース」255号（07.10.9）には、中労委の和解を目指す精力的な斡旋ぶりが報告されている。しかし、法人理事会の頑な態度により、和解に至るまでには無益な紆余曲折があった。10月4日に和解の方向性が提案されて以来、労働者幹事委員から組合側に伝えられた検討依頼書を含めると、中労委から3回の提案があり、組合側から二度意見書が送付されるなど、和解協議は当初の見込みより長引いた。組合は「新たな紛争が発生しうのような、曖昧な部分の残る和解は絶対に避けなければならない」としつつも、譲歩してよいところは慎重に譲歩し、2008年2月12日によりやく和解の運びとなった。

受諾・認定された和解勧告書

- 1 大学及び組合は、これまでの長期にわたる労使紛争の経緯を踏まえ、本件が当委員会における和解により解決したことを確認し、今後、大学の健全な発展及び労働基本権の尊重を旨とし、信頼と理解を深め、労使間の諸問題について早期かつ平和裡に解決を図り、良好な信頼関係を築いていくことに努める。
- 2 大学は、佐倉ら3名が、「国家試験対策についての具体的な実行案」「留年生対策についての具体的な実行案」「6年制薬学部教育に対する姿勢」について、実効性を挙げるために教育する立場からの回答を改めて行ったことを確認する。
- 3 大学は、佐倉及び荒川の両名について、6年制薬学部担当とし、田端を同学部兼任（具体的な授業担当は4による。）とする。
大学は、佐倉、荒川の両者について、平成20年度において4年制薬学部大学院の担当とする。
- 4 佐倉、荒川及び田端については、実現可能な段階で、所定の手続を経た上で、平成21年4月までの可及的速やかな時期に6年制薬学部の授業担当とする。
- 5 荒川と田端は、平成21年3月末日までに1報の研究業績を挙げるとともに、以後も引き続き、具体的な研究業績を挙げるよう鋭意努力するものとする。

組合はこの和解について第1条項の意義を論評しながら、事件全体を総括した。（「組合ニュース」265号08.1.17）

この（第1）条項は、これまでの「長期にわたる労使紛争の経緯」を踏まえ、中労委において和解したことを確認し、今後「大学の健全な発展及び労働基本権の尊重を旨とし、信頼と理解を深め」、労使間の諸問題について「平和裡に解決を図る」ことに努める、というものであり、一見形式的前置きのようにも見えるが、いわゆる「前文」に相当し、和解文全体の基本精神と枠組みを示している。この「前文」の重要な意味は、中労委が石川県労委の判断どおり、「長期にわたる労使紛争」の存在を認定し、「労働基本権の尊重」という原則を要請したところにある。「信頼と理解」、「大学の健全な発展」、労使問題の「平和裡の解決」が説かれているが、それらは教職員組合が常に望んできたこと

であり、それらが無視されてきたからこそ、労働委員会への提訴となったのであった。我々は和解事項の履行にあたって、ここに盛られた基本精神が十分に生かされることを願いたい。(中略)

今回の和解勧告案は、石川県労委が認定した不当労働行為には直接的表現では触れていないが、「長期にわたる労使紛争」の存在の認定や、「労働基本権の尊重」の揚言など、主要な点で石川県労委の命令・判断が前提されたものであった。組合としては、中労委においても不当労働行為に関して明らかな命令・判断を求めたい気持ちは強い。しかし、当事者本人の将来、及び大学の将来を考えることも、また組合結成の原点に帰結する。正面きって不当労働行為の言及こそ無いにしても、組合の立場としては、不合理な組合員外しという間違いを正すことが最重要事項であり、今回はその意味で実質大きな勝利であった。組合は、このような是正の事実の積み重ねによって、この種の事件の再発は防止されると確信する。

和解成立の1週間後、薬学部において和解について説明会があった。その席で河島前学長が、学部の授業復帰に関しては田端、荒川については論文提出が条件になっている、と発言した。そのような解釈は条文を逸脱しているので、組合側は中労委へ上申書を提出し、和解条項を歪曲せず遵守するように処置をとることを求めた。それにより、「第3項と第4項は大学に先履行の責務がある」ことが中労委によって確認された。したがって、荒川、田端両氏も第5項の責務を負うが、それは授業復帰の条件ではなく、不履行であればペナルティーが科されてもやむを得ない、という趣旨であった。大学理事会は和解成立後も相変わらず、自らの行為や状況に対する理解を欠いていたのである。

組合は、公的機関に委ねたことにより、当面の権利回復は達成した。しかし、北元理事長一元化体制の下では、真の解決はあり得なかった。結局、組合は和解条項履行期限の2009年3月末を前に当該教員の復帰を勝ち取った。「組合ニュース」285号(09.5.1)は次のように締め括った。

この間、当事者教員は組合員各位の真摯な激励と支援によって戦い抜くことができた。心から感謝を申し上げたい。組合は、この勝利が、誰もが臆することなく批判し、意見を発し、組合設立の目的である大学の民主的な運営を実現して世間に信頼される優れた大学に発展していくための行動の基盤となることを期待して勝利宣言としたい。

私大教連の支援

北陸大学不当労働行為事件に関しては、当初から私大教連書記局の懇切な支援を受けていた。代理人弁護士との打ち合わせ、ほぼ時期を同じくして始まった文系学部の解雇事件の打ち合わせにはほとんど毎回のようには東京から書記局員が派遣され、各種調査への協力や適切なアドバイスがなされた。書記局次長の三宅祥隆氏は、労を厭わず多数の陳述書を作成し、中労委の審理では中労委との連絡係を務め、調査日には調査の場にも出席した。また、中労委の再審査が始まると、約20名の私大教連役員及び東京都私大教連加盟の教職

員組合役員が応援参加した。2007年9月27日には、私大教連の呼びかけにより、加盟教職組から北陸大学法人理事会に「不当労働行為に抗議し、石川県労働委員会命令の遵守を求める要請書」が提出された。「いたずらに本件を長引かせ、また解雇を含む不当労働行為を重ねることは、大学を荒廃させる愚行以外のなにものでもありません。」と記された要請書には65の教職組代表が署名した。「組合ニュース」の「勝利和解」報告では、私大教連の取り組みに対して、「言葉では言い尽くせない感謝の意」が表明されている。（「組合ニュース」255号、07.10.9）

IV 雇用契約上の地位確認等請求事件

事件に至る経過－2 学部廃止から組合員整理解雇へ

解雇問題は2002年12月の外・法2学部募集停止決定に遡るが、その後石労委係争事件を通じて明らかにされたところによれば、実質的には同年10月の学長選挙後に組合員排除が開始された。選挙で過半数の得票をとれなかった河島学長（理事会により任命）、三浦泉法学部長（学長推薦）、鉢野正樹外国語学部教授（その後、学術資料部長）らを中心メンバーとする「ブレンストーミング」（10月31日、全学教授会で設置を発表）により1学部体制が構想され、その構想から組合員は排除されたのである（石労委甲129号証、田村陳述書p5）。「ブレンストーミング」のメンバーはまったく秘密であった。数年後石労委の審問により初めて明かにされたところによると、当時組合員名は非公開であったが、メンバーはすべて非組合員であった。この秘密メンバーにより構想された学部は紆余曲折を経て未来創造学部と命名されることになった。このような発端の経緯や同時進行していた薬学部における組合員外しからすれば、新学部は組合員を排除するための学部と言っても過言ではない。組合は、2003年6月に「新学部設立準備委員会」が設置された段階から警戒感を示し、密室で構想された新学部を批判した。

2003年8月から9月にかけて、新学部の概要とカリキュラムが発表され、新学部及び新組織の教育能力開発センターへの教員配置が明らかになった。二つの新組織の組合員と非組合員の比率には著しい偏りがあり、新学部と授業担当からの組合員の排除、特に中心的メンバーの排除は明白だった。しかも、団交の場で新学部を担当授業のない教員は将来整理解雇の対象になることが明言された。組合は、団交や文書によりカリキュラムの変更や新学部への配置基準、授業担当からの除外理由の説明を求め、また、センター配属による整理解雇は不当労働行為に当たる旨の書面を提出した。

2004年4月1日に新学部がスタートし、旧学部の終了が近づくにつれ新学部授業のない組合員の担当授業が少なくなり、2006年3月下旬に解雇問題が具体的になった。教育能力開発センターの8名の教員が学長室に呼ばれ、学長同席の下で中川専務理事から1名については雇用条件を不利益変更する「通告書」が手渡され、7名については1年後に「雇用関係が終了する」と口頭通告されたのである。全員組合員であった。

組合は4月早々に4項目からなる質問書を提出し回答を求めた。質問のその1は、教育能力開発センターの人材活用と「雇用関係終了」の矛盾に対する説明、その2は、授業担当の有無に関する根拠と担当授業のない教員を活用するために如何なる努力をしたかの説明、その3は、「雇用関係が終了する」とは解雇を意味するかの説明、その4は、「雇用関係終了」の就業規則に基づく説明、であった。

この質問書に対する文書回答はなく、6月4日の団交において口頭で回答された。しか

し、理事会側は解雇に関して明言を避けたが、就業規則の適用条項は「規模の縮小等の事由」とした。組合側は、それならば整理解雇に該当するので、解雇回避努力など、整理解雇4要件に即して質問を始めると、理事会側は、学長から具体的なことは聞いていないとして説明責任を放棄した（「組合ニュース」235号）。

「組合ニュース」が伝える解雇問題

「組合ニュース」は234号（06.6.5）「組合史上初めて、『整理解雇』問題が交渉事項」から243号（07.3.22）「不当解雇に断固反対する」まで、この間の解雇の不当性を追及する団交の様子を克明に伝えている。下記は2006年度第2回団交の様子である。

団体交渉の具体的協議は、①「雇用関係が終了する」ということの意味とその決定過程の事実確認、②解雇を必要とすることの理由、③解雇問題解決へ向けた、これまでの努力と今後の努力、などでした。

①については、「雇用関係が終了する」ことは解雇の意味であることが、改めて確認されました。しかし、法人理事会が本学初の整理解雇を決定していながら、おおよその決定日付すら定かでないことがわかりました。また、「このままの状態が続けば」と仮定法を執拗に繰り返し、自らその状態を3年前に作っておきながら一見条件付きを強調してみせるなど、相変わらずの無責任な独断と決定責任回避の姿勢のみが顕著でした。解雇決定の経過としては、まず、学長が、「学長の裁量」で、正体不明の「信頼できるベストの先生」たちを選んでブレインストーミングをしたこと、次に、そこでの構想を引き継ぎ、新学部設立準備委員会で「人のことは考えず」に多数の教員に担当科目がなくなる案を作り、「学長の裁量」で、実績、資質、能力、分野を総合的に判断し、新学部担当者を決めたこと、最後に、法人理事会が、準備委員会案に基づき、準備委員会規程で定められた身分の得喪に関する答申を得ないまま、雇用関係を終了させる（解雇）決定をした、という3段階の経過が述べられました。組合側は、解雇を通告された教員たちには、実績、資質、能力、分野のどれ一つ欠けていないことを主張しました。次に、現時点で担当科目がないということは、直接解雇につながるものではない、なぜなら、他の科目も担当し得るから、と主張しました。さらに、法人理事会の解雇決定責任を明確にするように求めました。解雇決定責任については、持って回った言い方の末、結局、法人理事会側は「理事会の責任において決定した」と認めましたが、その後も「責任」を「責務」と言い換えるなど、説明からは、解雇該当者に対する一片の同情ないしは自責の念も感じられず、決定責任の自覚すら疑わしいものでした。

②については、組合側の「8名の解雇をしないと大学の存立が経済的に危ないか？」という質問に対し、法人理事会側は「それは経済的な問題も将来的には内蔵していた、それはあったと思う。但し、今の8名の方がそういう事態に至ったということは教育上の問題」と答えました。つまり、今回の整理解雇には財政上の理由はなく、教育上の問題というだけで、客観的に解雇が必要な理由は示されませんでした。

③については、法人理事会側は3年前に解雇を想定していたにもかかわらず、これまで解雇を回避するための努力を全くしなかったことが明確になりました。それどころか、例えば、職場を替わる

など、該当教員側の事情が変われば 8 ヶ月後には「解雇ではなくなる」と、解雇を言われた教員に解雇回避努力を転嫁するような説明をする始末でした。組合は、法人理事会側の今後の解雇回避努力を具体的に示すことを要求しましたが、法人としての対応策がゼロではないこと、組合と団交で協議すること、あるいは解雇を言い渡された本人と個人的に対応することもある、などの抽象的な回答にとどまりました。（「組合ニュース」236号06.7.28）

他の団体交渉でも、目につくのは法人理事会側の回答の矛盾と責任回避である。「整理解雇」と言ったり「雇用関係の終了」と言い換えたり、就業規則上の根拠を問われると、また整理解雇の条項をあげたり、「担当科目がない」ということに関わる矛盾点をつけられると、学長に訊いてくれ、と言ったり、学長は、「プレーストリーミング」と「新学部設置準備委員会」との関連を否定し、自ら教学側で主導した責任を回避しようとしたり、にもかかわらず、「人のことは考えずにカリキュラムをつくった」「カリキュラムは変えない」と強調し、科目担当の人選については「個人情報だから私の所へきてくれ」と説明を拒否したり、という有り様だった。しかし、カリキュラムは雇用終了を決定づけるほど絶対的なものではない。事実、薬学部は設立の3年後に、外国語学部と法学部は4年後に変えている。それどころか、新学部も、発足後2年にしてスポーツコース新設のためにカリキュラムの変更が必要になった。組合は、団交において「『担当科目がないので解雇』という論理の破綻」と、新学部登載予定教員20名（当初）の内3年を経ずして既に10名が退職するという「未来創造学部の人的な破綻」を指摘し、この点からも既にカリキュラム変更の時期にきていると主張した。（「組合ニュース」239号06.12.5）

しかし、団交は解雇回避という点ではまったく進展せず、2007年2月21日、組合員2教授、田村光彰氏とルート・ライヒェルト氏に対して解雇が通告された。「組合ニュース」243号（07.3.22）は「不当解雇に断固反対する」との大見出しを掲げ、「不当解雇のプロセス」と「道義のない解雇理由」を論説し、組合発「解雇通知に対する抗議と解雇通知撤回要求」書を掲載した。

《不当解雇のプロセス》

北陸大学理事会の組合攻撃の手順は、

- ① ターゲットとした組合員教員を教育現場から排除する
具体的には、a) 教員の授業科目をなくし、講義の機会を奪う、b) 担任外しにより、アドバイザー学生を持たせない、c) 入試、地区懇談会などの業務から外す、など
 - ② 「当該教員に担当すべき科目がないので、雇用が終了する」と予告する
 - ③ 解雇を通告（整理解雇）する
- というプロセスで行われることがはっきりとしている。

まず、①を強行するために、教育の根幹となるカリキュラム作成、教学事項の決定権を教授会から実質奪い、理事会が掌握した。それから非民主的な大学運営を極限にまで推し進め、授業担当人事が

ら、教学事項に至るまで、教育者にあらざる者が介入し、標的とした教員の科目をなくして、教育現場から締め出したのである。事実、外・法学部廃止と未来創造学部新設という組織改編に乗じて、理事会の関与の下に未来創造学部のカリキュラムが密室で作成された。

ステップ②では、昨年3月に8名の組合員に「担当授業がなくなるので、来年3月で“雇用関係が終了”する」と口頭で伝達し、その後、「解雇とは言っていない」とか、「平成19年4月以降には、大学にいられない」などの言い回しで、陰湿に、執拗に、自主退職を迫った。「辞表を提出させる努力（ハラスメント）」が大学の行う唯一の「整理解雇の回避努力」であった。

ステップ③では、就業規則第21条の整理解雇条項を適用し、解雇を完結した。

このように、平成15年9月の組合員教員の担当科目の抹消を開始点とし、平成19年2月の解雇通告③を終着点とするシナリオに沿って組合攻撃が行われたのである。3段階を経由したのは、手続的に一見合法を装うアリバイづくりであるが、しかし、このアリバイは至る所でほころびている。

《道理のない解雇理由》

昨年3月に事実上の解雇予告をしたときから、8名の内の英米語教員については、「外・法学部終了に伴い担当科目がなくなる」という解雇理由には無理があった。担当科目は未来創造学部にも薬学部にも存在するので、「担当科目がない」ということは、単に「担当させたくなかった」というにすぎないからである。

それゆえ、大学法人は、予定の解雇時期が迫ってきた昨年12月に「担当できる科目がある」教員を除外して対象者を4名に絞らざるを得なくなり、この4名に対し退職条件を示して3月31日の「退職願提出」を迫った。そして、この4名の内の法学科目担当教員が他大学に転出（薄氷を踏む思いの転出）するために勧奨退職に応じると、残った3人を一括りにして「ヨーロッパ系外国語教員」とみなし、今年2月8日の団交では、大学法人は初めて第二外国語の教員に絞って解雇理由を述べた。しかし、サッカーコースの設置に象徴されるように、未来創造学部の全体の方針がはっきりしなくなってきた中で、何故外国語の「特化」だけが突出するのか、という問いには、理事会側はとってつけた言語情勢の説明以上に答えることができなかった。

今回ターゲットとされた田村教授は25年間、ライヒェルト教授は14年間、ドイツ語及びヨーロッパ事情、関連ゼミ等の分野で真摯に本学の教育に尽くし、北陸大学を根底から支えてきた。しかし、大学法人は、カリキュラムの中からドイツ語、スペイン語、フランス語等のヨーロッパ系言語を消滅させた。理由は語学を英米語と中国語に特化するから、というものである。そして、この特化の理由は法人理事会の方針だから、というものである。この「特化」ということばを理事会は「排除」の意味で用いた。しかし、グローバル教育を標榜し、英米語を主言語に据える以上、教育的にも学問的にも、政治・経済・文化的に関連の深いヨーロッパ諸国言語を排除する理由はない。「特化」という理由は単に「排除」の理由に使われたにすぎない。この「特化」は学問的・教育論的な裏付けのない政策的「方針」であり、私立大学といえども最高学府であるからには法人理事会が特定科目の排除を目的に教育内容に介入することは許されない。

道義的に見ても、学部開設時に登載する必要があつて来てもらった教員を、方針が変わったと言っ

て任期半ばで使い捨てることは大学のすることではない。労使慣習から見ても、この解雇は判例が確立している整理解雇の4条件（後掲の抗議書参照）のすべてを満たさない不当労働行為であることは明らかで、その違法性を隠蔽することはできない。

その後、2月21日には、大学法人は2名に対し解雇を通知し、1名を退職に追い込んだが、そもそも、これら3名の教員を第二外国語教員として一括りにすることにも無理がある。特に田村教授の場合は、25年前の採用時こそドイツ語担当講師として採用されたが、その後、ドイツを中心にEU事情に精通し、『エコノミスト』や『論座』などへの掲載論文の他、ヨーロッパ現代史・現代事情に関する著書や翻訳も多数ある。法学部においては、政治学科の所属の教授として、ヨーロッパ地域研究や国際政治、及び関連のゼミ等を担当した。したがって、未来創造学部 of 科目の中にも担当できる科目は存在している。これに対して、数次の団交における法人側の答えは、おしなべて採用の 때가ドイツ語担当だったと言うのみで、法学部教授会も認めたその後の業績と教育実績を一切無視する答えであった。

解雇通知書には、両教授の解雇理由は、「平成19年度以降ご担当いただく科目がないことが確定いたしておりますので」と書かれている。解雇通知後初めて開催された平成19年3月9日の第9回団交で、組合は、改めて「ご担当いただく科目がない」教員の中で、何故8名の組合員教員に対して、1年前に「雇用関係が終了する」と伝えたのか、選ばれた根拠を質した。次に、昨年12月になって、当該8名の中で、何故4名に対して平成19年3月31日で条件付の退職を通知（口頭で）したのか、そして「ご担当いただく科目がない」状況にある教員が多数いた中で、どんな特別の理由で田村教授とライヒェルト教授の2名が解雇となるのか、を質した。しかし、労務担当理事からは、いずれについても明確な回答はなされなかった。

両教授の教育活動に問題はなく、大学は財政的に整理解雇を必要とする状況にはない。このような解雇は人権侵害の最たるものであり、家族を巻き込む非人間的な扱いである。今回の解雇通告は、専横的大学運営に批判的な教員と正当な組合活動とに対する理事会の執拗且つ計画的な報復である。真摯な教員に対する酷い仕打ちであり、それは理不尽であり、全く道理がない。道理ない解雇を強行するような大学は、必ず世間から見捨てられる。理事会は、法廷事件として争う以外にない状況へと組合員教員を追い込む方針を選択したが、志願者状況を考えれば思考停止の暴挙としか言いようがない。民主化運動が理事会の思惑に合わないにせよ、またいかに「組合憎し」といっても、理事たる者には適切な判断力が必要であり、道理のない強権発動の大学運営では、大学をいっそう窮地に追い込むことになるだろう。

《解雇通知に対する抗議と解雇通知撤回要求》

- 一 北陸大学教職員組合員田村光彰教授に解雇を通知したことに対して嚴重抗議する。
- 二 同組合員 Ruth Reichert（ルート・ライヒェルト）教授に解雇を通知したことに対して嚴重抗議する。
- 三 上記2名の当教職員組合員の解雇は、不当な解雇であるから、直ちに撤回することを断固要求する。

《理由説明》

- 一 教職員組合と大学法人の交渉過程からは、大学法人に経済的な人員整理の必然性があるとは認められません。
- 二 当教職員組合は平成18年4月6日に8名の組合員（教育能力開発センター所属教員）に対する「雇用関係終了」通知（口頭）に関する質問書を提出して以来、合計7回の団体交渉において質問に対する回答及び該通知撤回を要求してきました。この交渉の過程で、当組合は特に6名について撤回要求の理由として① 未来創造学部及び薬学部のカリキュラムが作作的に作成され、その結果当該教員の担当科目が消滅したこと、及びカリキュラムは追加変更できること ② 外国語学部及び法学部における授業担当実績から未来創造学部の科目を担当しうることなどを主張してきました。しかし、大学法人理事会はそれに対して合理性のある回答を示していません。このことは解雇回避努力義務の放棄です。
- 三 解雇通知書には、等しく「平成19年度以降ご担当いただく科目がないことが確定いたしておりますので」と、解雇理由が記述されています。しかし、この理由は、上記①と②に合理性のある回答を示さない以上、当該2名に当てはまるとは言えず、被解雇者選定に合理性が認められません。
- 四 法人理事会は、組合の主張に答えないまま、平成18年12月6日に上記8名のうち4名について、明確な理由を示すことなく、条件を付けて平成19年3月31日付けの退職を通知（口頭）しました。しかし、当教職員組合が要求してきたものは退職条件ではなく、上記撤回要求理由による教育職員としての職場確保です。大学法人が雇用を継続しようとしさえすれば、授業担当が可能であるからです。当教職員組合は、職場確保が何故困難なのかについて、法人理事会からまだ回答を得ていません。したがって、整理解雇に関する協議がまったく不十分なまま解雇が通知されました。
- 五 上記のように、今回の解雇は、1. 人員整理の必要性、2. 解雇回避努力義務、3. 被解雇者選定の合理性、4. 手続きの妥当性、のいずれの点においても極めて不十分です。ゆえに、今回の解雇は明白な不当労働行為と認められます。

この論説と抗議・撤回要求書は、それまでの団交の議論を踏まえたものであった。そして、ここで論及されている「雇用関係終了」の合理性・妥当性と整理解雇4要件が解雇撤回裁判の争点となった。その解雇撤回裁判は、代理人の判断により長期裁判に備えて、雇用上の権利と地位を仮に確保するための仮処分申立てから始まった。3月16日であった。ここでの法的争いは本裁判の結果に繋がるものと予想されたので、申立人側の取り組みは組合の総力を結集する本格的な取り組みとなった。

「組合ニュース」249号（07.6.7）は、「不当解雇差し止めを訴える」という見出しで解雇の不当性を訴え、北陸大学の現状に対する責任を問う論説を掲載した。

《北陸大学の現状に、誰が責任を負うべきか？》

私たちはもう一度訴えたいと思います。外国語学部及び法学部廃止決定後4年間に、先ず法科大学

院の設立に失敗し、次いで理事会・河島学長主導で設置された未来創造学部では、年々、地元社会からの入学生を減らしている現状があります。その惨状たるや外国語学部・法学部の2学部時代の比ではありません。同時に経営最優先の方針から薬学部の入学定員の大増員を行いました。これも、3年計画で実施された薬剤師国家試験合格率100%達成計画の失敗から判断すると、その帰趨は将来的に予断を許しません。場合によっては取り返しのつかない大失敗になりかねません。大学をこのような危機に陥れたことは運営方針の誤りです。このような大失敗、大失策は教学の努力の問題ではなく、経営方針の問題であり、それには必ず責任者がいるはずです。この大学経営の大失敗の責任の所在を曖昧にしたまま、経営方針決定に無関係な一部教員が、何故、犠牲を強いられなければならないのか！これは、外国語の「特化」や、「担当科目がない」以前の根本的な問題です。

解雇が正当か否かの争い以前に、問われなければならないことは、すべてのことを独断的に決定した経営者の責任です。法人理事会は自らが招いた大失敗の経営責任を組合員教員の解雇問題にすり替えようとしています。薬学部での担当外し問題も含めて、法人理事は、教員個人々々へのハラスメントと組合攻撃により組合との対立の図式を際立たせることによって、自らの責任問題を隠蔽し、本学の抱えている根源的な責任問題から目を逸らせようとしています。今年3月、外国語学部、法学部最後の卒業式の告式辞で、最後の卒業生を前に、理事長、学長は共に、両学部が廃止されることについて一言の言及もありませんでした。しかし、学部消滅と後身学部の不振により、多くの卒業生の心も深く傷ついています。理事会は、本学すべての教職員だけでなく、本学を母校とする彼らに対しても責任を免れません。

下線部分は、当時の法人理事会の本質と実態を生々しく想起させる。ここからは、法人理事会の大学運営がなぜ失敗続きだったのかが容易に窺い知れる。

地位保全・賃金仮払い 仮処分申し立て（2006.3.15～2006.8.10）

事件の概要

仮処分申立日： 2007年3月16日

裁判官： 中垣内健治

代理人： 申立人側 菅野昭夫弁護士 蕪城哲平弁護士 田中和樹弁護士
被申立人側 益田哲生弁護士 他2名

当事者： 債権者 田村光彰 ライヒェルト・ルート
債務者 学校法人 北陸大学

申立の趣旨

- (1) 「債権者らが債務者に対し雇用契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める」
- (2) 債務者は債権者田村光彰に対し、解雇の翌月から第1審判決言い渡しまで毎月一定金員を仮に支払え（詳細略）
- (3) 債務者は債権者ライヒェルト・ルートに対し、解雇の翌月から第1審判決言い渡しまで毎月一定金員を仮に支払え（詳細略）

申立人提出書類

申立書 1通

準備書面 5通（答弁書及び主張書面に対する反論）

書証 226

陳述書 石川県労働委員会提出分18通（一部抜粋を含む）

金沢地裁初出 9通（田村光彰5通、ライヒェルト・ルート2通、林敬1通）

被申立人提出書類

答弁書 1通

主張書面 6通（申立書、準備書面に対する反論）

書証 136

陳述書 金沢地裁初出 2通（河島 進 2通）

審尋

2007.4.13 第1回審尋

2007.5.14 第2回審尋

2007.6.8 第3回審尋

2007.7.20 第4回審尋（結審）

2007.8.10 仮処分決定

争点

裁判所が仮処分決定に際して設定した争点

- 1 被保全権利の有無（本件解雇の有効性）
- 2 保全の必要性：仮の地位保全と賃金の仮払い

1 についての詳細

- ①採用・赴任時に職種限定合意が存在したかどうか
- ②学部再編及びドイツ語科目廃止に正当性があったかどうか
- ③田村、ライヒェルト両氏にドイツ語以外に担当できる科目が存在するかどうか
- ④不当労働行為に相当するかどうか

2 についての詳細

- ①研究活動の支障 ②教育活動の喪失 ③社会的信用・地位の喪失

主張

債権者側は、1 に関しては、就職に際して職種限定して契約した事実及び債権者の帰責事由もなく、もっぱら経営上の判断によるので、解雇は整理解雇に当たるとして、整理解雇4要件に即してそれを充たしていないことを論証し、解雇は無効であることを主張した。その中で、解雇は学部再編に便乗したものであるが、再編の理由とされた入学志願者の減少は法人理事会の数々のスキャンダル等の影響によるものであり、そもそも、定員割れは留学生の編入等で補える程度のものであった、と主張した。ドイツ語科目に関しても、薬学部を擁する他大学の実例や、現に履修を希望する学生がいることからそれをなくす必然

性はなく、選択科目としての存続は可能であり、カリキュラムの変更によって復活させることも可能であると主張した。また、田村、ライヒェルト両氏とも旧学部においてドイツ語以外に多くの科目を担当し、新学部においても担当可能な科目は存在するにもかかわらず、法人理事会は解雇回避の努力をまったくしなかった。そもそも法人理事会は教職員組合結成以来組合を敵視し、学部再編に際しても、明確な基準に基づかず、それに便乗し組合員を新学部から排除してきたことを、年度ごとの経過を追いながら主張した。

2に関しては、解雇による研究・教育活動、生計上の当然の支障を主張した。

債務者側の主張の大筋は、債権者両者をドイツ語教員に職種を限定して採用した、学部再編でドイツ語科目がなくなったので、雇用関係を終了した、したがって整理解雇には当たらない、という主張であった。学部再編は、教員による学部教育改革がうまくいかなかったことにより志願者が恒常的に減少したことを理由とする経営上の判断である。ドイツ語科目の廃止は、大学の方針として外国語科目を英語と中国語に特化したからである。ドイツ語以外の他科目担当の可能性については、科目の担当は専門性から言って担当する「射程範囲」にあることを必要とし、また外国語に関してはネイティブであることが条件なので、債権者の新学部授業担当はあり得ない、と主張した。また、授業担当がなくなる可能性のある教育能力開発センターへの配置は、旧教養部の復活と元教養部所属教員の復帰にすぎないから、組合嫌悪とは何の関係もない、と主張した。

2に関しては、研究について言えば、研究費購入の書籍は北陸大学図書館で閲覧可能であり、他大学の図書も相互利用で可能である。授業については仮に地位が保全されてもカリキュラム編成上直ちに授業を担当できない。また、退職金と年収1年分の割増金を支払っているので賃金仮払も必要ないとの主張であった。

決定と判断

裁判所の決定は、債権者側の申立てを全面的に認めた。すなわち、田村氏とライヒェルト氏の「雇用契約上の権利を有する地位」を仮に定め、毎月の賃金（詳細略）を仮に支払え、と命令するものであった。根拠となる判断は以下の通りであった。

1 の争点に関する判断：

前提として、「解雇権の行使は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効であると解するのが相当である」とし、各争点についての判断を示した。

- ① 職種限定合意：採用時債権者の主たる職務はドイツ語であったが、これまでドイツ語以外の講義も担当してきたことが認められるので、職種限定合意が成立していたとは言い難い。
- ② 学部再編の必要性：大学は大学自治の享有主体であるが、教員も教授の自由を享有する。したがって、学部再編を理由とする解雇が有効であるためには、担当科目を喪失する教員の解雇がやむを得ないとするだけの必要性や合理性が必要とし、ドイ

ツ語履修を希望する学生もいることなどから、ドイツ語科目を直ちに廃止しなければならない事情は認められない、また、外国語を英語と中国語に特化する方針としても、期間の定めなく雇用している以上、雇用契約上の地位に配慮し、ドイツ語科目を選択科目とする経過措置も英語を履修する上で有益、且つドイツ語履修を希望する学生に応えることになるから、ドイツ語科目を選択科目として残すことは債務者に看過しがたい不利益を与えるとは認めがたい。

- ③ 解雇回避努力：ドイツ語以外の科目の担当については、担当しう科目があるかどうか検討して、解雇を回避する努力を尽くすべきであったとし、債権者両名のこれまでの教育・研究実績や語学能力により、地域研究（田村）や英語科目（ライヒェルト）等を担当するための適格性を否定する客観的な疎明資料が提出されていない以上、ドイツ語以外の科目を担当させるなどの解雇回避努力をすべきである。
- ④ 解雇手続きの正当性と不当労働行為：手続きについては、ドイツ語存続の可否や他科目担当の可能性について、法人理事会は当事者と十分協議して、雇用が確保されるような措置を講ずるべきであった。

不当労働行為については、以上のことから解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上も相当と是認できないので、不当労働行為以前の問題として無効であり、不当労働行為かどうかを判断するまでもない。

2 の争点に関する判断：

- ① 教育・研究活動は労務であるばかりでなく、大学法人が保障すべき権利または利益に該当するので、保全の必要性が認められる。
- ② 北陸大学教授として研究発表等の活動をしてきた。それを保全しなければ著しい損害が生じるから、保全の必要性が認められる。
- ③ 両教授は意思に反して銀行に振り込まれた「退職金」を供託している。保全の必要性がないとすれば、事実上受領を強制されることになる。したがって、保全の必要性がないとは言えず、必要な限度で認められる。

このように、組合の創立時に遡って争った主張は、2007年4月の石労委の命令に続き、組合員2教授側の主張が全面的に認められ、雇用契約上の権利を有する地位にあること、毎月の賃金の支払い、さらに研究室の使用も決定された。この「決定」は、「仮に」、という制限付きであったが、本番の訴訟に向けて大きな前進であった。組合は、「法人理事会は猛省を！ 社会の認定及び判断を受け入れ、早急に大学運営の正常化を！」という見出しで、「法人はこの事実を真剣に受け止め、このような社会の通念に反する事態を生み出した経営体質を早急に改革すべきである」（「組合ニュース」253号07.8.13）と主張した。

10月19日には、原告2教授は金沢地裁へ訴えを起こした。当訴訟では、組合も団体交渉にかかわる損害賠償請求の訴えを起こし原告となった。それまでの6年間、給与は年令給以外据え置きのまま、昇給も賞与も法人理事会側の不誠実な対応により実質的な団体交

渉に至らず、要求がまったく受け入れられなかったからであった。「組合ニュース」257号(07.11.5)では、「これら(解雇権濫用と不当労働行為)の主張は仮処分の時と同じですが、地位保全等の仮処分を決定した論理構成からすれば、裁判所が原告の主張に十分耳を傾けてくれる」との確信が表明されている。代理人が提出した訴状はA4判89ページ、証拠書類は積み上げた高さが約15センチ、証拠説明書だけでも47ページに及ぶ労作であった。

「雇用契約上の地位確認事件」第1審(2007.3～2011.9)

事件の概要

訴状提出日： 2007年10月19日
 裁判官： 中山誠一 水野正則 川崎志織
 原告： 田村光彰 ライヒェルト・ルート 北陸大学教職員組合
 被告： 学校法人北陸大学
 代理人： 原告側 菅野昭夫 弁護士 蕪城哲平 弁護士 田中和樹 弁護士
 被申立人側 益田哲生 弁護士 他2名

請求の趣旨

1. 原告2名が被告に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
2. 被告は原告田村光彰に対し、毎月一定額の金員と年3回賞与相当の金員を支払え(詳細略)
3. 被告は原告ライヒェルト・ルートに対し、毎月一定額の金員と年3回賞与相当の金員を支払え(詳細略)
4. 原告2名に対する慰謝料(詳細略)
5. 組合に対する損害賠償(賞与不足分、詳細略)
6. 上記の仮執行

請求の原因

1. 原告2名に対する解雇意思表示が解雇権の濫用及び不当労働行為に当たり無効であることを理由として、雇用契約上の地位確認ならびに賃金及び賞与の支払いを求める。
2. 解雇は不法行為に該当するので慰謝料の支払いを求める。
3. 教職員組合との夏季及び冬季一時金に関わる団体交渉における団体(誠実)交渉義務違反により損害賠償を求める。

原告提出書類

訴状 1通
 準備書面 4通(答弁書及び主張書面に対する反論)及び最終準備書面
 書証 302
 陳述書 石川県労働委員会提出転用分18通(一部抜粋を含む)

第1審初出 30通（田村光彰15通、ライヒェルト・ルート4通、林敬6通、土屋隆1通、岡野浩史1通、三宅祥隆1通、荒川靖1通、荒川靖 佐倉直樹 田端淑矩共著1通）

被告提出書類

答弁書 1通

準備書面 5通（申立書、準備書面に対する反論）及び最終準備書面
書証 198

陳述書 石川県労働委員会提出転用分1通

第1審初出 2通（河島 進 1通、松村幸男 1通）

口頭弁論

第1回 2008.2.18 第2回 4.8 第3回 6.6 第4回 8.19 第5回 10.27

第6回 2009.2.23 証人尋問：岡野浩史 主尋問70分 反対尋問70分

第7回 2009.3.9 証人尋問：林 敬 主尋問90分 反対尋問90分

第8回 2009.4.17 証人尋問：松村幸男、河島進 主尋問両者で150分 反対尋問両者で150分

第9回 2009.5.25 証人尋問：田村光彰、ライヒェルト・ルート 主尋問両者で120分 反対尋問両者で120分（ライヒェルト尋問は英語使用）

第10回 2009.7.14 和解協議

第11回 2009.9.29 和解協議不調 最終準備書面確認

第12回 2009.10.27 口頭弁論終結

判決言い渡し 2010.2.23

争点

裁判所が判決に際して設定した争点（判決書p8）

1 本件解雇の有効性

a 解雇事由の有無及び解雇権濫用に当たるか否か（争点1）

b 不当労働行為に当たるか否か（争点2）

2 不法行為の成否及び損害額（争点3）

3 賞与に関する団体交渉に関わる不法行為の成否及び損害額（争点4）

争点は当訴訟においても仮処分申し立てと基本的に同じであった。争点3は不当解雇であれば慰謝料を求める、ということであり、争点4は、給与や賞与に関わる団体交渉の問題が新たに追加された結果である。そして、本件解雇撤回訴訟の中心テーマの焦点は、職務限定があったかどうか、整理解雇に該当するかどうか、であった。

主張

争点1の解雇権の濫用に関して、裁判所が整理した原告側の主張は、

- ① 原告二人には、勤務成績の不良や非違行為などの本人帰責事由によるものではなく、経営上の都合によるものであるから整理解雇に該当する、したがって、いわゆる整理

解雇の4要件を満たすべきであるが、いずれの要件も充足していない

- ② 雇用契約の際に担当科目をドイツ語に限定する旨の勤務条件に合意した事実はなく、また、就任後他の科目も多数担当してきたので、職種限定合意はなかった
- ③ 財務上問題がなく、学部再編及びドイツ語廃止も正当ではないので人員整理の必要性はない
- ④ これまでドイツ語以外の科目を担当してきた実績から代替科目の担当により解雇を回避できるので、被告は解雇回避義務を尽くしていない
- ⑤ 被告は、新学部への配置基準を変遷させるなど、被解雇者の選定が不合理である
- ⑥ 解雇に関わる教職員組合との団体交渉において誠実でなく、本人に対する説明も十分に行われなかったので、人員整理手続きの正当性を欠く

であった。概ね、整理解雇4要件に即して解雇手続きが不当であるので、解雇は無効、という主張であった。(p19以下)

一方、裁判所が整理した被告法人理事会側の主張は、

- ① 採用・赴任時に職種限定合意が存在した
- ② 学部再編及びドイツ語科目廃止に正当性があつた
- ③ 田村、ライヒェルト両氏に担当できる科目が存在しない
- ④ 未来創造学部の配置基準と配置結果は妥当である
- ⑤ 解雇に関する手続きは妥当である

等であった。すなわち、職種限定で採用したところ、学部再編に伴って担当科目がなくなり、雇用目的が終了した、また他に担当できる科目がないので解雇した、学内の教員配置及び解雇に関わる手続きにも問題はないので解雇は正当であり、整理解雇についても、解雇は雇用契約の目的が終了したことにより行われたので、整理解雇の可否を論じるのは誤り、と主張した。(p8以下)

判決と判断

最重要部分の判決は、「原告2名が雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する」というものであった。ただ、賃金の支払いは認められたが、慰謝料は認められなかった。また、組合の損害賠償請求は棄却であった。

裁判所は、判断に先立ち、根拠となる事実の認定を行っているが、学部改編の理由とされた「定員割れ」以外は概ね双方の主張に沿って争いのない部分が認定されている³。その上で裁判所は各争点について判断した。

³ 定員割れについては、当時臨時定員の制度があり、年度ごとに増減のある臨時定員の定員をそのまま定員割れを判断する際の定員とするかどうかは問題のあるところであるが、裁判所がそれを考慮して判断した形跡がない。また、中国人編入留学生による充足についても判断がない。

争点1について

① 職種限定合意：

被告は、就任承諾書にいくつかのドイツ語科目を担当する専任教員とあるので、職種限定合意があったと主張するが、就任承諾書における「専任教員」は特定の科目を担当する教員を意味するとは解されないので、それをもって職種限定合意が成立したとは推認できない。現実原告は複数科目を担当しており、被告もドイツ語のみを担当する教員とは扱っていないので、職種限定合意が成立していたとは認められない。（p66）

② 解雇とカリキュラムの編成権の関係：

被告は、カリキュラムの編成権を有しており、それに基づくカリキュラムの編成により原告の担当科目が消滅したので、雇用目的が終了したと主張するが、このことは雇用契約を締結している教員を学部構成やカリキュラムの変更に伴い自由に解雇することを正当化するものではない。期限の定めもなく、職種限定合意も成立していない人員の解雇が権利の濫用にあたるかどうかを判断するにおいては、いわゆる整理解雇の4要件にかかわる諸事情を総合的に勘案して判断するのが合理的で相当である。（p67～p68）

③ 人員削減の必要性

経営上のさし迫った必要性があるわけでもなく、ドイツ語履修を希望する学生が存在していたので、ドイツ語科目を選択科目として維持することは可能であった。薬学部における事情を考慮しても、学部再編においてドイツ語科目を廃止し、人員を削減する必要性があったとは認められない。（p71）

④ 解雇回避措置：

原告両者は、それぞれにドイツ語科目以外にも、新学部の教育目標に沿う教育・研究実績と能力を有していると認められるので、ドイツ語科目を廃止した場合においても、直ちに原告両者の担当可能な科目が存在しないということにはならない。したがって、解雇を回避するための措置を尽くしたとは言えない。（p74）

⑤ 被解雇者選定の妥当性：

被告は、未来創造学部への教員配置は、配置基準により行い、残りを（解雇の可能性のある）センターに配置したと主張しているが、配置基準はあいまいであり、基準として十分機能するものとはいえない。したがって、この配置基準に基づいて被解雇者選定に繋がる配置を決定することは合理性がない。（p75）

⑥ 手続きの妥当性：

被告は、原告個人や組合に対し、ドイツ語科目の廃止や他の科目の担当可能性について十分協議したと認めるに足る証拠はない。したがって、手続きに関しても相当であったとは言えない（p76）

以上のことから、争点1について裁判所は「本件解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるとは認められないから、権利の濫用にあたり無効である。」(p76)と、論点整理、判断ともども仮処分決定の時と同様の結論に達した。この結論を導く裁判所の考え方として注目される点は、職種限定の合意がなく、期限の定めもない雇用契約においては、解雇権の濫用を判断するに際しては、整理解雇と否とを問わず、整理解雇4要件に基づいて判断されるべき、としたことであった。

争点2について

争点2の本件解雇が不当労働行為に当たるかどうか、については、「本件解雇が不当労働行為に当たるか否かを判断するまでもなく、本件解雇は無効である」とした。裁判所が不当労働行為の判断に踏み込まなかったのは、原告側が「解雇権の濫用及び不当労働行為」に該当する(訴状p2)ので解雇無効と訴えたところ、裁判所は「解雇権濫用ないし不当労働行為に当たり」解雇無効と主張した(判決書p4)として、どちらかで解雇無効が確定すればそれ以上の判断は不要としたためであろう。しかし、組合は組合結成以来、法人理事会が組合を嫌悪してきたことを立証し、6年制薬学部設置や文系学部改編に乗り、組合の中心的メンバーに対し排除を試みたことを明らかにしてきた。この排除は具体的に表に現れた事件だけのことではなかった。それらをも洞察した石川県労働委員会の明確な判断と合わせて考えれば、結成以来指導的な組合員であった田村氏及び同僚ライヒェルト氏の解雇は不当労働行為に該当すると判断されるであろうことは容易に推認できるところである。

争点3および4について

争点3の不法行為の成否及び損害額については、契約上の地位にあることが確認され、解雇期間中の賃金が支払われることにより慰謝されるので、慰謝料請求は理由がないとした。

組合が原告となった争点4の「賞与に関する団体交渉の成否及び損害額」については、各年度ごとの団体交渉を細かく検証し、それぞれの団体交渉は「遺憾であって改善すべき余地があると解される」ものの、交渉状況を総合勘案すると、「団体交渉権を侵害する違法があったとまでは断じがたく」、あるいは「違法性は軽微」であるとして、被告法人理事会の不法責任は認めなかった。(p131参照)

「組合ニュース」は解雇撤回裁判の第1審について、争点1とそれに対する裁判所の判断の要点を紹介し、原告2教授の「全面勝利」を報じた。(「組合ニュース」293号)さらに、裁判所は争点2の不当労働行為については明確な判断を下さなかったが、この号の「組合ニュース」の中で独自に論評し、積極的に評価した。

判決は解雇の動機が不当労働行為ではないと断じた訳ではありません。解雇無効の判断により、不当労働行為を封じる意味があります。解雇の動機が他ならぬ組合弾圧であることは本学に所属する者

は肌で感じているところですから、このような形で不当労働行為に対する防護壁を判決が築いてくれたと解釈すべきです。不当労働行為は何と言いくるめても不当労働行為なのです。

「雇用契約上の地位確認事件」控訴審

法人理事会は、第1審判決言い渡しの日（2010.2.23）、法廷にはわずかに理事1名、事務局員2名が姿を現しただけであったが、即日控訴し、同時に地裁に対し第1審判決によって認められた賃金相当の金員の強制執行を停止することを求めた。組合は原告2教授の全面勝利を報じた「組合ニュース」293号の中で、「法人は今こそ正しい行動を！」という見出しで、裁判において法人理事会の主張の多くは虚偽・捏造であることが証明されたことを指摘し、それにもかかわらず控訴に踏み切る法人を「入学生の減少はまさに、法人のこのような冷静さを欠いた、的外れな行動によって引き起こされている」と批判した。

控訴理由書は4月13日に提出された。第1審の判断を誤りとし、裁判所の論理の展開に即して反論した。しかし、「職種限定合意」や「射程内科目」に関する主張など、概ね第1審の被告主張の繰り返しであり、新たな論拠は示されていない。

上記強制執行の停止は翌日認められたので、原告2教授も3月31日に名古屋高裁金沢支部に対し仮処分を申し立て、雇用契約上の権利を有することの仮認定と、相応の金員の仮払いを求めた。この要求は6月11日に要求通り認められた。

一方、原告2教授と原告組合も、第1審の敗訴部分（慰謝料と不誠実団交による賞与不足分の損害賠償）を取り消すことを求めて控訴した。これには第1審判決で得たものの防御ではなく、積極的に法廷闘争を闘う意味もあった。

事件の概要

控訴状提出日：

1審原告 2010年3月9日

1審被告 2010年2月23日

裁判官：山本 博 佐野 信 梅澤利昭

控訴人：田村光彰 ライヒェルト・ルート 北陸大学教職員組合

控訴人：学校法人北陸大学

代理人：1審原告側 菅野昭夫弁護士 蕪城哲平弁護士 田中和樹弁護士

1審被申立人側 益田哲生弁護士 他2名

控訴の趣旨

1 審原告：

- 1 原判決中敗訴部分を取り消す。
- 2 被告は原告田村光彰に対し、毎月一定額の金員と年3回賞与相当の金員を支払え（1審金額の変更、詳細略）
- 3 被告は原告ライヒェルト・ルートに対し、毎月一定額の金員と年3回賞与相当の金員を支払え（1審金額の変更、詳細略）

- 4 原告2名に対する慰謝料（詳細略）
- 5 組合に対する損害賠償（賞与不足分、詳細略）
- 6 仮執行宣言

1 審被告：

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す
- 2 被控訴人らの控訴人に対する請求をいずれも棄却する

主な控訴の理由

1 審原告：原判決の事実認定に誤りがある。

- ・通勤手当に関すること
- ・慰謝料請求に関すること
- ・不当労働行為に関すること
- ・不誠実団体交渉を不法行為と認めなかったこと

1 審被告：原判決の判断の誤り

- ・職種限定合意に関すること
- ・解雇事由に関すること
- ・整理解雇に関わる判断基準を以て判断したこと

控訴人1 審原告提出書類

控訴状及び控訴理由書 答弁書 各1通

準備書面 3通（1 審被告控訴理由書、答弁書及び準備書面に対する反論）

書証 303～331

陳述書（控訴審において新たに提出されたもの） 16通（田村13通、林2通、荒川1通）

控訴人1 審被告被提出書類

控訴状及び控訴理由書 答弁書 各1通

準備書面 3通（1 審原告控訴理由書及び準備書面に対する反論）

書証 199～226

陳述書（控訴審において新たに提出されたもの） 1通（河島1通）

口頭弁論

第1回2010.7.5 第2回10.4 第3回11.10

第4回2011.2.9 証人尋問と和解勧告

証人：田村光彰、ライヒェルト・ルート

和解協議

2011.2.18 和解協議 名古屋高裁は大学法人に対し、田村、ライヒェルト両氏の現職復帰に向け検討するように求める

2011.4.12 和解協議 不成立 大学法人、復職を拒み判決を求める

2011.6.27 和解協議 法人理事会解雇撤回の方針を示す

2011.8.9 和解協議 9.7 和解協議

2011.9.21 和解協議 和解成立

主要争点と主張

1 審被告の主張

本件解雇は職務限定で採用した教員を雇用目的の終了により解雇したもので、いわゆる整理解雇の事案ではなく、1 審判決が整理解雇に関わる判断基準を以て解雇の当否をしたことは誤りである。

1 審原告の主張

本件解雇は一連の学部改廃によるもので、もっぱら経営上の都合によるものである。1 審判決が、職種限定合意はなく、解雇権の濫用か否かの判断をするに際し整理解雇の法理が適用される、としたことは当然である

和解

2011年9月21日に和解が成立した。和解条項は10項目からなるが、和解の内容は原告2教授の雇用契約上の地位を有することが認められた他、和解金に関しては原判決を上回るものであった。ただ、不当労働行為と組合の請求に関しては1 審原告2教授及び原告組合は放棄することを選択した。

「組合ニュース」の報告

「組合ニュース」299号（11.2.21）は、控訴審における法人理事会の対応について辛辣に論評した。

今回出廷した証人は解雇された当事者である2名のみであった。北陸大学法人側からは証人の申請がなく、控訴しながらも自らの行動の正当性を主張しない形となった。法人側は、審議が進むにつれ、このような“無気力試合”を見せているが、これまで虚偽と欺瞞に満ちた論理で解雇の正当性を主張してきたものの、その主張が悉く論破され、破綻し、最早、新たな欺瞞を構築する方途を失った末路である。

既に解雇無効が認定されている今回の証人尋問の焦点は、当事者に支払われなければならない未払い賃金（1 審で不認定だった賞与、通勤手当など）の支払額の「値決め」に移っていた。法人側は反対尋問において、両名が解雇後に、出勤の必要性が無く、出勤していなかったことにして、「額を値切る」ことに注力していた。解雇時点での強硬な姿勢から打って変わって、今回のケチ臭い主張は哀れにも感じられた。（中略）本解雇事件にしても、薬学部の6年制担当外し事件にしても、法人は、教員の時間を奪い、自らの力ネ（元は授業料）・時間を浪費し、全くの無駄な、迷惑な、そして、本学を毀傷する愚かな行動を選択したのである。

続く「組合ニュース」300号は、1回目の和解協議と2回目の和解協議について報告している。この時点では、法人理事会は裁判所の意向に逆らい、頑なに原告2教授の復職を拒んでいた。

和解については「組合ニュース」302号（11.10.20）が「勝利的和解－4年半の戦い／支援する会、市民、両教授、教職組の団結の勝利」と題して和解の内容を簡単な解説を付して伝えている。（「田村・ライヒェルトを支援する会」の報告と共通）

《和解内容》

1. 「原告が雇用契約上の権利を有する地位にあることを認める」
（これは、解雇無効という意味です）
2. 「被告は、本件解雇を理由とする一切の不利益な取扱をしないことを確約する」
（これは、あらゆる待遇について一般教員と同じ取扱をすることの確約です）
3. 「被告は、原告の授業担当につき、教学側の意思を尊重する」
（これは、授業復帰を意味します。そもそも解雇理由はドイツ語科目を廃止したので「担当する科目がない」ということでしたが、これまでの和解協議で被告理事会側は、原告が要求していた代替科目の担当について、大学教学の事項なので理事会では決められない、としていたところ、大学教学側は原告との話し合いで原告両者についてドイツ語以外の担当実績、能力に配慮し、他の科目担当を認める意向を示しました）
4. 「被告は、和解金として原告2名に対し逸失利益の全額と慰謝料の支払い義務があることを認める」
（これは、論理的には解雇に関して被告理事会が自らの非を認めたことを意味します。既に1審判決で全面的に敗訴しており、心理的にも2審においてさらなる敗訴を回避するために自らの非を認めざるを得なかったと言えるでしょう）

勝利和解を伝える「組合ニュース」同号には組合委員長の所感が掲載された。

《和解に際して思うこと（荒川靖）》

1. 職員をいじめて何の得があるのだろうか。

最近、組合員ではないが、事務局長を始め重要なポストに異常ともいえるほどの数の（定年ではない）退職者が出ている。

退職した職員の中には上から暴力を受けた人がいるという話も聞こえてくる。心が折れるほどの仕打ちを何でもない事と思っているのであろうか。慰謝料を払えば解決する、という姿勢では、世間からの信頼は到底得られない。

2. 林屋亀次郎初代理事長の言葉「先生と学生を大切に下さい」。

この言葉は、教職員を統括する立場の人間に向けてのものと思われる。250日教育にはスケジュールに教員の名前が当てはめられ、授業が行われることになる。しかし、授業は単に学生の前で学習すべき事柄を一方的に話すだけではダメなのである。学生が理解しているのかを判断しつつ、どうすれば自分の話を聴いてもらえるのかと工夫する「魂を込めた授業」が行わなければ、教育効果がない。大学当局から大切に扱われない教員が果たして、魂をどれだけ注入できるのか、甚だ疑問である。

3. 人の上に立つことの意味。

偉ぶるためではないのだ。組織・団体で仕事を進めるためには指揮が必要になるが、指揮者のやり方と組織員の指揮者に対する信頼度が結果に大きく影響する。その人の資質や業績の高さ、アイデアの合理性などを他人が評価する。評価が高ければ、人の心を掴むことが容易であるし、また尊敬を受けることにもなる。そうでなければ、人を動かすことはできないのだ。人が嫌々従って行う仕事は、ろくな結果を生まない。

解雇撤回裁判の全体を通じて

原告側の視点に立てば、被告大学法人理事会は、未来創造学部の設置に乗じて、カリキュラムの操作によって有力な組合員である裁判当事者を閉め出すことを意図したのであったが、その構図を否定する被告側準備書面、陳述書（主に河島氏が陳述）及び証人尋問における証言には、学部廃止と新学部設置の経緯や「配置基準」、「解雇事由」、「職種限定合意」、「射程内科目」など、争点となった基本的論点やそれに関わる事実に関して、不正確且つ恣意的に歪曲された記述及び証言が多かった。原告側から大量の陳述書が提出されたのは、それらに対して精密な検証に基づいて一つ一つ反論したからである。それにより、一々あげるときりがないほどに被告側主張の多くの嘘が暴かれ、それが、仮処分申し立てから控訴審に至るまでの裁判の結果にも反映された。これは、6年制薬学部の設置に乗じて薬学部の有力な組合員を閉め出そうとしたために組合が救済を申し立てた、労働委員会における審理から決定に至るまでとまったく同じ経過であった。

被告側主張の虚偽主張でもっとも甚だしかったのは、ユネスコ文書の偽造である。河島氏は、雇用目的終了の理由の一つとした外国語を英語と中国に特化することについて、労働委員会係争事件を含めると3度にわたりユネスコの「提言」をあげた。これは、はじめ引用であることを示すカギ括弧がついていたが（金沢地裁、河島陳述書乙31、p40以下及び「被告準備書面」（1）p20）、2度目にはカギ括弧を外して引用するなど不自然であった（金沢地裁、河島陳述書乙150、p45）。「提言」なるものの内容も、そもそもユネスコの精神に反することから、原告側が典拠を示すように再三要求した。しかし、出典は示されなかったため、原告側は文科省を通じてユネスコ本部に照会した。ユネスコ本部からは、そのようなユネスコ文書は存在しない旨の回答があり、偽造であることが判明した（金沢地裁、田村陳述書甲280、p31以下）。その後、河島氏が控訴審において英語、中国語の2外国語特化を説明した際には、ユネスコの「提言」なるものは削除されている。（名古屋高裁、河島陳述書乙226）

また、被告主張においては、ある基準（例えば「射程内科目」）を当事者のみに当て嵌め、他者の場合には軽視もしくは無視しようとする、いわゆるダブルスタンダードも顕著であった。その客観性に対する疑義は、原告側の精密な検証によって明瞭になり、裁判所の判断の有力な論拠となって判決に至ったとみられる。

支援活動 ― 「田村・ライヒェルトを支援する会」

解雇撤回裁判には、組合の共闘の他、私大教連から、労働委員会係争事件に続き金沢への書記局員派遣や署名活動への取り組みなど、並々ならぬ支援があった。さらに、田村氏とライヒェルト氏の解雇撤回裁判を支援するために「北陸大学田村光彰教授とライヒェルト・ルート教授の解雇撤回訴訟を支援する会」（略称「田村・ライヒェルトを支援する会」）が結成された。発足集会は2007年5月27日勤労者プラザ（金沢市）で開催された。当日の参加者は約30名、設立趣意書と会則が採択され、世話人13名、その中から代表世話人4名が選出された。世話人を引き受けたのは、組合関係者（OBを含む）、田村氏周辺の市民運動仲間、友人たちであった。会員名簿登載の会員は約110名。会の活動は、会員募集と寄付金募金、署名活動、広報活動などであった。

発足集会参加呼びかけ文

「参加呼びかけ」では因果関係の逆転による「解雇」の不当性を訴えた。

学校法人北陸大学は平成19年3月31日をもって田村光彰教授とライヒェルト・ルート教授の「解雇」を発令しました。「解雇」理由は、平成19年度以降「科目がないことが確定」しているから、とされています。

しかし、この因果関係は逆です。正しくは、「解雇」するために担当させないように作為したのです。この「解雇」は、始めに強固な解雇の意志があったと言えます。しかし、このような意志に基づく「解雇」は働く者の権利を根底から否定するものであり、決して許されることはありません。

両教授は、解雇無効確認訴訟のために、金沢地裁へ地位保全の仮処分を申し立てました。すでに、地裁を舞台に攻防が始まっています。私たちは、両教授の訴訟を物心両面から支援したいと思います。

発足趣意書

趣意書は、両氏の教育歴を紹介した後、本人たちに帰責事由のない『解雇』を強行した真の理由として唯一考えられることは、民主的な大学運営を求める教職員組合に対する積年の憎悪』であると説明した。とりわけ、組合の有力なメンバーで、法人理事会の不祥事や不明朗な経営を批判してきた田村氏の「解雇」は、北陸大学の他の不当労働行為事件と同じ流れの中で生じた、と位置づけた。

実際の活動

2007年10月に解雇撤回署名活動を開始、2008年1月に解雇撤回要求署名929筆（後に1076筆集まる）を北陸大学法人に提出した。同日記者会見。

2010年4月、金沢地裁における解雇無効の判決を受けて、復職要求署名活動を開始した。この時は、私大教連、県教組、高教組、連合、全国一般、北鉄労組にも協力を要請し、9

月に復職要求署名7649筆を大学法人に提出した。同日記者会見。

募金活動は2回にわたり展開し、会費と合わせ約340万円が寄金された。これを以て田村、ライヒェルト両氏の裁判費用と弁護士費用のほぼ全額がまかなわれた。

発足集会から2011年11月19日の第5回最終解散集会まで、5回の総会が開催された。第4回総会では、裁判の主任弁護士、菅野昭夫氏の講演があった。氏は裁判の経過を解説し、「裁判の主戦場は法廷ではない」との檄を飛ばした。

最終報告では、「組合ニュース」と共通の和解内容報告をして、会の活動を締め括った。

勝利的和解と理事会の責任

「組合ニュース」303号（11.11.15）は、6ページにわたって原告の一人田村氏の署名入り記事を掲載している。田村氏は「勝利的和解と理事会の責任」という見出しで裁判の争点を批判的に振り返り、和解結果の報告に続いて、最後に理事会の責任に言及した。

しかし、これですべてが終わったわけではありません。その最大の問題は責任の所在です。組織としてこの所在を明らかにすることは義務です。なぜならば、過去の責任を解明することで初めて二度と繰り返さない未来に繋がるからです。

2010年1月28日、「北陸大学教職員組合ニュース（第291号）」は、理事長の月俸「100万円」アップを伝えました。この時、責任の所在を明らかにしていれば、その後この問題は、マスコミに書かれずに済みました。4月23日に初めて新聞が報道しました。「文科省が北陸大学調査」（北國）に続いて、6月6日には「北陸大『お手盛り』文科省指摘」「理事長100万円昇給撤回 北陸大、学内反発で」（北陸中日）、翌6月7日、「北陸大、理事長報酬増額を撤回 文科省指摘で」（共同通信、全国配信）、6月8日「北陸大理事長の報酬増額を撤回 文科省指摘受け」（北國）と高額報酬は続々と報じられました。

この時、文科省からの補助金（私学助成金）もカットされました。「組合ニュース（第296号）」は、次のように記しています。「本来、学生、教職員の教育、研究、福利厚生に充てられるはずの私学助成金が、理事長、理事会の「大学私物化」（北陸中日、2010.4.30）により、カットされた」。時間外勤務賃金の不払いが続き、賞与が減額され、給与は「改定する」と約束しながら約10年も凍結されている中での増額でした。

これだけ報道され、社会的評価を落としたにもかかわらず、繰り返しますが、責任の所在が問題とされた形跡はありませんでした。不祥事の責任を公にし、謝罪をするべきだと考えますが、今日までなされていません。火種はそのまま残っていると考えざるを得ません。また繰り返されることを恐れます。

この恐れは北陸大学の歴史を垣間見るだけで現実感を増します。国に虚偽報告を2度も行った北陸大学は、既に14年も前から文部省（当時）により「異例の行政指導」（読売、1997.2.3）を受け、「公共性を自覚した運営を求め」（同）られているのです。この時も責任をとった理事は報告されていません。したがって次から次と理事会の不祥事は続発し、そのたびにマスコミに報道されました。す

なわち、4人の理事の高額報酬で補助金のカット、再行政指導、日本中に悪名を轟かせた日本刀事件、これらは「公共性」を欠いた大学運営の典型です。反省と責任の所在を明らかにしないために、その後の「休日出勤、割増賃金不払い」（読売、北中、2010.3.28）、「理事長の親族料亭 学内食堂で商品製造」に直結しました。マスコミの言う「大学私物化」は繰り返され続けてきているのです。

北陸大学は、「就業規則」の「懲戒」の項で、「学校法人北陸大学の名誉・信用を失墜したとき」「懲戒解雇」（93条）の場合となる、と述べています。一方、私たちには、経営側主張によれば、「成績不良」も就業規則等に違反する「非違行為」もないのに、解雇されました。

理事会は、続発する不祥事により「社会的評価を失墜させ」（2010年、田村陳述書甲 316号証）ながら、学生数の減少を教職員の責任に転嫁している事態は異様です。まず自らが襟を正すべきです。

私たちの解雇－勝利的和解を契機に、理事会はまともな、本来あるべき理事会へ生まれ変わることが望みます。そのためには、膨大な裁判・弁護士費用をかけ、一審仮処分決定、一審裁判判決、高裁仮処分決定と3度の公の機関で、そのすべてに敗北し、4年半も解決を引き延ばしてきた理事会が責任を自覚し、責任者を処罰することが第一歩です。

当時の組合書記長でもあった田村氏は、組合が追及してきた大学法人理事会の経営実態に何の変化もないどころか、自らの失態の自覚もないままに独善的にますます強化されていく北元理事長支配体制を問題にしている。この支配体制が続くかぎり北陸大学は経営的にも道義的にも沈下し続けるという認識であった。

V 賃金交渉（2003～2015）

2003年以降の賃金交渉

賃金交渉は2002年度までにほぼパターン化した。組合は年度の初めに賃金を含む諸要求を提出し、団交開催を要求する、法人理事会は団交を遅らせて夏季賞与時直前に回答する、交渉に必要な財務状況の開示もなく交渉は平行線をたどり、時間切れで賞与は暫定支給もしくは仮払いとなる、給与に関しては、2002年以降は年齢給のみで定昇概念は消滅し、交渉は常に平行線で年度末に法人理事会提案のままに支給される、というパターンであった。

賞与に関しては2003年～2005年の交渉経過を岡野陳述書（平成18年度石労委北陸大学事件）が、2006年～2007年夏季までを雇用上の地位確認等請求事件の林陳述書（甲269号証）が組合文書に基づき詳細に論述した。岡野氏はそこで、賞与交渉に対する理事会の態度は一貫している、ぎりぎりまで団交は開かず、支給案を示すのも最後まで遅らせて交渉の時間をかぎりなく少なくする、そして提案を示したら変更をせずに時間切れを理由として支給を強行するというもので、交渉する気などないと述べた。事実、2005年度の冬季賞与は、ついに団交を待たず、その前日に支給内容が学内に通知された。林陳述書においても、詳論するところは同じパターンの繰り返しであった。

給与交渉では、法人理事会団交担当者は団交において何度も給与体系を改正すると言明した。職能給と年齢給で構成される俸給表は、運用次第では年齢給のみの支給を可能にし、昇給幅がきわめて低く抑えられた。北陸大学では、恣意的な運用によって定昇概念は消滅した。このような運用の弊害は計り知れない。団交担当者の意識の中にもそれはあった。しかし、法人理事会の改正意図は不明だった。2003年度第1回の団交で、法人理事会側から、給与改定については、「年令給のみ改定する。一律の給与改定は今年が最後で、来年度は違った給与体系としたい」という発言があった。資料の類は一切示されず、法人側に交渉しようとする意思は全く見られなかった。結局、給与改正が具体化することはなかった。

賃金交渉は、組合側が如何に不誠実団交により実質交渉が出来ないと感じても、法人理事会に公正且つ民主的な運営の意思がない限り、合理的且つ公正な交渉は成り立たなかった。執行委員は丁寧に手順を踏んで交渉してきたが、組合が大学民主化に取り組みスト権確立を可能にした頃の勢いを失うにしたがって、状況は悪くなるばかりであった。

因みに、「組合ニュース」248号（07.6.7）に掲載された2001年度から2005年度までの5年間の人件費比率と帰属収支比率の表を見ると、人件費比率は年を追うごとに低くなり、2004年度には40％を割り、2005年度では36.6％であった。この間、医歯系を除く私大全国平均（『月報私学』）は51％から52％台を行き来していた。帰属収支差額比率はほぼ

20%台超と私大全国平均の10%前後を大きく上回っていた⁴。したがって、この表から見ても北陸大学の給与は私大全国平均と比較して著しく低く抑えられていた。

賞与概念の変遷

賞与概念の消滅

2005年以降、賃金交渉はさらに悪化の一途をたどった。それは法人理事会による賞与概念の変遷に端的に表れた。法人理事会は2004年9月に就業規則・給与規程の改定案を提示したが、そこには賞与に関する重要な変更があった。賞与に関する規定は従来給与規程の中に入っていた。改定では、それは給与規程から抹消され、就業規則の中に移した。そこで「教育成果の達成度、業績及び勤務成績を考課・勘案し、定期的に支給される給料とは別に賞与を支給することができる」となった。賞与を給与から外したのである。

この改正を反映してか、法人側担当者は団交等の賞与交渉時にしばしば賞与を否定する言辞を弄した。先ず2005年年末には上乘せ部分を「努力賞」と称した。このときはまだ賞与の一部に過ぎなかったが、その後

「賞与は給与とは異なる」（2006年夏季）、「賞与は要求されるものではない」、一律金の10万円について、「これは賞与ではない、交渉結果出すものではない」（2006年年末、松村理事）、「成果のない支給は今回を最後とする覚悟」（2007年夏季、松村理事）、「特例の賞与」（2007年年末）、「賞与は特段の功績・貢献に対して称える『賞』として位置づける」（2007年年末、河島学長通知書・松村理事通知書）、「お心付け」（2007年年末、河島学長）、「特例措置」（2008年夏季、河島学長）、「志」（2012年年末）

とのネーミングが弄され、北陸大学法人理事会においては「賞与」概念は定昇概念に続いて消滅した。これにより、2006年には賞与交渉は団交の議題から外されたり、見かけ上の団交も経ずに支給されたりする事態が生じ、それが常態化した。

組合の主張

組合は、「組合ニュース」259号で、まず、賞与消滅の基となった改正賞与規定が労基法に基づかないものであることを主張し、施行の不明朗な経緯を批判した。

先ず始めに確認しておきたい。労働基準法第11条は、「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と定めている。そして、同法の第2条は、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定

⁴ 帰属収支差額比率（『月報私学』の説明）：帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の帰属収入に対する割合。この比率がマイナスの場合は消費支出超過で著しく経営が窮迫している（499大学中123大学）ことを意味する。北陸大学のように、20%を超える比率の経営状況が極めて良好の大学は102大学である（『月報私学』VOL103）。

すべきもの」と定めている。一方、労働組合法では、労働組合は「自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう」とされている。

ところが、北陸大学理事会は、昨年の年末賞与支給の際には、賞与額に関する組合との協定を拒否し、各教員に「賞与は特段の功績・貢献に対して称える『賞』として位置付ける」（松村常務理事及び河島学長平成18年12月8日付通知書）と通知した。

このような強硬姿勢への転換点に、就業規則と給与規程の改正がある。平成16年のことである。この年の9月7日、理事会は組合に対し就業規則と給与規程の改正案を示した。これは各教員にも「(案)」として配付された。改正の主旨は主として賞与の扱いにあった。この案には多くの問題点があった（「組合ニュース」218号）。その後の団交（9月24日）において、組合はその問題点を指摘したが、理事会側の回答は、総じて、今まで通りだから問題ないという主旨で、合理性のある説明はなかった（「組合ニュース」219号）。それにもかかわらず理事会は組合に「同意書」提出を求めてきたので、組合は理事長との面会を2度申し入れた。しかし、面会は2度とも拒否され協議は進展しなかった。組合は翌年3月に金沢労働基準監督署宛に意見書を提出し、再度協議した上で改正を届け出るように監督官庁から促すことを要請した。問題の改正案は、その後、施行日付が入らない「(案)」の状態で、HUネットに掲載されている。3年を経た現在、「北陸大学規程集」には収録されていない。

今回の団交で、この改正は届け出されていないことが明らかになった。即ち、「そのままになっている」ということであつた。したがって、施行日の日付なく、監督官庁へ届け出もされず、規程集にも収録されていないこの改正（案）は、公式には施行されていない。それにもかかわらず、理事会は賞与の位置づけ変更のキャンペーンをエスカレートさせ、規程上の根拠なく、賞与交渉を実質拒否してきたのである。（「組合ニュース」259号、07.11.29）

損害賠償訴訟

組合は、2007年の解雇撤回裁判の際に組合も原告となって、2003年から2007年夏季までの交渉経過を詳述し、各期ごとに団体交渉義務違反、不誠実団交の理由で損害賠償を請求した（訴状）。組合は、団交開催まで何度も要求項目を明記して団交申込書を手渡し、団交経過を「組合ニュース」で報告していた。それらの証拠から不誠実団交を立証した。賞与のみの訴訟としたのは、賞与に関する損害額はある程度計算できたからである。

被告法人理事会側は、それぞれのケースで反論し、組合は概ね暫定支給に合意し、組合役員も賞与を受領したとして、誠実交渉義務違反を否定した（被告準備書面2）。もっとも、証人尋問で証人となった松村常務理事は、原告代理人蕪城弁護士の反対尋問により多くの点で自らの陳述書の主張を維持できず、団体交渉時の誠実交渉義務を怠ったことを認めざるを得なかった（金沢地裁証人調書）。しかし、裁判所の判決は、「被告の対応状況には、遺憾で改善すべき余地があると解されるものの違法があつたとまでは断じがたく、仮に違法と評価されるものであつたとしても、軽微なもの」、「誠実に団体交渉に応ずべき義務違反による違法性は軽微であつて、原告組合の社会的信用の低下等の無形の損害が生じているとまでは解されない」等の理由で、被告の不法行為責任は認められない、とした。

不毛な給与改定交渉

給与交渉においても、事情はさして変わらなかった。2009年1月の団交を報告した「組合ニュース」284号（09.4.9）はそのことを如実に伝えている。

《給与改定について》

組合：（法人側は）6年前から給与制度を行うと言ってきた。何故遅れているのか。

法人：その話は本当か（中川専務理事が事務方に向かって問いかけ）。

（専務理事が知らないことが露呈した。組合の給与水準の改定の要求に対して、法人側は「新しい給与制度を作成中」という理由を使い、6年も回答を遅らせてきたが、給与制度改定の話は理事会の方針ではなく、給与交渉を逃れるための姑息な目眩ましであることがわかった。実質的に誠実交渉義務違反である。）

法人：もう少し時間が欲しい。年齢給＋職能で。

組合：4月に遡ってやらないと。

法人：3月31日までに間に合うように。

ところが、3月24日に事務局長名で配信された「平成20年度給与の年齢給の昇給について（お知らせ）」と題するメールで、年齢給のみの昇給が通知されました。どうやら「3月31日までに間に合うように」、「年齢給＋職能給で」の話は蒸発してしまったようです。

不誠実団交の結果は目を覆うばかりであった。1年前の2008年2月に「組合ニュース」266号（08.2.7）は給与の実態調査の結果を報告した。組合は10年前とのあまりにも大きな差にショックを隠せなかった。報告によると、月額給与は、10年前と比べて、教授は約7万9千円、准教授は45歳以上で約9万7千円、講師は約2万5千円、助手は1万円以下の減であった。12年前に遡って比較すると、各年齢層平均で35歳から45歳の中間層は年収で約200万円、55歳から60歳までは約300万円、60歳以上は400万円の減であった。

6月には「組合ニュース」272号（08.6.27）は他大学との比較を掲載し、人件費比率が他大学より10％低いと訴えている。

Ⅵ 大学正常化への希望 – 北元理事長の失脚 –

変化は意外なところから起きた。裁判終結の2年後、組合の外で法人理事会に協力してきた現職役職教員と経営中枢の内情に詳しい人物により、いわば内部告発の手法で、北元理事長及び追従者たちの退任が実現した。

2013年2月18日、副学長以下学部長、教務委員長などの役職教員連名で、「全理事、評議員、教員、事務職員の皆さまへ」というタイトルの下に、北元理事長の退陣を要求する「学校法人北陸大学の経営を正常化する会」の結成が全職員に配信された。そのアピール文では、大学の危機的状況を訴え、その原因に北元理事長の多年にわたる人間性無視の独裁と個人的金銭欲をあげた。設立趣意書は、大学入学志願者数の激減、未来創造学部の失敗、薬学部の高い留年率と国試の不振などの異常事態を理由とし、北元氏と彼に追従してきた法人幹部役員の責任を追及し、彼らの退任を不可避と主張している。結成の日付は2012年11月25日であったから、深く潜行して準備されたことが窺える。参考資料として添付された文書には、「北元理事長の真実について」と題して、恐怖、暴力による組織支配の実態が具体的に記述されている。その他、大学の現状を無視した高額報酬や組織の私物化、公私混同が把握されていた。また、スピード違反による免許取消や沖縄県で秘密裏に免許取得などのスキャンダルも具体的に暴露されている。ここには、教職員組合がかねてから追及してきた不祥事や、組合との法廷係争事件における北元経営陣の全面的敗訴も含まれている。

おそらく、組合には入手できなかった内部事情が決め手となったと思われる。それにより、法的告発に耐えられないとの判断から、教職員組合が退陣要求を繰り返しながら実現できなかった、理事長退陣が実現したと思われる。しかし、この退陣は、組合が不屈の精神で絶えず法人理事会即北元理事長の大学運営を批判し、責任追及をしてきたことが導いたとも言える。これまでの組合による不屈の追及がいろいろな意味でボディーブローとして効いたのである。

2013年2月26日、2学部廃止決定以来約10年、理事長と追従者たちの退任は実現した。それを実現した「経営を正常化する会」は、正常化計画案を公表し、北元氏に対する告発の最後では「理性と常識を持った新しい経営陣に刷新しなければなりません」と宣言している。組合は「経営を正常化する会」には組織として参加しなかったが、行動に至った勇気を称賛し、同「正常化する会」の主旨にしたがって大学改革に協力することを表明した（「組合ニュース」305号、13.3.19）。しかし、大学設立40年、組合設立20年の時点で、北元氏とその追従者たちから現経営陣への交代が単に権力の空白を埋めたのではなく真の刷新になったかどうか、その帰趨はまだ定かではない。

とはいえ、一筋の光は見えた。2013年夏季賞与交渉では、初めて団体交渉の場に評議員会に出されるものと同等の財務諸表が出され、長年要求してきた細目部分も明らかにさ

れた上で交渉ができた。その結果、久々に法人提示額に上乘せができ、確認書も交わされた。2013 年年末賞与交渉では、粘り強く折衝して法人の大幅な譲歩を引き出すことができた。給与に関しても 2013 年度から 3 年計画で学内の不公平や他大学との格差を是正する計画が立てられた。その内容には組合も合意し、妥結した。2014 年の年末賞与交渉も、組合の要求に配慮した妥結となった。

北陸大学教職員組合は、大学を大学らしくするために学内民主化を目指して結成された。20年の歴史の前半は、人的にもよくまとまり、エネルギーの高まりがあった。後半は、組合員を法人理事会の不当行為から守るためによく闘って勝利したが、組合から多くの人 が去り、大学自体の人的浪費も著しかった。大学の日本人入学志願者の低迷は相変わらずである。北陸大学の暗い時代はひとまず克服された。今や、低迷を脱するために新たな結集の時である。組合は、さしあたりは「正常化」に協力しつつ、大学創立と組合創立の原点に思いを馳せ、その後の歴史をよく洞察し、ポスト北元に対応する自らの立ち位置をもう一度再考・再構築しなければならないであろう。職場環境と教職員の生活が守られ、大学の使命とする教育・研究実績を回復し、大学が社会的に再浮揚することは、北陸大学に集う人、集った人みんなの願いである。

追記

「組合ニュース」のバックナンバーは北陸大学教職員組合ホームページ（<http://www.hussu.jpn.org/>）で閲覧可能

特別寄稿

なぜ組合だったのか、そしてその結末は

土屋 隆（初代執行委員長・当時薬学部教授）

本教職員組合二十年史の原稿を事前に読ませて貰った。読み進むうちに、老い衰えつつあった私の脳が活性化され、組合設立当時の諸々が鮮明に思い出されて怒りが再燃してきた。20年、実質で10年余の間に、他に例を見ないほど多くの、権力を振りかざしての不当かつ悪質な理事会側からの攻撃に耐えながら、大学の正常化に情熱を注いだ組合員の皆さんの努力と、さらに、それらの顛末を詳細に記録に残し理路整然と纏められた林先生をはじめとする編集に携わった皆さんの努力に改めて頭が下がる思いだった。このように有能な教職員の大学を正常化しようと結集したエネルギーと能力を、大学の更なる発展の為に使われていれば大学は衰退することがなかったのにとすると、残念でならない。

本二十年史の「はじめに」の項の冒頭に紹介された「組合が必要ではない大学にするために組合を」の言葉は、教職員組合の結成大会の折に、思わず出た私の本音であった。作らずに済むようであったならば組合など作りたくはなかった。組合の設立とその後の運動に参加されたほとんどの教職員も同じ思いであったであろう。20歳半ば過ぎから、国立大学での助手と私立大学での助教授を経て、北陸大学の開学当初から薬学の教育・研究に携わり、一貫して労働組合などとは無縁な生活を送ってきた私が、定年まであと数年の60歳代になってから組合設立に関わることになるなどとは全く想定外のことであった。

実験科学系の研究室では、実験を中断出来ないことや危険を伴うことなどもあって、深夜まで、または徹夜、休日までも大学に出て学生や大学院生たちとの実験やゼミに付き合う教員が多いが、当時の本学薬学部の教員達も例外ではなかった。手当などもない長時間かつ休日勤務ということで、いわゆる基準内労働条件などとはかけ離れたものであったが、教育・研究者には当然のこととして受け入れられていた。開学当初の本学の教育・研究環境や待遇などは、ベストとは言い難かったがそれでも教職員の不満はさほどなく、大学は比較的順調に発展していた。それなのになぜ教職員組合を作らざるを得なかったのか。

その事情については、本史「組合結成とその背景」（第1部のⅡ）の項に詳しく記述されているとおりである。本学設立時には理事の一員に過ぎなかった北元喜雄氏が、理事長になると息子の喜朗氏を事務局に入れて理事とし、古くからの理事を次々と辞めさせて父子の意に沿う者だけで理事会を固めて、オーナーでもないのに世襲的に息子に理事長職を譲って大学をいわゆる私物化してしまった。これが本学の悲劇の始まりであるが、このような形で組織の私物化自体は世間でも珍しいことでもなく、好ましくはないが必ずしも

非難すべきではないかも知れない。たとえ私物化しても、学内の多くから支持・信頼され円滑に大学運営がなされるようであれば、何も問題は起こらなかった筈である。

ところが、その北元理事長父子は、諸規定を理事長に権限が集中するように変更させ、教学事項にまで深く干渉し、教員に対しても抑圧的になった。その結果、教育・研究環境や教職員の労働条件や待遇が極端に悪化の一途を辿りこれらの劣悪な環境に耐えられず、多くの教員が本学を去らざるを得なくなった。今のうちに大学を正常化しておかないと、確実に来る受験人口が激減する時代に生き残れないのではないかと危惧し、その正常化の手段を学内の有志と模索した。学外の多くの学識経験者の方々からも意見を賜り、結局、個人的な運動では無理だろうから法で守られる労働組合を作りその組織として正常化・改革活動をするのがよいとのアドバイスを受け、組合の結成に踏み切ったのであった。組合の活動によって法人理事会が正常化されて、理事会本来の任務である「学長の下で教員が安んじて学生に良質な教育・研究を専念して行えるように環境を整備すること」に徹し、教育の現場は正常な学長のもとで教員に任せられるようになれば、「組合など必要ではない正常な大学になる」と私は思い願っていたのであった。

私達の組合結成の決断を後押してくれたもう一つの力があった。それは学生達である。喜朗氏が理事長になって間もなくから、学生有志による理事長や理事会を批判するビラが頻繁に学内で撒かれるようになった。入手できたビラだけでも20種を超えるがその多くは理事長退陣せよであった。それらの中の「金日成・金正日親子の写真と北元喜朗理事長の写真を並べて理事長職の世襲を風刺したビラ」の学生の鋭いセンスに感嘆させられたが、これに関与した学生は長時間監禁されて理事長本人からも責められた。学生でさえ理事会が正常ではないと訴えているのに、教員が傍観しているべきではない、学生を犠牲にしてはならない、正常化の努力は教員がすべきであるとの思いが深まったのである。

正常な多くの私大では学長以外に学部長等の教員も理事会に加えて教学との円滑な意思疎通が計られており、本学でも薬学部のみ時代には学部長も理事であったが、外国語学部と法学部が出来て北元父子が理事会を牛耳るようになってからは学部長を理事にはしなくなった。私事になるが、なぜか私が薬学部長になった2年目に突然理事にさせられた。その年の後半に、理事長の北元喜雄氏が理事長職を息子の喜朗氏に譲るという情報が伝わってきた。当時副理事長だった喜朗氏の事務職員への激しいパワハラなどもあり、事務職員ばかりではなく、教員にも評判がすこぶる悪く、資質的にも彼が理事長になれば大学は混乱するだろうと思われていた。そこでそれを危惧して、私は父の喜雄理事長に「子息の喜朗氏はまだ本学での実績も少なく教職員の支持も低いようなので、もう暫く経験を積ませてからでは」と進言したのである。これに対して理事長から、「率直に意見を言って呉れるのは君だけだ、有難う」と礼を言われたが、しかしそれは「君が世襲に反対の態度を鮮明にして呉れて有難う」であった。危険を感じた彼らは、私を理事会から排除するために学部長に再任せず、さらに理事の辞表を私に書かせて、事務職員を代わりに理事にし

て、翌年の理事会でめでたく満場一致で世襲が成立したのである。それ以降 20 年以上経つが、教員を誰も理事にはせず、常任理事は学長以外すべて事務職員という偏りで、私立学校法で理事になることが決まっている学長以外の教員で理事になったのは私で最後のようである。理事長父子体制の理事会の内情をよほど教員には知られたくなかったからであろう。

私の理事在任中の理事会の様子は伝え聞いていた以上に異様であった。理事長父子の発言に理事達が意見を述べることは少なく、まして異を唱えることなど私以外にはなく、大変失礼な喩で恐縮だが、理事達は理事長父子の飼犬のようで、学長は借りてきた猫のようであった。

その後、組合から再三に亘って、さらに学生や父母からも、北元喜朗理事長の退陣要求が出され、元亜細亜大学学長の衛藤氏からまでも「北陸大学の諸悪の根源が職を辞しキャンパスの明朗になることを祈る、理事長はお辞めになるべき」と言わしめたのである。父の喜雄理事長に「現状の子息では理事長は無理だ」と不適格性を指摘した私の進言は、これらの事実からも的確であったということになる。

組合との団交には、権限のない理事達と本来ならば組合側にいるような事務員しか出席せず、組合の要求はすべて持ち帰っての繰り返しで、進展はほとんどみられなかった。理事長はまともに組合に対応する自信がなく逃げていたのだらうと思われていた。そして助けを求めてか、3 億円とも言われる退職金を手にして退いた父親の喜雄氏を再び理事として呼び戻したのである。その前理事長の喜雄氏が突然私の部屋に来るというので、橋本教授にも来て貰って 2 人で対応したところ、「組合は何を一番求めているのか」と切り出してきた。丁度給与のベースアップを団交で要求中だったので、そのデータを示して他大学と較べて本学の給与が極端に低いことを強調した。すると、「いくら出せばいいのか」と聞いてきたので、「とりあえず 3.5 億円」と答えた。それから間もなく理事会は、約 4 億円（推定）の補正予算を組み平均 20% 以上ものベースアップを突然一方的に組合に通知して来たのである。この大幅アップの事実だけを聞いて、理事会は組合に誠実に対応したと理解した向きもあるが、そうではなく単に金で懐柔しようとしたに過ぎない。喜雄氏はその後「金を出せというから出したのにあいつ等はまだ文句をいっている。けしからん」と喚いていたと伝え聞いた。それ以降も理事会側は、形式的には組合との交渉には応じてはいたが全く誠意を示さず、労働条件の改善などの殆どは労働基準監督署に頼って行われた。

「教職員有志」の上申書に基づき当時の文部省は、異例の厳しい「理事会等の改善」などの行政指導を北元理事長に再度に亘って行い、その旨を広く報道機関にも通知してくれた。これで理事会は正常化され、組合も必要ではなくなるだろうと我々は期待し安堵したのであった。しかし北元体制の理事会は、この文部省からの行政指導を完全に無視してしまった。理事会等の改善は、理事長父子のための現体制を改めることであり、彼らにとっ

ては死活に関わることであったからである。そして、文部省に上申した「教職員有志」と学長公選制などを求めた「大学正常化を目指す教職員有志の会」のメンバーのほとんどが組合員でもあることから、組合の狙いは「理事会の改革、北元喜朗理事長の退陣」であると確信し、自分達の体制を脅かす危険分子として組合を排除すべく、良識の府であるべき大学らしからぬ悪質な手段で次々と攻撃を仕掛け、不当労働行為を続けるようになったのである。そしてその後の組合の歴史は、法人理事会の組合嫌悪・敵視および攻撃との闘いの歴史であったといっても過言ではない。

教員や事務職員への不当配置転換や解雇などの不当労働行為の多くは、労働委員会への申立や裁判所への提訴などによって救済されたが、その他に枚挙にいとまがないほどの数々の攻撃をうけた。それらの一部を挙げると、設立当初の組合の弱体化を目論んでのことと思われるが、まず、委員長だった私への事実無根の中傷文書が再三学内に、さらにマスコミにまで別な文書が配布され、また、専門業者を使つての長期間の自宅を出てから帰宅までの徹底した尾行監視があり、これは近くの住民や学生にも目撃されていた。さらに衝撃を受けたのは、組合の執行委員会などの会議に（事前届出が必須で）使用が許可されていた教室に、盗聴器が仕掛けられていた事件である。それを報じた組合ニュースがマスコミに漏れて記事になったことに対して、理事会は「大学の名誉を傷つけ、侮辱し、信用を失墜させるもの」と激しく組合を攻撃したが、その括弧内に当てはまる行為を行ったのは自分達理事会なのである。それ以降学内では、教員達は自分の部屋や電話も盗聴されているのではないかと疑心暗鬼になり、学外者や学生からまでも、先生の室は大丈夫ですかと聞かれる始末で、大事なことは廊下や研究室で話し、公衆電話を使うようになった。私には組合が、当時普及し始めたばかりの携帯電話を特に準備してくれたのだった。

特に強調したいのは、教員苛めとも言える不当なパワハラ行為の多くに学長になった河島氏が深く関わったことである。学校の公共性を担保し、少数の理事による専断的な学校運営を防ぐために、私立学校法では理事、評議員、監事などの選出や構成について細かく定め、学長は必ず理事になることと第一に定めている。大学の目的は教育・研究であるから、その担い手の教職員の意向を無視して、経営側の都合のみで運営が行われないようにとの配慮からである。これを逆手にとれば、理事長が理事会を手中に収め、さらに学長をも飼犬化してしまえば、すべての大学運営を恣意的、専断的にすることが可能になる。そして、その忠実な番犬として北元父子に選ばれたのが河島氏である。

教授に昇任して間もないのに思いがけなく私の後任の薬学部長にして貰った彼は、理事長への忠誠心を示すためか、前述の私に対する再三の出鱈目な中傷文書の配布に関わり（学内と学外のマスコミ等の調査でも彼以外にはいないようであるとのことだった）、また、組合加入の教員に何かと圧力をかけて組合潰しに奔走した。それらが理事長に認められたのか、学長選挙では、ダブルスコアの大差で勝った組合などが推した候補を理事長が脅して辞退させ、理事会体制派の必死の組合切崩しも効なく大差で負けた理事会推薦の河島氏を学長にしてしまった。教員の支持がないのに学長にして貰った河島氏は、常に北元

喜朗理事長の顔色を窺いながらその意に沿うべく、本来は教員を守るべき立場なのに権力を振りかざして逆に教員を迫害し教育環境を改悪し続けたと言っても過言ではない。

これらについても本史の随所に詳細に記述されているが、主なものを挙げると、まず、外国語学部と法学部の突然の廃部とそれに関連した事項である。廃部の理由は曖昧で、苦し紛れに定員割れと教員の怠慢などと言っているが、受験生は減ってはいたが定員割れは生じてはいなかった筈である。そして、外・法2学部のそれぞれの内容を間引いて足したような受験生には何を学ぶのか分からない名称の未来創造学部を、旧2学部の入学定員の半分の定員で新設した。そして、旧2学部の教員の中で、組合や正常化運動に加わらなかった理事会寄りの者にはそれぞれに見合う担当科目を作って新学部に移籍し、加わった教員の多くは差別されて解雇予備軍として教育センターに配置され、その後は不本意ながら自分からまたは解雇されて大学を去らざるを得なかった。2名の組合員の教授はその折の解雇通知に抗議し、その撤回を求めて金沢地裁に提訴した。組合員をはじめ学外の多くの方々の支援も受けて勝利し、敗訴した理事会が控訴した高裁でも組合側の主張が認められ、解雇撤回で2名の教授は完全復帰することができた。

さらに驚くべきことに、旧文系2学部の残りの定員を薬学部に分け、入学定員を460名と倍増し理系では信じられない数の520名もの多数を入学させるという暴挙に出た。当時薬学部は6年制に移行することが決まっており、4年制のうちにと薬学部の志願者が増えていたので、理事長は「入りたいのを落とすのはもったいない」と言ったと聞いた。文系の定員を学納金2倍以上の薬学部に戻せば収入は倍増するわけである。結局、この一連の学部の改廃は、理事会の現体制の存続を脅かす文系の教員の排除と増収が目的であって、教育的な見地から行われたのではないことは明らかである。

当然のことながら薬学部では、前代未聞の数の学生の対応で教育現場は混乱した。それが尾を引いて、6年制に移行して10年近く経つ現在でも立ち直れないで低迷しているようである。新設の未来創造学部も、完成年度を待たずに学部との関連が明確ではないコースを新設したり、学科を改編したりで、何を専門に学ぶのか世間にアピールできずに日本人からは見放されて大幅に定員を割り、中国人留学生に頼らざるを得なくなったのである。

薬学部では、6年制に移行する際に人事など一切を決める準備委員会なるものをつくり、河島氏はその委員長として、組合や正常化活動した教員には不利な、体制派や河島氏を支持した教員には有利な極端に恣意的な昇任や採用を行い続け、新規採用者には組合には加入しないようにと釘を刺したと言われている。組合不加入を採用の条件にしたことになり明らかな不当労働行為である。そして遂に、見せしめとして組合幹部などの3名の教員を6年制薬学部から排除するという暴挙に出た。これは、4年制の学生が卒業すれば用済みで解雇を意味していた。組合問題として石川県地方労働委員会に救済申立てをし、組合側の主張が全面的に認められた。敗訴した理事会は中央労働委員会に再審査申し立てをしたがそこでも組合側の主張が認められ3教員は完全に復帰することが出来た。

これらの地裁・高裁での裁判、労働委員会の調停の際にも、河島氏は教学の責任者でありながら中川理事らと共に当該教員の解雇に躍起になっていたことは許しがたい。さらに、彼の主張する解雇の理由は、実態に合わず不当のうえ支離滅裂で、良識がなければならぬ学長の言とは思えないものであった。組合の目障りな奴を切れとの理事長の意向に沿うべく、苦し紛れにこのように出鱈目な理由をでっち上げたのであろう。

冤罪ともいえるこれらの件で教育・研究者として取り返すことが出来ない貴重な数年間を奪われた5名の教員に対して、理事長や河島氏、理事などからは一言の謝罪の言葉もなかった。

結局、組合設立当初の「攻め」が次第に「防戦一方」になり、目的とした「理事会の正常化・刷新」を組合の力だけで果たすことが出来なかった。設立2年後に文部省が「理事会等の改善」をするようにと理事長に行政指導をしてくれた時が絶好の機会だったのに、我々の見通しが甘かった。文部省にもやれることに限界があるのに、頼り過ぎてしまった。正常化を目指す「教職員有志」として上申したので、組合色を強く出すのを憚ったのでもあるが、躊躇せずに組合が先頭に立って、教員としての良識の枠を超えてでも、なりふり構わず理事会以上に手段を選ばずにやっていれば、その時点で改革ができたのではと悔やまれてならない。そうすれば、北元喜朗理事長を排除できて、河島氏や中川氏などの理事の出る幕はなかった。そして、外国語学部も法学部も存続してさらに発展し、薬学部も被害がなく一層充実発展し、いくつかの学部も増設出来て、北陸地区の代表的私立総合大学になった可能性が大いにあった。そうなれば、薬学部のみで開学したが、総合大学を目指して北陸大学と名付けた創設者達の意図に報いることにもなった筈である。多くの教職員が辞めることも迫害に苦しめられることもなかった。

そう思うとき、組合や教職員有志の会を主導した一人として、当時の自分の判断と力量不足が悔やまれ、不本意ながら辞めざるを得なかった多くの教員や事務職員、また、理事長や学長のパワハラで苦しめられた方々には申し訳なく、改めて心からお詫びを申し上げたい。

私は組合設立の約3年後に定年で大学を去ることになったが、その後の労働委員会への救済申立と解雇撤回の裁判に微力ながらお手伝いができ、5名全員が復帰出来たことがせめてもの救いである。

組合の設立から活動のすべてをやってこられたのは、学外の多くの方々に助けられ、励まされたからであり、この場を借りてお礼を申し上げたい。

弁護士の方野昭夫氏には、全くの未経験の私達に、組合の作り方から活動の仕方、不当労働行為への対応などのすべてを指導して頂き、さらに、労働委員会への救済申立や解雇撤回の裁判などのすべてを勝利に導いてくださり、いくら感謝してもしきれません。菅野氏と共に救済申立や裁判などを担当して頂いた弁護士の蕪城哲平氏、田中和樹氏、および

事務所の皆様方にもお世話になった。

学長問題の裁判では、東京弁護士会の大室俊三、有賀信勇の両氏にお世話になり、日本私立大学教職員組合連合会の三宅祥隆氏には多方面に亘って指導して頂いた。設立時には多くの県内外の組合関係者に、その後は、労働基準監督署、労働委員会、警察、検察など多方面に亘る多くの方々のお世話になった。上申した際に私たちの話を丁寧に聞いて頂き、適切に対応して下さった当時の文部省の担当者の方々にも深く感謝したい。学生や卒業生、父母の方々、さらに一般市民の方々からも激励を受けた。これらの多くの方々に深く感謝する次第です。本当に有難うございました。

定年退職後に病を得て他界された、組合設立の準備段階から苦労を共にした橋本忠（当時薬学部教授）先生のご冥福をお祈りして、本稿を終わりたい。

（追記）

平成25年2月に北元喜朗理事長が突然辞任した。「学校法人北陸大学の経営を正常化する会」が理事長と理事幹部達の退陣を迫った結果ということだった。組合が長年求めても果たせなかった理事長を退陣させたことに対して、私達は組合のOBとして、その会に感謝とエールを送った。しかしその後、その会のメンバーの殆どは、理事会寄りだったので役職に任命された教員や事務局幹部になった事務職員であることが分かり、クーデターというよりも、失礼な表現を使うと、飼い犬が飼い主の首を噛み切ったような感じがして複雑な気持ちになった。本年史の最後の「VI 大学正常化への希望—北元理事長の失脚」の項に記述されているように、退陣を求めた理由の殆どは、以前から組合が指摘している事柄であり、これらの理由だけで北元氏が素直に辞任するとは思えない。北元氏が退職金不払いを不服として訴訟を起こしたことが報じられたが、これだけで北元氏へ退職金を払わない理由になるのだろうか。もしなのであれば、中川、河島の両氏にも何らかの罰則があるべきである。本当の理由をある程度推測は出来るが、やはり明らかにすべきであろう。

北元氏や河島氏を辞めさせて理事会は正常化したのだろうか。北元体制だった旧理事会が現理事を決め、常任理事はすべて北元体制寄りで幹部になった事務職員のための理事会で果たして正常化されるのだろうか。学外理事や監事なども適任なのだろうか。大いに危惧するところであるが、理事長以下努力をしていると聞いているので、大学全体が正常化し、発展することを期待して静かに見守りたい。

寄稿

不屈の闘いをたたえる。

弁護士 菅野昭夫（組合顧問弁護士）

北陸大学教職員組合とは、本当に濃密なお付き合いをさせていただいた。

最初のきっかけは、95年早々であったと思う。劣悪な労働条件と理事長の専制支配を改めさせるために、何とか教職員組合を結成したいという相談であった。それから、その年の7月の組合結成まで、薬学部の土屋先生を初めとする教職員の方々が何度も訪れ、組合結成に当たりどのようにして弾圧を防ぎながら多数の教職員の加盟を実現できるかを協議した。聞けば聞くほど、他の大学に類を見ないワンマンがまかり通っている現実に驚いた。このとき想定していた弾圧のいくつかがまもなく次々と現実化したのだから、当時の大学は本当に圧政が横行していたといえる。秘密裏に行われていたのに、組合の結成集会の開催が筒抜けとなっていて監視員が会場付近に配置されていたり、執行委員会の会場に盗聴器が取り付けられていたりなどは、私が経験した数多くの労働事件の中でも、稀有の事例である。

さらに、毎年のように不当解雇などの事件がいくつも発生し、裁判所や労働委員会での法廷闘争に明け暮れた。オリンガー講師の不当解雇事件、吉田和弘氏の不当配転事件、藪・松井両先生に対する名誉教授号の授与拒否、新学部設置を利用した田村・ライヒェルト両先生に対する解雇、6年制薬学部教員不当配置等々、これらの弾圧は、すべて裁判所か地労委でその不当性が断罪されて、闘いは組合の成功裏に終了した。これらは、組合に対する理事長の憎悪に動機付けられた不当な攻撃であったとはいえ、労働法的には決して容易な闘いではなかった。しかし、これらの事件の当事者を含む組合の中心的な方々は、本当に粘り強く、なるほどとうならせるような知恵を出してくれた。振り返ってみると組合がよくこれだけの攻撃に耐え抜いてきたか、驚嘆せざるを得ない。

私は、1968年から労働弁護士として歩んできたが、北陸大学教職員組合とのお付き合いは、私に実に多くのことを教えてくれた。組合の中心的な教職員の一人ひとりが、常に優れた戦闘性と柔軟な思考で、問題の解決に当たってきた。各事例の検討の際には、私は、しばしば過大な準備事項を指示していたが、彼らは、何時もこれを黙々とこなし、その水準の高さにしばしば驚愕させられた。そして、これだけの弾圧が重なっても、もうだめだというような声は一度も聞いたことが無い。

こうした、不屈の戦いは、ボディーブローのように圧政を揺るがしたものと思われる。理事長の退任という形でその成果が現れるには、長年月を要したが、組合の闘いがあったからこそと、私は思う。

弁護士として50年近い馬齢を重ねたが、北陸大学教職員組合とのお付き合いは、私の弁護士人生にとっても、すがすがしい思い出となっている。

組合の不屈の闘いを、心からたたえたい。

あれから 10 年

橋本 忠（元組合執行委員、元薬学部教授）

情熱が感じられた。薬学部だけではなく。他学部にも熱気があふれていた。学内をまわって、多くの方々と話をして意気込みを感じた。全く新しい体験であった。

大きな疑問が徐々に確信に変わっていった。前途多難と思われたが、結成の時には感激もし、感謝の気持ちでいっぱいだった。（編注：この寄稿文は氏の生前、10 年前に計画された「組合十年史」に寄せられたものである。氏の何ものにもひるまない言動は後進を強く鼓舞した。）

“こんな筈ではなかったのに”

越浦良三（元北陸大学学長）

「北陸大学教職員組合 10 年史」を出版するので寄稿を願いたいとの手紙をいただいたが、その文中に、大学の状況が実に悲惨で今は手の施しようがないと書かれていたことが、筆を取るにあたり私には正直のところ気が重かった。1995 年 7 月 6 日、当時の執行委員長土屋さんより趣意書、結成宣言同封の挨拶状が送付され、以来この 10 年間に送られてきた「北陸大学教職員組合ニュース」は、実に 231 号となり、今その軌跡を辿ると、大学構成員の日々の苦悩と忸怩たる心中は痛いほど汲み取られる。

北陸大学創設準備委員として教員組織・カリキュラム等学務面を担当し、北陸大学申請登載教員として大学設立に力をお貸しいただくようお願いに回った私にとって、北陸大学の現状がかくも地に堕ちるとは思ってもみなかったことで、こんな筈ではなかったの思いが強く、北陸大学を退職して 14 年を経過した今、自らの無力に腹立たしさを覚える。

学校法人理事長は社会に対しその全責任を取り、学長はその任期中のみ理事会の一理事として、経営と教学の双方の責任を負う故、理事長と表裏一体となることは理想である。

学長は理事会の議を経て任命されるが、大学の使命は学生の教育・研究遂行であるが故に、大学構成員の信任を得て、そのリーダーシップの下に諸事を処する能力が求められる。学長の選任には、大学構成員の信任を求める過程は必須であり、信任を得られない候補者は、学長としての責を負うべきではないと考えられる。

今日の北陸大学の不幸は、学長の選任が、大学経営の任に当る理事者と教学の責を負う教員との意思疎通の不備に起因していることは明白である。

北陸大学の構成員は学長の選任の一点に今日の不毛の真因があることに思いを起し、原点に戻り大学の民主化に尽していただきたいと切に望みたい。

組合ニュース創刊号に執行委員長の言葉として“本来、大学というのは、組合などなく

てもよい、真に開かれた場所であるべきでないでしょうか。”と書かれている。まさしくそのとおりで、一日も早く民主化された新生北陸大学の姿を見たいものである。(編注：この寄稿文は10年前に計画された「組合十年史」に寄せられたものである。氏は学長時代に教学を重視する姿勢を貫き、退職後は一貫して組合に支持を寄せられている。)

感想文の募集に寄せて

紺谷 仁 (元組合執行委員、元薬学部教授)

北陸大学教職員組合が結成されたのは、北陸大学ができて20年目。それから10年発足当時の元気と熱気はなくなった。組合は果たして教職員に幸せをもたらしたのだろうか。発足時、給与の是正があり平均20%を超えるベースアップがあった。職を失いそうになった教員・職員を守ってきたし、感激する光景も見えてきた。多くの教職員に将来の不安がなくなり、組合の存在理由が失われたのだろうか。多くの要求は一顧だにされないままに、先人の努力で獲得してきたものを次々と失っている。要求獲得のために努力を傾けた人々は、北陸大学を離れざるを得なくなり、また生きる場を失いそうになっている。組合が存在する必要性はある。今この教職員組合を失ったとき、再び結成することはできないと思う。林敬委員長のいう「存在していることに意味があり、いつか曙光がさしてくる」と思う。(編注：この寄稿文は10年前に計画された「組合十年史」に寄せられたものである。)

組合結成20周年に寄せて

三宅祥隆 (日本私大教連書記次長)

北陸大学教職員組合の結成20周年を心よりお喜び申し上げます。

北元前理事長・理事会による大学の私物化、専断的・強権的な大学運営、教職員の権利と労働教育研究条件に対する度重なる攻撃に抗し、教職員組合を結成し、団結を広げ、たたかいを粘り強く積み上げてこられた歴代役員の皆さん、組合活動を支えてこられた組合員と組合OBの皆さんに、心からの敬意を表せずにはられません。

この20年間の組合のたたかいは、血の滲むような努力の連続だったと思います。前理事長が専断体制の確立を狙って引き起こした多くの不祥事や事件、組合を敵視した不当労働行為、そして不当解雇など、幾度となく繰り返された攻撃は、全国的に見ても指折りの悪質なものでした。これらに対して、組合は毅然とたたかい、前理事長・理事会の不当性・違法性を明らかにしてきました。こうした努力の積み重ねが、2013年の前理事長退陣を実現する大きな力となったものと確信しています。まさしく組合が、「北陸大学の真の発展に大きく寄与する」ことを高く掲げ、法に定められた権利を行使して、学内外の多くの

人々の力を集めながら粘り強くたたかってきたことでもたらされた大きな成果です。もし組合がなかったら、北陸大学は理事会に私物化された大学の体をなさない「大学」に堕していたか、すでに破綻をきたしていたに違いありません。

私は日本私大教連の担当者として、2004年の外国語学部・法学部の未来創造学部への改組、2006年の4年制薬学部廃止と6年制薬学部設置にともなって引き起こされた、組合の中心メンバーを狙い撃ちした不利益取扱など一連の不当労働行為に対するたたかいを微力ながら支援させていただきました。組合の専従書記としてまだ駆け出しだった私は、北陸大学のみなさんから多くのことを学び、かけがえのない経験を積ませていただきました。この場をお借りしてあらためて感謝申し上げます。

今になっても度々、毎月のように通った金沢の景色とともに、当時痛感したことを昨日のここのようにありありと思い起こします。それは、北陸大学に組合が存在していること、身を削ってたたかっている方々がいらっしゃることが、北陸大学の未来を切り拓くうえで唯一の希望なのだとということです。

私は組合結成10周年の際にお送りした寄稿文の中で、「結成20周年には、つらく苦しい時代を乗り越えて今の北陸大学があるのだと誇れることをめざして」奮闘する決意を述べさせていただきました。このことが叶った喜びを、いまあらためて噛みしめています。

私立大学をめぐる状況が厳しさを増す中、これからも北陸大学で組合が果たす役割はたいへん大きなものであると思います。日本私大教連も引き続き支援してまいります。ともに頑張りましょう。

教職員組合20年史に寄せて

鴨野幸雄（金沢大学名誉教授）

北陸大学教職員組合が結成されて20年が経ちました。組合創設に多くの教職員の方々が懸命に努力されていた様子が目に浮かびます。組合結成の準備会の方々と、金沢大学教職員組合員との合同研究会がもたれ、相互に討論、学習したこともなつかしい思い出です。

とりわけ、学長選出にあたり大学設置者側の一方的な学長任命や他の教育人事の非民主主義的運営に抗議して、圧倒的多数の教職員が、大学の自治の根幹をなす「教員人事の自主決定権」を求め立ち上がり裁判闘争にまでなりました。この運動とともに教職員組合が結成され、その支援の下にシンポジウムが大学外の金沢市観光会館で開かれました。私は招かれ「大学の自治」につき話させていただきました。話の内容は、「学問研究は、従来の考え方を疑い、新しいものを生み出そうとする努力であるから、現在の体制にとって危険な側面をもつ。そのため、国や大学設置者（私学では理事会）は、学問研究が自らに役に立つ限りで自由を与え、危険な限りでこれを弾圧しようとするのは歴史が教えている。この場合、最も有効な手段として用いられるのが教員人事である。これでは学問研究

の自由が形骸化されてしまう。これを避けるために、学問的専門能力と知的誠実性を正しく評価できる教員研究者集団（教授会）が教員（学長含む）人事を確保することが、大学の自治の中心課題となるべきであり、大学設置者の教員人事への外的管理権は形式的かつ謙抑的に行うべきである」というものでした。今でも私は同様に考えております。

北陸大学教職員組合の先生方が、今日の大学改革の名の下にトップダウンになりがちな大学運営においても、その有する学問的専門能力と知的誠実性をもって教育研究にあたられ、学生や父母そして社会から大学に高い評価が与えられますよう心から期待しております。

教職員組合の教育研究のたたかいに感謝して

森 一敏（元父母会会員、金沢市議）

この度は、『組合 20 年史』に寄稿の機会をいただき、光栄に存じます。お世話になってきた愚息の保護者として、北陸大学教職員組合の 20 周年に敬意とお祝いの気持ちを申し上げます。

私事ですが、長男が県内の私立大学への進学を希望したのが 14 年前、彼の選択肢にあった複数の大学中、第一志望が北陸大学でした。当時 15 年来おつきあいを頂いていた田村光彰先生も「思想と実践の統一」を志して、結成にご苦労された大学労組が、大学当局との激しいたたかいを展開していることを知っておりました。

「当局はひどいが、先生たちは団結してたたかっているから、受験を認める。」

長男の大学進学に積極的ではなかった私がそう言った記憶があります。彼は、志を高く掲げる先生方の生き様からも、多くを学び、育てて頂いたと思っております。

その長男も今年で 31 歳。都会のワーキングプアそのものですが、愛情を注がれ、良き仲間にも恵まれ、夢を追い求める日々を送っているようです。この場を借りて親として深く感謝申し上げます。

ところで、ときは風雲急を告げております。言うまでもなく、「戦争法」たる安保法が強行成立し、立憲主義破壊すら意に介さない独裁的政治がまかり通っています。10 年前も同じ第 1 次安倍政権。教育基本法改正の攻防が始まっていました。権力者が教育を私物化し、体制順応化の道具に貶めてきたことは歴史の常でありました。そして、今や憲法の明文改定すら政治日程に上る情勢にあり、それに対する民衆の力量をいかに高めるかが問われる歴史を分かť事態に至っています。

いかなる困難な時代状況を迎えようとも、学問の自由、研究の自由、そして教育の自由こそが、平和人権の世紀を生み出す基礎であることは変わることのない普遍の道理です。アジアに対する歴史の負債を真に清算し、共存と連帯の世紀を拓くには、非戦平和主義を堅持し、次に控える憲法抹殺の企図を挫かなければなりません。その環とも言える先生方

の大学正常化の苦闘に、一元保護者として賞賛の拍手をお送りすると共に、連帯の気持ちをお伝えします。

愚息にも、社会の進歩に参画する市民として志を掲げて生きてくれるよう心から期待しながら拙文を締めくくらせて頂きます。

大学の財産は一に人、二に人、三に人

潮 昭太（元組合執行委員、元外国語学部教授）

私は旧外国語学部英米語科に1996年4月から2004年3月までの8年間、在籍した。北陸大の施設は見劣りするが、もっとも重要なのは人の質だと痛感する。

2013年2月末にはK理事長退陣に驚いた。クーデター主導者が非組合員の松本和彦さんという事実が第二の驚きだった。Kにとっては「飼い犬に噛まれた」との思いだったか。側近はクーデターや暗殺をうまく実行できる。

組合の大学改善やKの辞職を求める、長年の活動は無駄だったのか。これはあまりに近視眼的。長年の辛抱強い活動により、デタラメ放漫経営に対する批判が浸透し、クーデターを成功させる素地ができたと考えるべきだ。松本さんは短距離走者であり、組合指導者はマラソンか駅伝の名手だ。

Kは組合との団交は要領を得ないM理事に任せ、Nを全般的なスポークスマンに指名していた。月曜会と称する早朝会議があり、T元英語担当教授は、この「会議」を「狂人の独演会」と形容した。また、Kは常に特定の教師を敵視、迫害していないと気がすまない異常な性格の持ち主だったと私は思う。

驚くべきことに学部長選びでさえ定則がなかった。選挙があった年には林先生が勝った。理事会（=K）任命の学部長は教員としての資格・能力さえ疑わしい人ばかり。

Kが19年間も理事長を務めていて、何人の人々が犠牲者となったか。

アメリカ人のKMさんはKをlittle Caesar「ちっぽけな独裁者」と評した。かつて心理学担当だったS先生は、Kを人格障害者と診断した。

尾崎XXさんは、薬学部キャンパスの草むしりをやらされたことがある。その間に日本ロシア交流協会石川県支部の仕事を携帯電話でやれたと言う。初谷良彦さんがKに日本刀で脅された事件を週刊新潮に報じてもらったのは、尾崎さんの尽力だ。ちなみに初谷さんと私は早稲田英字新聞会の同窓生だ。

吉田YYさんは職員が予算案作成にあたりプロジェクトを提案するよう指示され、学内バリアフリー化を提唱したが「金額の低いものはダメ」と却下されたそうだ。

櫻田芳樹さんは中国大陸から来たような印象を与えた。西川喜久子先生は研究成果をまとめられた大著「珠江デルタの地域社会」を2010年に刊行されたコツコツ型。

岡野さんは普段温厚なのに団交では人が変わったように大声で質問・要求を突きつけた。

林さんは粘り強い。自宅に招かれ将棋を指した際、どうみても私が優勢だと思っても先生は頑固に抵抗を続け、ついに当時アマ二段の私を敗北に導いた。

櫻田さん、酒の飲めない岡野さん、林さんと「絶対音感」ありというホステスさんの居酒屋で過ごした時間がなつかしい。帰宅の車は岡野さんか林さんのお嬢さんの運転が普通。

組合なしには過ごせなかった私の金沢での8年間だった。

組合結成、そして、時を経て「飛脚」

中崎温子（元組合執行委員、元外国語学部助教授）

さて何を書こうかと考えたとき、無数によぎるものがありました。それを羅列するだけでも、同じ難難辛苦を味わった方々には「通じる」ものがあると思い、当時の「日記」に認めておいた数行の幾つかを古いものから順に引っ張り出しました。北陸大学に就任したのは、もう、20年前余になります。「記念誌」の歴史とさほど変わりません。記録、記憶の遠くなった部分もあります。

○ 組合結成までは、呼吸までが逼塞するような職場だった。しかしやがて、自らの職場を「正常化」しようという、「普通の声」が芽生え、勇気を持って仲間とつながり、産声を上げた…

* 当時、着任後に「覚書」なるものを渡され、同期の全員に「3年後に身分の見直し」が突然言い渡されました。ほどなく組合が結成され、交渉によって「覚書」を破棄してくれました。深謝しています。

○ 心でどんなに思っているか、念じていても、その声が届かなければ、体制の容認者であり、ひいては加担者と変わらない…

* 「覚書」という縛られるものがなくなり、当然に組合に入りました。しかし、入らない同期もいたので、その感想がこのように書かせたのでしょうか。

○ 矛盾と理不尽に対し正常化・民主化を求める動きを構築し出した流れに、普段高いところから講義をしている教員の一人ひとりがどちらを向くのか、何を守ろうとするのか、問われている…

* 仲間内の理事会の互選ですから、体制は簡単には変わりません。「学長公選制」の署名や学外での「学長選挙」を実施しメディアにも取り上げられました。選管メンバーに対し大学法人が「裁判」に訴えましたが、すぐに撤回しました。脅しを試みたということでしょうか。組合という拠り所を得たものの、闘いはスタートしたばかりでした。

○ 教職員に対し身分的精神的に不安定さを強いることによって、職場や教育・研究にどのようなメリットがあるのだろうか。まさに大学は「自滅の道」を辿り始めている…

*解雇がありました。学部長が任命制となり教育研究環境とは無関係な人を配しました。次々と「事件」が起きました。やがて「外国語学部」も「法学部」も廃され、多くの人が職場を去りました。私もその一人です。さしずめ今なら「ブラック企業」の横綱級でしょうか。

みなさんから、やがて、今の職場に「早馬」や「飛脚」が来ました。体制が変わり民主化実現への胎動が確実に始まっているようです。時々、当時の仲間と会います。話す内容も明るくなり、皆さん、元気が戻ってきています。

権力を志向する人はどこにでもいます。今の大学でも、北陸大学の教訓を生かして「民主化」を進める方向で頑張っています。残念なことに、ご時勢で組合の組織率も減退しています。しかし、民主化は座して待っていてもやってきてくれません。周囲に理解を求めながらの反対勢力との「綱引き」の努力は、人の手による組織では常に必要ということでしょうか。

資料編

北陸大学教職員組合歴代執行委員

1995.7～1995.11

執行委員長 土屋 隆
副執行委員長 島崎利夫
書記長 櫻田芳樹
会計 田端淑矩
執行委員 浅野直樹 寺西正憲 岡野浩史 西尾林太郎 木津治久 橋本 忠
田村光彰 三国千秋

1995.11～1996.12

執行委員長 土屋 隆
副執行委員長 島崎利夫
書記長 櫻田芳樹
会計 田端淑矩
執行委員 浅野直樹 岡野浩史 木津治久 桐山典城 M.M.コーネリアス
澤西啓之 田村光彰 寺西正憲 西尾林太郎 橋本 忠 林 敬
三国千秋 吉田和弘 吉藤茂行

1996.12～1997.11

執行委員長 土屋 隆
副執行委員長 島崎利夫
書記長 櫻田芳樹
会計 田端淑矩
執行委員 浅野直樹 田村光彰 岡野浩史 橋本 忠 スコット・オリンガー
馬場 巖 木津治久 林 敬 桐山典城 三国千秋 古閑健二郎
宮原辰夫 定成秀貴 吉田和弘 澤西啓之 吉藤茂行

1997.11～1999.3

執行委員長 櫻田芳樹 (1999.3委員長代行 島崎利夫)
副執行委員長 島崎利夫 澤西啓之 吉田和弘 柿木英輔
書記長 岡野浩史
会計 大木一弘
執行委員 浅野直樹 池田ゆかり 弘康 今井弘泰 紺谷 仁 定成秀貴 田端淑矩
土屋 隆 橋本 忠 吉藤茂行 林 敬 三国千秋 叶 秋男
田村光彰 馬場 巖 宮原辰夫 萩原顕二 堀口英則 山沢千尋

1999.3～2000.3

執行委員長 田村光彰
 副執行委員長 桐山典城 吉田和弘 柿木英輔
 書記長 岡野浩史
 会計 大木一弘
 執行委員 浅野直樹 池田ゆかり 今井弘泰 紺谷 仁 田端淑矩 定成秀貴
 潮 昭太 島崎利夫 叶 秋男 萩原顕二 堀口英則 尾崎 徹
 山沢千尋

2000.3～2001.3

執行委員長 田村光彰
 副執行委員長 吉田和弘 柿木英輔
 書記長 岡野浩史
 会計 大木一弘
 執行委員 池田ゆかり 落合俊朗 栗田城治 紺谷 仁 定成秀貴 潮 昭太
 佐々木昌子 島崎利夫 尾崎 徹 萩原顕二 堀口英則 山沢千尋

2001.3～2002.3

執行委員長 島崎利夫
 副執行委員長 紺谷 仁 吉田和弘 柿木英輔
 書記長 岡野浩史
 会計 大木一弘
 執行委員 池田ゆかり 落合俊朗 栗田城治 松原京子 潮 昭太 中崎温子
 小南浩一 田村光彰 尾崎 徹

2002.3～2003.3

執行委員長 澤西啓之
 副執行委員長 栗田城治 岡野浩史
 書記長 三国千秋
 会計 小南浩一
 執行委員 佐倉直樹 松原京子 落合俊朗 池田ゆかり 岡崎和子 田村光彰
 茨木正治 柳本祐加子

2003.4～2004.3

執行委員長 桐山典城
 副執行委員長 佐倉直樹

書 記 長 岡野浩史
 会 計 荒川 靖
 執 行 委 員 栗田城治 宮一諭起範 潮 昭太 長岡亜生 田村光彰 茨木正治
 柳本祐加子

2004.3～2005.3

執 行 委 員 長 佐倉直樹
 副執行委員長 栗田城治 田村光彰
 書 記 長 岡野浩史
 会 計 荒川 靖
 執 行 委 員 桐山典城 鍛冶俊幸 千葉賢三 宮一諭起範 アルベルト・カニャス
 井上裕子

2005.3～2006.5

執 行 委 員 長 佐倉直樹
 副執行委員長 栗田城治 田村光彰
 書 記 長 岡野浩史
 会 計 松原京子
 執 行 委 員 桐山典城 鍛冶俊幸 千葉賢三 山本 勝 ルート・ライヒェルト
 佐々木昌子 アルベルト・カニャス

2006.5～2007.3

執 行 委 員 長 林 敬
 副執行委員長 佐倉直樹 木津治久
 書 記 長 田村光彰
 会 計 松原京子
 執 行 委 員 桐山典城 上森良男 田端淑矩 荒川 靖 三国千秋
 ルート・ライヒェルト アルベルト・カニャス 尾崎 徹

2007.3～2008.3

執 行 委 員 長 林 敬
 副執行委員長 佐倉直樹 木津治久
 書 記 長 田村光彰
 会 計 松原京子
 執 行 委 員 荒川 靖 岡崎和子 田端淑矩 三国千秋

2008.3～2009.3

執行委員長	佐倉直樹
副執行委員長	木津治久 荒川 靖
書記長	田村光彰
会計	武野 哲
執行委員	三国千秋 長岡亜生 田端淑矩

2009.3～2010.3

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津治久
書記長	田村光彰
会計	武野 哲
執行委員	三国千秋 長岡亜生 田端淑矩

2010.3～2011.3

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津治久
書記長	田村光彰
会計	武野 哲
執行委員	三国千秋 岡崎和子 田端淑矩

2011.3～2012.3

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津治久
書記長	田村光彰
会計	武野 哲
執行委員	田端淑矩

2012.3～2013.3

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津治久
書記長	三国千秋
会計	武野 哲
執行委員	佐々木昌子

2013.3～2014.3

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津治久
書記長	三国千秋
会計	松原京子
執行委員	佐々木昌子

2014.3～2015.3

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津治久
書記長	三国千秋
会計	松原京子

2015.3～

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津治久
書記長	三国千秋
会計	松原京子

北陸大学教職員組合規約（2015年現在）

第1章 総則

（名称及び所在地）

第1条 本組合は北陸大学教職員組合と称し、事務所を石川県金沢市太陽が丘 1-1 北陸大学内に置く。

（目的）

第2条 本組合は北陸大学の教職員の経済的・社会的地位の向上を計るとともに、大学の自治と学問・思想の自由を確立し、本大学の教育・研究の発展、振興を通じて社会に寄与する。

（事業）

第3条 本組合は前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。
教職員の基本的人権の擁護および勤務条件の改善と生活の向上に関する事
教育・研究条件の改善と教育・研究の充実と発展に関する事
大学運営の民主化に関する事
教職員およびその家族の福利厚生に関する事
その他目的を達成するために必要な活動

第2章 構成・権利および義務

（構成）

第4条 本組合は北陸大学に勤務する教員、職員および本組合が認めた者をもって組織する。

（権利）

第5条 組合員は本組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有し、また、何人も、いかなる場合においても人種、性別、宗教、思想、信条、門地または身分によって組合員たる資格を奪われない。

（義務）

第6条 組合員は組合規約を尊重し諸決議の実行に関しては組合の統制に服さなければならない。

第3章 機関

(機関)

第7条 本組合に次の常設機関を置く。

組合員総会（以下総会という）

執行委員会

(総会付議事項)

第8条 総会は組合の最高の意志決定機関であって、次の事項を決定する。

- 1 執行委員会の報告の承認
- 2 役員および執行委員の選任
- 3 組合の方針および事業計画
- 4 予算の編成および決算の承認
- 5 上部団体への加入・脱退
- 6 組合員の賞罰
- 7 規約の改正
- 8 その他組合運営に必要な事項

(総会)

第9条 定期総会は年1回原則として3月に開催する。そのほかに、組合員の3分の1以上の要求があったときは臨時総会を開かなければならない。さらに執行委員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

(総会の議長・議決)

第10条

- 1 総会は組合員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を認める。
- 2 総会の議長は総会において組合員の中から選出する。
- 3 議事は出席組合員の過半数をもって決定する。

(執行委員会)

第11条

- 1 執行委員会は本組合の執行機関であり、総会の決議を執行し、または緊急事項を処理する。
- 2 執行委員会は執行委員をもって構成し、執行委員長が必要と認めたとき、ならびに執行委員の3分の1以上の要求があったとき、執行委員長がこれを召集し議長にあたる。

3 執行委員会は執行委員の過半数の出席がなければ成立しない。

（執行委員会の業務）

第12条 執行委員会は次の業務を執行する。

- 1 総会の決定事項
- 2 総会に提出する議案に関すること
- 3 日常業務の執行にあたって必要な事項
- 4 緊急事項の処理に関すること、なお本号については事後に総会の承認を得なければならない。

（同盟罷業）

第13条 同盟罷業の開始については、組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の賛成を得なければならない。

第4章 役員

（役員）

第14条 本組合に次の役員をおく。

- 1 (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 1～2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 執行委員 若干名

本部員をもって執行委員会を構成する。

会計監査委員 1名

（役員の任務）

第15条 役員は次の任務をもつ。

- 1 執行委員長は本組合を代表し、組合業務を統括する。
- 2 副執行委員長は執行委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。
- 3 書記長は組合事務と会計事務を掌握・統括する。
- 4 執行委員は執行委員会を構成し、組合業務を分担する。
- 5 会計監査委員は組合の会計業務の監査を行う。

(役員の選任)

第16条

- 1 役員は組合員の直接無記名投票により選出する。
- 2 役員の任期はその年の定期総会から次年度の定期総会までとする。ただし再任をさまたげない。

第5章 会計

(組合の経費)

第17条 組合の経費は組合費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(組合費)

第18条 組合員は総会で決められた組合費を納めなければならない。

(管理および出納)

第19条 本組合の財務管理および金銭の出納は執行委員会の責任とする。

(予算・決算)

第20条

- 1 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。但し、収支決算報告は2月末日現在の報告とする。
- 2 予算・決算は定期総会において報告し承認を得なければならない。
- 3 すべての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されなければならない。

第6章 加入・脱退

(加入)

第21条 本組合に加入を希望する者は、その旨書面をもって執行委員長に申し込み、執行委員会の承認を得て組合員となる。

(脱退)

第22条 本組合から脱退しようとする者は、その旨書面をもって執行委員長に申し出て執行委員会の承認を得るものとする。なお、本組合に債務を有する者は、脱退以前に完済

しなければならない。

第7章 賞罰

（表彰）

第23条 組合に多大の功勞のあつた者は、総会の議決により表彰することができる。

（処分）

第24条

- 1 組合員で下記の各号に該当する者は、総会の議決により除名または権利を停止することがある。
 - （1）組合規約・組合議決その他の統制に違反した場合
 - （2）組合の名誉を傷つけ、または不利益をもたらす行為をなした場合
 - （3）理由なく組合費を3ヶ月以上滞納した場合
- 2 前項の除名については総会で十分討議し、出席組合員の直接無記名投票により3分の2以上の同意を得なければならない。
- 3 除名された者が再加入を希望するときは、執行委員会に申し入れ、総会において出席組合員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 規約の改正および組合の解散

（規約の改正）

第25条 組合規約の改正は総会の議決を得た後、組合員の直接無記名投票による過半数の同意を得なければならない。

（組合の解散）

第26条 本組合の解散は組合員の直接無記名投票により全組合員の4分の3以上の同意を得なければならない。

附則 本規約は平成7年7月5日から施行する。1995年7月5日結成大会にて制定

附則 本規約は平成8年9月30日から施行する。1996年12月4日 総会にて改訂

附則 本規約は平成11年3月19日から施行する。1999年3月19日 総会にて改訂

附則 本規約は平成19年4月1日より施行する。2007年3月22日 総会にて改訂

附則 会計期間移行のため、平成19年度会計期間は、平成18年10月1日から平成20年3月31日までとする。2007年3月22日 総会にて決定

組合年表

年月日	事項
95.07.05	組合結成：大学運営における「教職員の声」の反映と、大学当局との信頼関係の確立を求める
95.07.12	「組合ニュース」第1号発行
95.07.17	第1回団交で、「大学運営の民主化」申し入れ
95.07.末日	第1回アンケート：学長・学部長の公選制 53.1%、理事会の正常化 37.0%、教授会の正常化 32.1% アンケートでは本俸表に対する不満が多かった (88.9%)
95.08.29	大学法人はアンケートの記述の一部取り消しを要求
95.10.23	第4回団交で、給与平均 21% 増等妥結 10月25日に確認書
95.11.24	第1回組合定期大会：給与改善等の他、学内運営民主化要求として学長・学部長公選制と教授会権限の回復を要求する活動方針の決定
95.12.06	第7回団交で、大学法人は民主化要求に対して団交事項ではないとして話し合いを拒否 組合は交渉を継続要求
95.12.27	オリンガー講師事件発生
96.01.19	第8回団交で、理事会、新規採用者の「覚え書き」の善処を約束
96.01.31	「公選制」を求める要望書作成 発起人 34 名 (薬学 18 名、外語 10 名、法 6 名) 世話人 6 名 (各学部 2 名) 96.02.05 署名活動開始 署名者は 136/177 名 (薬 82/99 名、外 31/45 名、法 23/33 名) 96.02.23 理事会へ提出
96.03.21	「公選制」要望に対する理事会の回答
96.03.22	全学教授会で、学長・学部長「公選」、意見聴取表明
96.03.29	3月6日の団交を経て、この頃までに「覚え書き」は破棄される 外国人講師の終身雇用契約を勝ち取る (議事録交換)
96.06	全学教授会懇談会議論：毎回議論は入り口で膠着
96.06.17	『時局と真相』に掲載されたスキャンダル記事 (暴力事件等) に関して団交申し入れ
96.06.20	学生監禁事件：学長への質問書理事長へ質問書
96.08.22	新学長に衛藤濤吉氏を抜き打ち決定
96.09.09	理事会、新学長に衛藤濤吉氏を決定したことを報告
96.10.04	スト権確立 (投票数 140、賛成 126、反対 12、白票 2) 給与改定、次期学長、人事運営に関して要求
96.10.11	大学法人、「With」紙発刊 衛藤氏の挨拶と学長の歓迎の辞、中川専務理事の選任問題見解を特集
96.10.30	不当労働行為救済申し立て (吉田氏の件、財務諸表開示の件)
96.11.12	教職員有志、文部省へ 130 名連名の上申書提出
96.11.18	「公選制」を求める有志世話人 (以下「有志」世話人)、抗議声明：白紙撤回と「公選制」要求 理事会決定白紙撤回と対話を要求
96.11.25	「有志」世話人、再度白紙撤回を前提とした対話を要求
96.11.30	労働基準監督署へ申告 (時間外労働、休日出勤等)
96.12.17	教授 25 名、理事会決定無効確認提訴
96.12.19	久野学長即時退陣要求書提出 署名者 106 名

96年末	執行委員長に対する尾行確認 委員長中傷怪文書配布
97.01.10	盗聴器発見
97.01.13	「有志」世話人、全教員に学長・学部長候補者選出規程提案 投票結果：全教員 178 名中投票者 141 名 (79.2%)、承認 130 名 (73%) 不承認 11 名 (6.2%)
97.01.24	「有志」世話人、理事会に対して選挙実施提案 前理事長の退職金が3億円であることが判明
97.02.04	「有志」世話人、全教員に対して学長候補者自主選挙実施提案 投票結果：投票者 123 名 (68%) 実施賛成 115 名 (63.5%)
97.02.06	無効確認訴訟原告、学長任命禁止仮処分申し立て 久野学長：教員宛「通知」、自主選挙不参加要請 大学理事会、有志の会世話人に通告書：自主選挙中止要求と処分示唆
97.02.07	組合執行委員長に通告書
97.02.09	「有志」世話人に通告書 (2 回目)
97.02.10	平成8年度給与改定妥結 確認書：平均 3.8% + 一律 10 万円
97.02.12	学長候補者自主選挙公示
97.02.13	「組合ニュース」、北元理事長以下 4 名の理事・学長が文部省の補助金減額基準を大幅に超えていることを報知
97.02.14	大学理事会、金沢地裁に自主選挙実施禁止仮処分申し立て
97.02.20	大学理事会、自主選挙管理委員各人に「通告書」：自主選挙事務遂行に対する警告 「With」紙でも恫喝的主張 「有志」の会代表、中川理事と協議
97.02.21	教育会館において自主選挙投票：有権者数 182 名、投票総数 132 票 (72.5%) 当選人：中山研一 (118 票)
97.02.27	理事会、衛藤氏の学長選任を一方的に白紙撤回
97.02.28	衛藤氏より組合執行委員長及び関係者宛親書
97.03.03	衛藤氏、地元報道機関にコメント発表 北元理事長を激しく非難
97.03.04	「有志」の会、大学理事会と協議
97.03.07	吉田事件、石川地方労働委員会で和解成立 吉田氏原状回復
97.03.18	文部省より「異例の厳しい行政指導」 3 項目の基本認識 5 項目の指導事項
97.03.21	「組合ニュース」、労基署が時間外手当等の未払い分の支払いを勧告 (支払額数千万円) と報告 各学部自主的に学部長候補を選出
97.03.28	金沢地裁の和解調停決裂
97.03.29	理事会、新学長及び学部長を一方的に選任
97.04.02	報道各社、文部省の行政指導を報道
97.04.05	教職員有志、文部省へ追加上申書を提出
97.04.10~	各学部教員、学部長の辞任勧告を決議
97.04.18	「組合ニュース」、行政指導詳報
97.04.22	週休2日制実現報告
97.05.01	佐々木学長へ辞任勧告書提出 (署名者 114 名)
97.05.16	団交で過去2年間の実験助手の時間外手当を支給することを確認
97.05.30	金沢地裁、理事会決定無効確認裁判再開

97.06.18	北陸大学の正常化を求める有志の会（以下「有志の会」）が発足 代表は中山研一法 学部教授
97.06.25	臨時大会で人事考課阻止と街頭宣伝を辞さないとする決議
97.07.08	名誉教授問題で石川地労委へ救済申し立て
97.07.24	「有志の会」、第1回シンポジウム開催（観光会館）
97.08.01	北元理事長宛公開要求書で経理の公開を要求 北元理事長、要求を無視
97.08.21	前理事長退職金の上積み分2億円の返還要求
97.09.25	スト権確立（投票者の90%（全組合の過半数を大きく上回る数）が賛成）
97.10.12	報道各社再度の行政指導を報道
97.11.25	「有志の会」、第2回シンポジウム開催（六華苑）
97.12.03	スト権維持と理事長退陣要求の運動方針を決議
98.02.03	全学教授会、学長任用規程案の採決：常任理事会案を否決し、教員提出案を決議
98.2.19～21	報道各社、北陸大学学生の署名活動を報道：改善要求書を町村文部大臣と北元理事 長に提出、署名者681名
98.02.24～26	北元理事長退陣街頭行動、ビラ配布
98.03.03	「組合ニュース」、理事長退陣要求を掲載
98.03.18	「組合ニュース」、行政指導1年、理事会对応の詳細記事掲載
98.04.01	法学部長に「教授会の議を経た」初谷氏を任命
98.04.15	学生有志、理事長退陣運動、署名者、4月15日時点で学生1213名、父母751名
98.07.09	労働条件で確認書（①週休2日制、②年次有給休暇の繰り越し、③新採用者期限の 定めのない契約への移行）
98.10.29	全学教授会、「学長任用規程改正案等」及び「学部長候補者選考規程案」を最終審議
98.11.10	理事会、学長任用規程及び学部長選考規程を決定 佐々木学長辞意表明
98.12.12	学長候補者選挙実施 初谷好彦 81票 河島進 41票
98.12.14	学長に河島氏を決定（初谷氏辞退表明）
99.03.05	学長・学部長等の地位不存在確認訴訟判決
99.03.10	学部長選挙実施 薬学部 吉藤氏当選 外国語学部 櫻田氏当選
99.10.18	法人へ抗議書「能力開発、目標設定記録書」の撤回要求
99.12.09	理事会、組合の抗議を無視し人事評価を強行
00.01.20	名誉教授問題勝利和解成立、藪、松井両氏に授与
00.06.22	団交に一般組合員40名参加
00.06.26	理事会、一般組合員参加の団交拒否
00.09.14	「日本刀事件」発生
00.10.13	法学部志願者激減に法人教職員の意識改革要請（「With」） 「組合ニュース」、組合法人の要請を批判
01.08.15	金沢地裁にて「日本刀事件」の和解成立、初谷氏の主張が認められる
02.10.23	学長候補者教員投票 鴨野幸雄 64票 河島進 53票
02.10.24	河島氏学長再任決定

02.12.25	理事会、外国語学部及び法学部の閉鎖を決定
03.01.31	臨時大会で「教員の業績評価の申告書」の提出拒否を決定
03.03.24	全学教授会で突如学部長選考規程廃止を提案、採決なしに廃止強行、任命制へ
03.05.27	薬学部刷新準備委員会規程、新学部設置準備委員会規程案、教員の身分の得喪を規定
03.08.29	組合員名簿公開を決定 団交で、中川専務理事が学部により担当科目が皆無になる教員が出てくると言明、解雇は整理解雇と説明
03.09.11	団交で理事会側説明：新学部配属組合員は5名、残りの24名は教育センター配属、学部・教育センターへの配置基準は開示なし
03.09.12	学部ごとに教員配置案の説明会
03.10.06	雇用対策専門委員会設置を決定
03.10.16	教員配置基準、ドイツ語スペイン語廃止の理由等を理事長に文書で要求
03.11.13	ドイツ語、スペイン語及び多数の組合員教員の担当科目がないことの理由説明を理事長に要求
03.11.22	法科大学院不認可
03.12.12	「組合ニュース」、理事会刷新を要求する記事を掲載、教授会無視と組合員排除を追求する
04.01.14	理事会、一方的に学長任用規程を改悪（選挙制廃止）
04.01.21	「組合ニュース」、学長・学部長選任規定の改悪を批判
04.04.01	未来創造学部、教育能力開発センター発足
04.04.06	代理人弁護士、違法な整理解雇には応じない旨の通知書を理事会へ送付
04.04.15	薬学部の担任教員外し（詳報「組合ニュース」212号）
04.06.08	石川県労委、教員配置、財務資料開示等の斡旋打ち切り
04.06.10	臨時組合大会で、組合排除の中止、ドイツ語、スペイン語の復活開設要求を決定
04.09.07	賞与規定の改悪（給与規程から削除）を提示
05.03.18	理事会、賞与授与式を抜き打ち強行 書記長抗議退出
05.07.11	6年制薬学部に4教員を登録せず、また執行委員長を大学院担当から排除
06.03.20～	センター所属8教員に1年後解雇通告
06.03.31	外国語学部、法学部終焉
06.04.01	薬学部、6年制へ移行
06.05.06	6年制薬学部排除問題、石川県労委へ提訴
07.02.21	組合員教員2名に解雇通知
07.03.15	解雇事件、金沢地裁へ仮処分申し立て
07.03.31	2教員を解雇
07.04.24	石川県労委命令書：組合主張を全面的に受け入れ
07.04.27	理事会、中労委へ再審査申し立て
07.05.27	「田村・ライヒェルトを支援する会」発足
07.06.22	「賞与」の名称を廃して賞与支給 賞与を「褒め称えるものとする」という学長宣言
07.08.10	金沢地裁仮処分決定：原告申し立てを全面的に認める

07.10.19	解雇事件、金沢地裁へ提訴 組合も団体交渉義務違反行為による損害賠償請求の原告となる
08.01.11	中労委で6年制薬学部教員問題和解合意：理事会、6年制薬学部担当からの排除撤回と大学院担当を認める
08.01.29	「支援する会」、解雇撤回要求書(943筆分)、理事会へ提出
08.02.12	中労委の和解、正式調印
10.02.23	2教授解雇事件、勝利判決 理事会、即日控訴
10.09.13	「支援する会」、2教授復職要求書(7,513筆分)、理事会へ提出
11.09.21	2教授解雇問題、名古屋高裁金沢支部で勝利的和解成立
11.10.01	後期より2教授復職
13.02.18	役職教員、「北陸大学の経営正常化を求める会」を結成、北元理事長の問題行動を糾弾、幹部理事の責任追及
13.02.26	北元理事長以下幹部3理事辞任
13.06.25	賞与交渉において法人理事会の譲歩を引き出す 以後、給与交渉、賞与交渉において法人理事会側の態度が改まる
15.05.21	「組合ニュース」、教授会機能の復活や法人と教職員関係にまだ課題が多いことを論評する

編集後記

組合の歴史が一つの形になった。組合がたどった長期にわたる険しい道に対して感慨を禁じ得ない。その途上で、得られたもの、失われたものは決して少なくはなかった。組合運動に様々な立ち位置で参加した人たちの共通の思いであるだろう。

思えば、この20年に多くの人が大学に心を残しながら去って行った。運よく新天地を見つけた人もいれば、心の苦しみにそれを見つける余裕もなく去った人たちもいた。体制に服従協力しながら耐えきれずに去った人たちもいた。逆に、深刻な問題は見て見ぬふりして美味しいところだけをかすめ取って行った人たちもいた。

忘れてはならないことが三つある。一つは、当初の驚異的な組織率である。みんなの思いがエネルギーとなって組合の力強い運動を生み出した。換言すれば、強い思いが一つにまとまることによって希望は現実性をもつ、ということである。二つ目は、恵まれない境遇によく耐えた人たちのことだ。目につきにくい役割を黙々と引き受けてくれた人たちがいた。組合活動はその人たちの自己犠牲とも言える献身によって成り立った。最後の一つは、記録を残した人たちのことである。深刻な事態に直面して、事に当たった人はよく実相を記録した。「組合ニュース」の執筆者たちも常に当事者と問題を共有した。今読み返してみても、その人たちの書いた文章には臨場感があり、迫力が伝わってくる。そして、その記録や組合文書をファイルしたり、電子化したりする地道な作業を厭わなかった人の存在によって「組合二十年史」は可能になった。

さらに組合ゆかりの方々から貴重なご寄稿をいただいた。

これらの人たちに感謝の意を表して編集後記としたい。

(林 敬)

編集委員

荒川 靖	木津治久	紺谷 仁	櫻田芳樹	島崎利夫
田端淑矩	田村光彰	林 敬(主任)	三国千秋	

編集協力

佐倉直樹

北陸大学教職員組合二十年史

2016年3月1日 発行 非売品

編集・発行 北陸大学教職員組合
920-1154 石川県金沢市太陽が丘1-1 (北陸大学内)

印刷・製本 能登印刷株式会社
